

平成24年度 歴史的風致維持向上推進等調査

「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」

(藤川地区景観まちづくりファンド推進協議体)

報告書

平成25年3月

国土交通省都市局

目次

はじめに

0-1.調査名称	1
0-2.調査目的	1
0-3.調査内容	1
0-4.調査フロー	2
0-5.調査対象地区	3
0-6.藤川地区の概要	4

調査・検討編

1.まちづくりファンドの現状把握	7
1-1.調査対象の選定	7
(1)まちづくりファンドの事例の収集	7
(2)調査対象の絞り込み	11
1-2.調査概要	12
(1)実施方法	12
(2)調査対象の連絡先	12
(3)調査項目	12
(4)調査結果の概要	14
1-3.調査結果の詳細	15
(1)京町家まちづくりファンド	15
(2)ミュージックセキュリティーズ	19
(3)京都地域創造基金	23
(4)ぎふ景観まちづくりファンド	28
2.継続的にファンドの資金を確保・運営するスキームの検討	32
2-1.活用可能な地域資産の整理	32
(1)藤川地区の主な地域資産	32
(2)藤川地区内の歴史的建造物	37
2-2.地域資産を活かした取組みの検討	40
(1)事例からみる地域資産を活かした取組み	40
(2)継続性、運用面からみる課題	40
2-3.情報技術を活かした取組みの検討	41
(1)事例からみる情報技術を活かした取組み	41
(2)継続性、運用面からみる課題	41

2-4.参加・体験を通じた取組みの検討	42
(1)事例からみる参加・体験を通じた取組み	42
(2)継続性、運用面からみる課題	42
2-5.継続的な寄付行為を促進する効果的なファンドレイジングの検討	43
(1)ファンド運用上の課題の整理	43
(2)効果的なファンドレイジングの考え方	43
3.藤川地区におけるファンドの検討とスキームの検討	44
3-1.歴史的建造物の修理費用と運用益の試算(概算)	44
(1)対象とする歴史的建造物の概要	44
(2)歴史的建造物(米屋)の改修方針	50
(3)歴史的建造物(米屋)の改修費用	53
(4)歴史的建造物(米屋)の運用の想定	57
(5)歴史的建造物(米屋)の運用益の試算(概算)	59
3-2.ファンドの規模の試算	64
(1)歴史的建造物(米屋)の改修を前提とした際のファンド規模の考え方	64
(2)ファンドの規模	65
3-3.市民及び地域企業への意識調査	66
3-3-1.市民アンケート調査の実施	66
(1)市民アンケート調査の概要	66
(2)調査結果	70
3-3-2.地域企業への調書調査の実施	89
(1)地域企業への調書調査の概要	89
(2)調査結果	91
3-3-3.ファンドに集まる金額の算定(各種意識調査結果のまとめより)	108
(1)試算の考え方	108
(2)ファンドに集まる金額の試算	108
3-4.小規模ファンド運営のためのスキーム検討	110
3-4-1.藤川地区におけるファンド運用の仕組み等の検討	110
(1)藤川地区の地域特性を踏まえたファンドパターンの比較	110
(2)藤川地区における継続的な小規模ファンド運営のためのスキーム案	113
(3)藤川地区における継続的な小規模ファンド運営のためのスキーム案の試算 ..	121
3-4-2.藤川地区におけるファンドの目標値設定	127
(1)継続的な小規模ファンド運営のために必要な目標値等の見直し	127
(2)ファンドの目標値	129

3-4-3.藤川地区におけるファンド創設の手順とスケジュール案の検討	131
(1)藤川地区におけるファンド創設の基本的な考え方	131
(2)ファンド創設のスケジュール案	131
3-4-4.ファンド創設の手順等に対する関係者ヒアリング等のまとめ	132
(1)調査趣旨	132
(2)調査方法(調査対象を含む)	132
(3)調査結果	132
4.他地域が留意すべきポイントの整理	133
4-1.持続可能な小規模ファンド創設に向けた留意点	133
(1)ファンド運用に求められる基本的事項	133
(2)ファンド運用に向けた留意点	133
4-2.今後に向けて	136
A4判まとめ	137

資料編

1.アンケート調査関連	138
1-1.市民アンケート調査票	138
1-2.地域企業への調書調査票	142
2.進捗報告・中間報告関連	150
2-1.進捗報告	150
(1)第1回進捗報告	150
(2)第2回進捗報告	153
2-2.中間報告	156
(1)第1回中間報告	156
3.推進WS・推進会議関連	161
3-1.推進WS	161
(1)推進WSの概要	161
(2)推進WSの記録	162
①第1回推進WS	162
②第2回推進WS	167

③第3回推進WS	169
④第4回推進WS	175
3-2.推進会議	177
(1)推進会議の概要	177
4.実務者会議	178
(1)実務者会議の概要	178
(2)実務者会議の記録	179
①第1回実務者会議	179
②第2回実務者会議	187
③第3回実務者会議	188
④第4回実務者会議	194
⑤第5回実務者会議	201
⑥第6回実務者会議	203
⑦第7回実務者会議	207
⑧第8回実務者会議	211

はじめに

0-1.調査名称

本調査の名称は、以下のとおりである。

「平成 24 年度 歴史的風致維持向上推進等調査 持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」

0-2.調査目的

町家等の歴史的建造物は、老朽化等による修理費用が通常の家屋に比べ高いため、所有者の負担が大きいことが、保存が困難な一つの原因になっている。良好な景観を形成し、地域の活性化の重要な資産となる可能性を秘めた歴史的建造物を保存することにより、地域の歴史や成り立ちを後世に伝えることは重要であり、そのためには、所有者に歴史的建造物の保全をまかせるのではなく、地域ぐるみで保全や活用に取り組む必要がある。

継続的に町家等の歴史的建造物を保存していくために、まちづくりファンドを創設し、資金を提供することにより、所有者の負担を軽減する取組を行っている地域があるが、現在のような低金利の時代においては、運用型のファンドでは初期に多額の運用資金が必要となるため、多くの地域では創設が困難である。このような地域においては、ファンド資金を活用する対象エリアを、ある一定の地域に限定することにより、当該地域への誇りや愛着の醸成による継続的な資金提供者の確保や、地域資源の活用による資金の確保等の多様な財源を基盤とした小規模ファンドの仕組みの構築が一つの解決手法になると考えられる。

本調査は、歴史的建造物を修理・活用するための小規模ファンドの創設や継続的に資金を確保するための新たな仕組みづくりについて検討を行うとともに、藤川地区をモデルとして検証し、その結果を踏まえたファンド創設と活用上のノウハウを確立する等、今後の民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等を促進することを目的とする。

0-3.調査内容

調査内容は、以下のとおりとする。

1. 「まちづくりファンド」の現状把握
2. 継続的にファンドの資金を確保・運営するスキームの検討
3. 藤川地区におけるファンドの検討とスキームの検証
4. 他地域が留意すべきポイントの整理

0-4.調査フロー

本調査は、以下に示すフローにより進めるものとする。

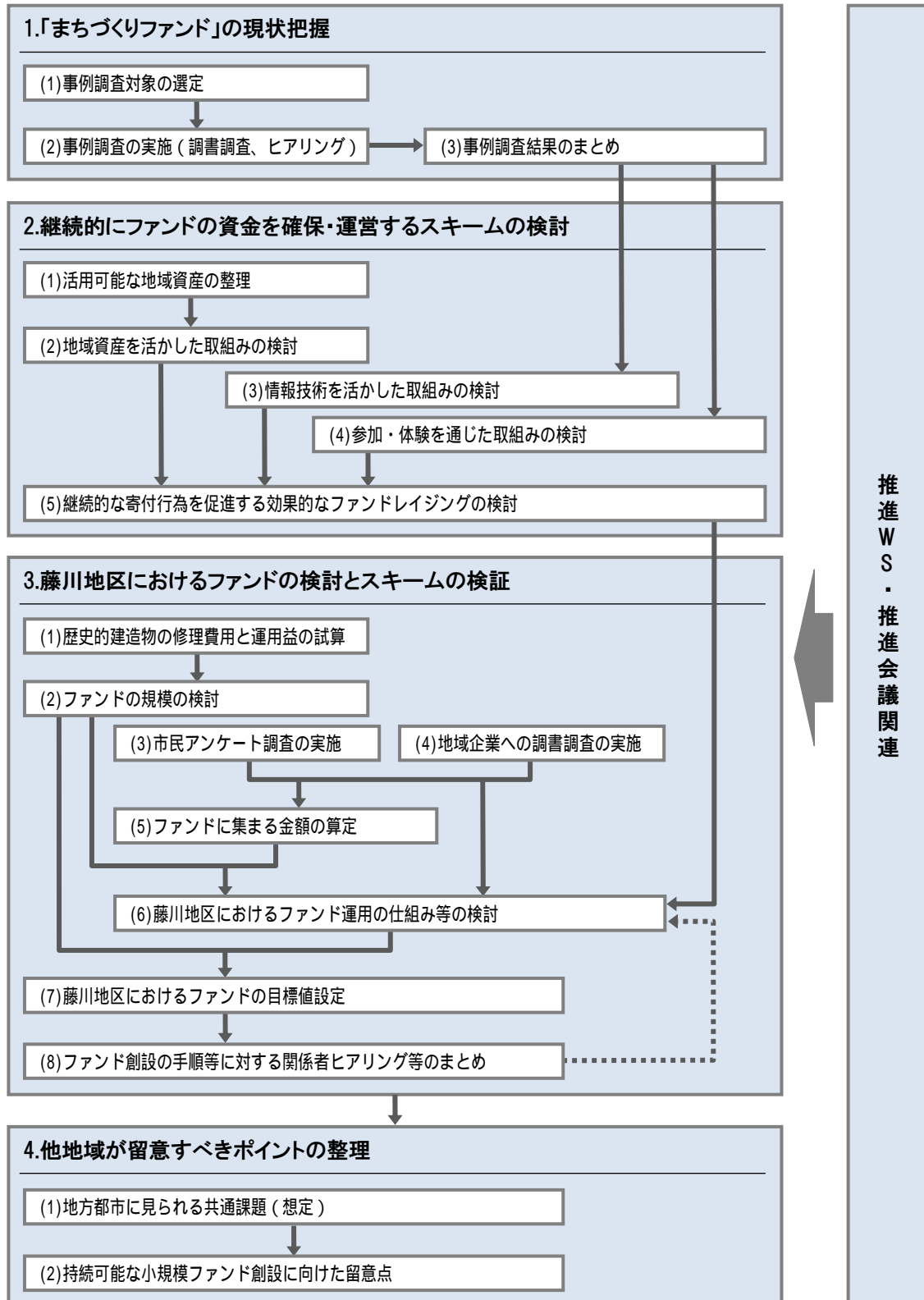


図1 調査フロー図

0-5.調査対象範囲

本調査の対象は、愛知県岡崎市藤川小学校区とし、以下に示す範囲とする。
 なお、以下「藤川地区」という。



図2 位置図

★アンケート調査前に実施した情報提供と勉強会等

「市民ファンド」に関するアンケート調査を実施する際には、事前に、地域住民を対象とした「ファンド」に関する情報提供や勉強会を複数回実施した。

これは、「ファンド」という言葉や仕組みに対する認識において、個々人に大きな格差があり、アンケートを実施する際の障害となる恐れがあったためであり、また、地域住民からも、事前の周知に関する情報提供が望まれたからである。

なお、以下に示すとおり、事前の情報提供は1回、勉強会等の開催は6回、実施している。

表1 アンケート調査実施の事前情報提供

開催日	会議等の名称
2012年 8月 17日	第1回ファンド推進WS開催
2012年 9月 14日	第2回ファンド推進WS開催
2012年 9月 14日	愛知県ファンド会議への参加
2012年 10月 9日	第3回ファンド推進WS開催
2012年 11月 6日	第4回ファンド推進WS開催
2012年 11月 8日	「藤川まち協だより」発行
2012年 11月 14日	藤川未来まちづくりフォーラム開催



写真1 ファンドフォーラムの開催風景

0-6.藤川地区の概要

(1)藤川地区の概要

①自然・地形

藤川地区は、山綱川が山を削ってできた東西に伸びた狭隘な低地に発達したまちで、南北に迫るなだらかな山々の緑、山綱川や城山川など谷部を流れる川の水等の豊かな自然環境に恵まれている。

②歴史・伝統

狭隘な地形のため、古来より交通の要衝として、江戸時代には徳川家康公が藤川に伝馬朱印状を発給し、東海道 37 番目の宿場町「藤川宿」として栄えた。当初は、およそ 5 町 45 間（約 630 m）と小さな宿場町であったが、人馬の不足を補うために 1648 年に東隣の舞木村字市場を加宿し、9 町 20 間（約 1020m）とその規模を大きくしていった。幕末の資料によると、本陣と脇本陣が各 1 軒、旅籠が 36 軒あり、街道沿いには、一里塚やまつ並木、常夜燈等が整備されていた。また「むらさき麦」の産地としても知られ、江戸時代の古い書物「東海道名所記」に記録されているほか松尾芭蕉の句にも「爰も三河 むらさき麦の かきつはた」と詠まれている。

(2)藤川地区のこれまでの取組み

都市計画は、名鉄名古屋本線を境におおむね、北は工業系、南は住居系の用途地域に指定されている。

昭和 40 年代以降、まつ並木の保護や管理、文化財図録の発刊、社寺等の案内標示の設置など地道な地域活動が進められ、一旦は栽培されなくなったむらさき麦の再生も行われるようになった。

平成 7 年には「藤川宿まちづくり研究会」が発足し、同会を中心に地域住民らによる自主的なまちづくり活動が進められた。

このような、まちづくり活動とあわせて、平成 3 年からの東海道ルネッサンス事業、平成 8 年からの「歴史国道」整備事業を通じて各種の施設整備が進められ、地域住民と行政が一体となって、宿場町等の歴史を活かした藤川らしいまちづくりに取り組んでいる。

現在も、藤川町と市場町の旧宿場町の区間にあたる西棒鼻と東棒鼻の間を中心に、旧東海道沿いのまつ並木や現存する歴史的な建造物等が地域固有の景観として宿場町の面影を伝えるほか、新しい建物もその敷地形態等に宿場町のまちの構造が色濃く反映されるなど、地域固有の特性に根ざしたまちなみ景観を呈している。

新たなまちづくりとして、名鉄藤川駅の北側に東部地域交流センター「むらさきかん」が平成 24 年 8 月、愛知県内の国道 1 号では初めてとなる「道の駅 藤川宿」が平成 24 年 12 月にオープンし、あわせて、その周辺道路等の基盤整備も進められている。

(3) 藤川地区のこれから目指すもの

平成 20 年度に実施した「岡崎市の景観に関するアンケート」では、「岡崎らしいと感じる景観」として、「東海道藤川宿・松並木」が上位にあげられるなど、宿場町の面影を伝える藤川地区の景観は、後世へと大切に継承すべき市民共有の財産の一つであるといえる。

その一方で、徐々に失われつつある歴史的建造物等を保全し、新たな付加価値を見つけて、それらを現代のくらしとつなぎ、一体的なまちづくりの中で継続性を持って活用していくことや、狭隘な地形条件もあって、国道 1 号の渋滞時には通過交通が旧東海道の流入し、現況幅員での安全性の確保等が今後の課題となっている。一方で、現存する歴史的建造物を核としながらも、現代の暮らしを通じて宿場町の風情を高める景観まちづくりの取組みより、住民のふるさと意識(誇りと愛着)や地域コミュニティを活性化させ、まちの魅力と活力を創出することが期待されます。

こうした課題や期待を踏まえて、「岡崎市景観計画(平成 24 年 2 月)」では、当該地区を景観形成重点地区に指定し、将来の景観象及び景観形成方針を、以下のように示している。

■将来の景観象

豊かなくらしに 宿場町の風情がただようまちなみ

藤川地区の景観まちづくりは、宿場町という地域の個性を活かし、自然地形や先人たちが築いた固有の歴史や伝統と、ここで生活する人々のくらしとの調和を通じて、良好な景観を保全及び創出し、地域の魅力や活力を高めながら、藤川らしいまちなみを育てていくことが大切です。

固有の歴史や伝統を今に伝える歴史的な建造物等を大切に守るとともに、これらと新しいデザインが美しく融合・調和するような景観形成の取り組みと、安全・安心、快適にくらせるための環境改善のまちづくりとが一体となった「景観まちづくり」を進め、「豊かなくらしに宿場町の風情がただようまちなみ」を、生活環境の住みよさの向上や、住む人の誇りや愛着とともに長い時間をかけて創生します。



写真2 藤川の風景その1



写真3 藤川の風景その2



写真4 藤川の風景その3

■景観形成方針

一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む

景観まちづくりは、人々の日々の暮らしの積み重ねによって、より良い生活環境とともに良好な景観を育むものであり、ここでくらす一人ひとりが、目の前の景観や地域への関心を高め、できることから主体的に景観まちづくりに取り組むこととします。

このため、行政は、地域や景観について学び、考え、行動する機会の提供や、専門家や有識者の派遣等による知識の普及等により、景観まちづくりへの意識を高めるとともに地域の主体的な取り組みの支援に継続的に取り組むこととします。

歴史的な建造物等を守り、「まちなみ」の核として活かす

歴史を重ねた建造物やまつ並木、むらさき麦等の地域の歴史や伝統を物語る数々の資産は、地域固有の歴史や成り立ちを伝えるものであることから、将来にわたり、保全するとともに、個々の建築物等をつなぐ、まちなみ景観の核として活用します。

まちの変化をつなぎ、生活環境の向上とともに宿場町の風情をつくる

まちは変化するものであり、まちの姿である景観もまた、歴史的なものだけではなく、新しくつくられるものと一体となってかたちづくられ、常に変化していくものです。

建築物等の建替え等の、まちの変化の機会を捉え、一定のルールのもと、安全・安心、快適にくらせるための生活環境の向上を通じて、歴史的なものと新たなものが美しく調和し、豊かな暮らしと宿場町の風情とが調和する、“藤川らしい”まちなみ景観を創生します。

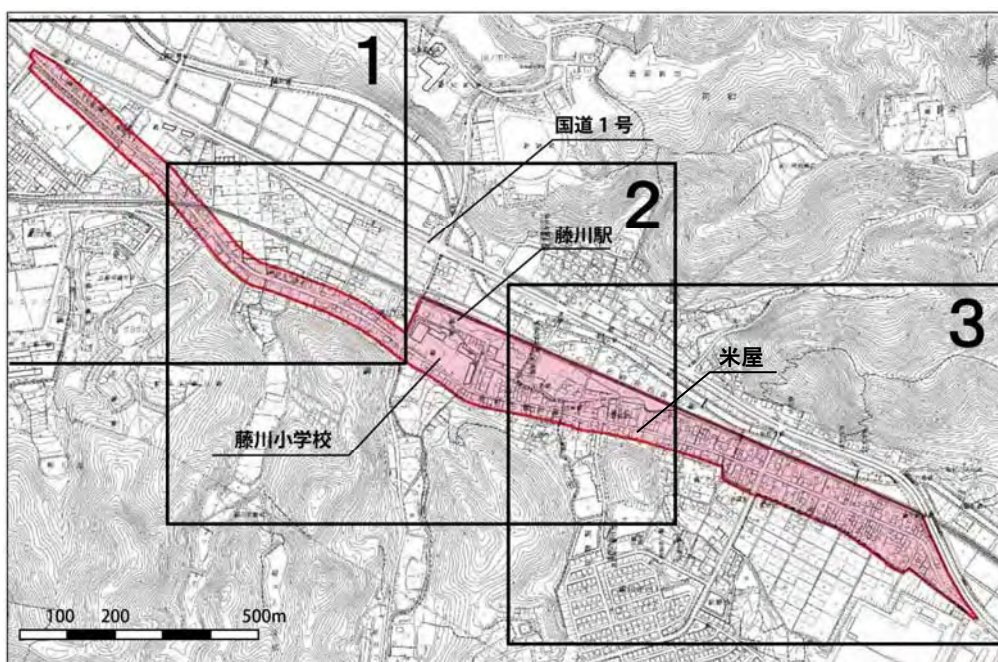


図3 藤川地区景観形成重点地区の区域(面積約17.7ha)

調査・検討編

1.まちづくりファンドの現状把握

1-1.調査対象の選定

(1)まちづくりファンドの事例の収集

先行しているまちづくりファンドを、以下のような寄付等を行う者の意思や寄付方法等の観点より分類し、その概要を既存の資料文献等より収集、整理して一覧化した。(次頁参照)

まちづくりファンドの事例の分類

①社会貢献等に熱心な篤志家の出資が多い例(行政の拠出金も多い)

例：京都地域創造基金、世田谷まちづくりファンド、熊本城復元整備基金、岐阜歴史まちづくりファンド

②実行者や作品等のファンやパトロンの出資が多い例

例：ミュージックセキュリティーズ、Just Giving、READY FOR?、CAMPFIRE

③支援者が出資しない例(スポンサーの広報や情報収集等への協力により社会貢献を行う個人が多い)

例：dff.jp、イーココロ!

④商品等の購入に伴い自動的に出資につながる例(寄付金付き商品を選択して社会貢献を行う個人を含む)

例：京町家まちづくりファンド、佐渡市トキ環境整備基金、+iikoto(プラス・イコト)

表2 ファンド等のまちづくり資金収集の主な事例

No.	名称等	基金等の運営者 (寄付収集・提供者)	基金 設立 目安	助成対象・使途	主な資金確保策				主な支援者の範囲	ネット 活用	概要等	備考	
					主 寄 附 入	保 庫 投 資	策 税 金	高 関 心 者 ハ ト ロ ン					
社会貢献等に熱心な篤志家の出資が多い(行政の拠出金も多い)例													
1	公益信託 世田谷まちづくりファンド	財団法人世田谷トラストまちづくり	2006	世田谷区を対象とした住みよい環境づくりにつながる活動(公開審査で助成先を決定)	●	●	●		ローカル	△	1992年設立。公益信託制度を活用したまちづくりの市民参画型ファンドの先駆け。(財)世田谷トラスト(世田谷区都市整備公社+せたがやトラスト協会)で誕生)まちづくりからの出えん金と、個人・企業等の寄附で運営。		
2	公益信託 高知市まちづくりファンド	高知市	2003	環境保全・住環境整備・福祉・教育・文化・スポーツ・生涯学習等に取り組む構成員3名以上の市内に拠点を置く団体に助成(公開審査で助成先を決定)	●	●	●		ローカル	△	H15年度から市が四国銀行に3千万円を信託し、創設。(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド」への資金拠出制度を活用し、市内のまちづくりハード整備に、H18年度から総額1千万円内で助成事業を実施。	H24年度より「こうちこどもファンド」も創設	
3	京都地域創造基金	(公財)京都地域創造基金	2009	環境関連活動を行う京都のNPO・市民活動団体、音楽家の社会貢献活動、地域社会の課題解決に取り組む若者の活動、若年性認知症のサポート、あったら面白いという市民活動等	●	●	●	●	ローカル	△	寄附者が望む独自の助成活動プログラムを作れる制度、NPOを支援するためのイベントやキャンペーン、独自のテーマ設定と主体的な資金集めて地域活動を応援できる制度等、独自の寄附の仕組みの下、助成を実施。		
4	文化財駅舎一口オーナー制度	天電浜名湖鉄道	2011	国の登録有形文化財に指定されているが、老朽化している木造駅舎や橋等36施設の維持修繕費	●	●	●	▲	国内	-	一口3千円でオーナーを募集。オーナーになると駅に2年間名前が掲出される。	人気の駅はすぐ完売。2ヶ月間で、約800日以内851日の応募有り	
5	熊本城復元整備基金(一口城主制度)	熊本市	1998	熊本城復元整備事業の財源	●	●	●	▲	国内	△	募金者には「城主証」を渡し、名前が「芳名板」に記載され、天守閣に掲示される。「誕生」「卒業」等の文字を入れた記念日発行も可能。	5億円突破募集は終了	
6	上越市歴史的建造物等整備支援基金	上越市	2009	歴史的建造物等の保全または改修に係る事業	●	●	●		ローカル	△	ふるさと納税制度を利用した寄附も可能。古い映画館の改修の際には、瓦の記名や座席のネームプレートの名入れを実施。		
7	東京歴史まちづくり基金	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	2010	都選定歴史的建造物の保存や修復のための工事(景観上重要なものとして景観条例に基づき知事が選定)	●	●	●		ローカル	△	平成22年7月設立。建造物の所有者に対し工事費を助成(対象経費の2分の1以内、一件当たり1,000万円以内)。	規模は2億円内予定	
8	ぎふ景観まちづくりファン	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社	2008	町家等の歴史的な建物の保全、変容した町家の再生、一般家屋等を歴史的街なみに調和させる改修工事	●	●	●		ローカル	△	市や国の外郭団体(民間都市開発推進機構)の拠出金1億5千万円と、企業・個人の寄附金を積み立て。		
9	岡崎幸田まちづくり応援基金	社団法人 岡崎青年会議所	2010	岡崎市・幸田町在住又は在勤の個人・NPO等、まちづくりのための地域力が增大される事業・社会的に有意義のある事業	●	●	●	●	ローカル	△	社会貢献自動販売機(コカ・コーラの協賛)、ファンド支援チャリティーイベント、企業や個人の寄附を活用して運営。		
10	i-kifu (あいきふ)	一般社団法人 i-kifu	2011	環境、教育、災害、動植物保護、社会問題、子供、健康等の活動	●	●	●		グローバル	◎	FacebookやTwitter等と連携し、個人がNPO等の活動を広めたり、寄附(クレジットカード決済)をして支援。支援するとポイントがたまる。		
11	土蔵へどうぞ	NPO法人土蔵文化研究会	2007	土蔵の修復支援事業(土蔵を活用したまちづくり事業や左官技術研修や大学生向け改修設計WS等の教育事業も実施)	●	●	●		国内	△	土蔵改修への寄附の対価として、第一弾では輪島塗と地酒、第二弾では戦前の輪島塗(一部は漆芸研修生と職人が塗り直したもの)を進呈。		
12	Qpeace (マッチングギフト制度)	キューピー株式会社	-	社会・環境団体(支援団体は毎年従業員により選出・投票され決定)	●	●	●		企業内	-	従業員より、毎月100円を1口として寄附金を給与天引きし、会社からも同額を上乗せし、寄附を行う制度。		
実行者や作品等のファンやパトロンの出資が多い例													
13	Just Giving	一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン	2010	自然保護、食の問題、子ども・障害者等の支援、途上国支援、NGO/NPO活動支援、地域活動支援等	●	●	▲	▲	近親者	グローバル	◎	支援したいNPO等と、チャレンジしたい取組を決めた上で、チャレンジに対して友人・家族・協賛者等が寄附を行う。	有名人は高額を集める
14	READY FOR?	オーマ株式会社	2011	実行者が自身で設定したプロジェクト(地域のまちづくり、復興支援、途上国の難民支援等)	●	●	▲	●		国内	◎	実行者は支援金目標額と募集期間を設定。期間内に目標額が集まった場合にプロジェクトは成立、資金を獲得。集まらない場合は各支援者に全額返金。	5千万円支援達成
15	CAMPFIRE	株式会社ハイパーインターネッツ	2011	個人のアイデア(商品・映画・CD等の製作、サービスの提供、イベントの開催等)	●	●	●		国内	◎	アイデア実現に必要な費用を少額ずつ収集。期間内に目標額が集まったらプロジェクト成立、80%の資金を獲得。商品等を贈り、支援者にリターン。		
16	motion gallery	株式会社バルーン・アンド・カンパニー	2011	社会に新しい体験・価値観をもたらす創造的なプロジェクト(作品)	●	●	●		国内	◎	プロジェクト実現に必要な費用が期間内に集まったら成立、90%の資金を獲得。資金提供へのお返しを実行者が誓約するチケットが贈られることもある。		
17	Grow!	Grow! Inc.	2011	コンテンツクリエイターの活動(音楽・ゲーム等)	●	●	●		国内	◎	Grow!ボタンのクリックに応じて資金を還元。製作者からはお礼メッセージが届く。Facebook等と連携して好きなコンテンツ等を友達と共有可能。		
18	ミュージックセキュリティー(セキュリテ)	ミュージックセキュリティー株式会社	2001	音楽、日本酒、林業・木材加工業、飲食店、タオル製造業等の各分野の事業者やアーティストの活動、震災復興等	●	●	●	●		国内	◎	アーティストをTwitterやSNS等でプロモート。あるいは半分寄附、半分投資(ファンド運用成績を通知、商品等のリターン有り)のファンドや、寄附付き商品等。	
19	SAVE MIND.100 CREATION (ケータイ募金)	株式会社ソニーデジタルエンタテインメントサービス	2011	東日本大震災の復興(Civic Force:大規模災害時に迅速で効果的に支援するためのNPO/NGO・企業・政府・行政の連携組織)	●	●	▲	●		国内	◎	復興に向けてクリエイター100人が100作品を提供。音楽、小説、デコメ等を毎日1作品配信し、1ダウンロード105円課金。	
支援者が出資しない例(スポンサーの広報や情報収集等への協力により社会貢献を行う個人が多い)													
20	dff.jp (ワンクリック募金)	株式会社ディ・エフ・エフ(スポンサー企業)	2001	世界の飢餓撲滅、途上国での教育・医療支援、環境保全活動等の社会問題の解決に向けた活動	●	●	▲			国内	◎	募金ボタンを1回クリックするだけで1円、NPO団体等に無料で募金ができる仕組み。スポンサー企業がクリックした本人に替わり寄附する。	
21	dff.jp (アンケート募金)	株式会社ディ・エフ・エフ(スポンサー企業)	2001	震災復興活動、世界の飢餓撲滅、途上国での教育・医療支援、環境保全活動等	●	●	▲			国内	◎	アンケートに回答すると1件につき100円、NPO団体等に無料で募金ができる仕組み。スポンサー企業がクリックした本人に替わり寄附する。	
22	dff.jp (ツイッター募金)	株式会社ディ・エフ・エフ(スポンサー企業)	2001	宮崎口蹄疫被害支援、海外の大地震や東日本大震災の復興支援等	●	●	▲			国内	◎	「つぶやき」をツイートすると、スポンサー企業が1円寄附する仕組み。	
商品等の購入に伴い自動的に出資につながる例(寄附金付商品を選択して社会貢献を行う個人を含む)													
23	京町家まちづくりファンド	(公財)京都市景観・まちづくりセンター	2005	京町家を保全・再生し、本来の姿・使い方で未来へと継承する活動に助成	●	●	●			国内	△	ファンド支援自動販売機、寄附付き商品(井筒ハツ橋、まちづくりバナナ、ケーキ、書籍、ゴールドカード、町家模型キット等)、募金箱設置等により収集。	
24	+ilkoto (プラス・イコト)	株式会社サステナブルプランニング	2010	ユニセフ、ユネスコ、NPO/NGO、日本赤十字社等	●	●	●			国内	◎	地域特産品・コスメ用品等の買物により、メーカーとサイト運営会社を通じてNPO法人等へ寄附される。商品金額に応じて寄附額も高くなる。	
25	佐渡市トキ環境整備基金(寄附金付き米)	佐渡市	2004	営業地の里山保全、トキビオトープ整備(棚田復元・ビオトープ造成)、朱鷺と暮らす郷づくりの認証(環境保全型稲作)、ドジョウ養殖助成	●	●	●			国内	△	朱鷺と暮らす郷づくり認証米、佐渡産「コブ新湯佐渡コシヒカリ」の販売1kgにつき1円、佐渡市トキ環境整備基金へ募金。	
26	環境保全金付き酒(純米酒山)	しもやま里山協議会(純米酒山)	2010	環境保全活動等(しもやま里山協議会の活動)	●	●	●			ローカル	△	地元産の米(ミネアサヒ)で醸造。「しもやま里山協議会」が企画。売上げの一部を協議会の活動(環境保全活動)に充当。	岡崎市の蔵元
27	「うまい!を明日へ!」プロジェクト	アサヒビール株式会社	2009	47都道府県の自然や環境(河川・海・森林・湿地等)、遺跡や文化財等の保護・保全活用や、新工設備の設置等	●	●	●			国内	△	スーパードライの売上げ1本につき1円を寄附。愛知県の場合は「あいち森と緑づくり基金」等に寄附。他県では、NPO法人等への寄附も有り。	5回のキャンペーンで18億突破
その他													
	広告事業・ファシリタマネジメント事業等(エアマネジメント)	札幌大通まちづくり株式会社	2009	公共空間におけるマルシェ等のイベントの運営や清掃、商業街等の活性化、景観デザイン、地域サービス等					来訪者	ローカル	△	地下道出入口等への広告掲載、駐車券事業、空きスペース活用・エレベーター保守管理業務の一本化等の収益事業により、まちづくり資金を確保。	

(2)調査対象の絞り込み

事例収集した結果より、藤川地区及び他都市における小規模ファンドの創設や運営の参考となる事例を4例程度抽出した。抽出の視点と調査対象は以下の通り。その際、調査を通じて、資金の調達・運用や組織運営の多様な手法を把握できるように配慮して選定した。

視点1:地域資産を活かした取組みの事例

地域の人が、地域に特徴的な資源を活かして資金を確保している事例

視点2:情報技術を活かした取組みの事例

情報通信技術の積極的な活用により、WEB上で多くの人から集金を確保し運用している事例

視点3:参加・体験を通じた取組みの事例

資金収集の方法や仕組みの運用において、出資者自身が参加・体験している事例

視点4:オーソドックスな基金の事例

公的資金と、篤志家から従来型の方法で収集した寄付金を、取崩して助成している事例



調査対象

京町家まちづくりファンド

小売店が地域特有の自社商品（ハツ橋、バナナ、ケーキ、町家模型等）を寄付金込みで販売し、公益財団が運用する基金に寄付。財団は町家再生事業を募集・選定し、融資している。

ミュージックセキュリティーズ

民間企業が運営するWEBサイトを仲介して、企業の事業活動やアーティストの創作活動等に対する寄付や投資、商品の購入、TwitterやSNSを使った情報発信等が手軽にできる。

京都地域創造基金

プラットフォーム型の公益財団が運営する基金で、中間支援的な組織。多様な資金収集方法を有し、出資者自らオリジナルの助成プログラムを作ることができる制度もある。

ぎふ景観まちづくりファンド

公的資金の割合が高く、篤志家から従来型の方法で集めた寄付金を加えて基金を設立し、特定地区の歴史的街並みの保全に対して、基金を取り崩しながら助成している。

1-2.調査概要

(1)実施方法

記入式のアンケート調査票を E-mail で送信・回収し、補完的な電話ヒアリングを行った。

ただし、調査対象側の都合によりアンケートや電話ヒアリングを実施できなかった場合は、資料調査に置き換えた。(ミュージックセキュリティーズは資料調査、京都地域創造基金はアンケート調査と資料調査を実施)

(2)調査対象の連絡先

名称	運営主体、連絡先
京町家まちづくりファンド	公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター 京都市下京区梅湊町 83-1 「ひと・まち交流館 京都」地下 1 階 TEL : 075-354-8701 E-mail : machi.info@hitomachi-kyoto.jp
ミュージックセキュリティーズ	ミュージックセキュリティーズ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 新丸の内ビルディング 10 階 TEL : 03-5948-7301 E-mail : info@musicsecurities.com
京都地域創造基金	公益財団法人 京都地域創造基金 京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町 143 いづつビル 3 階 TEL : 075-354-8792 E-mail : office@plus-social.jp
ぎふ景観まちづくりファンド	一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地 岐阜市役所南庁舎 1 階 TEL : 058-266-1377 E-mail : info@gifu-nigiwai.org

(3)調査項目

基本情報	・目的、実施主体、法人形態、設立年、簡単な設立背景 等
資金確保手法の詳細	・資金総額・変動、一口の額、出資元の内訳、出資者数と主な属性(居住地や年齢等) ・資金確保の手法(収集の仕組み、周知方法、収集に係る経費・人手、工夫点、失敗談等) ・寄付者や実施主体の税金対策 ・手法毎の成果や効果(確保額、確保に要する期間、反響等) ・課題(資金を確保する上で過去にどんな課題があってどう解決したか、アドバイス等)
使途や対価の詳細	・使途の設定(助成/融資か、対象者の決め方・属性等) 対価の設定(返礼の内容や量等) ・投資の場合: 基金の運用とリターンの状況 ・寄付金付き商品の場合: 寄付額の設定方法、協賛事業者の見つけ方、効果が大きい商品 ・成果や効果(助成/融資の総額、反響等) ・課題(使途・対価について過去にどんな課題があってどう解決したか、アドバイス等)
組織運営の詳細	・職員数(役員・事務スタッフ) 主な担い手、運営に係る経費、経費を賄えているか ・組織を支援する・監査する体制、行政との関わり ・運営の実情(意思決定の仕組み、キーマン、ボランティアの助力等) ・課題(組織を運営する上で過去にどんな課題があってどう解決したか、アドバイス等)
その他	・回答者の役職と氏名、電話ヒアリングが可能な時間帯

【参考】

公益法人 について

公益法人とは、宗教や慈善、学術、技芸などの公益（広く社会の役に立つこと）を行う法人であり、明治 29 年に公益法人制度がスタートした。その後、公益法人制度の抜本的改革は行われず、世の中の変化とともに、官庁毎の法人の設立・運営のばらつきや、不明瞭性といった問題が生じていた。これらの問題を解決するため、平成 20 年 12 月に「新公益法人制度」が施行された。

新しい公益法人制度では、「一般社団・財団法人」と「公益社団・財団法人」を設立することができる。従来の公益法人は、公益社団・財団法人もしくは一般社団・財団法人に移行するため、平成 25 年 11 月 30 日までに移行申請し、認定・認可を受ける必要がある。

公益社団・財団法人は、「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄付金については、税制上の優遇制度が認められている。しかし、公益社団・財団法人として認可されるには、公益目的事業比率が 50%以上といった多くの認定基準をクリアしなければならない。

	特例民法法人 (従来の公益法人)	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
移行の認定・認可の要件		法人法及び認定法に適合していること。 →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。	法人法に適合していること 公益目的支出計画が適正かつ確実であること →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認可を行う。
事業等	適法であれば制限なし。 ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業比率を50/100以上にしなければならないなど 公益認定基準を遵守し事業実施することが必要 。なお、事業内容を変更するにあたっては、変更の認定が必要となる場合がある。	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。 それ以外については、法人の創意工夫により 公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能 。
監督等	従来の主務官庁による監督が行われる。	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。	原則、 法人の自主的な運営が可能 。 公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。 公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。
税制	従来と同様の措置。	<ul style="list-style-type: none"> 法人税において収益事業のみに課税（ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税）。 寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当。 個人住民税における寄附優遇の措置。 	「非営利性が徹底された法人等」 (注) <ul style="list-style-type: none"> 法人税において収益事業のみに課税。 登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税の課税。 「それ以外の法人」 ・普通法人と同等の課税

出典：「民による公益の増進を目指して ～新公益法人制度の概要～」(公益認定等委員会事務局)

図 4 公益法人の比較

財団法人民間都市開発推進機構 について

MINTO 機構と略称される。「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(民都法、昭和 62 年施行)に基づく民間事業者による都市開発を支援するための主体として国土交通大臣の指定を受けた財団法人である。これまで、都市開発推進の政策の担い手として、融資・出資等の資金面をはじめ、情報提供、実施手法のアドバイスなど都市開発事業に対し多様な支援を行ってきている。

(4)調査結果の概要

以下、略称を使用。「京町家まちづくりファンド」は「京町家」、「ミュージックセキュリティーズ」は「MS」、「京都地域創造基金」は「創造基金」、「ぎふ景観まちづくりファンド」は「ぎふ」という。

◆地域資産を活かした資金収集の方法

京町家では、寄付金付き商品として土産物や日常食品を扱っており、売れ行きに応じて企業から寄付を受けている。運営側ではその商品の宣伝に努め、協力企業と相互利益の関係の強化を図っているが、今後更なる資金確保のために、寄付付き商品の拡大を図ることとしている。

更に、創造基金でも、今後の寄付金付き商品の販売において、寄付を安定的に確保し、かつ寄付者の裾野を広げるために、地元企業と連携した商品づくりに取り組むこととしている。

◆情報技術を活かした資金収集の方法

MSでは、WEBサイトに磨きをかけ、投資家との契約書締結等の手続きのオンライン化、売れ行きや現状の利回り率等を確認できるマイページの開設、引き落とし振込等の電子決済化を導入したことを契機として、飛躍的に投資家の数が増えている。また、Twitter等のソーシャルメディアを介して投資家自身が販売促進活動を行うことができるほか、商品のインターネット販売、情報発信WEBサイトの運営を実施して、ファンドの運用効果を高めている。

◆参加・体験を通じた方法

創造基金では、助成金プログラムの名称・助成対象・分野・金額に関して寄付者の意思を反映させ、寄付者独自の助成・表彰プログラムを作成することができる。

MSのように投資家自身が事業の宣伝や販売促進活動を行うことができる仕組みや、寄付の対価として、まちあるきイベントへの招待など、参加・体験できる特典のある取組みが見られる。

◆行政拠出を軸とした方法

ぎふでは、多額の行政拠出を背景として総額1億5千万円超の基金を設立し、取り崩し型で運用している。寄付の対価は名前の公表のみで、収集した寄付金52万円の出資者は、多くが50歳以上の岐阜市民であった。資金収集の課題としては、事業自体の必要性や重要性が理解され、寄付することに社会的地位を持たせる工夫が求められている。

◆助成や融資の方法

創造基金では、NPO法人等の団体への助成と、金融機関と連携した融資の促進にも取り組む中間支援組織であるが、京町家やぎふは、改修等の工事実施者に直接助成を行っている。

◆組織運営の方法

組織運営の経費は、京町家は行政からの委託料や補助金が多くを占める。創造基金は、寄付や講演等の事業収入を充当し、補助金も活用している。ぎふは、行政からの委託料を充当している。創造基金は、運営費確保のため、チャリティイベントの企画支援から主催へ移行する方針である。

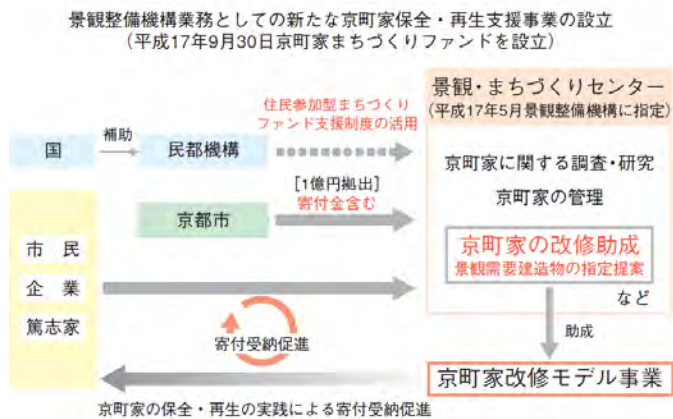
また、運営の課題として、助成対象工事について、審査時に踏み込んだ景観配慮を指摘されても、申出者の予算的な理由等もあり、強制的に計画の改善を促すことができず、最良の景観誘導に至らない場合があり、一步踏み込んだ誘導策が必要であるという点が挙げられている。

1-3.調査結果の詳細

(1)京町家まちづくりファンド

①ファンドや組織の概要

運営事務局	公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
設立	2005年9月30日ファンドを設立、2012年4月1日に公益財団法人として認定
設立目的	京町家を守り、未来に伝えるため、寄付金の運用により、保全・再生・活用を促進し、京都固有のくらしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承・発展と街並み景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図ることを目的として設立された。
設立背景・経緯	<p>2004年には追加調査を行い、京町家が依然として失われつつあること、維持管理面で経済的要因が大きな不安となっていることなどが明らかになった。一方、この年に東京在住の女性篤志家から京町家の保全・再生に役立ててほしいと、京都市に5,000万円の寄付があった。</p> <p>これを契機として、(財)民間都市開発推進機構が決定し、2006年3月に5,000万円の助成を受けた。2005年にセンターでは一般市民等から約700万円の寄付を募り、設立予定金額1億5千万円に満たない約9千3百万円を、京都市が出資した。</p> <p>なお、設置に当っては、2005年に設立準備委員会を設置、そこでの議論を経て、「京町家まちづくりファンド委員会」を設立し、「京町家まちづくりファンド基本方針」に基づく事業と資産運用を行ってきている。</p>
資金総額	<p>設立時：151,385,000円 現在：97,717,917円(H23年度末)</p> <p>内訳：個人名での寄付 7,128,000円 企業名での寄付 6,680,000円 市 93,952,798円(篤志家からの寄付金を含む) 民間都市開発推進機構 50,000,000円 その他募金等の寄付金 4,221,701円</p> <p>建築関連業界が多く、他には地元で縁の深い食品やガス等のインフラ業者など</p>
現在の出資者数	個人 353名(5,000円/口)、団体 78団体(50,000円/口)
総額増減要因	助成金として支出している額が運用益、寄付金等の収入額を上回っており、基金を取り崩して事業を行っている状況であるため。
出資者の属性	居住地や年齢層は様々であるが、京町家の町並み保全に理解のある方。京都という古都の景観が失われるのはしのびないと思い、守るために寄付している方など。



②ファンドを周知する手法について

<p>周知方法・経費</p>	<p>センターホームページやパンフレットでの周知に加え、京町家に関するイベントにあわせてファンドの普及啓発を行うほか、参加費用の一部が京町家まちづくりファンドへの寄付金になる京町家ツアー事業（the deepest kyoto、京の四季を愉しむ会など）を共催・後援している。 ホームページサーバーレンタル費用：37,800円 ファンド委員会運営、ファンド周知イベント等費用：2,590,816円（H23年度実績）</p>
<p>周知の工夫点・課題</p>	<p>京町家ツアー事業は当初、当センターで実施していたが、今年度から他の団体に事業を依頼し、当センターが共催する形態で開催している。参加費用の一部は引き続き京町家まちづくりファンドへの寄付金となるため、当センターの費用を要せず、ファンドへの寄付金を集められる体制を構築している。</p>

③ファンドの資金を確保する手法と対価について

<p>募金箱の設置</p>	<p>竹や木を使った募金箱を作り、市民や団体の方に設置を依頼して、市内約60箇所に設置している。</p>
<p>寄付付き自動販売機の設置</p>	<p>自動販売機の設置協力者を募集して自動販売機を設置している。売上の一部がファンドへの寄付となり、市内6カ所に設置済である。なお、寄付の割合は自動販売機設置業者との契約により定めている。また、寄付金は、商品価格へ上乗せしていない。</p>
<p>寄付付き商品等の販売</p>	<p>協賛事業者の対象商品の売上げの一部がファンドへの寄付となる仕組み。なお、寄付金は、商品価格へ上乗せしていない。（寄付付き商品：ハツ橋、バナナ、その他の商品：ゴールドカード、ポストカード、模型キット、京町家の本、陶板を販売）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div>
<p>資金収集方法の成果・効果</p>	<p>募金箱の設置 H21年度からH23年度末までに125,435円収集した。募金を集めるだけでなく、ファンドの周知効果もあるが、単独で考えると回収に労力が係る。</p> <p>寄付付き自動販売機の設置 H19年度からH23年度末までに664,014円（H23年度実績295,437円）収集した。</p> <p>寄付付き商品の販売 H23年度末までに2,144,814円の寄付金を収集している。寄付額は協力する企業との契約によって定めている。</p> <p>今後も寄付を行う企業等との相互利益の関係をより強化し、寄付団体の増加に努めるとともに、寄付付き商品の販売をお願いしていく。併せて、京都市景観・まちづくりセンターとしても、一層の広報の強化を図る。</p>
<p>税金対策</p>	<p>公益財団法人に移行したことにより、寄付金控除の対象とすることができるようになった。</p>

<p>資金収集の課題</p>	<p>当初は、寄付等により基金を10億円集め、運用益で1,000万円程度を捻出し、改修助成を行う計画であったが、予定どおりの資金が集まっていない状況である。このため、基金を取り崩している状況である。 今後、寄付拡大を図っていく予定である。</p>
<p>出資者への対価・特典</p>	<p>センター発行の「京まち工房」の1年間送付 優待イベントへの招待（事業報告会、まちあるきイベント等） イベントへの参加費の割引（外国人まちあるきツアー、町家で食事の会） について、H24年度は未実施 公益財団法人として寄付控除を受けるには、対価性のない寄付であることが要件となっているため、注意が必要である。</p>

④助成について

<p>改修助成事業の実施</p>	<p>助成対象は、京町家の再生・修復（昭和25年以前に伝統的工法により建てられた京町家を伝統的意匠に再生・修復するもの）、通り景観の修景（自治会等の取組として歴史的町並み景観を阻害している設備機器等の修景を行い、通り景観の向上を目指すもの）である。 助成事業を広く公募し、審査は、京町家まちづくりファンド委員会により、現地見学や改修内容などの助成効果を総合的に評価した上で選定される。 助成金額は、外観改修工事に設計・監理費を含み、京都市景観・まちづくりセンターで積算した助成対象事業費の2分の1（上限500万円）を助成する。</p>
<p>その他の助成事業</p>	<p>過去に京町家の保全・再生に関する活動にも助成したが、その後は募集していない。</p>
<p>助成の成果・効果</p>	<p>（H23年度末現在） 選定件数：68件（内、通り景観の修景2件、活動助成1件、辞退4件） 助成件数：58件（内、通り景観の修景2件、活動助成1件） 助成総額：約96百万円、助成物件に関する工事総額 約520百万円</p>
<p>助成の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成後の京町家の保全を考慮し、景観重要建造物等への指定を受養けるなどの法的に支援する仕組みが必要と考えている。 ・伝統的意匠の復元を要件としているが、図面での審査であるため、完成時に伝統的な意匠ではないものが生じないように、意匠の入念なチェックが必要である。

⑤組織運営のあり方について

<p>スタッフの数</p>	<p>理事 15 名、評議員 11 名、監事 2 名、実務スタッフ 15 名 非正規職員 1 名、ボランティア 1 名 実務スタッフ 15 名を中心として事業を実施している。人材は市からの派遣職員のほか、関係団体等に募集要項を送付し、採用試験を実施して人材確保している。</p>
<p>運営経費</p>	<p>京都市からの指定管理委託料、補助金が収入の 70% 以上を占めている状況であるため、賛助会費等、自主財源の拡大に努める必要があると考えている。(ファンドにとって会費は大きなウェイトを占めている)</p>
<p>運営状況</p>	<p>理事長を組織の長として、管理課と事業課 3 課に分かれて業務を行っている。意思決定の流れとして、案件に応じて各課の合議を行い、円滑な事業運営に資している。また、事業を円滑に行うため、グループウェアを社内で導入し、各人のスケジュール等を共有して事業を行っている。</p>
<p>法人形態の選択</p>	<p>公益財団法人という名称を用いることで社会的信頼性が向上することに加え、税制上の優遇措置を受けることができるため、より寄付金を集めやすい環境になることが期待できるために選択した。 公益認定基準を満たす事業活動に制約され、事業活動の幅が制約されるデメリットがあり、将来的な事業展開のビジョンにも一定の制約が課せられます。 また、税額控除を受けられるのが公益財団法人のメリットの一つであるが、税額控除を受けるためには、年間 3,000 円以上の寄付を 100 人以上から受け入れる必要があり、京町家まちづくりファンドは要件に該当していない。</p>
<p>運営支援体制、監査体制、行政との関わり</p>	<p>ファンドの設立時に京都市から補助金を受けることでファンドを設立した。 また、ファンドの運用状況については、市会からも逐一の確認を受けている。 ファンド委員会の委員のうち 1 名は京都市の都市計画局長に就任を依頼しており、ファンドの運営について京都市と連携を密にするとともに、補助金の増額等を京都市に対して要望している。</p>

主な参考資料

- ・京都市景観・まちづくりセンター WEB サイト (<http://machi.hitomachi-kyoto.jp/>)
- ・まち再生事例データベース (国土交通省 都市・地域整備局 公式 WEB サイト内)
- ・INAX REPORT No.170 (2007 年 4 月、株式会社 LIXIL)
- ・京都市都市計画局プレスリリース資料 (都市景観部景観企画課、平成 17 年 9 月 30 日)

(2)ミュージックセキュリティーズ

①組織の概要

運営会社名	ミュージックセキュリティーズ株式会社
創業	2000年12月28日
事業内容	【証券化事業】音楽、純米酒、飲食、農業、マイクロファイナンス、Jリーグチーム等のファンド（音楽ファンドを含む）の取扱い 【音楽事業】音楽レーベル、アーティストマネジメント、携帯音楽配信サイトの運営等
設立背景・経緯	無名だが実力あるアーティストのデビューを支援するため、インターネットを使って個人投資家から小口出資を募るビジネスモデルの実現のため、2000年に合資会社として設立した。CDが売れ、投資家に配当を付けて償還できたことから、メディアを通じて「音楽ファンド」のビジネスモデルが知られるようになっていった。 2001年には有限会社に組織を変更した。2005年からは、更にWEBサイトをブラッシュアップして、全ての手続きや決済がオンライン上で可能となり、この頃を境に飛躍的に投資家の数が増えることとなった。 2009年2月より、様々な業種で活躍する事業者を支援するために、事業単位での出資を受けることができるプロジェクトファイナンス形式のサービスとして「セキュリティ」を展開しており、震災以降は、被災地における事業者の早期再建の支援を目的とした「セキュリティ被災地応援ファンド」を運営している。

②資金の確保・運用の手法について(主に「セキュリティ」について)

出資1口10,500円のうち、5,000円が寄付、5,000円が投資、500円が出資金取扱手数料としてファンドが運営されている。

投資家は元本保証のない小口出資を行い、事業収益に応じての分配金や投資した事業に関連した製品やサービスを受けることができる。また、Twitter等のソーシャルメディアを介して、投資家自身が事業に対するプロモーション活動を行うことによっても支援することができる。

また、商品の購入を通じて事業者を支援する目的で、商品のインターネット販売を展開するとともに、被災地の復興、事業者の活動、イベント等取材してWEBサイトで情報発信を行う「セキュリティラジオ」を運営し、ファンド運用との相乗効果を狙っている。

『セキュリティ』を活用した事業者支援サービスの仕組み（電通と業務提携後）

1口 出資金 出資金取扱手数料 応援金
 $\yen10,500 = \yen5,000 + \yen500 + \yen5,000$

ファンドの概要

実績

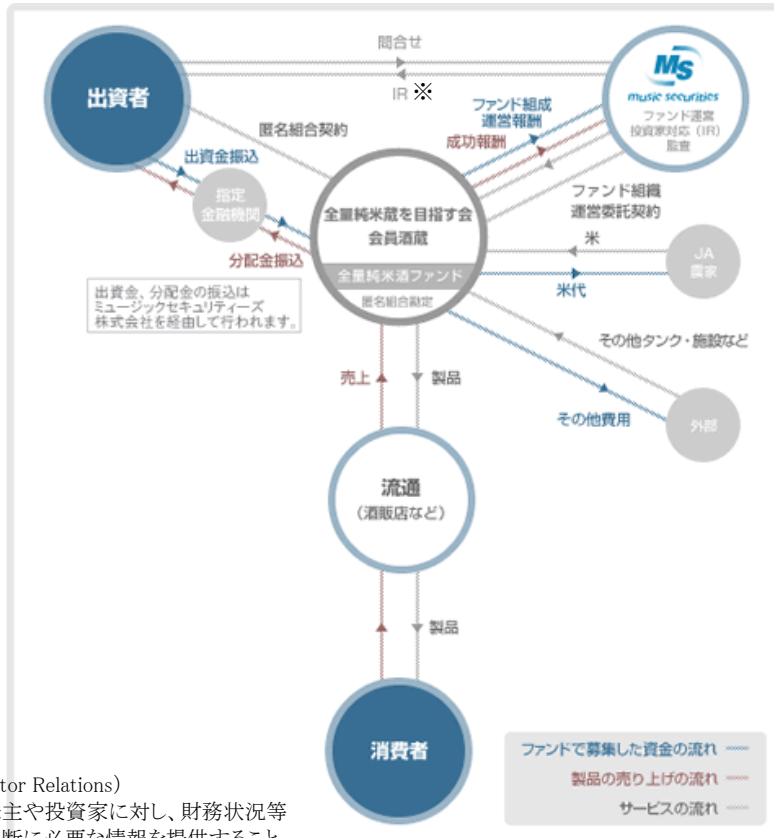
- ・ファンド実績 募集総額：11 億、調達総額 8.5 億、参加人員 24,000 人
- ・2012 年 3 月現在、20 以上の事業分野の約 70 の事業者が利用しており、ファンド本数も 150 本を越えている。
- ・ファンドが対象とする事業内容は、商品の製造・販売（音楽 CD、妖怪グッズ、藍染めジーンズ、純米酒等）、森の施業と木材販売、放牧豚の肥育・販売、J リーグチームの運営、iPhone や mixi のアプリ開発、レストランの開業・運営等がある。
- ・音楽ファンドは、2009 年 4 月現在で 53 本設立、既に償還されているものは 33 本。償還利回りは、0%～55.03%とまちまちだが、総じて出資者の評判は高い。

ミュージックセキュリティーズ社 個人投資家向け事業ファンド運営実績

事業分野	事業者名 (事業主体)	場所	事業内容 (資金使途)	本数	調達額(円)	特典	1口価格
音楽	当社、ビクター、ティテック等	東京	音楽CDの製造販売	57本	100～5,000万円	CDジャケットに名前記載	1万円
農業	(有)えこふあーむ	鹿児島	放牧豚の肥育・販売	1本	1090万円	現物(ハム等)送付	3万円
農業	(株)ぶった農産	石川	お米の生産・販売	2本	1,000万円	現物送付	5万円
林業	(株)トビムシほか計2社	岡山	森の施業・木材販売 国産間伐材割着販売など	2本	2500万円	森林ツアー割引	5万円
製造業	神亀酒造(株)ほか計14蔵	全国	純米酒製造・販売	9本	計約1億円	現物送付、蔵見学	5万円
製造業	横井醸造工業(株)	東京	酢の製造・販売	1本	330万円	現物送付、工場見学	3万円
製造業	(株)イデアインターナショナル	鳥取、全国	妖怪グッズの製造・販売	1本	約1,200万	限定品送付	3万円
飲食	(株)雑穀おにぎりmai mai	東京	レストランの開業・運営	7本	840万円	食事優待券	3万円
アパレル	(有)藍布屋(「桃太郎ジーンズ」)	岡山	ジーンズ製造・販売	1本	600万円	割引券、限定品送付	3万円
金融(銀行)	samic.ltd	カンボジア	マイクロファイナンス	2本	約5,000万円	スタディツアー等	3万円
IT	ngi group(株)	東京	iPhone、mixiアプリ開発	6本	約300-500万円	開発会議参加、限定品	1万円
スポーツ	東京ヴェルディ1969フットボールクラブ(株)	東京	Jリーグチーム運営	1本	約5,000万円	フラッグへ名前記載等	2万円

ファンドスキームの例

【純米酒ファンド】1口5万円と高額だが、1,060万円の目標枠はすぐ埋まった。純米酒の販売による金銭的リターンで投資回収することが前提だが、酒蔵見学の招待(旅費は実費)や、醸成過程における利き酒(熟成変化の実体験)等のリターンもある。



<p>ファンド運営の留意点等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と綿密な確認・度重なる打合せを行い、事業の本質的価値が納得できた時点で初めてファンドを組成するなど、投資目的である事業自体の信頼性を重視している。 ・音楽ファンドの継続で大切にしていることは、元本割れしないような投資効率の計算と、アーティスト・投資家・ミュージックセキュリティーズ社の3方全てが幸せになるレベニューシェア(パートナーとして提携しリスクを共有しながら相互の協力で生み出した利益を予め決めておいた配分率で分け合うこと)を設定することである。 ・2005年にWEBサイトをブラッシュアップし、投資家との契約書締結等全ての手続をオンライン上で完了でき、マイページから売れ行きや現状の利回り率等を確認できるようにし、投資資金の引き落とし・配当の振込等も電子決済できるようにした。これを機に飛躍的に投資家の数が増えた。
--------------------	---

③その他

<p>最近の発展的活動(業務提携等)</p>	<p>電通：電通が有するネットワークを通して、アイデアや発想段階のプロジェクトを全国から発掘。『セキュリテ』を活用してその事業を応援したいという個人投資家(支援者)から資金を調達することで事業開始を支援。さらに電通が従来から実施しているマーケティング、コミュニケーションサービスにより、事業の拡大を支援。</p> <p>ngi group 株式会社：「Applie(あっぷりい)ファンド」では、アプリ等の開発プロジェクトについてngi社のこれまでの事業や投資活動を通じて培った目利きをもとに収益性等を判断した上で、開発したい企画・開発者や企業に対して、ミュージックセキュリティーズ社が開発プロジェクトを匿名組合等の手法を用いて証券化し、資金調達を行うもの。ngi社は開発されたアプリ等の販売や運営している「Applie」でのプロモーションなども手掛ける予定。</p> <p>ファミリーマート：「Fan Do!」は、ファン(個人投資家)から募った小額の出資を全国各地にある地場に密着した企業へ投資し、それにより作られたものを商品としてファミリーマートで販売する一連の地域経済の活性化プロジェクト。第1弾として「セキュリテ被災地応援ファンド」が支援する商品12種類を販売。</p> <p>リビング・イン・ピース：貧困削減に取り組む民間団体と発展途上国のマイクロファイナンス(貧困者向け金融サービス)を日本から支援することを目的に業務提携。</p> <p>エイミーストリートジャパン：音楽配信サービスでの業務提携を行い、国内外のアーティストの発掘、音楽制作の資金的支援、楽曲プロモーション事業を共同実施。</p> <p>三菱地所：「good music marunouchi」という、東京の丸の内から新しい音楽シーン、アーティストを生み出すことを目的とした共同プロジェクト(コンサート等の音楽イベントの開催)を開催。</p> <p>(株)トビムシ等：西粟倉(にしあわくら)村、美作(みまさか)森林組合、(株)トビムシが共同で実施する西粟倉村の森林(最大1,500ha)を対象にした長期森林管理および木材生産に資する施業・販売事業を実施。</p> <p>ジャパンネット銀行：販売する音楽ファンドの購入方法に、ジャパンネット銀行のインターネット決済サービス「リンク決済」の提供を開始。</p>
------------------------	---

主な参考資料

- ・ミュージックセキュリティーズ株式会社 WEB サイト (<http://www.musicsecurities.com/>)
- ・セキュリテ WEB サイト (<http://www.securite.jp/>)
- ・DIAMOND online (<http://diamond.jp/articles/-/4927>)
- ・ドリームゲート WEB サイト スペシャルインタビュー (http://www.dreamgate.gr.jp/case/mb1_t/id=537)
- ・株式会社電通 報道発表資料(平成22年10月5日)
- ・株式会社ファミリーマート ニュースリリース(平成24年3月9日)

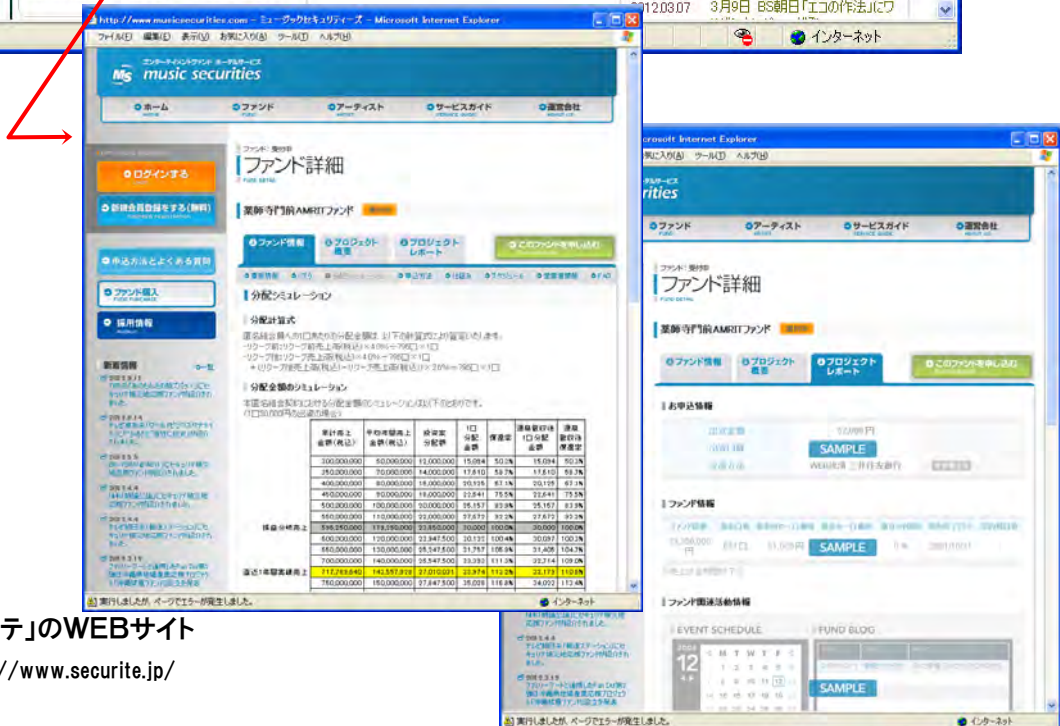


図5 「セキュリテ」のWEBサイト

URL <http://www.securite.jp/>

(3)京都地域創造基金



①組織等の概要

運営事務局	公益財団法人 京都地域創造基金
設立	2009年3月 一般財団法人として設立し、基金を設立 2009年8月 公益財団法人として認定
設立目的	社会の課題解決や地域活性化等の公益活動を支援したい人々と、公益活動を推進する団体の双方の想いを具現化し、資源の仲介を行い、社会を構成する全ての主体が公益を支えるしくみを構築することにより、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資することを目的として設立された。
設立背景・経緯	<p>1998年に「きょうとNPOセンター」が設立され、NPOのネットワークの拠点となって活動してきた結果、多くのNPOが地域社会に貢献し、成果を上げてきた。その一方で、行政との協働(パートナーシップ)が下請けと捉えられ、NPO自身が行政依存体質となって自立的発展を妨げ、弱体化するのではという問題意識を持つようになっていた。また、地域のラジオ局開設に向けて金融機関に融資を申し込んだところ、NPOであるがために融資を断られるという悔しい経験もあった。そこには、新たな公共の担い手として地域の課題解決のために行動する市民を市民が応援するための、資金の流れが欠けていた。</p> <p>そこで、センターの10周年記念事業として、本格的な資金仲介機能を持った中間支援的な非営利セクターの設立が提唱され、「市民活動を支えるのは市民社会」というコンセプトのもと、2009年3月に基金を設立するに至った。</p> <p>設立時の基本財産300万円を300人以上の市民からの寄付により集めた「市民立」の財団である。これは、財団の必要性を確認するとともに、NPO自身による寄付収集活動を通じて、支援する・されるという関係を打破する教育的な意味があったことによる。</p> <p>ビジネスモデル(設立時)</p>
基本財産	設立時の基本財産300万円は現状も増減なし

②基金や財団の活動を周知する手法について

周知方法・経費	メルマガ、チャリティイベント、キャンペーン、SNS、HP、DM、事業展開の中での連携先開拓による周知拡大を実施。周知する事業によっては、委託事業等もあるが、今年度は運営に対する寄付や自主事業収入がほとんどである。
周知の工夫点・課題	当該財団で抱え込まず、+ソーシャル、アライアンスをコンセプトとし、事業展開を行う。

③資金を収集・助成するプログラムについて

<p>事業指定寄付</p>	<p>【概要】 特定の事業に対して助成を受けたり、寄付をしたりとできる制度。一定の要件を満たした市民活動団体の事業から、寄付者が寄付したい事業を選ぶと運営費(1~5%)を除く額が届けられる。寄付の用途や事業の進捗状況は基金 HP で公表。高い情報開示を行い、第三者による NPO の社会的認証なおかつ財団の審査を受けた団体が対象。</p> <p>【実績】 平成 24 年 10 月時点で寄付額約 5,200 万円 (約 930 件)</p> <p>例) カンボジア地雷埋設地域村落開発プロジェクト 寄付総額 12,640,223 円 子どもの貧困対策事業(生活困窮・養育困難家庭支援) 寄付総額 1,760,631 円</p>  <p>自分の意思に応じて信頼できるNPOに寄付を届けることができる。 税制優遇</p> <p>・積極的なファンドレイズ(努力)できるツールの提供 ⇔高い情報開示と第三者認証を要求(ステップ3)+財団による審査</p>
<p>冠基金・冠褒賞</p>	<p>【概要】 助成金プログラムの名称・助成対象・分野・金額に関して寄付者の意思を反映させ、寄付者独自の助成・表彰プログラムの作成が可能。財団はコーディネートを行う。</p> <p>【実績】 3つの冠基金を創設、助成は計5回実施。現在2件公募中。寄付総額は650万円。</p> <p>例) +social+"Fun"d(プラス・ソーシャル・プラス・"ファンド") 寄付総額 500,000円 エスアールエムのいのちの基金(生きづらさ解消) 寄付総額 1,500,000円 若年性認知症サポートファンド 寄付総額 4,000,000円</p>  <p>・独自名称はもちろん、助成対象・分野・金額・選考方法... その他独自アレンジができる *寄付金額など条件により異なる</p> <p>・税制優遇 ・「記念」 ・社会課題解決に「より」効果的なプログラム ・寄付者の地域やNPOへの視点、関わりを創造</p> <p>・情報開示を要求 ・京都独自の多様な助成プログラムの活用</p> <p>たとえば 山田太郎 子どもスポーツ 応援助成</p>
<p>テーマ別基金</p>	<p>【概要】 一定の要件を満たした市民活動団体等が、特定のテーマや地域等の課題を解決する独自の支援プログラムを提案し、主体的に資金を収集し、財団と共に運営に関わる。</p> <p>【実績】 これまでに9つの基金を創設。寄付総額約4,450万円。</p> <p>例) 京都こどもファンド(共同設置運営者:京都きっずプロジェクト) 寄付総額 1,016,009円 助成額 900,000円 助成団体数:5団体 城陽みどりのまちづくり基金(設置申請者:おりなす.キャンプ.城陽) 寄付総額 1,389,614円 助成額 1,149,940円 助成団体数:15団体(3ヶ年) 京都音楽家ボランティア基金(設置申請者:音楽工房 京の音屋) 寄付総額 442,394円 助成額 140,000円(随時助成) 助成団体数:3団体 母なる川・保津川基金(設置申請者:プロジェクト保津川カップ研究会) 寄付総額 281,914円</p>

<p>寄付付き商品の販売</p>	<p>【概要】 協賛事業者は販売期間、寄付額、寄付先を決定。設定対象商品の売上げの一部が寄付される。財団は、成果報告会・寄付授与式の開催、購入者への報告チラシの作成等の相談にも応じている。</p> <p>【実績】 ジャム、ケーキ、クッキー、ワイン、フランス料理店での食事、絵葉書、CD、贈答品、書籍、飲料(自動販売機)、手帳等の実績がある。 商品あたりの寄付額は原則非公開だが、以下はWEBサイトで公開されている。 ・ワイン：1本1,225円の販売につき50円(売価から25円+ワイン製造会社から25円)が寄付。 ・フランス料理店での食事：イノシシや鹿のテリーヌ各1品400円の販売につき20円(売価から10円+お店から10円)が寄付。 ・地元音楽グループのCD：600円の売価のうち100円が寄付。 ・飲料(自動販売機)：売上高の15%相当額。 ・手帳：売上高の1%相当額。</p> <p>【今後の展開】 これまでも亀岡の産品、佐々木酒造の日本酒、白川書院など、寄付付き商品展開を単年度もしくは期間限定や数量限定を中心に展開してきたが、寄付の入口かつ寄付の裾野を安定的に広げるため、地元企業と連携した商品づくりに取り組む。</p>
<p>募金箱の設置</p>	<p>【概要】Send LOVE PROJECTの募金箱を設置している。募金使途は設置者等が、当財団の各々のプログラムや基金を指定している。</p> <p>【実績】常時40個以上設置。のべ約80件設置、募金額約50万円にのぼる。</p>
<p>チャリティーイベント</p>	<p>【概要】チャリティーイベントの協働企画や実施の手伝い、寄付先選定の相談に応じている。イベントへの募金箱のみの貸出しもある。</p> <p>【実績】花生けのパフォーマンス、トークショー、京都タカシマヤ等によるチャリティオークション、カンパイチャリティキャンペーン等</p> <p>【今後の展開】財団運営財源を確実に獲得していくことが急務であり、主宰する形でのチャリティプログラム(イベント、オークション等)を実施する。運営体制では、ファンレイジングボランティアのコーディネートを行い、実施する。</p>

④資金確保と対価について

<p>寄付者への対価・特典</p>	<p>出資ではないので、リターンは原則ないが、冠基金やチャリティプログラム等で連携した企業、個人には感謝状やセレモニーなどそれぞれに応じて感謝や成果を伝える取り組みは重視している。助成先NPOには寄付開拓や事業展開へのコンサルも一定程度実施している。</p>
<p>税金対策</p>	<p>公益財団法人として寄付金控除あり。 寄付税制、とくに住民税の寄付金控除については積極的に政策提言も行っている。</p>
<p>資金確保の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この種の市民ファンドを運営維持する基盤や仕掛けの整備。(すでに取りかかっており、オープンにできる段階になれば、リリースやWEBで公表する) ・ファンレイズと助成の専門性の両立。 ・地域課題の的確な把握と可視化。 ・多業種との連携スキル、アイデア、企画。

⑤融資、不動産活用について

<p>融資関連事業</p>	<p>「きょうとふ NPO 活動支援融資制度」</p> <p>【概要】府内の NPO を対象に、限度額 100 万円 / 件 以内の小口無利子融資。原則として担保不要。返済期間は 3 年以内（据置期間 1 年を含む）。</p> <p>「京都府府民の力応援基金」を活用し、信用金庫 2 行と連携して実施。基金は、融資の相談窓口、融資申請事業の公益性の審査や年 2% の利子分の助成を担当。融資の利用には、公益活動ポータルサイト「きょうえん」での情報開示と必要書類の提出、当財団の公益性審査及び金融機関による審査が必要となる。申込があった NPO 法人の事業の公益性と利子相当分の助成金を受け取ることができる NPO 法人を審査・選定するため、有識者等 5 名から成る「公益性審査委員会」を設置している。</p> <p>相談から借入、利子助成までの流れ</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>相談 ◎ 京都地域創造基金に融資の相談</p> </div> <p style="text-align: center;">▼</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>公益性審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「公益性審査申込書一式」を作成 ◎ 公益活動ポータルサイトの「きょうえん」(注)にて、情報を公開 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※京都地域創造基金が、融資申請事業の公益性を審査し、「公益性審査通知書」を発行</p> </div> <p style="text-align: center;">▼</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>借入申込</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 金融機関に提出する「借入申込書一式」を作成 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※金融機関が融資審査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 融資申請に向けて「取引約定書」などの書類一式を作成 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※金融機関による融資の実行</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※京都地域創造基金が利子助成の決定をHP等で紹介</p> </div> <p style="text-align: center;">▼</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"> <p>利子助成受取</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 借入金を返済 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※金融機関が「利子支払額証明」を発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「助成金交付申請書」「事業報告書」を作成 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※京都地域創造基金が支払利子分を助成</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※京都地域創造基金が利子助成の実績をHP等で紹介</p> </div>
<p>不動産事業</p>	<p>「絆づくりサポートローン」</p> <p>【概要】無利子ではないが、融資を受ける NPO 法人の審査を財団が担当している。京都府内に主たる事務所を有している NPO 法人については、財団に設置する「公益性審査委員会」の推薦を受けられた法人が利用可能。融資額は 1 法人あたり 500 万円以内、原則として担保不要。証書貸付は最長で 5 年（当初 1 年間の据置が可能）、利率は原則年 2.0% の固定金利。</p> <p>土地や建物の寄付を受けたり借りたりした際、NPO の基盤整備と財団の収益獲得・運営費削減のために、NPO の活動の場として活用できる「NPO ビル」のモデルづくりや調査・研究を実施する。（平成 24 年度に 1 以上の活用モデルをつくること为目标）</p>

⑥組織運営のあり方について

スタッフの数	理事：14名 非常勤有給スタッフ：4名 中心的なスタッフは理事長、専務理事、事務局スタッフ8名であり、これまでの実績やネットワークの中でリクルートして人材を確保した。
運営経費	今年度について大半は運営寄付、外部からの講演やセミナー等の事業収入。また、新しい公共支援事業、補助金等の一部を活用。
法人形態の選択	民法改正、公益法人制度改革をふまえて、市民が財団を設立できるという市民社会への1つのステップとして公益財団法人を選択。税制優遇、信頼性、新規性、事業の特性上、意思決定機関や財団という法人格の特性の観点から。現時点で、選択は正しかったと考えている。
運営支援体制、監査体制、行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に加えて、理事会と評議員会を開催して法人運営を管理している。 ・現時点で行政からの運営への支援はなし。 ・府職員1名は派遣研修で受入れ。 ・新しい公共支援事業(委託) 国の補助金はいずれもプロポーザルによるもの。当財団のミッションと中期的な展開に不可欠な事業を行うものとして受託。
運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・この種の市民ファンドを運営維持する基盤や仕掛けの整備。(すでに取りかかっており、オープンにできる段階になれば、リリースやWEBで公表する) ・ファンドレイズと助成の専門性の両立。 ・地域課題の的確な把握と可視化。 ・多業種との連携スキル、アイデア、企画。

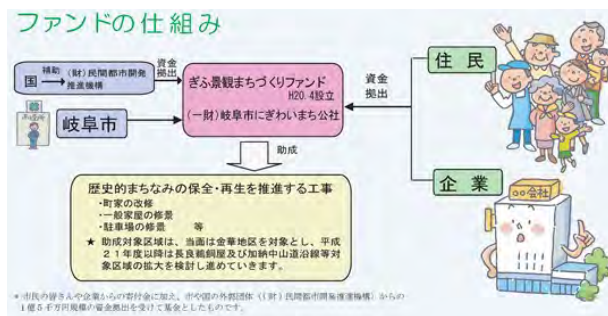
主な参考資料

- ・公益財団法人京都地域創造基金 WEB サイト (<http://www.plus-social.com/>)
- ・公益財団法人京都地域創造基金 REPORT 2009～2011
- ・公益財団法人京都地域創造基金 平成24年度事業計画 他、各種チラシ等
- ・「社会を良くするしくみ 事例集 ～地域におけるファンドレイジングの取り組み手法の調査研究～」(平成23年3月、社会福祉法人 中央共同募金会)
- ・平成22年度地域経済産業活性化対策調査 ソーシャルビジネス支援環境整備調査事業 WEB サイト ソーシャルビジネス・ケースブック
- ・非営利法人データベースシステム NOPODAS WEB サイト クローズアップ 京都地域創造基金の戦略と展望
- ・「新しい公共」オープンフォーラム(平成22年4月25日) 資料

(4)ぎふ景観まちづくりファンド

①組織等の概要

運営事務局	一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社
設立	2008年ファンドを設立
設立目的	岐阜市は、「金華地区 ^注 」を中心に町家や旧武家屋敷をはじめとする歴史的資源が多く残り、岐阜らしい歴史的まちなみが形成されている。しかし、これらの歴史的まちなみが徐々に壊れようとしていることから、岐阜ならではの美しい歴史的まちなみを後世に守り伝えていくことを目的として設立された。
設立背景・経緯	<p>市内でも特に歴史的まちなみが残っている「金華地区」の景観を維持向上させる方法として、2007年に策定された「岐阜市景観基本計画」の中で、基金活用の方向性が示された。</p> <p>これを契機として、2008年にファンドが設立され、助成対象・助成基準・手続等を定めた「ぎふ景観まちづくりファンド助成金交付要綱」に基づいて、公社の自主事業として運用を行うこととなった。設立当初、(財)民間都市開発推進機構(MINTO機構)から5,000万円、岐阜市の拠出金1億円、市民からの寄付金52万円の合計1億5052万円でスタートした。</p> <p>また、有識者・建築士会推薦会員・税理士等6名からなる「ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会」を設立し、事業の審査等を行っている。</p> <p>なお、公社は、2010年には景観法に基づく景観整備機構に指定されている。</p>



②資金の現状について

資金総額	<p>設立時：150,520,000円(MINTO機構5,000万円、岐阜市1億円、市民52万円)</p> <p>市民の内訳はほとんどが個人の篤志家で、企業は1社程度</p> <p>現在：約80,000,000円</p>
総額増減要因	設立より基金を取崩して行う助成事業であるために減少している。
出資者	48人(1口額に決まりはない)、企業からはわずかで、50歳以上の岐阜市民が多い。

③資金を周知・確保する手法について

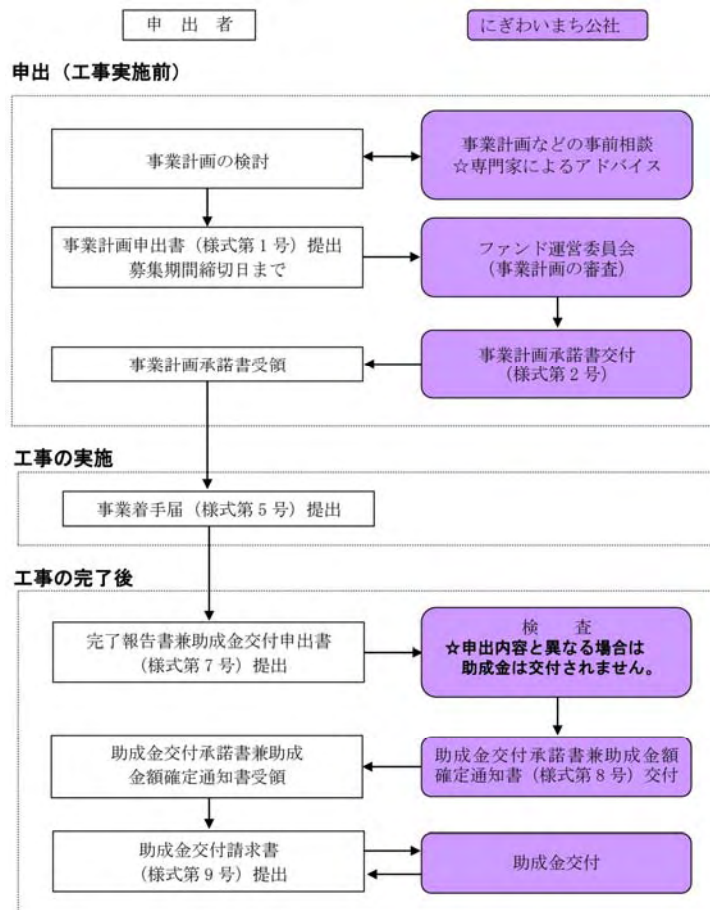
周知方法・経費	市の広報紙や金華地区でのファンドチラシの配布やまちあるきイベントの開催イベント開催経費として10万円程度
周知の工夫点・課題	岐阜市内外のより多くの人に歴史的まちなみの良さを知ってもらうため、まちあるきイベントをスタンプラリー形式にするなどし、参加しやすく工夫している(約200名参加)。ただ、街を歩くことに興味のある方が多く、イベント自体に参加者の意識が集中して、まちなみをゆっくり見てもらえない場合もあった。ファンドの周知や理解にはなかなか至らず募金箱を置いて6千円収集するにとどまった。
資金収集方法・成果・効果	イベント時に募金箱を設置。 1度のイベントでの寄付金は5,000円程度。
税金控除	対象外

資金収集の課題	事業自体の必要性や重要性が理解され、寄付することにステータスが持たせられれば確保できる。募金できる機会を増やすことも必要だと考える。
---------	--

④出資者への対価や基金の用途について

寄付者への対価・特典	1,000 円以上寄付した方は公社の HP や広報誌で名前を公表（公表を了承した方のみ）
------------	--

助成スキーム	<p>【助成対象】 金華地区内で、岐阜市歴史系景観形成方針に適合している以下の工事。 概ね昭和 20 年までに建造された町家等の歴史的建造物を維持・復元する工事 概ね昭和 21 年以降に建造された一般建造物を歴史的なまちなみと調和させる工事 建築設備等に対して附属工作物を設置して歴史的なまちなみと調和させる工事</p> <p>【助成率】 2 分の 1（格子・建築設備への目隠しは 10 分の 7）が基本 ただし、平成 20～22 年度は重点取組期間として 3 分の 2 を助成（格子・建築設備への目隠しは 10 分の 9）を助成</p> <p>【限度額】 修復条件により 5 万～200 万円（例えば、町家の日本瓦の葺き替え、木製引き戸や木製格子の修復、外壁を黒しっくいに塗り直す場合は、最大 200 万円。エアコンの室外機を木製柵で目隠しする場合は最大 5 万円）</p> <p>【審査等】 申出を受けて、有識者等から成る「ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会」において事業計画を審査し、適正であればファンド資産の範囲内で事業の承諾する。</p>
--------	---



助成の成果・効果	平成 20～23 年度までの 4 年間で 70 件を助成承諾した。 そのうち 65 件が工事完了し、約 7000 万円の助成金を支払った。
助成の課題	助成金は受領者の一時所得となる為、年間の収入額が増え、税金や保険料等が増額する可能性があるためファンド利用者に事前に説明が必要。

⑤組織運営のあり方について

スタッフの数	役職員(理事等)：5 名 公社の実務スタッフ：8 名(ファンド運用の担当は 3 名、内 1 名が資産運用 を担当) 国債の購入
運営経費	市からの委託費 200 万円程度で運営。 ファンドの運営に係る委託であり、助成先の審査、運営委員会の開催に係る経費、募集チラシの作成といったものに使っている。
運営状況	申出物件の現地調査や書類の内容適否確認、助成額の算定などの作業を公社で行い、運営委員会の審査により、助成の可否を決定する。
法人形態の選択	<ul style="list-style-type: none"> 全体の 1/2 以上の収益事業 があるため、一般財団法人を選択。対外的に法人としての信頼性が高まり、公社の運営上好ましいと感じている。 ファンドは指定正味財産として会計処理されているため、その用途以外には利用できない。 駐車場の指定管理を行っている。
運営支援体制、監査体制、行政との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 有識者・建築士会推薦会員・税理士等 6 名からなる「ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会」を設立し、事業の審査等を実施している。 行政担当者は、運営委員会等に出席し、審査や助成金の流れなどの内容について把握している。 岐阜市のまちづくり推進部長が運営委員の 1 人である。 直接的な支援は無いが景観行政上、密接な連携を行っている。
市民団体等との関わり	<ul style="list-style-type: none"> 金華地区では 3 つの地区にまちづくり会という市民団体があり、地域活動をしている(景観を主体としたまちづくり活動やイベントの開催)。 3 団体とファンド(公社)は独立して活動をしている。活動の収益がファンドにまわったり、各団体の活動をファンド(公社)が助成等するようなことはない。
運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> 審査においてファンドの対象行為に対して、さらに踏み込んだ景観配慮を運営委員から指摘されても、申出者の予算的な理由等もあり、強制的に計画の改善を促すことができず、最良の景観誘導に至らない場合があり、一步踏み込んだ誘導策が課題である。

主な参考資料


- ・一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社 WEB サイト (<http://www.gifu-nigiwai.org/blog/>)
- ・「ぎふ景観まちづくりファンド 助成制度 手引き 平成 24 年度版」
- ・「ぎふ景観まちづくりファンド 助成制度のご案内パンフレット 平成 24 年度版」
- ・「岐阜市景観計画」(平成 24 年 10 月 1 日施行)

注 景観計画における「金華地区」の位置付け


「岐阜市景観計画」では、岐阜らしい景観を形成していくために、特に重要な区域を「景観計画重要区域」として位置付け、良好な景観の形成を誘導していくこととしている。この区域においては、各区域の緊急性や地域住民の意向、まちづくりの熟度等を踏まえ、景観づくりのための地域別の方針や詳細なルールを定めている。

金華区域(約 86ha)は「景観計画重要区域(歴史・文化景観)」に指定されている。


「助成制度のご案内 平成 24 年度版」より




①町家の維持・復元




②町家への自動車庫の設置



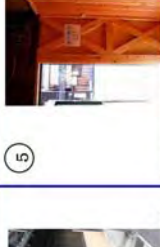
③町家の一部復元



④町家への自動車庫の設置



⑤歴史的建築物の維持・復元



⑥歴史的建築物への彫交い等の設置

1. 町家等の歴史的建造物
 (概ね昭和 20 年以前の建造物)
 ☆維持・復元工事に対して助成

※1 町家要件等
 町家要件、蔵等、又は建築当時(昭和 20 年以前)において構成されてきた形態意匠、素材をいう

※町家要件
 ・窓格子が木製格子
 ・屋根が日本瓦
 ・外壁が黒漆喰
 ・玄関が木製又は木製調引き戸

※蔵要件
 ・屋根が日本瓦
 ・外壁が木葺、漆喰、土等での仕上げ

2. 一般建造物
 (概ね昭和 21 年以降の建造物)
 ☆歴史的なまちなみと調和させる工事に対して助成

3. 附属工作物
 ☆附属工作物を設置して歴史的なまちなみと調和させる工事に対して助成

① 歴史的建築物の維持・復元を行う場合(200 万円)
 例: 日本瓦の葺き替え、格子や木製引き戸の設置や修繕、外壁を黒漆喰壁仕上げにする工事など

② 歴史的建築物と一体となった自動車庫等の開口部に木製または木製調格子を新設し、町家要件等^{※1}を満たす場合(150 万円)
 例: 格子戸と引き戸の形を従前のスタイルを継承しながら変更し、駐車場へ利用する工事 など

③ 町家、蔵等の一部復元を行うものの町家要件等^{※1}を満たさない場合(100 万円)
 例: 外壁は漆喰ではないが、アルミサッシの窓に格子を設置する工事など

④ 歴史的工作物(門、塙等)の維持を行う場合(200 万円)

⑤ 歴史的建造物の特例助成(内部工事に対する助成)
 1) ①でにぎわい創出の場合: 意匠、構造、設備に関する工事(個別助成限度額 100 万円)
 2) 下記のケースでは、外観工事に係る助成額又は 50 万円のいずれか高い金額を限度額として助成します。
 ○構造補強工事: ①でにぎわい創出以外の場合(①)と②、③の工事と併せた筋交い等の新設等による構造補強工事
 ○空家活用: 空き家となっている歴史的建造物を活用する場合は下記工事
 ・①、②、③の工事実施にあわせて、上下水道管の敷設替え工事
 ・①、②の工事実施にあわせて、間仕切り壁や床等の改修工事

⑥ 一般建築物の新築、外観改修を行ない、町家要件を満たした場合は(150 万円)

⑦ 一般建築物で木製格子を新設・修繕する場合(50 万円)

⑧ 一般建築物と一体となった自動車庫等の開口部に木製または木製調格子の引き戸を新設・修繕する場合(50 万円)

⑨ 木材、漆喰、土などの伝統的な素材を用いた仕上げを行った門、塙等を新設・修繕する場合(50 万円)

⑩ 駐車場出入口に木製及び木製調格子を新設・修繕する場合(50 万円)

⑪ 建築設備への目隠しを新設する場合(5 万円)


⑫ 自動販売機等への目隠しを新設する場合(10 万円)

⑬ 歴史的なまちなみに調和した屋外広告物を設置した場合(30 万円)


※()内は助成限度額 ※個別の部材について、別に個別助成限度額あり ※⑦~⑩においては建築物の形状等も審査対象

【イメージ図】
 屋根形状: 平入り
 屋根: 日本瓦(棧瓦)
 外壁: 黒漆喰塗
 木製格子
 木製建具
 木製引き戸
 外壁(側面等): 下見板張り
 種: 低彩度色


助成率
 1/2
 ただし、窓格子・建築設備への目隠しは7/10




⑥一般建築物の新築




⑦一般建築物への木製格子の新設



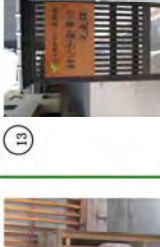
⑧一般建築物への木製格子の新設




⑨伝統的素材を用いた塙の設置




⑩駐車場出入口に格子引き戸の設置



⑪建築設備への目隠し



⑫建築設備への目隠し



⑬屋外広告物の設置

【一部イメージ写真】

図 6 ぎふ景観まちづくりファンドの助成対象工事

2. 継続的にファンドの資金を確保・運営するスキームの検討

2-1. 活用可能な地域資産の整理

(1) 藤川地区の主な地域資産

① 地域資産の一覧

藤川地区およびその周辺において、地域特有あるいは特徴的な資産・資源を、固定資産（地域内で固定されているもの、地域内で活用・消費されるもの）と、流動資産（地域内で生産され、地域外でも活用・消費されるもの）とに分けて、以下に示す。

表3 藤川地区およびその周辺の地域資産

分類	地域資源名		詳細
固定資産（地域内で固定されているもの、地域内で活用・消費されるもの）			
自然資源	河川・水路	山綱川	
		城山川	
	地形	牛乗山第三紀末波蝕巨礫群	市指定天然記念物
歴史的資源	藤川宿史跡	米屋	旧野村家住宅
		銭屋	
		棒鼻（東・西）	歌川広重「棒鼻ノ図」
		まつ並木	天然記念物
		一里塚跡	
		吉良道道標	吉良道は塩の道だった
		水車	
		灯籠	秋葉山灯籠、関山神社灯籠
		問屋場跡	
		本陣跡・本陣石垣	
		芭蕉句碑	むらさき麦
	歌川豊広歌碑	広重の師匠	
	寺社仏閣	十王堂・成就院	中に仏像あり
		津島神社	牛頭天王
		関山神社	赤山大明神
		明星院	
		その他寺院	伝誓寺、称名寺、阿弥陀寺、徳性寺
一畑山薬師寺		御霊泉（温泉施設）等	
人工施設資源	公共施設	藤川宿資料館	脇本陣跡。高札、宿場町の模型等を展示
		むらさきかん	東部地域交流センター。地域活動窓口、会議室、ホール、調理室等
	道の駅	藤川宿	物販施設（直売所・コンビニ）、飲食施設（軽食）、展示施設、イベントスペース（軒下）、トイレ、駐車場 ※今年12月開業
	教育施設	岡崎市立藤川小学校	
		愛知県立岡崎東高校	
人的資源	教員・学生	愛知産業大学	藤川地区のまちづくりに参画
流動資産（地域内で生産され、地域外でも活用・消費されるもの）			
特産的資源	農産物及び加工品	むらさき麦・加工品	「紺屋麦」「高野麦」とも
		酒	麦焼酎「大公館」 ※焼酎の売上の一部は松並木保存に充当
		和菓子	おはぎ、人形焼き、ボンせんべい、ボン菓子、かりんとう
		洋菓子	クッキー、シフォンケーキ、バウムクーヘン、チーズケーキ、ミルフィーユ、ラスク、ソフトクリーム
		料理等	おにぎり、うどん、カレー、五平餅、麦茶
		その他	※石けんやシャンプー等のアイデア有り（愛産大の学生）

②歴史・文化的な地域資産の位置と概要

歴史的・文化的な地域資産として、前述の地域資産から代表的なものを以下に挙げる。

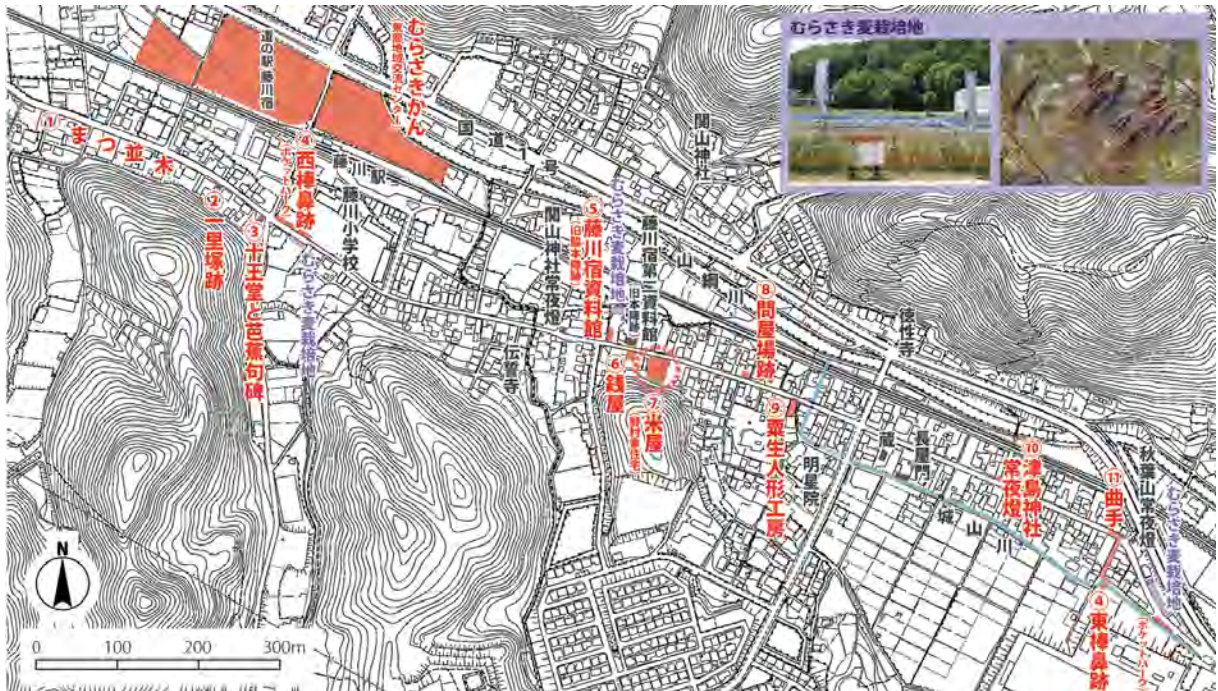


図7 歴史・文化的資産の位置図

表4 歴史・文化的な地域資産の概要

<p>① まつ並木</p>	<p>慶長9年(1604)江戸幕府は、街道を整備し、東海道の両脇に松を植えた。このまつ並木はその名残をとどめるもので、現在は藤川町の西端約1kmの間の90本あまりからなり、クロマツが植えられている。まつ並木は夏に木陰を提供し、冬は防風林となっている。</p>	
<p>② 一里塚跡</p>	<p>街道の一里ごとに土を盛り上げ、樹木を植えて、道しるべとした「一里塚」の跡。慶長9年(1604)江戸幕府は諸街道の整備の一つとして、江戸日本橋を起点として、一里毎に道の両側に塚を築いて榎等の樹木を植えて目印とした。藤川の一里塚は、当時は街道の左右に塚を作り、榎が植えてあったとされているが、天保年間(1830~)頃には南側はすでになくなり、北側の榎は昭和初期には枯れてなくなってしまった。</p>	

<p>③</p>	<p>十王堂と芭蕉句碑</p> <p>「十王堂」は、十人の王を祀る堂で、その「十王」とは、冥土にいて亡者の罪を裁く閻魔大王をはじめとした10人の判官を指す。堂内に像が安置されている。創建は不明だが、十王が座る台座の裏に「宝永七庚寅年七月」(1710)の記年があるので、この年であろうと推測される。十王堂の隣にある石碑は「芭蕉句碑」で、「爰(ここ)も三河むらさき麦のかきつはた」と藤川宿名産品のむらさき麦を詠んでいる。</p>	
<p>④</p>	<p>棒鼻跡</p> <p>棒鼻とは、大名行列が宿場へ入るとき先頭を棒先で整えた場所ということで、宿の入口を指す。江戸時代の絵師・歌川広重が東海道五十三次の藤川「棒鼻ノ図」に描き、又最近、明治20年ころ写された写真が見つかり、宿田石垣が写っていたところから、その存在も認められた。平成元年、棒鼻が再現され、藤川宿の象徴となっている。</p>	
<p>⑤</p>	<p>藤川宿資料館(旧脇本陣跡)</p> <p>「脇本陣」は、江戸時代「本陣」の補助的な役割として設けられた宿舎で、「本陣」に空きがないときには、本陣に準じて用いられた。「脇本陣」を営むことができたのは、本陣家に次ぐ名望家で、江戸時代後期に営んでいたのは「大西喜太夫」で「橘屋」と呼ばれていた。入り口の門構えは、一般の家では構えることは許されず、「本陣」・「脇本陣」だけに許された。藤川宿はそれまで度重なる大火に見舞われているので、現在残っているのは藤川宿内では古い遺構である。明治になって宿場の制度が廃止となり、その後、藤川村役場として使われ、現在は「藤川宿資料館」となっている。この敷地は、昭和53年10月に岡崎市の文化財に指定された。</p>	
<p>⑥</p>	<p>銭屋</p> <p>昔の商家よろづや。連格子、火災防火用の軒卯建(のきうだつ)、張り出した大屋根から雨水が下の溝に落ち込む設計は一見の価値あり。</p>	

<p>⑦</p>	<p>米屋(旧野村家住宅) 藤川町に現存する町家で江戸末期に米屋を営んでいた、木造軸組構造の二階建ての建物。建築年代は、天保年間(1830~1843年)と推定されている。米穀商であった建物は、戦後に薬局となり、格子が外され、外観は大きく改修されたが、一部なまこ壁等も残っている。内部は日本の伝統建築である堅牢な柱や梁の構造、間取りなどが見られ、当時のくらしを十分に偲ぶことができる。</p>	
<p>⑧</p>	<p>問屋場跡(といやばあと) 「問屋場」は、宿場町では、最も中心となった場所で、人馬の継ぎ立て(伝馬)、書状の送送(飛脚)などの業務を行う所が、「問屋場」であった。藤川宿では、ここを「御伝馬所」とも称していた。また、当初の問屋場は、問屋場役人の屋敷の一部を使用していたが、江戸時代中頃、現在地に専用の建物を設けて、業務に当たったという。明治5年7月、伝馬制廃止後は閉鎖され、その役割は終わった。</p>	
<p>⑨</p>	<p>粟生人形工房 ファサードはけやきの柱。はり(梁)で架構したもので力強さを感じさせてくれる木造3階建ての建物で、歴史的なまちなみに調和している。1988年に岡崎市の都市景観環境賞を受賞した。</p>	
<p>⑩</p>	<p>津島神社常夜燈 津島社は、加宿市場村の鎮守である。往古は「牛頭天王宮」と称していたようで、祭神は「須佐之男命」である。明治2年に社名を「津島社」と改名し、後に「津島神社」と称するようになった。現在は境内が名古屋鉄道と国道1号に分断されていて、旧東海道筋には、燈籠一对と社標「津島神社」石碑が建っている。</p>	
<p>⑪</p>	<p>曲手(かねんて) 直線状に来た道を直角に右に曲がり、また左へとクランク状に曲がる道のこと、別名「柵形」とも言われる。藤川宿の曲手は慶安元年(1648)に三河代官が藤川宿の東端に約500mほどの街道を造り、地割をして市場村の人々を移転させて加宿市場村を設けた際、道の東はずれを意識的に曲げたことによる。目的は、外敵から宿場町を守るためとか、道を曲げるにより街道の長さを増して住む人を増やすためと言われる。</p>	

③その他の主な地域資産の概要

ア.道の駅「藤川宿」

愛知県内では15番目に開設され、県内の国道1号沿いでは初の道の駅である。2012年12月9日に開駅した。一般社団法人岡崎パブリックサービス・JAあいち三河共同事業体が指定管理者となって運営している。

交通量の多い国道1号線のドライバーの休憩施設利用のほか、東名高速・音羽蒲郡ICと岡崎ICの中間にあり、高速道路迂回時の利用、災害時の防災拠点機能においても期待されている。敷地面積は約1万3,600㎡。施設面積は約2,000㎡。正面駐車場102台（大型車21台・小型車78台・身障者3台）と第2駐車場93台（小型車）を用意している。

「きらり岡崎コーナー」では、3人のコンシェルジュが藤川を含め岡崎市の観光ガイド役を務め、藤川地区を中心に岡崎市内の観光スポットを案内しているほか、特産品の展示やそれらを扱う市内の名店などを積極的にPRしている。また、「産直コーナー」では、地元で生産された新鮮かつ安全・安心な農林産物（野菜、果物、精肉、卵、加工品など）を提供しており、「軽食コーナー」では、産直コーナーで取り扱う季節の新鮮野菜や、地元特産品のむらさき麦を使用した特色あるメニューを提供している。更に、隣接するコンビニエンスストア内にも、むらさき麦を使用した菓子等が販売されている。施設前には朝市等のイベントの開催や屋台の出店が可能なスペースも設けられている。



写真5 道の駅全景



写真6 きらり岡崎コーナー



写真7 産直コーナー

イ.東部地域交流センター「むらさきかん」

地域レベルのまちづくり活動推進とシビルミニマムを充足するための複合機能を有する交流拠点として、2012年8月25日に開館した。愛称の「むらさきかん」は公募により名付けられた。特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りたが指定管理者となって運営している。

敷地面積は約5,400㎡、延べ床面積約2,170㎡。1階には市民活動ステーションや交流スペース、約150人が入れる活動室、子どもの遊び場となるプレイルームなど、2階には4つの活動室と調理室がある。駐車場は82台分が整備され、名古屋鉄道藤川駅の前にあるため交通の便も良い。

主に、市民活動に関する情報の収集と提供、相談、広報等、施設の提供（直営補助業務）等の業務を行っている。



写真8 むらさきかん

(2) 藤川地区内の歴史的建造物

活用可能な地域資産のうち、特に、歴史的建造物に着目して整理すると以下のとおりである。

藤川地区内には、重要文化財、県または市指定文化財に指定、あるいは国登録有形文化財に登録されていないものの、歴史的な趣が感じられる建造物（昭和初期以前に建設されたと推測される歴史的建造物）が28棟確認できる。以下にその分布と、それぞれの状況を示す。

詳細は、巻末資料。（資料提供：愛知産業大学）



図8 写真位置図

表 5 歴史的建造物(1/2)

No.	写真	No.	写真	No.	写真
1		2		3	
4		5		6	
7		8		9	
10		11		12	
13		14		15	
16		17		18	
19		20		21	

表 6 歴史的建造物(2/2)

No.	写真	No.	写真	No.	写真
22		23		24	
25		26		27	
28					

2-2.地域資産を活かした取組みの検討

(1)事例からみる地域資産を活かした取組み

「京町家まちづくりファンド」(公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター運営)の例をみると、名物のハッ橋や町家模型等、その土地らしい土産物や地域資産を活かした商品を、寄付付き商品として販売している。寄付付き商品のインターネット販売を行う「+ iikoto プラス・イコト」の場合は、各地の特産品等を多数取り扱っている。

このように地域資産を活かした地場産品等を活用して、間接的に寄付金を収集する手法(間接寄付)は、商品を通じて地域の魅力を伝え、最終的には寄付対象への理解・共感を得ようという狙いがある。それに加えて、寄付対象への理解・共感に関わらず広く寄付金を集めようという狙いもあると考えられる。これは、特定エリアを寄付や助成の対象(歴史的資産の保全、特定地域における活動支援等)としつつも、全国各地から広く収集する(すなわち寄付者にとってやや縁遠い対象への寄付金を収集する)上で有効である。つまり、地域固有の土産物やお取り寄せしなくなるような地場産品等を寄付付きとすれば、篤志的な理由以外にも、わざわざその商品を選んで買い求める理由が生まれるからである。言い換えれば、篤志に訴えるだけでは寄付金の収集は限定的になるため、篤志家ではない層の人からも寄付金を収集する上で、地域資産を基に他との差別化を図り、間接寄付の動機付けとすることが効果的であると考えられる。

また、「土蔵へどうぞ」(特定非営利法人土蔵文化研究会運営)の例をみると、直接寄付をした方に対して地酒や輪島塗等を送っている。これはあくまで直接寄付に対する返礼という形ではあるものの、寄付の動機付けとして地場産品を活用し、全国から直接寄付を確保している点では類似している。

一方、「京町家まちづくりファンド」のまちづくりバナナのように、最寄りの店舗等で入手する日常商品(最寄り品)を寄付付き商品とすることは、地域住民の購買によってコンスタントに寄付金を収集する上で効果的であると考えられる。

(2)継続性、運用性からみる課題

日本有数の観光地である京都のように、集客力のある観光拠点を有している場合は、地域資産を活用した寄付付きの土産品の販売が効果的であると期待できる。しかし、集客力が十分ではない場合や、限られた地区内の関係者から寄付金を収集したい場合は、土産品や地場産品に限らず、最寄り品に対しても寄付付き商品を設けることが必要である。

また、寄付付き商品のほとんどが事業者収益を一部削って寄付されており、なおかつ商品の販売という本来目的を損なうことがないようにとの観点から、寄付金の割合は販売価格の1~3%程度であることが多い。寄付付き商品の取組みを運用する上で、参加する事業者をいかに増やすかが重要で、そのためには事業者へのインセンティブとして、商品の宣伝の強化や販売の支援など、事業者がメリットを感じられる仕組みとすることが必要である。

2-3.情報技術を活かした取組みの検討

(1)事例からみる情報技術を活かした取組み

「ミュージックセキュリティーズ」(ミュージックセキュリティーズ株式会社運営)の例をみると、WEBサイトを改良し、電子決済化やファンドの運用状況をマイページで確認できる機能の導入等に取り組んだことを機に、飛躍的に投資家が増加した。また、Twitter等のソーシャルメディアを介して、投資家自身が手軽に販売促進活動を行うことができる仕組みを整えている。

「京都地域創造基金」(公益財団法人京都地域創造基金運営)の例をみても、TwitterやFacebook等のソーシャルメディア(SNS:ソーシャルネットワーキングサービス)を、寄付者への連絡ツールとして、あるいはチャリティキャンペーン等を盛り上げるツールとして活用している。

このように、情報技術を活かして、場所や時間を問わず誰でも簡便に手続きできる仕組みとすることは、全国から多数の出資者を確保する上で効果的である。近年の情報技術の革新と普及の状況を鑑みれば、ターゲットとなる情報通信機器を使いこなせる人は、今後益々増加すると予想される。

特に、同一人物から継続的な出資を確保する上では、寄付者がファンド運用を見守り、寄付による変化を感じられることで、更なる出資の動機付けとすることが重要となる。そのため、コンスタントに情報更新し、情報発信をしっかりと行うことが不可欠である。WEBサイトの場合、情報更新の頻度を上げることはサイトの閲覧者を増やすことにもつながるため、寄付者の拡大を図る上でも効果的である。

(2)継続性、運用性からみる課題

WEBを活用できる年齢層は特に高齢者層は一部に限られるなど、媒体によって接触する年齢層が大きく異なる。WEB等の情報技術の活用は、広く安価に情報発信する上で有効な手法であることに疑う余地はないが、情報通信機器の扱いに疎い方に訴求するには、紙媒体等も併せて活用するメディアミックスが必要である。更に、狭い地区内の住民にローカルな情報を発信する上では、より現実味のある情報伝達手法(地縁による団体や関係者による直接的な伝達等)の方が効果的であることも多い。

また、特に基金の規模が小さい場合などに、独自のサーバー等が必要なネットワークサービスを構築してしまうと、維持管理費等の固定費が膨らんで基金運営の負担となる可能性がある。SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の、維持管理費が不要で情報更新が容易な情報技術を活用し、安価に情報発信する方が、運用上は望ましいと言える。ただし、運営側では、情報技術を活用できる人材を確保することが必要になる。

手法は様々であるとはいえ、同一人物から継続的な寄付を確保するためには、ファンドの運用や関連する活動について節目毎にきちんと情報を発信し続けていくことが必要である。

2-4.参加・体験を通じた取組みの検討

(1)事例からみる参加・体験を通じた取組み

「京都地域創造基金」の例をみると、助成先の選定や基金名の命名において寄付者の意思が反映される「冠基金・冠褒賞」というプログラムがある。いわば、ファンドの立ち上げと運用に参加できる取組みである。自ら命名できるということで、企業名を冠したオリジナルの助成プログラムが立ち上げられた実績がある。寄付行為をCSR活動やPRの一つとして活用したい企業や寄付行為にこだわりのある篤志家等の寄付を確保する上で効果的である。

「ミュージックセキュリティーズ」(ミュージックセキュリティーズ株式会社運営)の例をみると、出資者は、出資先の事業活動に対して販売促進(ソーシャルメディアを通じたPR)等に一部関与することができる。この場合は投資という一面もあることから、このように事業活動の一端に参加できる仕組みが運用され、投資行為や投資先への関心を高め、投資回収を向上させる上で効果的である。

更に、「京町家まちづくりファンド」(公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター運営)や「ぎふ景観まちづくりファンド」(一般社団法人岐阜市まちづくり公社運営)の例をみると、まちあるきイベントを開催し、多くの参加者を集めて、寄付金を収集している。イベントの中で収集される寄付額は多くないが、実体験に基づく共感を呼び、理解を深めることで、同一人物からの継続的な寄付の確保やファンドの周知という点で効果的であると言える。

(2)継続性、運用性からみる課題

参加・体験により、ファンドが助成する対象の問題点(例えば歴史的なまちなみの保全の問題)を理解し、当該地域や助成対象への愛着や共感を育み、ファンドを身近な問題として受け止めてもらえる期待される。そのため、参加・体験プログラムは、ファンドの助成対象と関連深い活動内容であることが求められる。

ただし、そのようなプログラムを構築するには、ファンド運用組織あるいは関連団体等に、参加・体験プログラムを構築・運営できる人材、資金や資材等がなければ実現できない。地域資産や地域のキーパーソンを十分に活用し、地域に根ざした独自性のあるプログラムとすることが必要である。

また、子どもをターゲットとした参加・体験プログラムを設けると、長期的に見て、将来を担う子どもに対する意識啓発や情操教育の点で有効であることに加え、同伴する保護者等も関与することとなり、効果が大きい。家庭で話題に上ることも期待されるため、幅広い世代を巻き込むことにつながる。幅広い世代の関与は、ファンドが世代間を受け継がれていくものとする上で、非常に重要である。

2-5.継続的な寄付行為を促進する効果的なファンドレイジングの検討

(1)ファンド運用上の課題の整理

ファンド運用に、地域資産を活用した寄付付き商品の販売を通じて寄付行為を促進する上での課題は、商品の拡大と消費者への浸透にあると考える。

特に、地域資産を活用した独自性のある寄付付き商品を開発して、地域外からの来訪者による消費を促進するほか、地区内の住民に向けては、最寄り品にも拡大することが求められる。それにより、消費を通じて地域内でファンドを周知し、理解を深めることにつながると期待される。また、商品点数を増加させるため、事業者へのインセンティブとして、商品の宣伝の強化や販売の支援等の事業者側のメリットを付与する仕組みとすることが求められる。

次に、ファンド運用に、情報技術を活用して寄付行為を促進する上での課題は、効果的な手法の選定と継続的な情報発信にあると考える。

特に、媒体によって接触者の年齢層等が大きく異なることや、限られた地区内の住民に情報を発信する上では紙媒体や自治会等の地縁による直接的な伝達も効果が大きいことに留意が必要である。また、継続的に情報発信を行い、ファンドへの関心を維持するには、費用や手間（人材等）の面で負担が大きい手法は避け、まずは一定の地区内で着実に、なおかつコンスタントに情報発信していくことが求められる。

更に、ファンド運用に、参加・体験の機会を提供して寄付行為を促進する上での課題は、共感を得るプログラムの内容と運営体制の構築にあると考える。

特に、地域特有の資産を活用した参加・体験プログラムの場合、代替が利くものを対象としたプログラムよりも、愛着や共感等の思い入れが深まり心に残りやすいと考えられることから、ファンドに関連する地域資産等があれば、積極的に活用することが求められる。その際、子どもが参加しやすいプログラムを設けると、家族など多世代にファンドへの理解が広まると期待される。また、継続してプログラムを運営できる体制の構築や人材・資金の確保も求められる。

(2)効果的なファンドレイジングの考え方

各事例の取り組みを踏まえると、藤川地区という限られた地区を中心とした小規模なファンドにおいて持続的に寄付金を収集する上では、以下の視点で取り組むことが効果的である。

表 効果的なファンドレイジングの視点

1. 地域資産を活用したファンドレイジング → 寄付付き商品の拡大と消費者への浸透

独自性のある商品を開発し、事業者にメリットを持たせて商品数を増やして、ファンドを浸透させる

2. 情報技術を活用したファンドレイジング → 効果的な手法の選定と継続的な情報発信

地縁を含む多様な伝達方法で、比較的安価で、着実に、継続的かつコンスタントに情報を発信する

3. 参加・体験を通じたファンドレイジング → 共感を得る内容と運営体制の構築

地域資産を活用した心に残る内容や子ども向けプログラムの開発と、運営の仕組みづくりに取り組む

3. 藤川地区におけるファンドの検討とスキームの検討

3-1. 歴史的建造物の修理費用と運用益の試算(概算)

(1) 対象とする歴史的建造物の概要

① 歴史的建造物(米屋)の概要

旧東海道三十七番目の宿場として栄えた藤川宿の面影を、今に伝える町家のひとつである歴史的建造物(米屋) (間口約 18m × 奥行約 22m) を、修理費用及び運用益試算のモデルとする。

米穀商であった建物は、戦後薬局となり、格子が外され外観は大きく改修されたが、内部は日本の伝統建築である堅牢な柱や梁の構造、間取りなど当時のくらしを十分に偲ぶことができる。

住所	: 藤川町字中町南 48 番地 (位置はP6 の図参照)
所有者	: 個人
構造等	: 木造軸組構造、二階建て
建築年代	: 天保年間(1830~1843 年/推定)
敷地面積	: 約 616 m ²
延床面積	: 約 337 m ²
高さ	: 8.8m



写真 9 対象とする歴史的建造物(米屋)

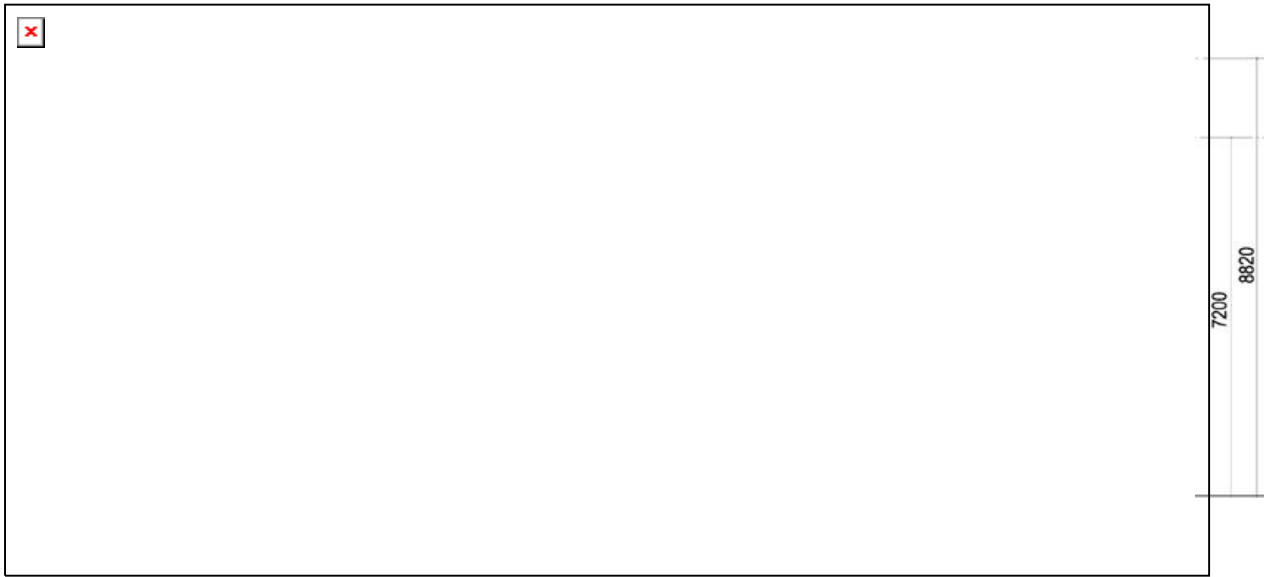


図9 対象とする歴史的建造物(米屋)の正面(北側)

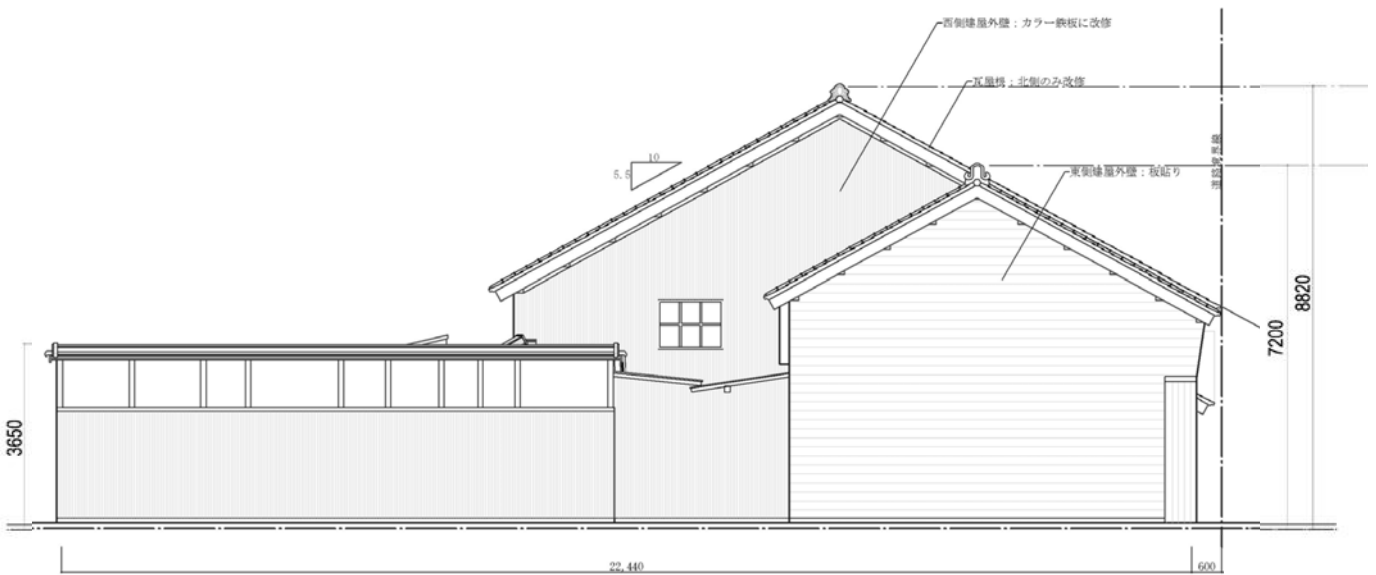


図10 対象とする歴史的建造物(米屋)の東面



写真10 持ち送り



写真11 袖壁



写真12 木格子



写真13 まなこ壁

②歴史的建造物(米屋)の建築的特徴

本建築は、瓦葺き・切妻屋根の木造二階建て、平入り、一階庇付きの外観であり、一部に木組格子の正面を持ち、町家の面影を一部にとどめている。建ちの低い二階の窓は原型をとどめず、近年改修が行われている。また、外観は、大きく西側、中央側、東側に分かれており、最も古い西側部、増築された中央部及び東側部で、外観意匠の差異を見せている。

平面構成では、西側部は東海道に面する北側の「米屋」としての店（ミセ）及び南側の居住部に分かれるという典型的な「町家」の構成である。中央部は、この町家に後世（年代不明）に増築された建物で、所有者によれば、二階では養蚕が行われていた。この部分の奥行きは狭く、南側は庭（ニワ）となっている。東側の建築年代も不明であるが、ごく最近までは「ガラ紡」が行われていた。さらに南側には間口の狭く、奥行き長い便所等が配されていた。

二階部分へは通り庭に設けられた幅の広い緩勾配の階段がかけられており、この上に居室が設けられている。これらの二階居室は一般の町家の場合には丁稚等の奉公人の居室となることが多いが、現状からは用途不明である。

構造は、和小屋の軸組であり、極めて長尺の一本物の材が使用されていること、瓦屋根下の垂木の木割が極めて大きいことなどの特徴が散見されるが、壁や天井の張替え、屋根の葺き替えが行われており、当初の部材と後の修繕部材とは明確には区別しがたい状況である。しかし、築後、推定約 170 年の構造躯体は、外見からは強固な状態を維持していると思われる。

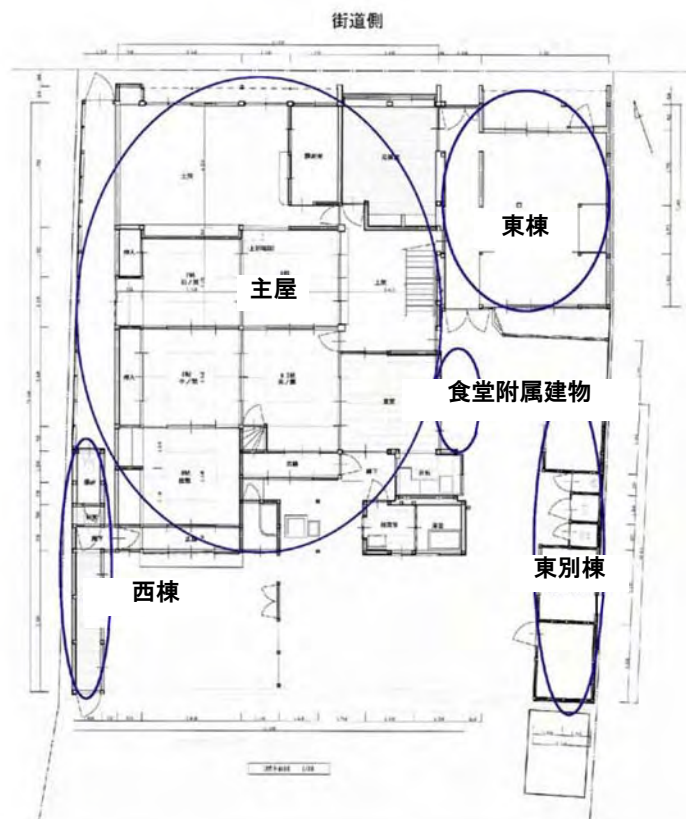


図 11 1階の建物分割

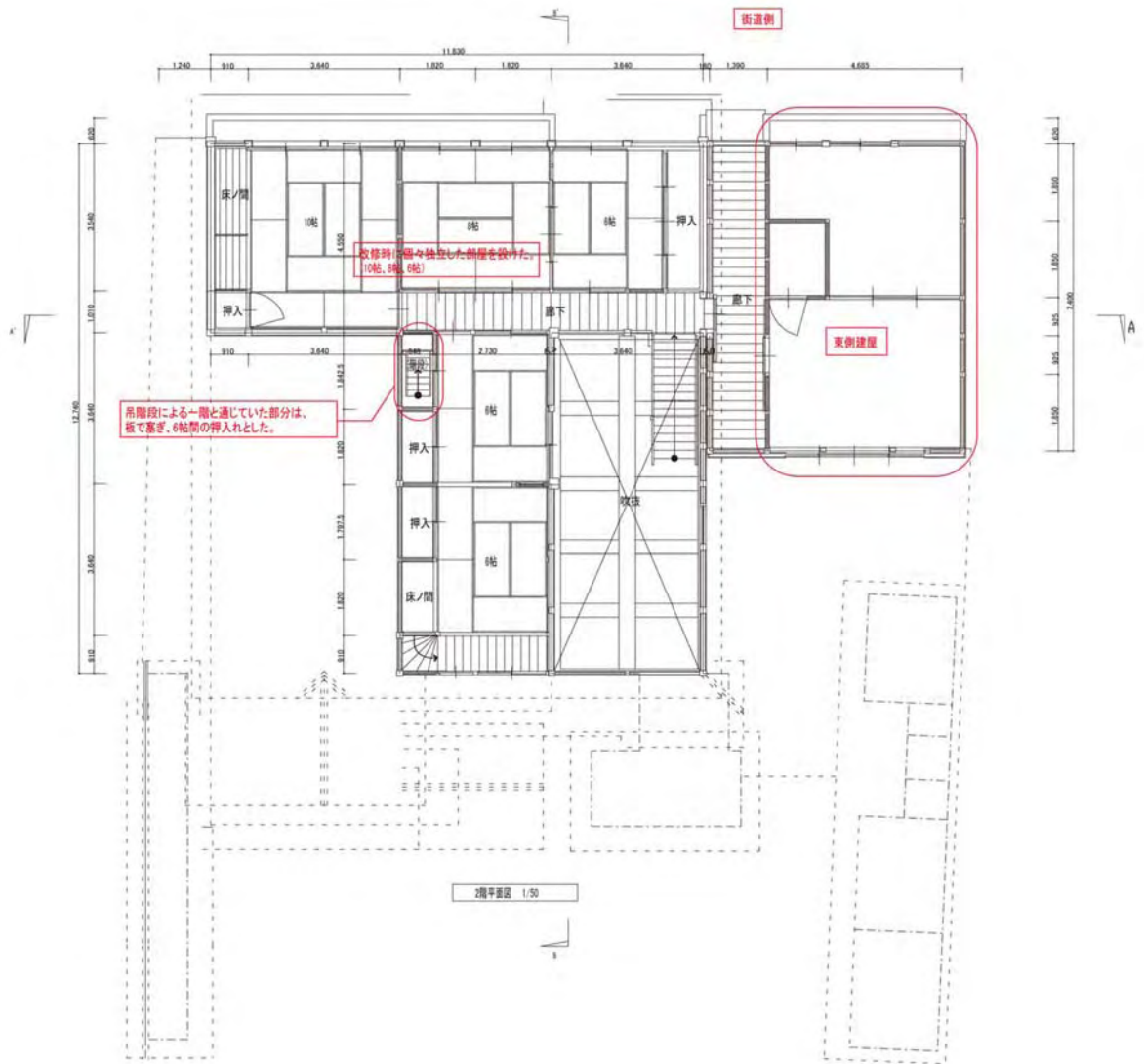


図 13 2階平面図

③歴史的建造物(米屋)の現在の使われ方

歴史的建造物(米屋)は、現在、空き家となっている。

地域のまちづくり組織である「藤川まちづく協議会」が、歴史的建造物(米屋)の所有者から借り受けて、毎週日曜日、地域住民や児童生徒、観光客等に対して無料公開を行っている。

また、付近に立地する愛知産業大学の学生と藤川まちづくり協議会が連携し、昔の面影を体験する蚊帳を用いた納涼会を開催するなど、歴史的な趣を今に伝える資源として、また歴史的なまちづくりを進める中核施設として活用されている。



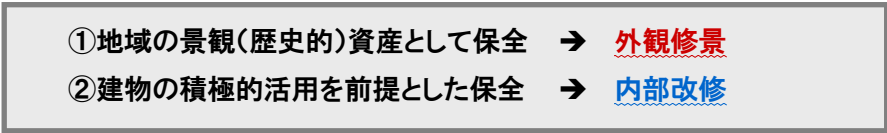
写真 14 施設の無料公開



写真 15 蚊帳を用いた納涼会

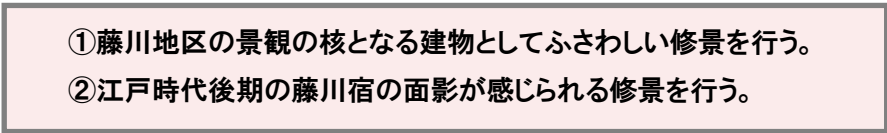
(2)歴史的建造物(米屋)の改修方針

歴史的建造物(米屋)の改修は、東海道の宿場にふさわしい歴史的な趣を残しながら、地域住民が地域活性化を図っていく上での拠点として活用できるように、以下のとおりの内容を想定する。



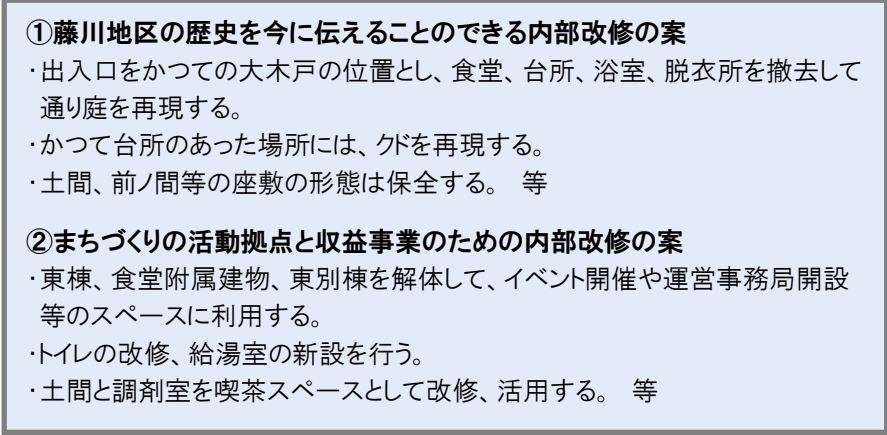
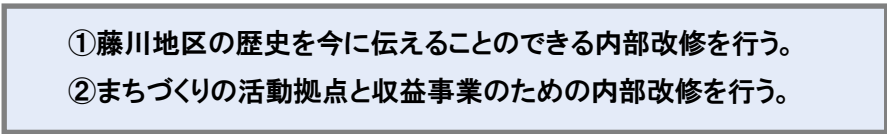
①地域の景観(歴史的)資産としての保全 (外観修景)

歴史的建造物(米屋)は、米屋、葉屋、ガラ紡等の生業の変化に伴い、建物の改修が行われているが、江戸時代後期の宿場町の町家様式を留める数少ない建物である。このため、外観はかつての宿場町であった藤川地区固有の歴史・文化を伝え、当該地区の景観の核となるよう修景を行う。



②建物の積極的活用を前提とした保全 (内部改修)

江戸時代後期の宿場町の町家様式を通じて、地域固有の歴史や文化、まちの成り立ち等を今に伝える貴重な地域資産として内部公開するとともに、地域住民によるまちづくりの活動拠点、さらには収益事業を行っていくための施設と成り得る内部改修を行う。



③改修案

ア.基本改修事項

- ・創建当時の建物を細部にわたり忠実に復元するのではなく、現在の建物形態等を活かしながら、地域のまちづくり活動を支える施設として改修する。
- ・建物北面(ファサード)は登録有形文化財の登録が可能となる程度の復元を目指す。
- ・建物内部は、まちづくり活動を支援する施設として想定している運営事務室や軽食提供等が行える設えとして改修する。
- ・建物全体を対象に耐震補強を実施する。
- ・外壁、屋根の改修を行う。

イ.1階改修案

- ・ファサードは、特に格子、大木戸、持送り等を復元する。

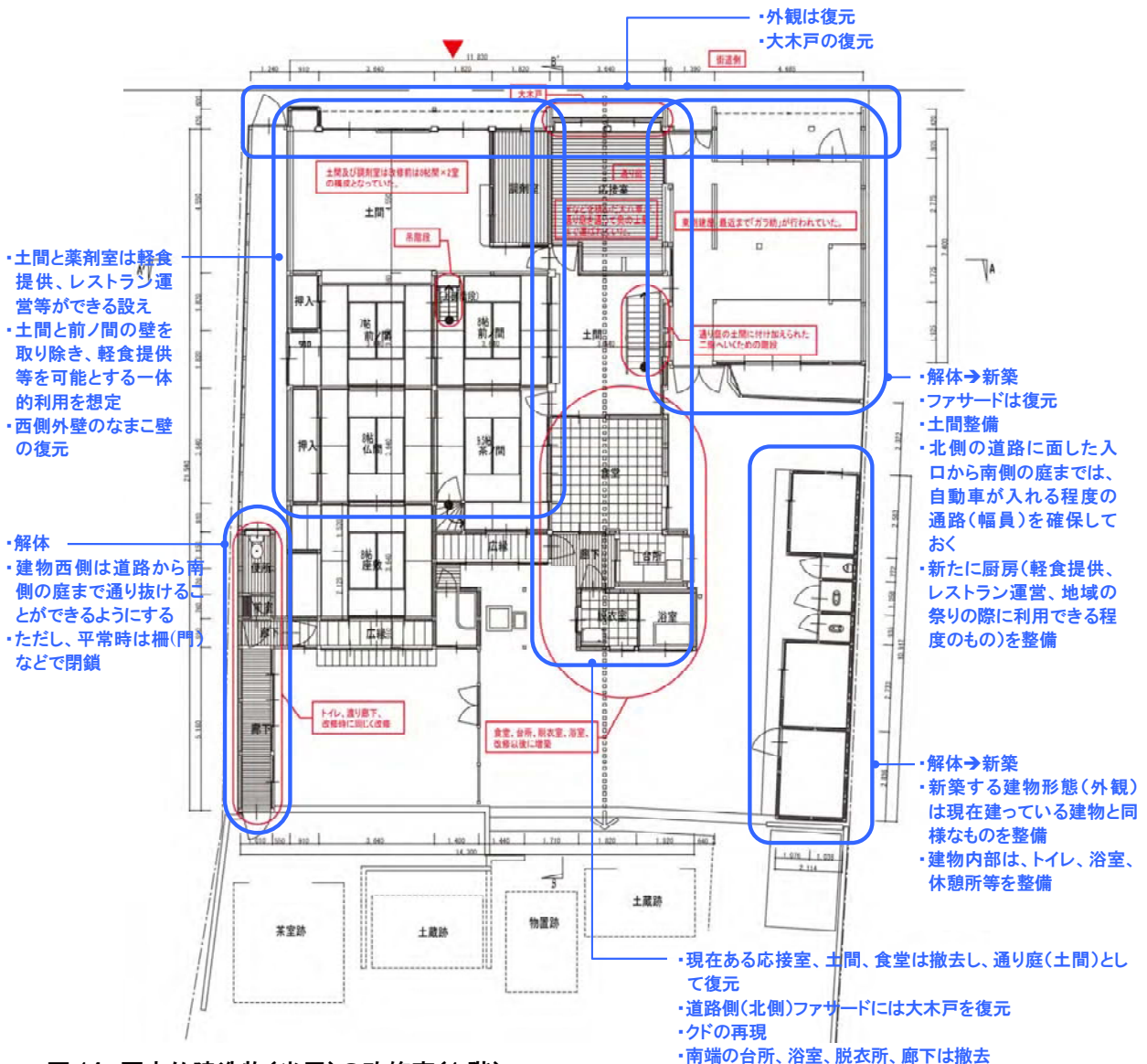


図 14 歴史的建造物(米屋)の改修案(1階)

ウ.2階改修案

- ・ファサードは、特に格子、虫籠窓等を復元する。

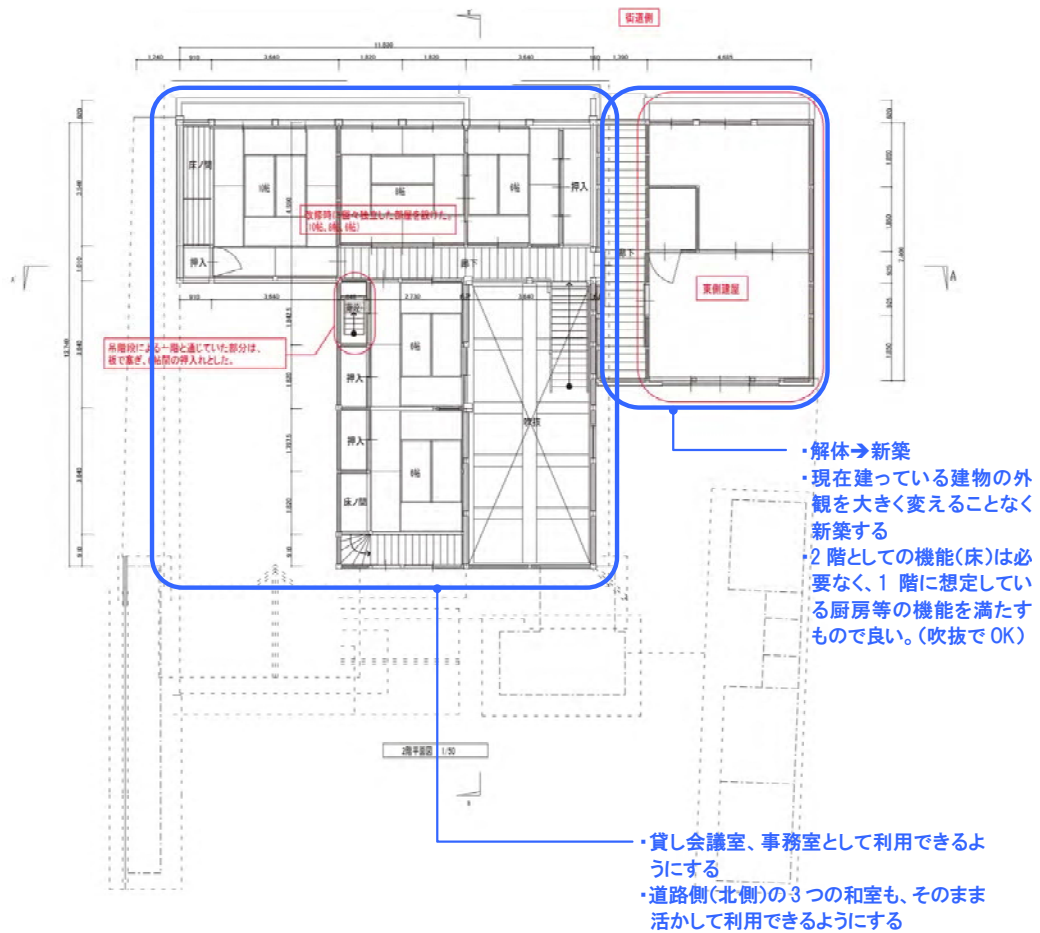


図 15 歴史的建造物(米屋)の改修案(1階)

(3)歴史的建造物(米屋)の改修費用

①外装の改修費(ファサードのみを改修した場合)

歴史的建造物の改修にあたっては、歴史的な趣の感じられるまちなみ景観の保全策として、ファサード(正面)のみの改修を行う。

なお、歴史的建造物(米屋)のファサードは、復元する時代設定により「黒漆喰・虫籠窓タイプ」と「土壁・格子タイプ」の2通りが考えられていることから、ここでは、これらの2通りの改修費を算出し、高額となった「黒漆喰・虫籠窓タイプ」の改修費を採用する。

■黒漆喰・虫籠窓タイプ



図 16 黒漆喰・虫籠窓タイプのイメージ

表 12 外装の改修費(黒漆喰・虫籠窓タイプ)

項目	数量	金額(千円)	備考
解体・仮設費	一式	500	北側立面(間口 19.3m)
庇設置	一式	800	1.2×18m=24 m ²
建具改修	一式	2,400	アルミ窓 8 カ所、アルミドア 4 ケ所
外壁改修(漆喰塗)	一式	6,500	虫籠窓 4 カ所
大木戸設置	一式	800	H2200×W3000
格子設置	一式	2,500	1 階部分
諸経費	一式	1,500	
合計		15,000	

■土壁・格子タイプ



図 17 土壁・格子タイプのイメージ

表 13 外装の改修費(黒漆喰・虫籠窓タイプ)

項目	数量	金額(千円)	備考
解体・仮設費	一式	500	北側立面(間口 19.3m)
庇設置	一式	800	1.2×18m=24 m ²
建具改修	一式	2,400	アルミ窓 8 カ所、アルミドア 4 ケ所
外壁改修(漆喰塗)	一式	3,500	土物砂壁
大木戸設置	一式	800	H2200×W3000
格子設置	一式	4,000	1 階及び 2 階
諸経費	一式	1,500	
合計		13,500	

②米屋の改修費(内外装全てを改修した場合)

「3-1.(2). 改修案」を基に、歴史的建造物(米屋)の内外装の改修費用を算出すると以下のとおりとなる。

なお、耐震改修費の算出に関しては、耐震診断を行う必要があるため、ここでは積算していない。

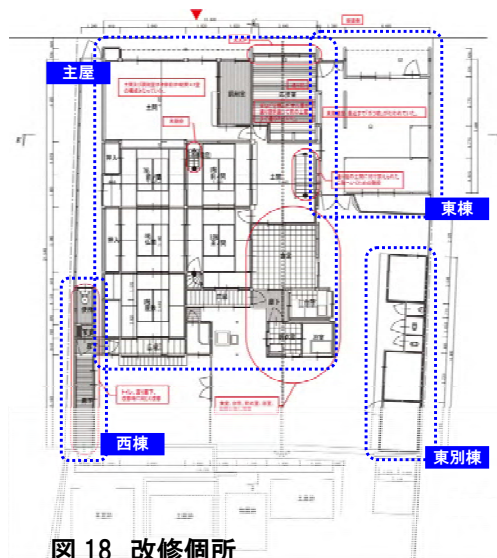


図 18 改修箇所

表 9 修理費用(解体・改修・新築工事費)

(主屋は一部解体・改修工事、東棟・東別棟・西棟は全解体・新築工事)

(消費税別)

項目		金額(千円)	備考
共通仮設工事		5,500	仮設事務所組立・撤去、仮設電気・水道配線・配管、正面ガードフェンス設置、諸経費等
主屋	解体工事	4,000	正面・床組・天井・屋根・南端台所
	改修工事	49,500	基礎、石(柱石、束石等)、木、屋根、左官(タタキ、壁塗、なまこ壁、虫籠窓、揚げ裏)、建具の工事
	耐震工事	5,000	
	電気・防災・その他工事	27,300	仮設(足場、養生等)、電気、防災、その他(畳、古色付け、防蟻等)の工事、諸経費含
	小計	85,800	
東棟	解体工事	1,000	全解体
	新築工事	17,700	仮設、基礎、石、木、屋根、内装・建具、電気・ガス・給排水、厨房、防災、その他の工事、諸経費含
	小計	18,700	
東別棟	解体工事	700	全解体
	新築工事	12,000	仮設、基礎、木、屋根、内装・建具、電気・給排水、防災、その他の工事、諸経費含
	小計	12,700	
西棟	解体工事	500	全解体
	新築工事	700	仮設、柵新築、その他の工事、諸経費含む
	小計	1,200	
合計		123,900	※改修前調査、耐震診断、調査書作成、諸経費等を含まず

【参考】

ファサードの改修は、用いる資材や材料、改修箇所等により費用に大きな開きが生じる。

このため、ここでは、他都市において既に改修された建築物の事例を基に、ファサード(正面)の改修費用について概算を参考値として把握しておくこととする。

なお、ここで掲載する事例は個人等が特定できないよう配慮している。

各々の建築物の改修費用をみると、1～3の事例は約5,000千円～7,000千円程度である。これを、それぞれの建築物の間口1mあたりに換算すると、約160千円/m～200千円/mとなる。

また、4の事例の改修費用は約2,600千円であるものの、建築物の間口1mあたりに換算すると、約360千円/mとなり、1～3に比べると2倍近くになっている。

これは、施行後の写真をみると、ファサードに用いる木材の量や、面格子や戸袋の設え等により高額となることが推測される。

この結果から、歴史的建造物の改修にあたっては、その設えが、用いる資材や材料、改修箇所、木工事等の程度による異なることが分かる。

表 10 修理費用(解体・改修・新築工事費)(1/2)

No.	建築(改修)概要		改修費用 (間口1m当たりの改修費用)	
1	A邸宅 住宅		屋根改修除く 6,577,570円 (162,811円/m) 屋根改修 1,453,080円	
	改修概要	・腰壁木製 ・窓、手すり面格子 ・付梁、サイディング張 ・屋根カラーベスト、庇カラーステン-文字葺 ・アルミサッシ、ルーバー 等		
	建築面積	約100㎡		
	間口/奥行	約7.2m / 約13.0m (四面(40.4m)整備)		
	施工写真	施工前 		施工後 

表 11 修理費用(解体・改修・新築工事費)(2/2)

No.	建築(改修)概要		改修費用 (間口1m当たりの改修費用)		
2	B邸宅		屋根改修費除く 7,252,420 円 (161,884 円/m) 屋根改修費 800,000 円		
	改修概要	<ul style="list-style-type: none"> ・腰壁タイル ・窓、手すり面格子 ・付梁、付柱、吹付タイル、下見板張り ・屋根日本瓦葺差替え補修、屋根漆喰補修 等 			
	建築面積	約 90 m ²			
	間口/奥行	約 5.4m / 約 17.0m (四面(44.8m)整備)			
	施工写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工前</th> <th>施工後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工前	施工後
施工前	施工後				
					
3	C邸宅		屋根改修費除く 5,606,470 円 (198,811 円/m) 屋根改修費 415,770 円		
	改修概要	<ul style="list-style-type: none"> ・付梁、付柱、外壁左官、サイディング張、リシン吹付 ・窓面格子、手すり木製 ・庇日本瓦葺 ・玄関、入口等格子戸 ・アルミサッシ、建具 等 			
	建築面積	約 200 m ²			
	間口/奥行	約 13.9m / 約 14.3m (正面+東側のみ)			
	施工写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工前</th> <th>施工後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工前	施工後
施工前	施工後				
					
4	E邸宅		2,609,581 円 (362,442 円/m)		
	改修概要	<ul style="list-style-type: none"> ・付梁、付柱、外壁左官 ・窓、手すり面格子 ・玄関面格子 ・木製戸箱 ・アルミサッシ、建具 等 			
	建築面積	不明			
	間口/奥行	約 7.2m / 不明			
	施工写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工前</th> <th>施工後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施工前	施工後
施工前	施工後				
写真なし					

(4)歴史的建造物(米屋)の運用の想定

地域のまちづくり拠点としての活用を想定している歴史的建造物(米屋)は、「市民アンケート調査」の結果等を踏まえて、以下の活用方法を想定し運用益の試算を行うものとする。

なお、「市民アンケート調査」と「地域企業の調書調査」の結果(上位3位)からは、以下に示すような活用方法等が望まれている。

表 12 市民、地域企業が望む歴史的建造物の活用方法(上位3位)

調査名	順位(得票率)	活用案
市民アンケート調査 (問2より)	1位(45.6%)	観光客等のための休憩所を設ける
	2位(35.7%)	喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける
	3位(29.5%)	各種イベント等が開催できるようにする
地域企業の調書調査 (問14より)	1位(66.7%)	商品を展示販売したい
	2位(33.3%)	パネル等を用いて自社(団体等)のPRを行いたい
	3位(13.3%)	社員等の研修の場として利用したい



表 13 歴史的建造物(米屋)の活用と運用イメージ

主な利用者	活用項目	運用イメージ
観光客	休憩所	・1階の通りに面した土間を解放して利用 ・併設する飲食施設で購入した飲料等を食することが可能な場所 → <u>休憩所単独での収益はない</u>
	飲食施設	・1階の通りに面した土間に併設して整備する、軽飲食が提供できる施設 ・また土間につながる座敷を飲食できる空間としても利用 ・観光客が休憩の際に利用したり、地域住民が喫茶店(カフェ)として利用したりすることを想定したもの → <u>個人や企業等にスペースを貸すことで収益を見込む</u>
地域住民	農産物販売コーナー	・1階の通りに面した土間を解放して利用 ・地域内外の農業従事者が定期的に朝市を開催する場所 ・隣接する「道の駅藤川宿」で扱う商品との調整が必要であるものの、むらさき麦に特化した商品構成等の特色を出して運用を行う → <u>農業従事者(団体)等にスペースを貸すことで収益を見込む</u>
	イベント開催の場	・1階の通りに面した土間や、土間につながる座敷を解放して利用 ・音楽イベントをはじめ、各種の小規模イベントの会場 → <u>イベント企画者等にスペースを貸すことで収益を見込む</u>
地域企業	展示販売・PRの場	・地域企業等が自社製品を紹介する場所として利用 → <u>企業等にスペースを貸すことで収益を見込む</u>
	研修施設	・地域企業等が社員研修等の場所として利用 → <u>企業等にスペースを貸すことで収益を見込む</u>

写真 16 休憩所のイメージ



写真 17 飲食施設のイメージ



写真 18 農産物販売コーナーのイメージ



写真 19 イベント開催の場のイメージ



写真 20 展示販売・PRの場のイメージ



写真 21 研修施設のイメージ



(5)歴史的建造物(米屋)の活用による運用益の試算(概算)

①収入

ア.利用料金の想定

歴史的建造物(米屋)の収益は、「3-1.(4)歴史的建造物(米屋)の運用の想定」で整理したように、基金運営者が歴史的建造物を管理しながら、自主事業としてスペース(場所)貸しを行うことが考えられる。その中で、飲食施設や農産物販売コーナーは、ある程度の定期収入が想定できるものの、イベント開催の場をはじめ、展示販売・PRの場、研修施設としての利用は、不定期利用であることから定まった収入は期待できない。

このため、利用料金は、近年オープンした公共施設である東部地域交流センター「むらさきかん」(以下「むらさきかん」という。)の利用料金等を参考に設定を行う。以下に、各施設の利用料金を示す。

特に、藤川地区内の施設間で場所貸し料金に大きな差が生じないように、近くに建つ「むらさきかん」の利用料金を1時間・1㎡当たりの利用料金に換算し、歴史的建造物(米屋)の施設の規模等にあてはめて当該米屋の料金の設定を行う。

「むらさきかん」の1時間・1㎡当たりの利用料金は、下表より板間、和室ともに約8~11円/(時間・㎡)である。

10円/(時間・㎡)を、歴史的建造物(米屋)のそれぞれの規模に代入すると、下表のとおりとなる。

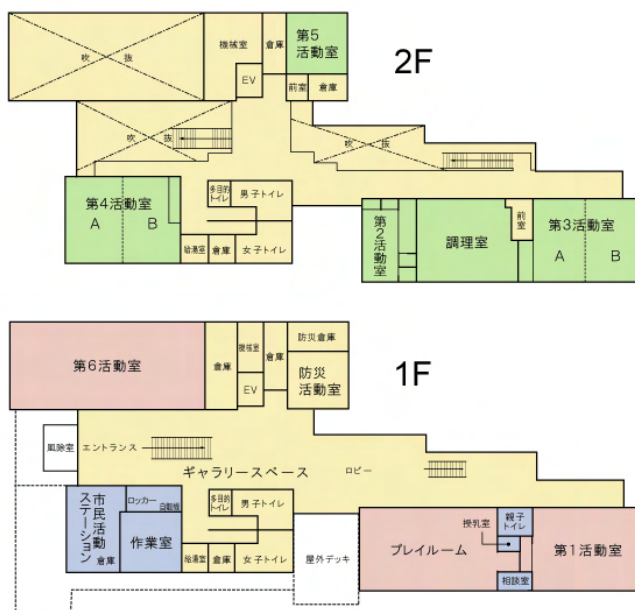


図 19 「むらさきかん」の平面図

表 14 場所貸し料金の事例「むらさきかん」

施設		料金(円)					
		午前 9-12時	午後 13-17時	夜間 18-21時	全日 9-21時	1時間 当たり料金	1時間・1㎡当 たり料金
第2活動室	和室(20名)[8畳×2間(約26㎡)]	660	920	840	2,160	220~280	8.5~10.8
第3活動室A	板間(24名)[約54㎡]	1,300	1,820	1,660	4,280	450~550	8.3~10.1



表 15 歴史的建造物(米屋)における場所貸し料金の想定

場所		1時間当たり料金(円)
1階	土間 [28.98㎡]	約290
	和室 1~5 [7.5畳(11.59㎡)、8畳(13.24㎡)×3間、9.5畳(15.73㎡)]	約120~160
	調理場 [6.73㎡]	約70
2階	和室 1~3 [6畳(9.66㎡)、8畳(12.88㎡)、10畳(16.56㎡)]	約100~170

イ.利用頻度の想定

利用頻度の想定も、公共施設「むらさきかん」の利用実績を参考に設定を行う。以下に、「むらさきかん」の12月の稼働率を示す。

これをみると、稼働率は部屋によりばらつきがあるものの、全体平均では33.2%となる。また歴史的建造物(米屋)の規模に照らし、比較的小規模な部屋(第3、4、5活動室)のみの合計を求めると、28.8%となる。一方、「むらさきかん」には2間のみの和室は、これらの稼働率を超えて57%となっており、人気が高いことがうかがわれる。

これらの結果から、稼働率は全体平均に近い30%と想定して検討を行うこととする。

表 16 「むらさきかん」の稼働率と利用人数(H24.12)

場所		稼働率(%)	利用人数(人)
1階	第1活動室(107.93 m ²)	46	428
	第6活動室(198.35 m ²)	26	719
2階	第2活動室(和室:8畳2間)	57	405
	第3活動室A(54.00 m ²)	25	150
	第3活動室B(54.00 m ²)	22	141
	第4活動室A(55.79 m ²)	26	172
	第4活動室B(53.12 m ²)	31	186
	第5活動室(42.38 m ²)	40	189
	調理室(90.00 m ²)	26	235
比較的小規模な部屋(第3、4、5活動室)の合計		28.8	838
全体		33.2	2,625



表 17 歴史的建造物(米屋)における場所貸し料金の想定

場所		稼働率(%)
1階	土間 [28.98 m ²]	30
	和室 1~5 [7.5畳(11.59 m ²)、8畳(13.24 m ²)×3間、9.5畳(15.73 m ²)]	
	調理場 [6.73 m ²]	
2階	和室 1~3 [6畳(9.66 m ²)、8畳(12.88 m ²)、10畳(16.56 m ²)]	

ウ.収入の想定

以上の想定結果から歴史的建造物(米屋)での年間収入は、下表のとおり、約 170 万円となる。

なお、年間稼働日数は、週 1 日休館を基本とし、その他年末年始(7 日間)、お盆(5 日間)の休館を考慮して約 300 日と仮定する。また、会館時間は午前 9～午後 9 時の 12 時間と仮定する。

表 18 歴史的建造物(米屋)の年間収入の想定

部屋	部屋 合計面積 (㎡)	1 時間・1 ㎡ 当たり料金 (円)	年間 稼働日数 (日)	1 日 稼働時間 (時間)	稼働率 (%)	年間収入(円/年)	
						小計	合計
土間	28.98	10	300	12	30	312,984	1,701,576
1 階和室 1~5	67.04				30	724,032	
1 階調理室	6.73				100	242,280	
2 階和室 1~3	39.10				30	422,280	

エ.その他収入

■「宿泊体験機能」の導入

地域の歴史文化に触れる機会を取り入れている小学校の総合学習の状況や、市民アンケート調査の結果を踏まえて、歴史的建造物(米屋)で宿泊体験機能を導入する。歴史的建造物において昔の暮らしを体験することで、地域の歴史文化を学び、地域に誇りと愛着を持つことができるようにする。

なお、宿泊体験料金、想定年間利用者数は、市内の「千万町茅葺屋敷(ぜまんぢょうかやぶきやしき)」で行われている宿泊体験を参考(同等規模とする)に設定する。

表 19 宿泊体験料金の想定

対象者	宿泊体験料金(円)	想定年間利用者数(人)	年間収入(円/年)
大人(中学生以上)	3,500	25 [合計数の 1 割を想定]	87,500
小人(小学生)	1,750	225 [合計数の 9 割を想定]	393,750
合計	—	250	481,250

■「小規模物販スペースの賃貸機能(小箱ショップ)」の導入

市内の他地域において実施され、地域住民に好評である「小箱ショップ」を設ける。歴史的建造物(米屋)に、個人が創作した物を販売できる小規模な空間(小箱ショップ)を設け、その空間の貸出による収入を得る。賃料等の考え方を整理すると下表のとおりとなる。

なお、小箱ショップは土間空間に設置することを想定する。

表 20 利用料金の想定

	小箱数(個所)	利用料金(個所/月)	稼働率(%)	年間収入(円/年)
合計	20	1,000	100	240,000

②支出

ア.管理体制の想定

歴史的建造物(米屋)の管理は、常駐1名で行うものとする。

なお、管理は、藤川まちづくり協議会等が母体となり、常駐1名によって行うことを想定する。

表 21 人件費の想定

項目	内容	年間費用(円)
人権費	常駐1名:年間300日、12時間/日勤務、時給1,000円相当	3,600,000

イ.管理運営費の想定

管理運営費は、下表に示す項目を想定し、計上する。

表 22 管理運営費の想定

項目	内容	年間費用(円)
広報関連費	広報誌、イベント案内チラシ代等	100,000
通信費	電話料金、はがき、切手等	100,000
水道光熱費	施設電気料金、来場者用トイレ水道代等	150,000
備品消耗品費	事務用品費、消耗品費、その他備品購入費等	200,000
合計		550,000

ウ.歴史的建造物の賃貸料

歴史的建造物(米屋)は、個人の所有であることから、その賃貸料が発生する。

表 23 支出の合計

項目	内容	年間費用(円)
賃貸料	1か月あたり、2万円	120,000
火災保険料	年間16,000円	16,000
合計		136,000

エ.支出の想定

以上の想定結果から歴史的建造物(米屋)での年間支出は、約428.6万円となる。

表 24 支出の合計

項目	内容	年間費用(円)
人件費	上記アより	3,600,000
管理運営費	上記イより	550,000
米屋賃貸料	上記ウより	136,000
合計		4,286,000

③運用益の試算

上述の「収入」と「支出」の検討結果より、運用益を試算すると下表のとおり 186.6 万円となる。

歴史的建造物の場所貸しだけでは、人件費、管理運営費、施設の賃貸料等の合計を賄うことはできない結果となった。

表 25 歴史的建造物(米屋)の運用益

項目	内容	年間費用(円)
①収入	歴史的建造物の場所貸し、宿泊、小箱ショップから得る金額	2,420,000
②支出	人件費、管理運営費、施設の賃貸料等	4,286,000
運用益	—	▲1,866,000

3-2.ファンドの規模の試算

(1)歴史的建造物(米屋)の改修を前提とした際のファンド規模の考え方

①2種類の改修方法からのアプローチ

ここでは、「3-1.歴史的建造物の修理費用と運用益の試算(概算)」より算出した歴史的建造物(米屋)の修理費用と運用益を基に、歴史的建造物(米屋)の改修を行った際のファンド規模を算出する。

改修にあたっては以下の2通りを想定し、それぞれ「3-1.(3) 及び 」の結果を用いて比較する。

- ①外装(ファサード)のみを改修した場合 → 「3-1.(3)①外装の改修費(ファサードのみを改修した場合)」より
- ②内外装全てを改修した場合 → 「3-1.(3)②米屋の改修費(内外装全てを改修した場合)」より

②改修方法の違いに伴う収入の制約

「 外装(ファサード)のみを改修した場合」は、建築物内部の改修が行われないこととなるため、「3-1.(5) 収入」で想定した場所貸しによる収入が得られないこととなる。

具体的には、下表に示す1階と2階の和室、及び調理室の貸出しができないこととなる。

このため、「 外装(ファサード)のみを改修した場合」では、土間での収入のみ用いて試算を行うものとする。土間等、米屋における場所毎の年間収入を下表に示す。

表 26 外装のみを改修した場合における場所貸しの可否と場所貸しの料金

場所		場所貸しの可否	年間収入(円/年)
1階	土間 [28.98 m ²]	○	312,984
	和室 1~5 [7.5畳(11.59 m ²)、8畳(13.24 m ²)×3間、9.5畳(15.73 m ²)]	×	724,032
	調理場 [6.73 m ²]	×	242,280
2階	和室 1~3 [6畳(9.66 m ²)、8畳(12.88 m ²)、10畳(16.56 m ²)]	×	422,280

③5年間を想定した運用益

当初必要とするファンドの規模の算出にあたっては、施設の改修費(イニシャルコスト)に、施設の運用益(ランニングコスト)を考慮して算出する。

しかし、「3-2.(5)歴史的建造物(米屋)の運用益の試算(概算)」で示したとおり、単年度当たりの収入と支出を基にした年間の運用益は、186.6万円/年であり、2年度目以降の運用益を考慮したファンドの規模を算出しないことには、集めたファンドの全てを開設当初に使い果してしまうことになる。

このため、ファンドの規模の算出にあたっては、毎年マイナス計上される運用益に対して、施設運営を軌道に乗せるための期間(5年間程度)を想定して計上するものとする。

(2)ファンドの規模

「3-2.(1)歴史的建造物(米屋)の改修を前提とした際のファンド規模の考え方」で示した内容を踏まえて、以下にファンドの規模、すなわち、ファンドにより集める目標額を示す。

なお、「外装(ファサード)のみを改修する場合」の改修費の算出方法は、以下のとおりとする。

①外装(ファサード)のみを改修した場合

一方、「外装(ファサード)のみを改修した場合」は、改修費が15,000千円に抑えられたが、施設内部の改修が行われないため、場所貸しが土間空間に限定されることから(313千円の収入)小箱ショップは運営できるが(240千円の収入)宿泊体験はできない。

このため、運用益は3,733千円/年(5年間:18,665千円)となり、ファンド規模は約34,000千円となった。

②内・外装全てを改修した場合

「内・外装全てを改修した場合」は、改修費が123,900千円と高額であるとともに、運用益が1,866千円/年(5年間:9,330千円)であるため、ファンド規模は約133,000千円となった。

なお、双方を比較すると、約1億円の開きが生じる結果となった。

表 27 歴史的建造物(米屋)の改修を前提としたファンドの規模

項目	改修費 (千円)	運用益(千円/年)			5年間の 運用益合計 (千円)	ファンド規模 (千円)
		収入	支出			
①外装のみを改修の場合	15,000	553	4,286	▲3,733	▲18,665	33,665
②内外装全てを改修の場合	123,900	2,420	4,286	▲1,866	▲9,330	133,230

3-3.市民及び地域企業への意識調査

3-3-1.市民アンケート調査の実施

(1)市民アンケート調査の概要

①調査趣旨

市民アンケート調査は、歴史的建造物(米屋)の利用方法や寄付金等の収集方法、寄付金の拠出額等の把握を行うことを目的とする。

また、アンケート調査を実施する際に、藤川地区が抱える課題や、その課題を解決する一つの手段が「市民ファンド」であること、さらにはそうした「市民ファンド」の一般的な仕組みを図解することで、地域住民の「市民ファンド」に対する理解を促すことを目的とする。

②調査方法

ア.調査対象者(アンケート回答者)

歴史的建造物(米屋)が位置する旧東海道を含んだ小学校区(藤川学区)に居住する世帯のうち、地元自治会に所属する世帯の世帯主を対象とする。総数 1,923 世帯。

イ.アンケート配布回収方法

配布：自治会組織を通じて配布

回収：返信用封筒にて郵送回収



写真 22 フォーラムの様子

ウ.アンケート調査実施の事前情報提供等

「市民ファンド」に関するアンケート調査を実施する際には、事前に、地域住民を対象とした「ファンド」に関する情報提供や勉強会を複数回実施した。

これは、「ファンド」という言葉や仕組みに対する認識において、個々人に大きな格差があり、アンケートを実施する際の障害となる恐れがあったためであり、地域住民からも、事前の周知に関する情報提供が望まれたからである。

なお、以下に示すとおり、事前の情報提供は 1 回、勉強会等の開催は 6 回、実施している。

表 28 アンケート調査実施の事前情報提供

開催日	会議等の名称	参加者
2012年 8月 17日	第1回ファンド推進WS開催	1
2012年 9月 14日	第2回ファンド推進WS開催	1
2012年 9月 14日	愛知県ファンド会議へ参加	1、藤川地区住民
2012年 10月 9日	第3回ファンド推進WS開催	1
2012年 11月 6日	第4回ファンド推進WS開催	1
2012年 11月 8日	「藤川まち協だより ² 」発行	藤川地区全世帯へ配布
2012年 11月 14日	藤川未来まちづくりフォーラム開催	藤川地区の住民

1：藤川まちづくり協議会メンバー、NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた、(株)創建、岡崎市、他

2：次頁参照

④調査結果の概要

回収結果は、1,923 世帯への配布に対し、529 通を回収した（回収率は 27.5%）。回答者は 50～60 歳代が多く、約 7 割が藤川地区で 20 年以上住み続けている人であった。

その結果、寄付金の集め方については、「公共施設の利用料金の一部を寄付」「地域資源を活かした商品の販売収入の一部を寄付」が 6 割近くを占めた。「基金への直接寄付」は 159 人（33%）が回答しており、307,000 円が寄付される試算となった。特に、60 歳代以上で直接寄付の割合が高く、50 歳代以上あるいは旧道に面している人ほど、直接寄付の額が大きかった。

一方、寄付金の使い道については、「外観を復元する」「観光客の休憩所を設ける」が多く、5 割近くを占めた。次いで、「イベントを開催する」「むらさき麦の栽培」が多く、各々 4 割前後を占めた。特に、20～40 歳代において米屋で「宿泊し、昔の生活を体験する」「レンタルスペースを設ける」の割合が高かった。

(2)調査結果

①回答者の属性について

性別については、「男性」が多く、52.4%を占めた。一方、「女性」は47.6%を占めた。

年代については、「60歳代」が最も多く、27.6%を占めた。次いで、「50歳代」が24.7%、「40歳代」が17.3%を占めた。

居住年数については、「20年以上」が非常に多く、69.4%を占めた。次いで、「10年以上20年未満」が多く、16.2%を占めた。「5年未満」は7.5%にとどまった。

問7 あなたの性別は？

選択肢	回答数	割合(%)
男性	271	52.4%
女性	246	47.6%
小計	517	100.0%

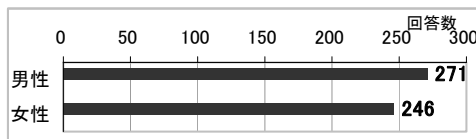
回答者数(割合)

517 (97.7%)

無回答者数

12

注:回答者数の隣に記載した(割合)=回答者数÷アンケート回収件数を示す。



問8 あなたの年齢は？

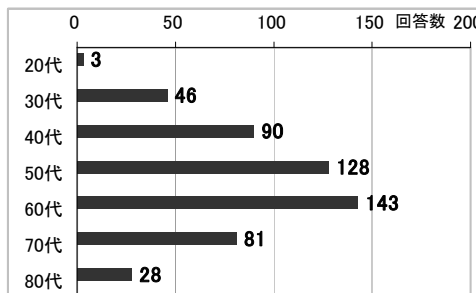
選択肢	回答数	割合(%)
20歳代	3	0.6%
30歳代	46	8.9%
40歳代	90	17.3%
50歳代	128	24.7%
60歳代	143	27.6%
70歳代	81	15.6%
80歳以上	28	5.4%
小計	519	100.0%

回答者数(割合)

519 (98.1%)

無回答者数

10



問9 あなたは藤川学区にお住まいになって、おおよそ何年ですか？

選択肢	回答数	割合(%)
5年未満	39	7.5%
5年以上10年未満	35	6.8%
10年以上20年未満	84	16.2%
20年以上	359	69.4%
小計	517	100.0%

回答者数(割合)

517 (97.7%)

無回答者数

12

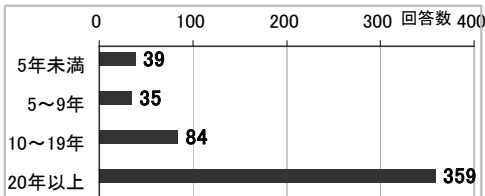


図 23 単純集計結果(問 7~9)

住まいの町内会については、「藤川西部」が最も多く、33.8%を占めた。次いで、「藤川台」が多く、20.4%を占めた。住まいの町内会のうち、旧道（東海道または吉良道）に比較的近い「藤川西部」「藤川東部」「市場」を『旧市街』、それ以外の「藤川台」「菘川一区」「菘川二区」「菘川新町」「その他」を『新市街』とすると、『旧市街』は53.5%、『新市街』は41.6%を占めた。

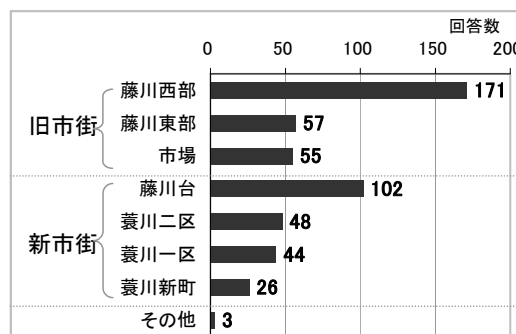
地域別アンケート回収割合については、「藤川台」が最も多く、36.4%を占めた。次いで「藤川東部」が34.1%を占めた。

住まいの場所が旧道（東海道または吉良道）に面しているかについては、「面していない」が非常に多く、85.4%を占めた。一方、「面している」は14.6%を占めた。

「藤川まちづくり協議会」を知っているかについては、「名前だけ知っている」が最も多く、46.9%を占めた。次いで「おおよその活動内容を知っている」が27.9%、「知らない」が25.2%を占めた。

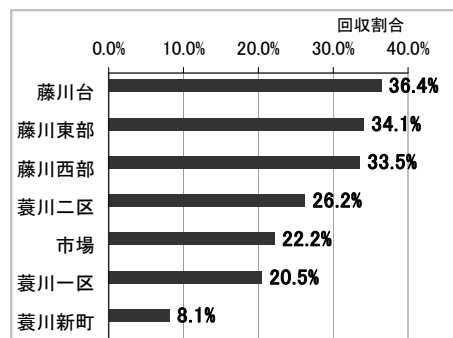
問10 あなたがお住まいの町内会は？

選択肢		回答数	割合(%)	
旧市街	藤川西部	171	33.8%	55.9%
	藤川東部	57	11.3%	
	市場	55	10.9%	
新市街	藤川台	102	20.2%	43.5%
	菘川二区	48	9.5%	
	菘川一区	44	8.7%	
	菘川新町	26	5.1%	
その他	3	0.6%	0.6%	
小計		506	100.0%	100.0%
回答者数(割合)		506	(95.7%)	
無回答者数		23		



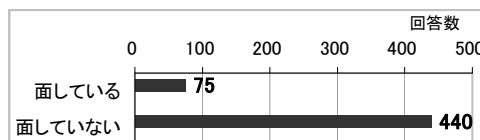
問10 地域別アンケート回収割合

選択肢	町内会世帯数	回収数	割合(%)
藤川台	280	102	36.4%
藤川東部	167	57	34.1%
藤川西部	510	171	33.5%
菘川二区	183	48	26.2%
市場	248	55	22.2%
菘川一区	215	44	20.5%
菘川新町	320	26	8.1%
小計(地区別回収割合の平均値)	1,923	503	(26.2%)
その他地区		3	
地区無回答		23	
合計(回収率)		529	(27.5%)



問11 あなたがお住まいの場所は、旧道(東海道または吉良道)に面していますか？

選択肢	回答数	割合(%)
面している	75	14.6%
面していない	440	85.4%
小計	515	100.0%
回答者数(割合)	515	(97.4%)
無回答者数	14	



問12 あなたは「藤川まちづくり協議会」について知っていますか？

選択肢	回答数	割合(%)
おおよその活動内容を知っている	144	27.9%
名前だけ知っている	242	46.9%
知らない	130	25.2%
小計	516	100.0%
回答者数(割合)	516	(97.5%)
無回答者数	13	

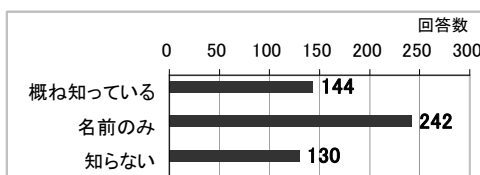


図 24 単純集計結果(問 10~12)、地域別回収割合集計(問 10)

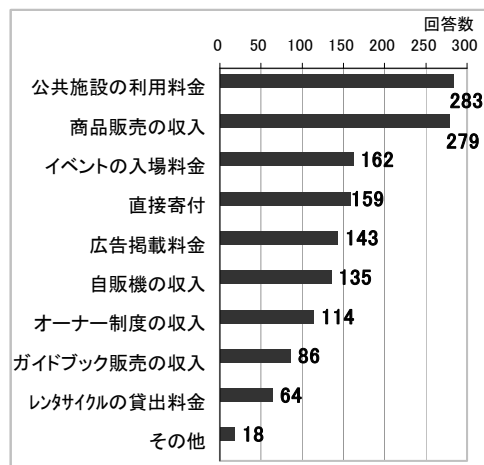
②寄付金の集め方について

寄付金の集め方については、「むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する」が最も多く、58.2%を占めた。次いで、「むらさき麦等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する」が多く、57.4%を占めた。

自分が寄付する場合、いくらなら寄付できるかについては、「1口以上3口未満」が非常に多く、81.5%を占めた。次いで、「3口以上5口未満」が多く、8.7%を占めた。

問1 「むらさき基金」への寄付金の集め方としては、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	割合(%)
むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する	283	58.2%
むらさき麦等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する	279	57.4%
各種イベントを開催し、入場料金の一部を寄付する	162	33.3%
「むらさき基金」に直接寄付する	159	32.7%
パンフレット等に広告を掲載し、掲載料金の一部を寄付する	143	29.4%
地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する	135	27.8%
むらさき麦のオーナー制度を設け、収入の一部を寄付する	114	23.5%
藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する	86	17.7%
レンタサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する	64	13.2%
その他	18	3.7%
小計	1,443	296.9%

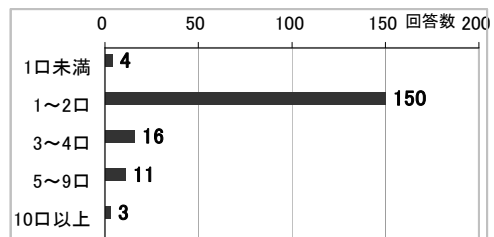


回答者数(割合) 486 (91.9%)
無回答者数 43

注1: 複数回答可の質問の場合 割合(%)=回答数÷回答者数を示す。
注2: 小計欄の割合は、その問いに対する全回答者平均選択数を示すため、複数回答可の場合は100%以上となる。
注3: 回答者数の隣に記載した(割合)=回答者数÷アンケート回収件数を示す。

「むらさき基金に直接寄付する」を選んだ方は、もし、自分が寄付する場合、毎年、いくらなら寄付できますか。(1口=千円/年)

選択肢	回答数	割合(%)
1口未満(1,000円未満)	4	2.2%
1口以上3口未満(1,000~2,999円)	150	81.5%
3口以上5口未満(3,000~4,999円)	16	8.7%
5口以上10口未満(5,000~9,999円)	11	6.0%
10口以上(10,000円以上)	3	1.6%
小計	184	100.0%



注: 条件付質問の場合、回答条件を満たして無い回答者から回答があった場合は有効値として集計する。(無回答者数は除く)

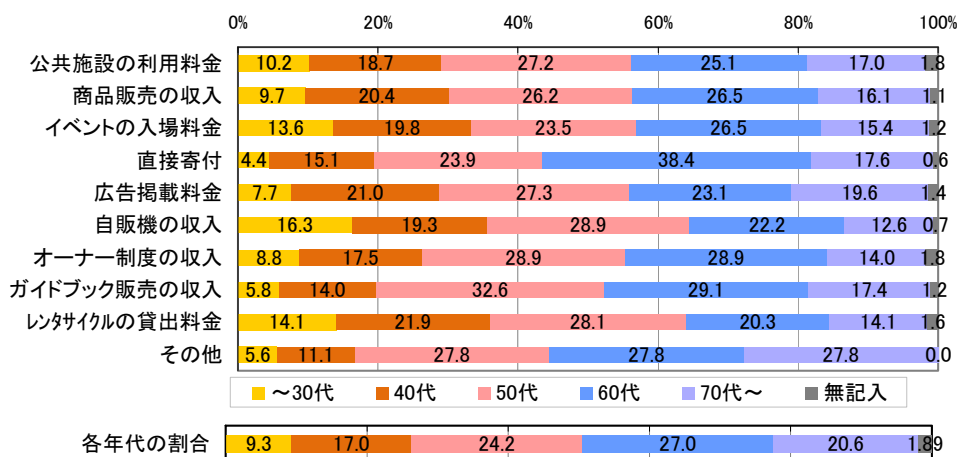
図 25 単純集計結果(問 1)

年代別でみると、寄付金の集め方において、「むらさき基金」に直接寄付する」については、各年代の割合と比較して、60歳代の回答が11.4ポイント高く、38.4%を占めた。又、「地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する」については、30歳代以下の回答が7.0ポイント高く、16.3%を占めた。さらに、「藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する」については、50歳代の回答が8.4ポイント高く、32.6%を占めた。

自分が寄付する場合、いくらなら寄付できるかにおいて、「5口以上10口未満」については、各年代の割合と比較して、30歳代以下の回答が8.9ポイント高く、18.2%を占めた。又、「10口以上」については、70歳代以上の回答が12.7ポイント高く、33.3%を占めた。一方、「5口以上10口未満」と「10口以上」については、40歳代の回答が無かった。

問1 「むらさき基金」への寄付金の集め方としては、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	～30代	40代	50代	60代	70代～	無記入	回答合計
むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する	29	53	77	71	48	5	283
むらさき麦等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する	27	57	73	74	45	3	279
各種イベントを開催し、入場料金の一部を寄付する	22	32	38	43	25	2	162
「むらさき基金」に直接寄付する	7	24	38	61	28	1	159
パンフレット等に広告を掲載し、掲載料金の一部を寄付する	11	30	39	33	28	2	143
地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する	22	26	39	30	17	1	135
むらさき麦のオーナー制度を設け、収入の一部を寄付する	10	20	33	33	16	2	114
藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する	5	12	28	25	15	1	86
レンタサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する	9	14	18	13	9	1	64
その他	1	2	5	5	5	0	18
小計	143	270	388	388	236	18	1,443



注1:各年代の割合とは、問8における割合を示す。

注2:問8における20歳代・30歳代を～30代、70歳代・80歳代を70代～として集計。

図 26 年代別クロス集計結果(問1)

「むらさき基金に直接寄付する」を選んだ方は、もし、自分が寄付する場合、毎年、いくらなら寄付できますか。(1口=千円/年)

選択肢	～30代	40代	50代	60代	70代～	無記入	回答合計
1口未満(1,000円未満)	0	1	0	1	1	1	4
1口以上3口未満(1,000～2,999円)	8	25	32	54	31	0	150
3口以上5口未満(3,000～4,999円)	2	4	4	3	3	0	16
5口以上10口未満(5,000～9,999円)	2	0	3	3	3	0	11
10口以上(10,000円以上)	0	0	1	1	1	0	3
小計	12	30	40	62	39	1	184

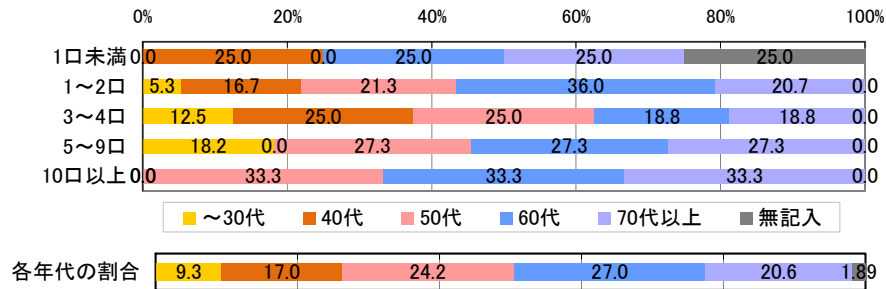
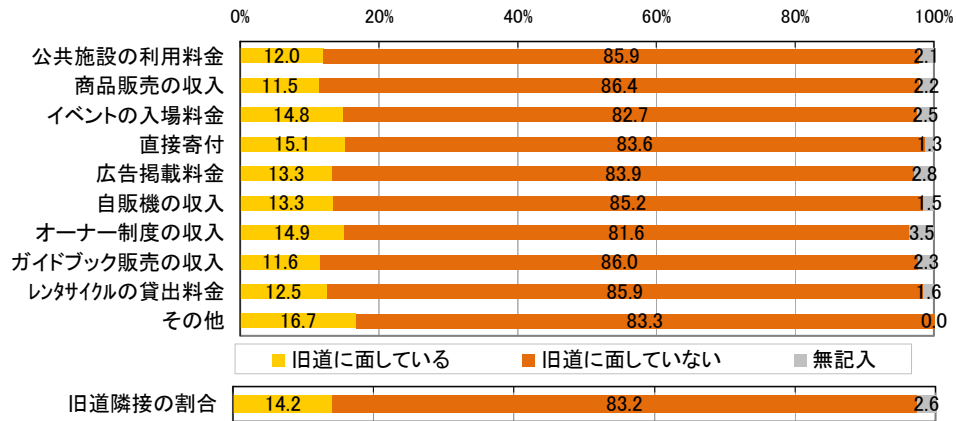


図 27 年代別クロス集計結果(問 1)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、寄付金の集め方において、旧道隣接の割合と比較して、すべての選択肢に特に変化は見られなかった。いくらなら寄付できるかにおいて旧道隣接の割合と比較して、「10口以上」は、旧道に面しているが52.5ポイント高く、66.7%を占めた。

問1 「むらさき基金」への寄付金の集め方としては、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する	34	243	6	283
むらさき麦等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する	32	241	6	279
各種イベントを開催し、入場料金の一部を寄付する	24	134	4	162
「むらさき基金」に直接寄付する	24	133	2	159
パンフレット等に広告を掲載し、掲載料金の一部を寄付する	19	120	4	143
地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する	18	115	2	135
むらさき麦のオーナー制度を設け、収入の一部を寄付する	17	93	4	114
藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する	10	74	2	86
レンタサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する	8	55	1	64
その他	3	15	0	18
小計	189	1,223	31	1,443



注:旧道隣接の割合とは問11における割合を示す。

「むらさき基金に直接寄付する」を選んだ方は、もし、自分が寄付する場合、毎年、いくらなら寄付できますか。(1口=千円/年)

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
1口未満(1,000円未満)	1	2	1	4
1口以上3口未満(1,000~2,999円)	19	131	0	150
3口以上5口未満(3,000~4,999円)	4	12	0	16
5口以上10口未満(5,000~9,999円)	3	8	0	11
10口以上(10,000円以上)	2	1	0	3
小計	29	154	1	184

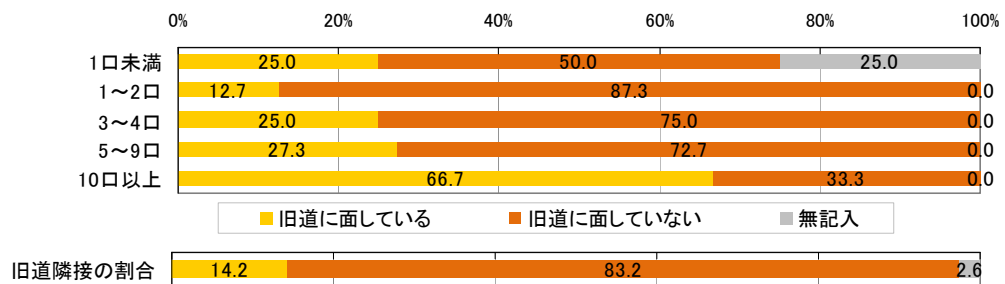


図 28 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問 1)

住まいの市街地区別でみると、寄付金の集め方において、「レンタルサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する」については、全回答者の市街地区割合と比較して、新市街の回答が8.4ポイント高く、50.0%を占めた。

問1 「むらさき基金」への寄付金の集め方としては、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	旧市街	新市街	その他	無記入	回答合計
むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する	156	114	0	13	283
むらさき麦等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する	148	121	1	9	279
各種イベントを開催し、入場料金の一部を寄付する	91	66	1	4	162
「むらさき基金」に直接寄付する	89	64	0	6	159
パンフレット等に広告を掲載し、掲載料金の一部を寄付する	78	59	1	5	143
地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する	72	59	1	3	135
むらさき麦のオーナー制度を設け、収入の一部を寄付する	58	50	2	4	114
藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する	46	38	0	2	86
レンタルサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する	29	32	1	2	64
その他	8	9	1	0	18
小計	775	612	8	48	1,443

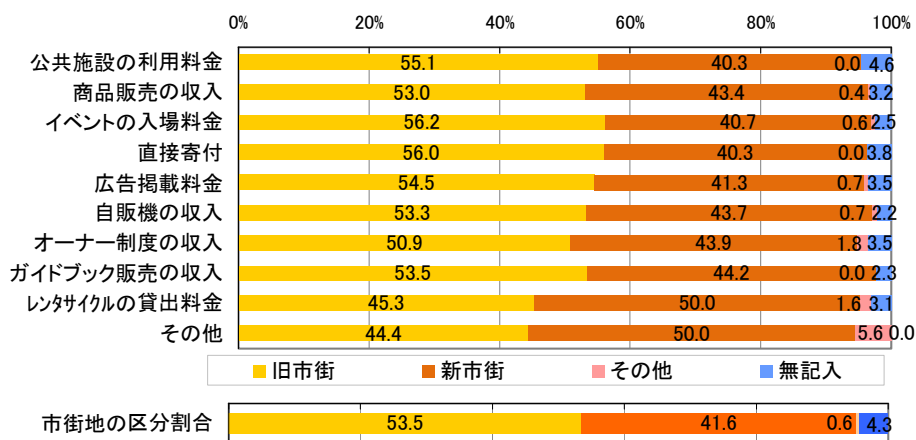


図 29 市街地区別クロス集計結果(問 1)

③寄付金の使い道について

寄付金の使い道については、「通りに面した外観を復元する」及び「観光客等のための休憩所を設ける」が最も多く、45.6%を占めた。次いで、「各種イベント（むらさき麦まつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等）の開催」が多く、42.3%を占めた。

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。（複数回答可）

選択肢	回答数	割合(%)
通りに面した外観を復元する	221	45.6%
観光客等のための休憩所を設ける	221	45.6%
各種イベント(むらさき麦まつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	205	42.3%
むらさき麦の栽培等	188	38.8%
案内立札の設置や散策マップの作成配布	184	37.9%
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	176	36.3%
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	173	35.7%
各種イベント等が開催できるようにする	143	29.5%
博物館や歴史資料館の機能を設ける	109	22.5%
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	85	17.5%
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	72	14.8%
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	44	9.1%
その他	18	3.7%
小計	1,839	379.2%
回答者数(割合)	485	(91.7%)
無回答者数	44	

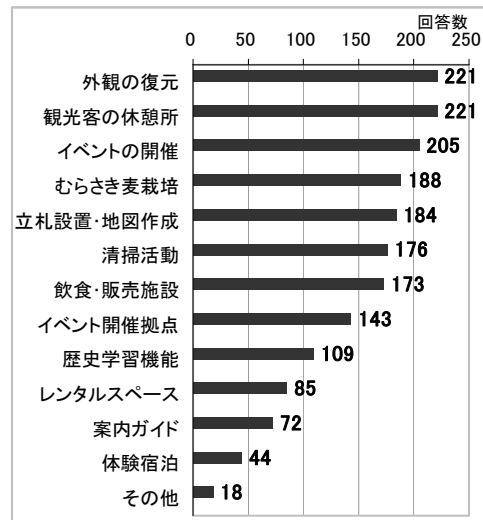


図 30 単純集計結果(問 2)

寄付口数で重み付けした寄付金の使い道については、「観光客等のための休憩所を設ける」が最も多く、39.02口であった。次いで「通りに面した外観を復元する」が38.26口であった。

問2 寄付金の使い道(重み付け) 問2×寄付口数(1口=千円/年)

選択肢	回答数	寄付口数
観光客等のための休憩所を設ける	221	39.02
通りに面した外観を復元する	221	38.26
案内立札の設置や散策マップの作成配布	184	30.61
むらさき麦の栽培等	188	30.46
各種イベント(むらさき麦まつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	205	30.01
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	176	24.37
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	72	24.21
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	173	21.03
各種イベント等が開催できるようにする	143	19.09
博物館や歴史資料館の機能を設ける	109	18.40
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	85	14.25
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	44	5.40
その他	18	1.88
小計	485	297.00
使い道無回答	44	10.00
合計	529	307.00



図 31 寄付口数割合別集計結果(問 2)

年代別でみると、寄付金の使い道において、「地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける」については、30歳代以下の回答が13.1ポイント高く、22.4%を占めた。又、「宿泊し、昔の生活を体験できるようにする」については、各年代の割合と比較して、30歳代以下の回答が15.7ポイント高く25.0%を占めた。一方、60歳代は13.4ポイント低く、13.6%であった。

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	～30代	40代	50代	60代	70代～	無記入	回答合計
通りに面した外観を復元する	20	36	59	59	45	2	221
観光客等のための休憩所を設ける	16	37	54	61	53	0	221
各種イベント(むらさきまつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	26	45	53	47	32	2	205
むらさき麦の栽培等	18	35	56	47	30	2	188
案内立札の設置や散策マップの作成配布	13	24	53	58	35	1	184
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	15	36	47	51	26	1	176
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	21	30	53	37	30	2	173
各種イベント等が開催できるようにする	23	26	36	35	21	2	143
博物館や歴史資料館の機能を設ける	8	22	25	26	28	0	109
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	19	18	14	20	13	1	85
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	7	12	19	14	18	2	72
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	11	11	10	6	6	0	44
その他	3	5	3	3	4	0	18
小計	200	337	482	464	341	15	1,839

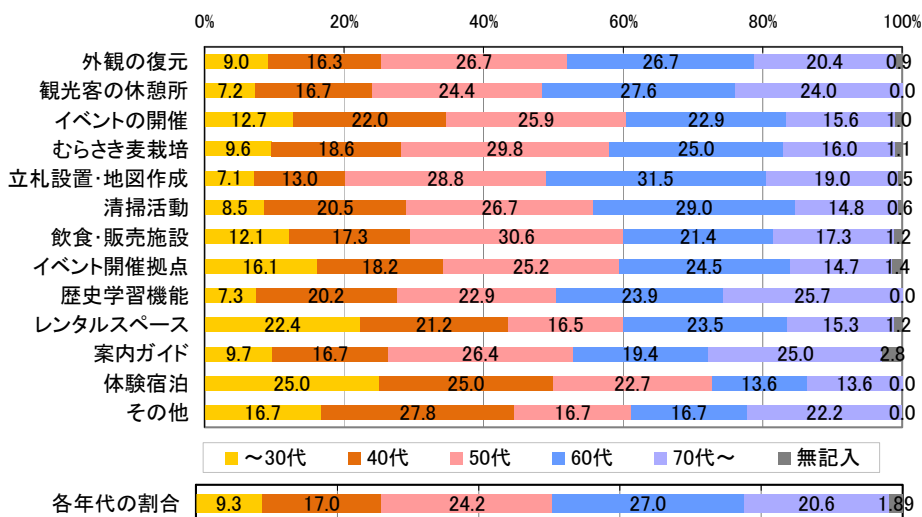


図 32 年代別クロス集計結果(問 2)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、寄付金の使い道において、「宿泊し、昔の生活を体験できるようにする」については、旧道隣接の割合と比較して、「旧道に面している」が6.3ポイント高く、20.5%を占めた。

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
通りに面した外観を復元する	33	185	3	221
観光客等のための休憩所を設ける	35	183	3	221
各種イベント(むらさきまつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	29	172	4	205
むらさき麦の栽培等	28	156	4	188
案内立札の設置や散策マップの作成配布	24	159	1	184
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	23	150	3	176
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	21	150	2	173
各種イベント等が開催できるようにする	16	125	2	143
博物館や歴史資料館の機能を設ける	16	92	1	109
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	13	70	2	85
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	13	57	2	72
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	9	33	2	44
その他	3	15	0	18
小計	263	1,547	29	1,839

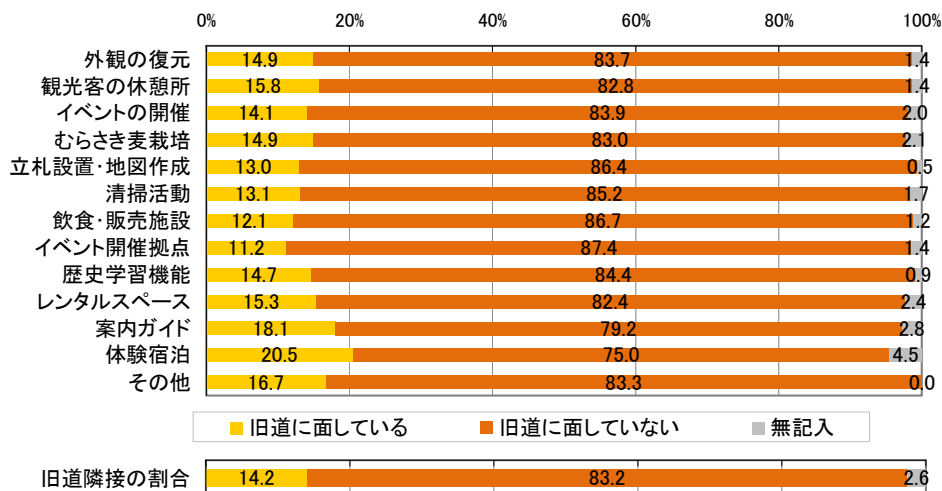


図 33 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問2)

住まいの市街地区別でみると、寄付金の使い道において、「案内立札の設置や散策マップの作成配布」については、全回答者の市街地区割合と比較して、新市街の回答が8.4ポイント高く、50.0%を占めた。また、「宿泊し、昔の生活を体験できるようにする」については、新市街の回答が10.7ポイント高く、52.3%を占めた。

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	旧市街	新市街	その他	無記入	回答合計
通りに面した外観を復元する	122	91	1	7	221
観光客等のための休憩所を設ける	131	84	0	6	221
各種イベント(むらさき麦まつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	109	89	1	6	205
むらさき麦の栽培等	105	76	1	6	188
案内立札の設置や散策マップの作成配布	85	92	1	6	184
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	93	77	1	5	176
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	88	80	0	5	173
各種イベント等が開催できるようにする	77	62	0	4	143
博物館や歴史資料館の機能を設ける	57	48	1	3	109
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	48	36	0	1	85
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	42	27	0	3	72
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	20	23	0	1	44
その他	10	6	1	1	18
小計	987	791	7	54	1,839

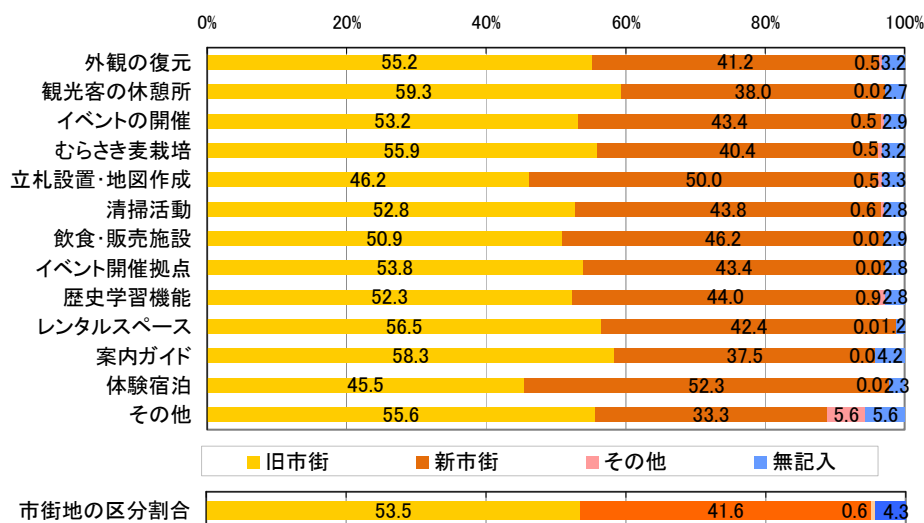


図 34 市街地区別クロス集計結果(問2)

④寄付に対する返礼について

寄付に対する返礼の必要性については、「不要である」が多く、52.7%を占めたが、「必要である」も47.3%を占めた。

問3 より多くの人から「むらさき基金」へ寄付し続けていただくためには、寄付していただいた方への「お返し」は必要だと思いますか。

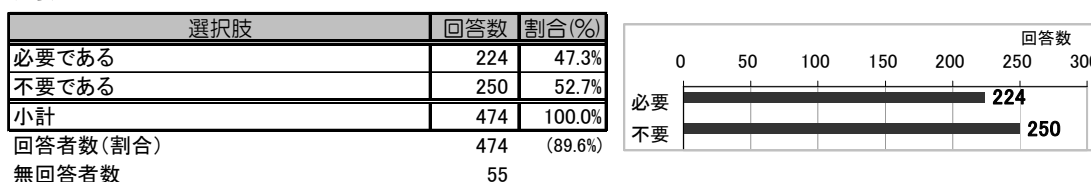


図 35 単純集計結果(問 3)

年代別でみると、寄付に対する返礼の必要性において、「必要である」については、各年代の割合と比較して、30歳代以下が5.4ポイント多く、14.7%を占めた。又、「不要である」については、60歳代が4.6ポイント高い、31.6%を占めた。

問3 より多くの人から「むらさき基金」へ寄付し続けていただくためには、寄付していただいた方への「お返し」は必要だと思いますか。

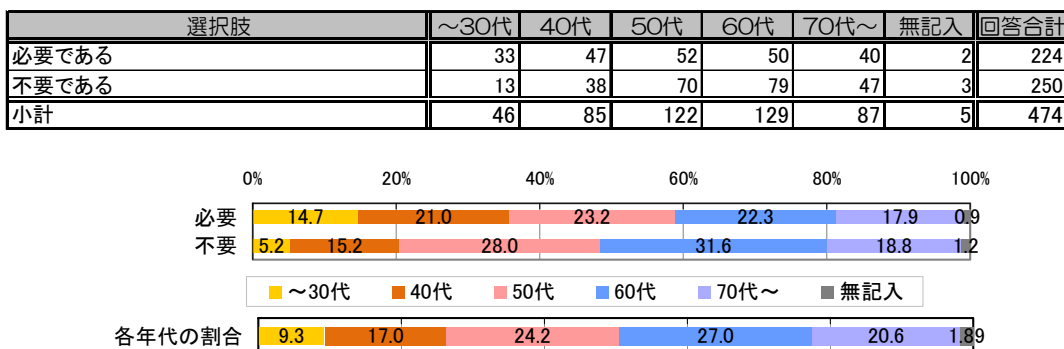


図 36 年代別クロス集計結果(問 3)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、寄付金の集め方において、旧道隣接の割合と比較して、特に変化は見られなかった。

問3 より多くの人から「むらさき基金」へ寄付し続けていただくためには、寄付していただいた方への「お返し」は必要だと思いますか。

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
必要である	30	190	4	224
不要である	30	216	4	250
小計	60	406	8	474

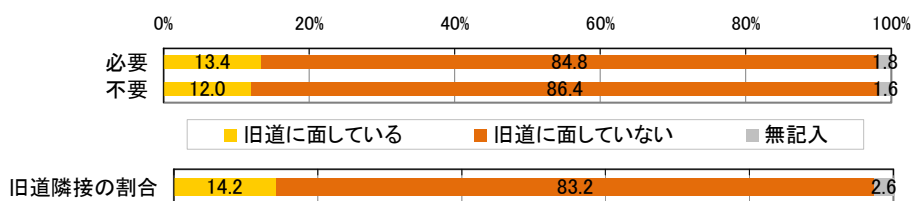


図 37 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問3)

住まいの市街地区別でみると、基金の運用に対する賛否において、「ぜひ取り組んでほしい」については、全回答者の市街地区割合と比較して、新市街の回答が 6.6 ポイント高く、48.2%を占めた。一方、「取り組んでほしくない」については、旧市街の回答が 13.2 ポイント高く、66.7%を占めた。

問5 アンケート用紙の表紙に示した「仕組み」を基に、問1と問2に示した「寄付金の集め方」と「寄付金の使い道」等を検討している「むらさき基金」の運用について、あなたは、どう思いますか。

選択肢	旧市街	新市街	その他	無記入	回答合計
もう少し話し合ったうえで、取り組んでほしい	132	92	1	10	235
ぜひ取り組んでほしい	66	66	2	3	137
あまり取り組んでほしくない	21	17	0	3	41
取り組んでほしくない	18	7	0	2	27
わからない	27	24	0	0	51
小計	264	206	3	18	491

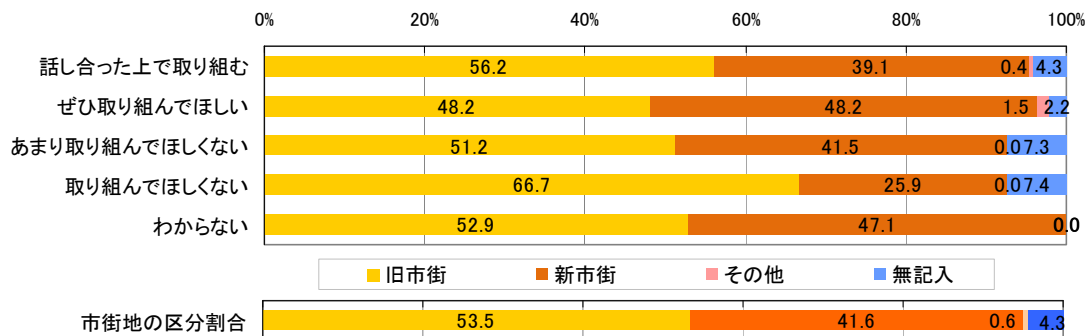


図 38 市街地区別クロス集計結果(問3)

返礼の内容については、「情報（情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など）」が最も多く、66.4%を占めた。次いで、「交流（むらさき麦まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など）」が多く、44.4%を占めた。

問4 「問3」で、「必要である」を選んだ方にお伺いします。どのような「お返し」が必要であると思いますか。

選択肢	回答数	割合(%)
情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など)	154	66.4%
交流(むらさき麦まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など)	103	44.4%
物(缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など)	50	21.6%
その他	6	2.6%
小計	313	134.9%
回答者数(割合)	232	(99.1%)
無回答者数	2	

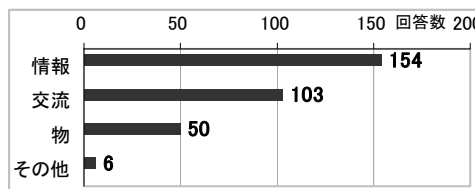


図 39 単純集計結果(問 4)

年代別でみると、返礼の内容において、「交流（むらさき麦まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など）」については、50 歳代が 6.9 ポイント高く、31.1%を占めた。一方、70 歳代以上が 8.0 ポイント低く、12.6%であった。又、「物（缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など）」については、各年代の割合と比較して、30 歳代以下が 16.7 ポイント高く、26.0%を占めた。一方、60 歳代が 11.0 ポイント低く 16.0%であった。

問4 「問3」で、「必要である」を選んだ方にお伺いします。どのような「お返し」が必要であると思いますか。

選択肢	~30代	40代	50代	60代	70代~	無記入	回答合計
情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など)	19	30	30	42	32	1	154
交流(むらさき麦まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など)	13	22	32	23	13	0	103
物(缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など)	13	9	9	8	9	2	50
その他	1	3	0	0	2	0	6
小計	46	64	71	73	56	3	313

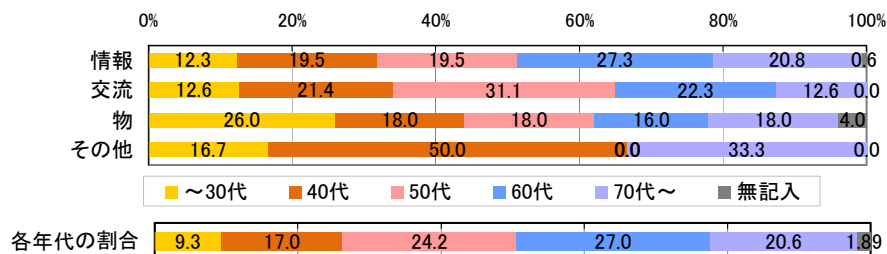


図 40 年代別クロス集計結果(問 4)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、返礼の内容において、「物（缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など）」については、旧道隣接の割合と比較して、「旧道に面している」が4.2ポイント低く、10.0%であった。

問4 「問3」で、「必要である」を選んだ方にお伺いします。どのような「お返し」が必要であると思いますか。

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など)	24	127	3	154
交流(むらさき麦まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など)	14	87	2	103
物(缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など)	5	43	2	50
その他	0	6	0	6
小計	43	263	7	313

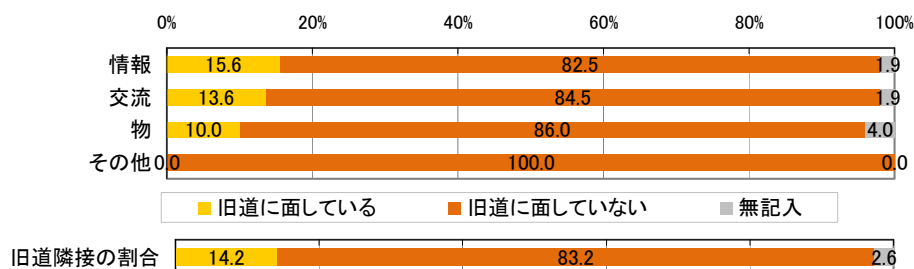


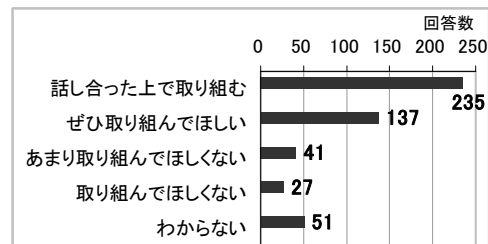
図 41 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問 4)

⑤基金の運用について

基金の運用に対する賛否については、「もう少し話し合ったうえで、取り組んでほしい」が最も多く、48.1%を占めた。次いで、「ぜひ取り組んでほしい」が多く、28.0%を占めた。

問5 アンケート用紙の表紙に示した「仕組み」を基に、問1と問2に示した「寄付金の集め方」と「寄付金の使い道」等を検討している「むらさき基金」の運用について、あなたは、どう思いますか。

選択肢	回答数	割合(%)
もう少し話し合ったうえで、取り組んでほしい	235	48.1%
ぜひ取り組んでほしい	137	28.0%
あまり取り組んでほしくない	41	8.4%
取り組んでほしくない	27	5.5%
わからない	51	10.4%
小計	491	100.4%
回答者数(割合)	489	(92.4%)
無回答者数	40	



注: 2件のアンケートに重複回答有り

図 42 単純集計結果(問 5)

年代別で見ると、基金の運用に対する賛否において、「ぜひ取り組んでほしい」については、各年代の割合と比較して、60 歳代が 5.8 ポイント高く、32.8%を占めた。又、「取り組んでほしくない」については、60 歳代が 6.3 ポイント高く、33.3%を占めた。一方、70 歳代以上が 9.5 ポイント低く、11.1%であった。

問5 アンケート用紙の表紙に示した「仕組み」を基に、問1と問2に示した「寄付金の集め方」と「寄付金の使い道」等を検討している「むらさき基金」の運用について、あなたは、どう思いますか。

選択肢	~30代	40代	50代	60代	70代~	無記入	回答合計
もう少し話し合ったうえで、取り組んでほしい	24	50	59	60	39	3	235
ぜひ取り組んでほしい	12	19	34	45	25	2	137
あまり取り組んでほしくない	5	6	9	9	10	2	41
取り組んでほしくない	2	5	7	9	3	1	27
わからない	6	6	15	15	9	0	51
小計	49	86	124	138	86	8	491

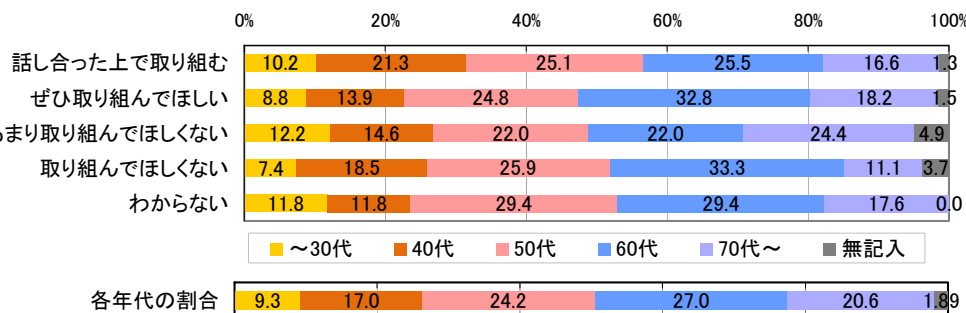


図 43 年代別クロス集計結果(問 5)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、基金の運用に対する賛否において、旧道隣接の割合と比較して、特に変化は見られなかった。

問5 アンケート用紙の表紙に示した「仕組み」を基に、問1と問2に示した「寄付金の集め方」と「寄付金の使い道」等を検討している「むらさき基金」の運用について、あなたは、どう思いますか。

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
もう少し話し合ったうえで、取り組んでほしい	31	200	4	235
ぜひ取り組んでいってほしい	19	115	3	137
あまり取り組んでほしくない	5	34	2	41
取り組んでほしくない	4	22	1	27
わからない	7	44	0	51
小計	66	415	10	491

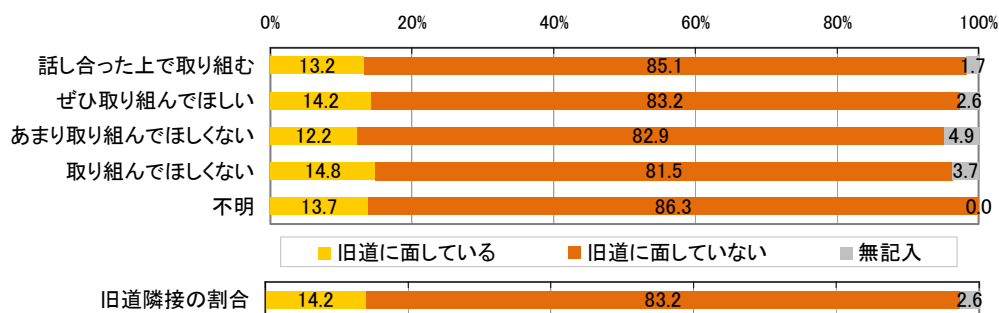


図 44 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問 5)

基金運用を望まない理由については、「税金や町内会費を納めているのに、さらにお金を出すことはおかしいから」が最も多く、50.8%を占めた。次いで、「実際にお金が集まるとは思えないから」及び「仕組みを詳しく理解していないから」が多く、25.8%を占めた。

問6 「問5で、「あまり取り組んでほしくない」、「取り組んでほしくない」又は「わからない」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いましたか。

選択肢	回答数	割合(%)
税金や町内会費を納めているのに、さらにお金を出すことはおかしいから	67	50.8%
実際にお金が集まるとは思えないから	34	25.8%
仕組みを詳しく理解していないから	34	25.8%
まちづくりは行政が全て行うべきだから	26	19.7%
まちづくりに興味がないから	8	6.1%
その他	15	11.4%
小計	184	139.4%
回答者数(割合)	132	(100.0%)
無回答者数	0	

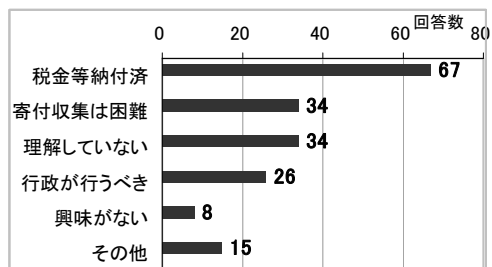


図 45 単純集計結果(問 6)

年代別でみると、基金運用を望まない理由において、「まちづくりは行政が全て行うべきだから」については、70歳代以上が21.7ポイント高く、42.3%を占めた。又、「まちづくりに興味がないから」については、各年代の割合と比較して、60歳代が35.5ポイント高く、62.5%を占めた。

問6 「問5で、「あまり取り組んでほしくない」、「取り組んでほしくない」又は「わからない」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いましたか。

選択肢	～30代	40代	50代	60代	70代～	無記入	回答合計
税金や町内会費を納めているのに、さらにお金を出すことはおかしいから	11	8	18	18	12	0	67
実際にお金が集まるとは思えないから	3	5	7	12	7	0	34
仕組みを詳しく理解していないから	4	7	11	8	4	0	34
まちづくりは行政が全て行うべきだから	0	1	4	9	11	1	26
まちづくりに興味がないから	0	1	1	5	0	1	8
その他	1	3	3	5	2	1	15
小計	19	25	44	57	36	3	184

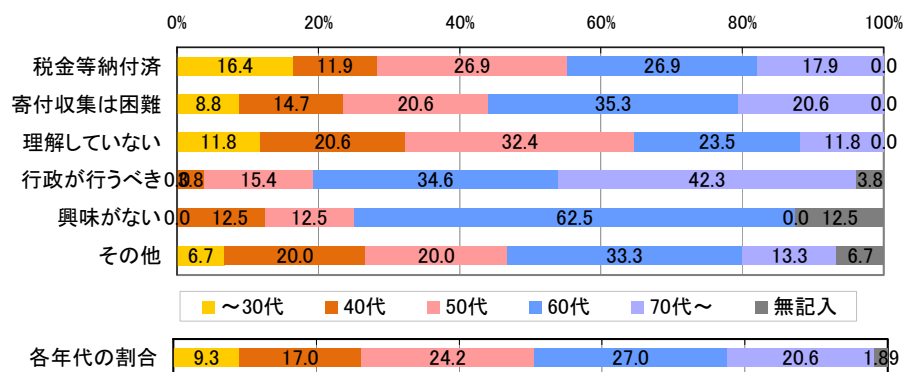


図 46 年代別クロス集計結果(問 6)

住まいが旧道に接するか否かの別でみると、基金運用を望まない理由において、「まちづくりに興味がないから」については、旧道隣接の割合と比較して、「旧道に面している」が23.3ポイント高く、37.5%を占めた。

問6 「問5」で、「あまり取り組んでほしくない」、「取り組んでほしくない」又は「わからない」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いましたか。

選択肢	旧道に面している	旧道に面していない	無記入	回答合計
税金や町内会費を納めているのに、さらにお金を出すことはおかしいから	13	53	1	67
実際にお金が集まるとは思えないから	7	26	1	34
仕組みを詳しく理解していないから	3	31	0	34
まちづくりは行政が全て行うべきだから	5	19	2	26
まちづくりに興味がないから	3	4	1	8
その他	2	13	0	15
小計	33	146	5	184

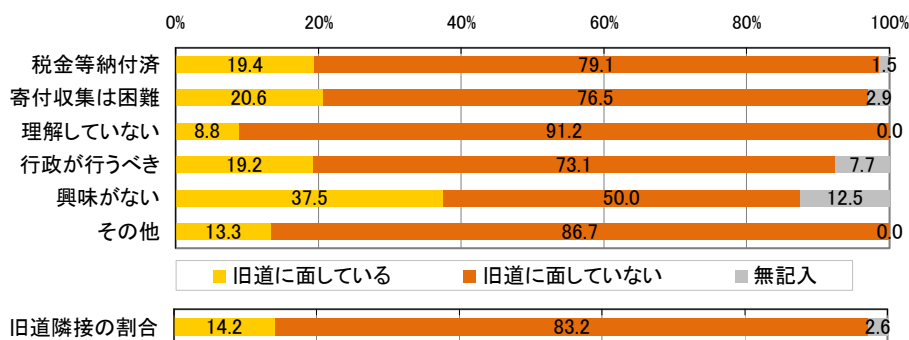


図 47 居宅の旧道への接地別クロス集計結果(問6)

3-3-2.地域企業への調書調査の実施

(1)地域企業への調書調査の概要

①調査趣旨

地域企業への調書調査は、歴史的建造物(米屋)の利用方法のほか、企業が協力しやすい寄付金の収集方法や寄付金の拠出額、また寄付金を拠出する上での課題等の把握を行うことを目的とする。

また、アンケート調査を実施する際に、藤川地区が抱える課題や、その課題を解決する一つの手段が「市民ファンド」であること、さらにはそうした「市民ファンド」の一般的な仕組みを図解することで、地域住民の「市民ファンド」に対する理解を促すことを目的とする。

②調査方法

ア.調査対象者(アンケート回答者)

歴史的建造物(米屋)が位置する旧東海道を含んだ小学校区(藤川学区)を中心に営業する企業、団体等を対象とする。総数 52 企業(団体等)

イ.アンケート配布回収方法

配布：往診用封筒にて郵送配布

回収：返信用封筒にて郵送回収

③調査項目

- 問 1. 藤川地区の認知度について
- 問 2. 地域が「基金」を設立し、積極的に取り組むことの是非について
- 問 3. 「基金」の取組みが地域振興につながるかについて
- 問 4. 地域振興を進めることに対する貴社(団体等)へのメリットの有無について
- 問 5. 「基金」設立時の協力の有無について
- 問 6. 「基金」への協力方法について
- 問 7. 問 6 で「協力しない」とした理由について
- 問 8. 直接寄付する場合の寄付可能な金額について
- 問 9. 継続的な直接寄付を行ってもらうための工夫の具体的な方法について
- 問 10. 間接寄付する場合の年間総金額等について
- 問 11. 継続的な間接寄付を行ってもらうための工夫の具体的な方法について
- 問 12. 知恵や技術、人手で協力する場合の具体的な方法について
- 問 13. 継続的な人手提供等を行ってもらうための工夫の具体的な方法について
- 問 14. 企業(団体等)の歴史的建造物の活用方法について
- 問 15. 回答者属性(業種)
- 問 16. 回答者属性(資本金)

問 17. 回答者属性（従業員数）

問 18. 道の駅藤川宿への出店の有無について

問 19. 社名（団体名）等

④調査結果の概要

回収結果は、52 団体への配布に対し、22 通を回収した（回収率は 42.3%）。回答者は卸売・小売業や製造業が多く、6 割以上が道の駅藤川宿に出店している企業であった。

その結果、基金を設立し積極的に取り組むことについては、「良い」「まあ良い」が 9 割以上を占め、『むらさき基金』の仕組みが地域活性化や地域振興については 8 割以上が「つながる」「まあつながる」と回答した。

「むらさき基金」への参加方法については、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」が最も多く、約 6 割を占め、その内容については、「地場産品の開発への協力」「各種イベントの開催への協力」の割合が高かった。

一方、『むらさき基金』に「直接寄付」は 4 件（31%）、「間接的に寄付する」が 3 件（23%）回答しており、その回答は全て道の駅に出店している企業からであった。

(2)調査結果

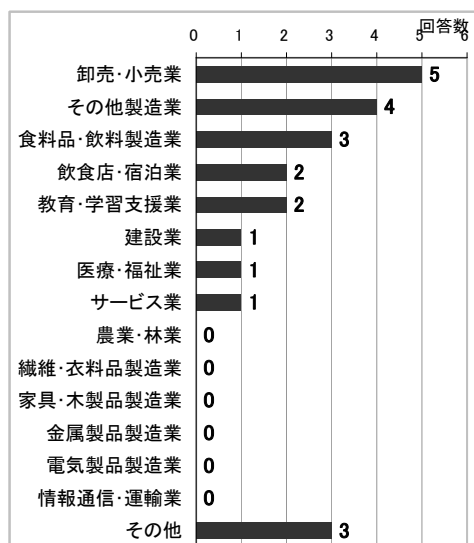
①回答者の属性について

業種については、「卸売・小売業」が最も多く、23.8%を占めた。次いで、「その他製造業」が19.0%を占めた。

資本金については、「個人営業等のため無し」が最も多く、44.4%を占めた。次いで、「1,000万～3,000万円未満」が27.8%を占めた。

問15 貴社(団体等)の業種は？(重複回答有り)

選択肢	回答数	割合(%)
卸売・小売業	5	23.8%
その他製造業	4	19.0%
食料品・飲料製造業	3	14.3%
飲食店・宿泊業	2	9.5%
教育・学習支援業	2	9.5%
建設業	1	4.8%
医療・福祉業	1	4.8%
サービス業	1	4.8%
農業・林業	0	0.0%
繊維・衣料品製造業	0	0.0%
家具・木製品製造業	0	0.0%
金属製品製造業	0	0.0%
電気製品製造業	0	0.0%
情報通信・運輸業	0	0.0%
その他	3	14.3%
小計	22	104.8%
回答者数(割合)	21	(95.5%)
無回答者数	1	



注1: 複数回答可の質問の場合 割合(%)=回答数÷回答者数を示す。

注2: 小計欄の割合は、その問いに対する全回答者平均選択数を示すため、複数回答可の場合は100%以上となる。

注3: 回答者数の隣に記載した(割合)=回答者数÷アンケート回収件数を示す。

問16 貴社(団体等)の資本金は？

選択肢	回答数	割合(%)
個人営業等のため無し	8	44.4%
300万円未満	1	5.6%
300万～500万円未満	2	11.1%
500万～1000万円未満	1	5.6%
1000万～3000万円未満	5	27.8%
3000万～5000万円未満	0	0.0%
5000万～1億円未満	0	0.0%
1億～3億円未満	0	0.0%
3億円以上	1	5.6%
小計	18	100.0%
回答者数(割合)	18	(81.8%)
無回答者数	4	

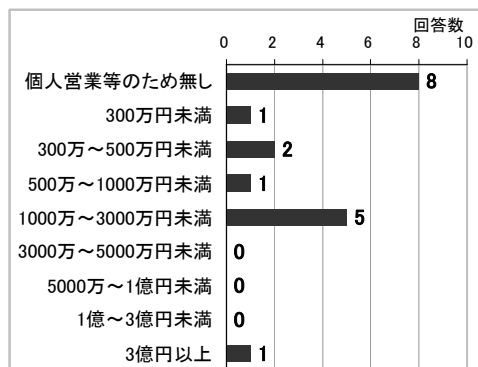


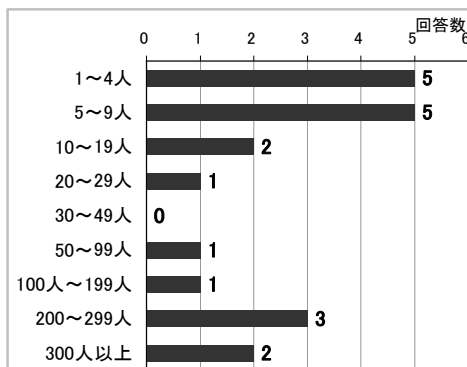
図 48 単純集計結果(問 15・16)

従業員については、「1～4人」及び「5～9人」が最も多く、25.0%を占めた。次いで、「200～299人」が15.0%を占めた。

道の駅「藤川宿」に出店しているかについては、「出店している」が多く、66.7%を占めた。

問17 貴社(団体等)の従業員数は？

選択肢	回答数	割合(%)
1～4人	5	25.0%
5～9人	5	25.0%
10～19人	2	10.0%
20～29人	1	5.0%
30～49人	0	0.0%
50～99人	1	5.0%
100人～199人	1	5.0%
200～299人	3	15.0%
300人以上	2	10.0%
小計	20	100.0%
回答者数(割合)	20	(90.9%)
無回答者数	2	



問18 貴社は、道の駅「藤川宿」に出店されていますか。

選択肢	回答数	割合(%)
出店している	14	66.7%
出店していない	7	33.3%
小計	21	100.0%
回答者数(割合)	21	(95.5%)
無回答者数	1	

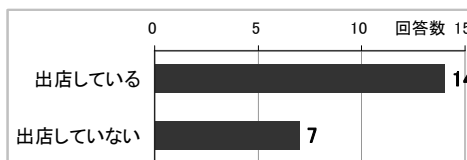


図 49 単純集計結果(問 17・18)

②東海道「藤川宿」や「むらさき基金」について

東海道「藤川宿」を知っているかについては、「最近の出来事や住民の取組み知っている」が最も多く、59.1%を占めた。次いで、「名前と町の様子を知っている」が多く、22.7%を占めた。

問1 東海道「藤川宿」のことは知っていますか。

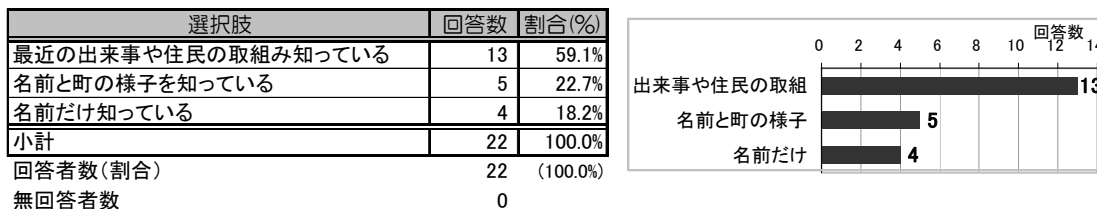


図 50 単純集計結果(問 1)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、東海道「藤川宿」において、「名前だけ知っている」については、全回答者の出店割合と比較して、道の駅に出店しているが 33.3 ポイント高く、100%を占めた。

問1 東海道「藤川宿」のことは知っていますか。

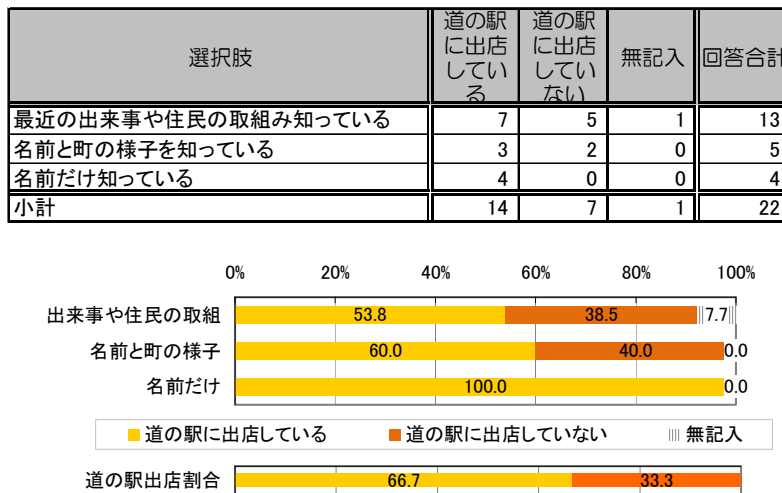


図 51 道の駅出店別クロス集計結果(問 1)

「むらさき基金」を設立し、積極的に取り組むことについては、「良い」が最も多く、57.1%を占めた。次いで、「まあ良い」が多く42.9%を占めた。

問2 地域が自らの地域活性化や地域振興に対して基金を設立し、積極的に取り組むことについて、どう思いますか。

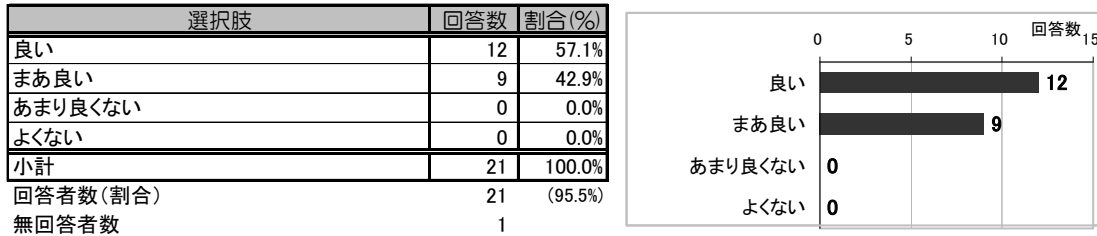


図 52 単純集計結果(問 2)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」を設立し、積極的に取り組むことにおいて、「まあ良い」については、全回答者の出店割合と比較して、道の駅に出店しているの回答が11.1ポイント高く、77.8%を占めた。

問2 地域が自らの地域活性化や地域振興に対して基金を設立し、積極的に取り組むことについて、どう思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
良い	7	4	1	12
まあ良い	7	2	0	9
あまり良くない	0	0	0	0
よくない	0	0	0	0
小計	14	6	1	21

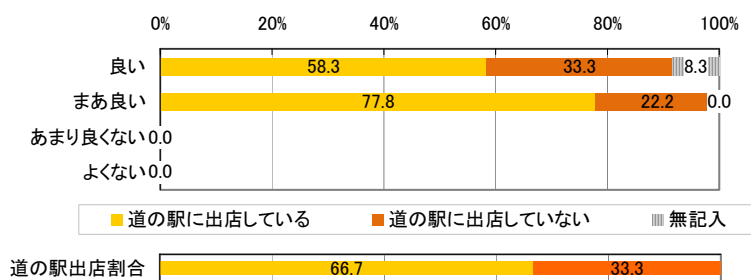


図 53 道の駅出店別クロス集計結果(問 2)

「むらさき基金」の仕組みは、地域活性化や地域振興につながると思うかについては、「まあつながる」が最も多く、47.6%を占めた。次いで、「つながる」が多く、38.1%を占めた。

問3 アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」の仕組みは、地域活性化や地域振興につながるといいますか。

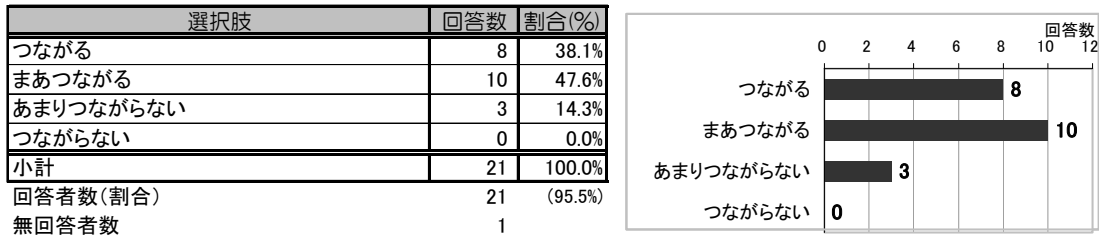


図 54 単純集計結果(問 3)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」の仕組みは、地域活性化や地域振興につながると思うかにおいて、「あまりつながらない」については、全回答者の出店割合と比較して、道の駅に出店しているの回答が 33.3 ポイント高く、100%を占めた。

問3 アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」の仕組みは、地域活性化や地域振興につながるといいますか。

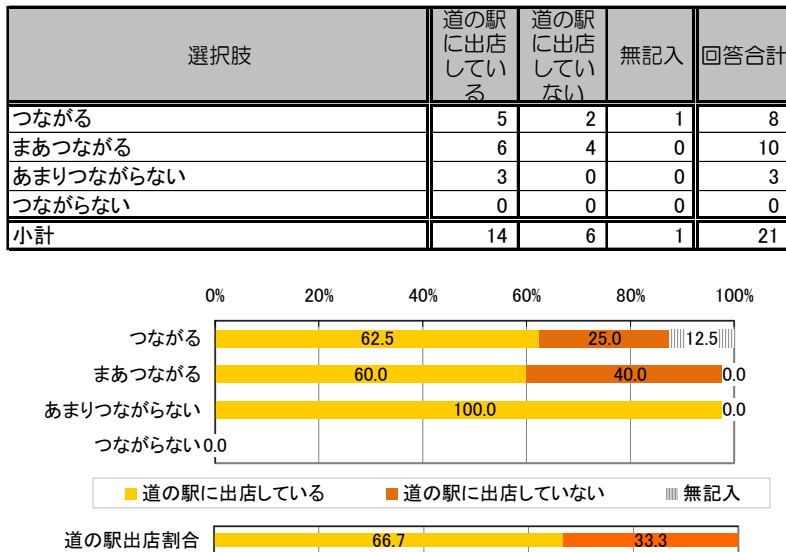


図 55 道の駅出店別クロス集計結果(問 3)

藤川地区の地域活性化や地域振興を進めることはメリットがあるかについては、「大いにある」及び「少しある」最も多く、38.1%を占めた。次いで、「あまりない」が多く、14.3%を占めた。

問4 藤川地区の地域活性化や地域振興を進めることは、貴社(団体等)にとってメリット(良い効果)があることですか。

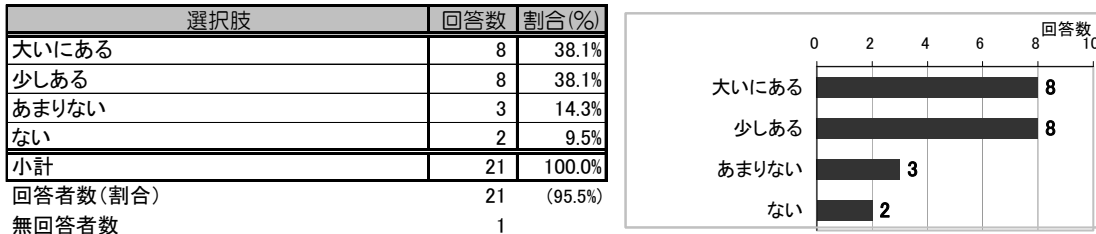


図 56 単純集計結果(問 4)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、藤川地区の地域活性化や地域振興を進めることはメリットがあるかにおいて、「あまりない」については、全回答者の出店割合と比較して、道の駅に出店しているの回答が 33.3 ポイント高く、100%を占めた。

問4 藤川地区の地域活性化や地域振興を進めることは、貴社(団体等)にとってメリット(良い効果)があることですか。

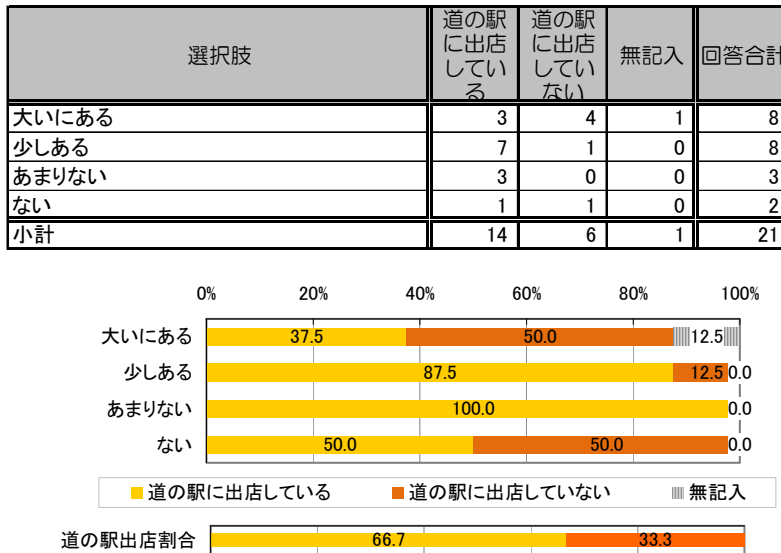


図 57 道の駅出店別クロス集計結果(問 4)

「むらさき基金」という仕組みができたなら、協力してもよいと思うかについては、「協力してもよい」が最も多く、59.1%を占めた。次いで「わからない」が多く40.9%を占めた。

問5 アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」という仕組みができたなら、協力してもよいと思いますか。

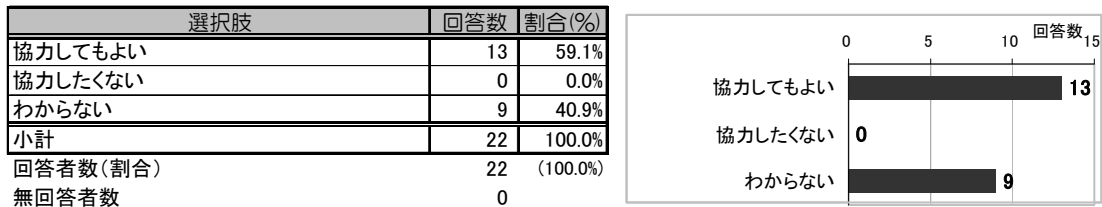


図 58 単純集計結果(問 5)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」という仕組みができたなら、協力してもよいと思うかにおいて、「わからない」については、全回答者の出店割合と比較して、道の駅に出店しているの回答が11.1ポイント低く、55.6%であった。

問5 アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」という仕組みができたなら、協力してもよいと思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
協力してもよい	9	3	1	13
協力したくない	0	0	0	0
わからない	5	4	0	9
小計	14	7	1	22

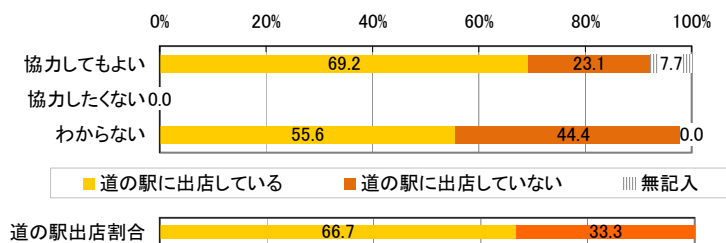
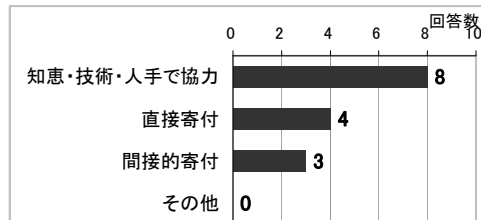


図 59 道の駅出店別クロス集計結果(問 5)

「むらさき基金」の参加方法については、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」が最も多く、61.5%を占めた。次いで、「むらさき基金」に直接、寄付する」が多く、30.8%を占めた。

問6 「問5で、「協力してもよい」を選んだ方にお伺いします。貴社が「むらさき基金」に参加していただけたら、どんな方法が考えられますか。

選択肢	回答数	割合(%)
会社等の知恵や技術、人手で協力する	8	61.5%
「むらさき基金」に直接、寄付する	4	30.8%
「むらさき基金」に間接的に寄付する	3	23.1%
その他	0	0.0%
小計	15	115.4%
回答者数(割合)	13	(100.0%)
無回答者数	0	



注:条件付質問の場合、回答条件を満たして無い回答者から回答があった場合は有効値として集計する。(無回答者数は除く)

図 60 単純集計結果(問 6)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」の参加方法において、「むらさき基金」に直接、寄付する」及び「むらさき基金」に間接的に寄付する」については、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問6 「問5で、「協力してもよい」を選んだ方にお伺いします。貴社が「むらさき基金」に参加していただけたら、どんな方法が考えられますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
会社等の知恵や技術、人手で協力する	4	3	1	8
「むらさき基金」に直接、寄付する	3	0	1	4
「むらさき基金」に間接的に寄付する	2	0	1	3
その他	0	0	0	0
小計	9	3	3	15

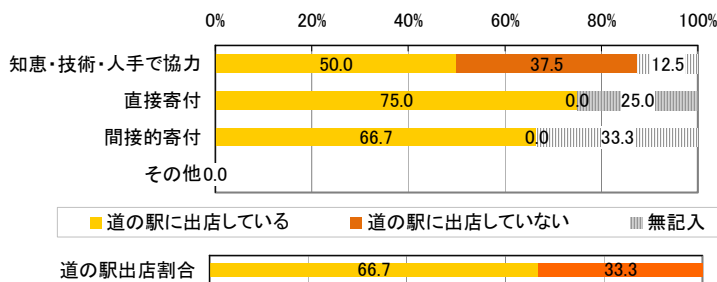


図 61 道の駅出店別クロス集計結果(問 6)

むらさき基金に協力するかわからないについては、「仕組みを詳しく理解していないから」が最も多く、44.4%を占めた。次いで、「実際にお金が集まると思えないから」及び、「企業側にメリット（利益や効果）がないから」が多く、22.2%を占めた。

問7 「問5」で、「協力したくない」「わからない」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いますか。

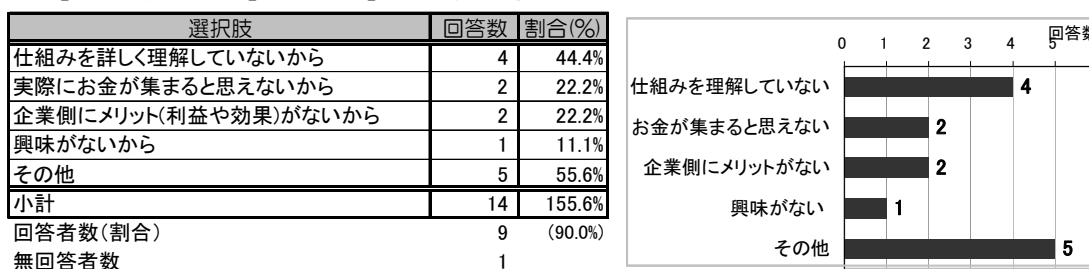


図 62 単純集計結果(問 7)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、むらさき基金に協力するかわからないにおいて、全ての選択肢について、道の駅に出展していないの回答が無かった。

問7 「問5」で、「協力したくない」「わからない」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
仕組みを詳しく理解していないから	4	0	0	4
実際にお金が集まると思えないから	2	0	0	2
企業側にメリット(利益や効果)がないから	2	0	0	2
興味がないから	1	0	0	1
その他	1	4	0	5
小計	10	4	0	14

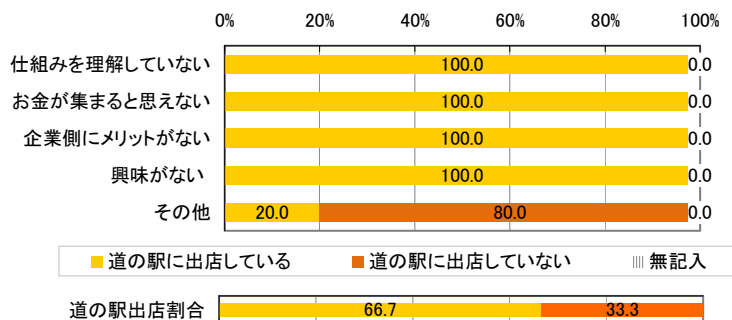


図 63 道の駅出店別クロス集計結果(問 7)

「むらさき基金」に年間いくらまでなら寄付できるかについては、「1口以上3口未満」が最も多く、75.0%を占めた。次いで、「10口以上」が多く、25.0%を占めた。

問8 「問6で、「むらさき基金に直接、寄付する」を選んだ方にお伺いします。年間、いくらまでなら寄付できますか。(1口=千円/年)

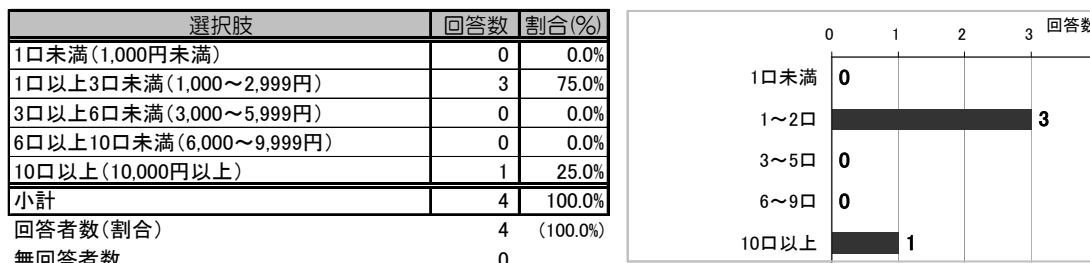


図 64 単純集計結果(問 8)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」に年間、いくらまでなら寄付できるかにおいて、全ての選択肢について、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問8 「問6で、「むらさき基金に直接、寄付する」を選んだ方にお伺いします。年間、いくらまでなら寄付できますか。(1口=千円/年)

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
1口未満(1,000円未満)	0	0	0	0
1口以上3口未満(1,000~2,999円)	3	0	0	3
3口以上6口未満(3,000~5,999円)	0	0	0	0
6口以上10口未満(6,000~9,999円)	0	0	0	0
10口以上(10,000円以上)	0	0	1	1
小計	3	0	1	4

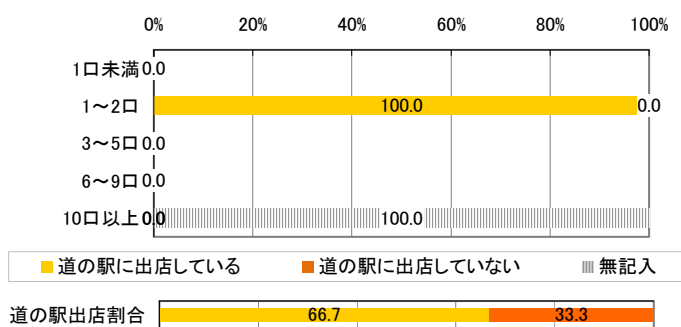


図 65 道の駅出店別クロス集計結果(問 8)

「むらさき基金」に継続的に寄付し続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思うかについては、「異業種交流の場へ招待してほしい」が、100.0%を占めた。

問9 「問6」で、「むらさき基金に直接、寄付する」を選んだ方にお伺いします。継続的に寄付し続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

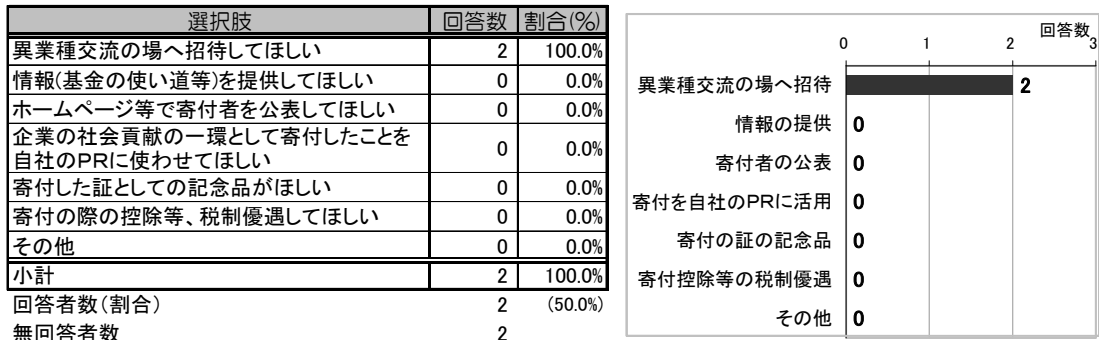


図 66 単純集計結果(問 9)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、「むらさき基金」に継続的に寄付し続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思うかにおいて、全ての選択肢について、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問9 「問6」で、「むらさき基金に直接、寄付する」を選んだ方にお伺いします。継続的に寄付し続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
異業種交流の場へ招待してほしい	2	0	0	2
情報(基金の使い道等)を提供してほしい	0	0	0	0
ホームページ等で寄付者を公表してほしい	0	0	0	0
企業の社会貢献の一環として寄付したことを自社のPRに使わせてほしい	0	0	0	0
寄付した証としての記念品がほしい	0	0	0	0
寄付の際の控除等、税制優遇してほしい	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
小計	2	0	0	2

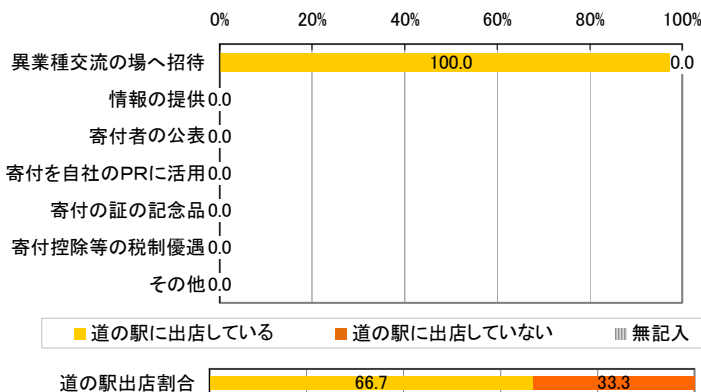


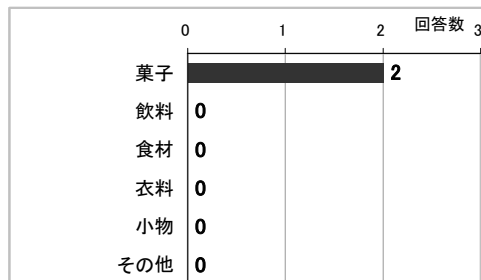
図 67 道の駅出店別クロス集計結果(問 9)

「むらさき基金」に寄付付商品を設け、販売量に応じて寄付するとなると、どのような商品に、どれくらいの割合で寄付金を含めることが可能かについては、観光客向けの「土産物」について、「菓子」に2件の回答があった。その割合については「5%～9.9%」で、又、それは年間どれくらいの額になりそうですかについては、「50万円以上」に回答があった。

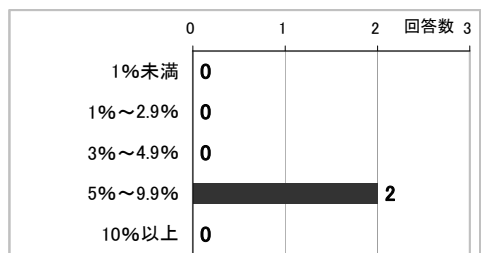
問10 「問6」で、「むらさき基金に間接的に寄付する」を選んだ方にお伺いします。どのような商品に、どれくらいの割合で寄付金を含めることが可能ですか。また、それは年間どれくらいの額になりそうですか。

1. 観光客向けの「土産物」

選択肢	回答数	割合(%)
菓子	2	100.0%
飲料	0	0.0%
食材	0	0.0%
衣料	0	0.0%
小物	0	0.0%
その他	0	0.0%
小計	2	100.0%
回答者数(割合)	2	(66.7%)
無回答者数	1	



選択肢	回答数	割合(%)
1%未満	0	0.0%
1%～2.9%	0	0.0%
3%～4.9%	0	0.0%
5%～9.9%	2	100.0%
10%以上	0	0.0%
小計	2	100.0%
回答者数(割合)	2	(50.0%)
無回答者数	2	



注: 回答条件を満たして無い回答者から1件回答があったため、上段及び下段の表と回答者数と無回答者数の計が異なる。

選択肢	回答数	割合(%)
10000円未満	0	0.0%
10000円～199999円	0	0.0%
200000円～299999円	0	0.0%
300000円～499999円	0	0.0%
500000円以上	1	100.0%
小計	1	100.0%
回答者数(割合)	1	(33.3%)
無回答者数	2	

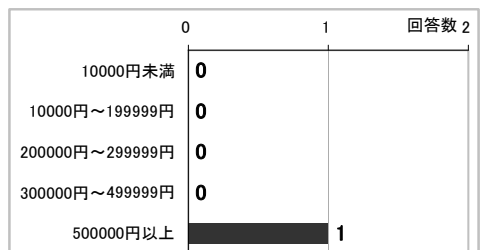


図 68 単純集計結果(問 10)

「むらさき基金」に寄付付き商品を設け、販売量に応じて寄付するとなると、どのような商品に、どれくらいの割合で寄付金を含めることが可能かについては、地域住民向けの「日用品」について、「菓子」に1件の回答があった。その割合については「5%～9.9%」で、また、それは年間どれくらいの額になりそうかという問いについては、回答が無かった。

2. 地域住民向けの「日用品」

選択肢	回答数	割合(%)
菓子	1	100.0%
飲料	0	0.0%
食材	0	0.0%
衣料	0	0.0%
日用品	0	0.0%
その他	0	0.0%
小計	1	100.0%
回答者数(割合)	1	(33.3%)
無回答者数	2	

	0	1	回答数 2
菓子		1	
飲料	0		
食材	0		
衣料	0		
日用品	0		
その他	0		

選択肢	回答数	割合(%)
1%未満	0	0.0%
1%～2.9%	0	0.0%
3%～4.9%	0	0.0%
5%～9.9%	1	100.0%
10%以上	0	0.0%
小計	1	100.0%
回答者数(割合)	1	(25.0%)
無回答者数	3	

	0	1	回答数 2
1%未満	0		
1%～2.9%	0		
3%～4.9%	0		
5%～9.9%		1	
10%以上	0		

注: 回答条件を満たして無い回答者から1件回答があったため、上段及び下段の表と回答者数と無回答者数の計が異なる。

選択肢	回答数	割合(%)
10000円未満	0	0.0%
10000円～199999円	0	0.0%
200000円～299999円	0	0.0%
300000円～499999円	0	0.0%
500000円以上	0	0.0%
小計	0	0.0%
回答者数(割合)	0	(0.0%)
無回答者数	3	

	0	回答数 1
10000円未満	0	
10000円～199999円	0	
200000円～299999円	0	
300000円～499999円	0	
500000円以上	0	

図 68 単純集計結果(問 10)

継続的に間接的な寄付を続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思うかについては、「情報(基金の使い道等)を提供してほしい」及び、「異業種交流の場へ招待してほしい」が多く66.7%を占めた。一方、「寄付した証としての記念品がほしい」は回答が無かった。

問11「問6で、「むらさき基金に間接的に寄付する」を選んだ方にお伺いします。継続的に間接的な寄付を続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

選択肢	回答数	割合(%)
情報(基金の使い道等)を提供してほしい	2	66.7%
異業種交流の場へ招待してほしい	2	66.7%
ホームページ等で寄付者を公表してほしい	1	33.3%
企業の社会貢献の一環として寄付したことを自社のPRに活用してほしい	1	33.3%
寄付の際の控除等、税制優遇してほしい	1	33.3%
寄付した証としての記念品がほしい	0	0.0%
その他	0	0.0%
小計	7	233.3%
回答者数(割合)	3	(75.0%)
無回答者数	1	

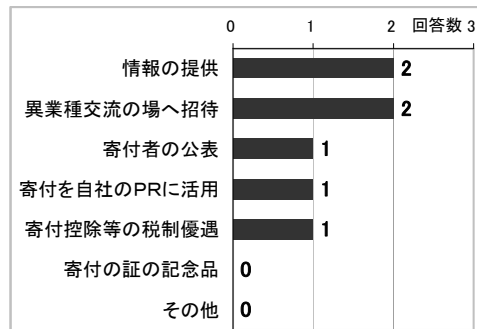


図 70 単純集計結果(問 11)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、継続的に間接的な寄付を続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますかにおいて、全ての選択肢について、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問11「問6で、「むらさき基金に間接的に寄付する」を選んだ方にお伺いします。継続的に間接的な寄付を続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
情報(基金の使い道等)を提供してほしい	2	0	0	2
異業種交流の場へ招待してほしい	2	0	0	2
ホームページ等で寄付者を公表してほしい	1	0	0	1
企業の社会貢献の一環として寄付したことを自社のPRに活用してほしい	1	0	0	1
寄付の際の控除等、税制優遇してほしい	1	0	0	1
寄付した証としての記念品がほしい	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
無回答	7	0	0	7

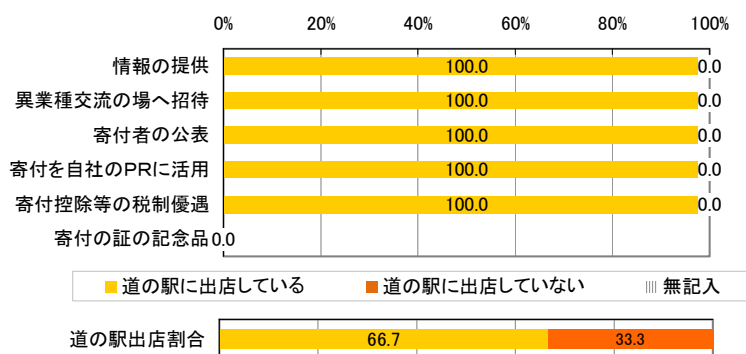


図 71 道の駅出店別クロス集計結果(問 11)

寄付ではなく、会社等の知恵や技術、人手でご協力いただけるとすると、どんなことが考えられるかについては、「地場製品の開発への協力」が最も多く 88.9%を占めた。次いで、「各種イベントの開催への協力」が多く、77.8%を占めた。

問12「問6」で、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」を選んだ方にお伺いします。寄付ではなく、会社等の知恵や技術、人手でご協力いただけるとすると、どんなことが考えられますか。

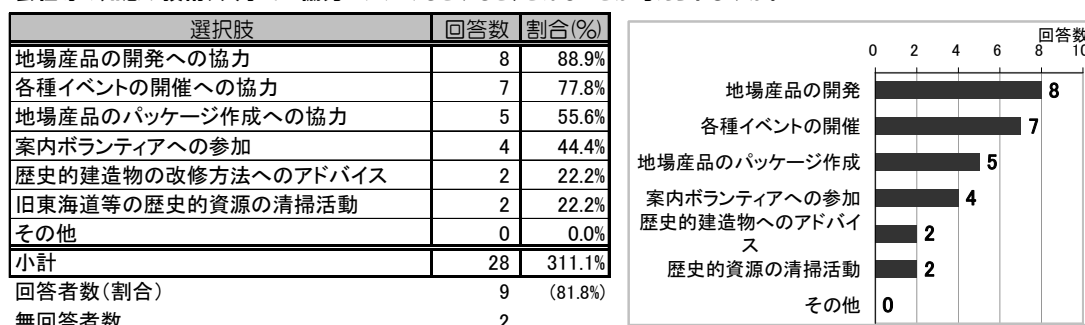


図 72 単純集計結果(問 12)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、寄付ではなく、会社等の知恵や技術、人手でご協力いただけるとすると、どんなことが考えられるかにおいて、「歴史的建造物の改修方法へのアドバイス」及び、「旧東海道等の歴史的資源の清掃活動」については、道の駅に出店しているの回答が無かった。

問12「問6」で、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」を選んだ方にお伺いします。寄付ではなく、会社等の知恵や技術、人手でご協力いただけるとすると、どんなことが考えられますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
地場製品の開発への協力	4	3	1	8
各種イベントの開催への協力	4	2	1	7
地場製品のパッケージ作成への協力	2	2	1	5
案内ボランティアへの参加	1	2	1	4
歴史的建造物の改修方法へのアドバイス	0	1	1	2
旧東海道等の歴史的資源の清掃活動	0	1	1	2
その他	0	0	0	0
小計	11	11	6	28

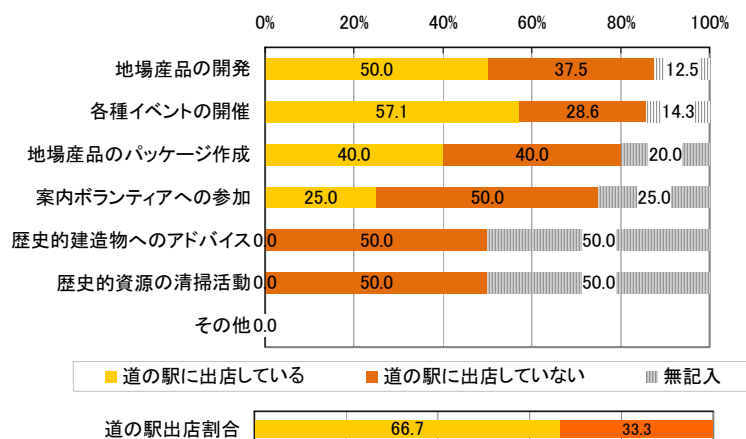


図 73 道の駅出店別クロス集計結果(問 12)

継続的に人手等を提供いただくためには、どんな工夫が必要かについては、「地域住民との交流の場を設けてほしい」が最も多く 77.8%を占めた。次いで、「情報(協力した結果等)を提供してほしい」が多く、55.6%を占めた。

問13「問6」で、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」を選んだ方にお伺いします。
継続的に人手等を提供いただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

選択肢	回答数	割合(%)
地域住民との交流の場を設けてほしい	7	77.8%
情報(協力した結果等)を提供してほしい	5	55.6%
企業の社会貢献の一環として協力したことを自社のPRに使わせてほしい	4	44.4%
異業種交流の場へ招待してほしい	4	44.4%
ホームページ等で協力者を公表してほしい	2	22.2%
協力した証としての記念品がほしい	1	11.1%
その他	0	0.0%
小計	23	255.6%
回答者数(割合)	9	(81.8%)
無回答者数	2	

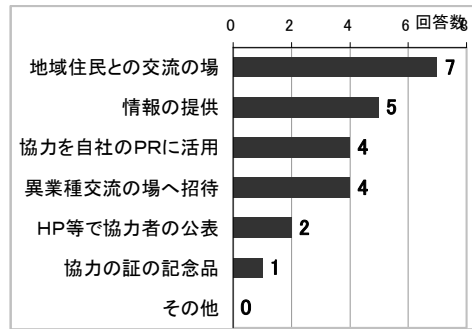


図 74 単純集計結果(問 13)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、継続的に人手等を提供いただくためには、どんな工夫が必要かにおいて、「異業種交流の場へ招待してほしい」及び、「協力した証としての記念品がほしい」については、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問13「問6」で、「会社等の知恵や技術、人手で協力する」を選んだ方にお伺いします。
継続的に人手等を提供いただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
地域住民との交流の場を設けてほしい	3	3	1	7
情報(協力した結果等)を提供してほしい	2	2	1	5
企業の社会貢献の一環として協力したことを自社のPRに使わせてほしい	3	1	0	4
異業種交流の場へ招待してほしい	4	0	0	4
ホームページ等で協力者を公表してほしい	1	1	0	2
協力した証としての記念品がほしい	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
小計	14	7	2	23

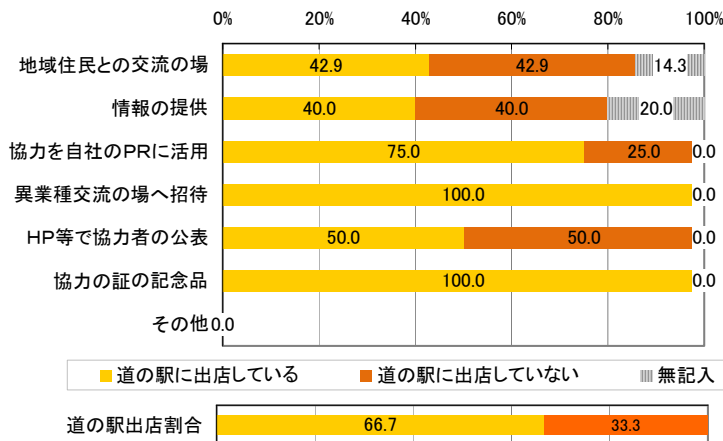


図 75 道の駅出店別クロス集計結果(問 13)

改修した後、貴社（団体等）で活用してみたいと思う取組みについては、「商品を展示販売したい」が最も多く 58.8%を占めた。次いで、「パネル等を用いて自社(団体等)のPRを行いたい」が多く、29.4%を占めた。

問14 改修した後、貴社(団体等)で活用してみたいと思う取組みはありますか。

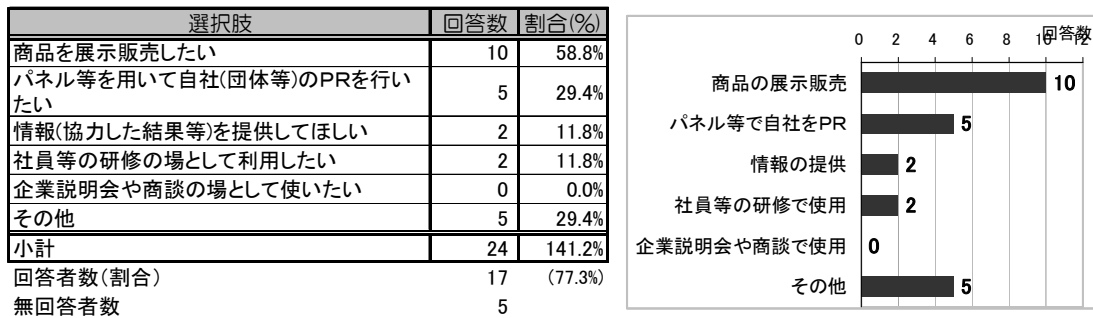


図 76 単純集計結果(問 14)

道の駅に出店しているか否かの別でみると、改修した後、貴社（団体等）で活用してみたいと思う取組みにおいて、「情報(協力した結果等)を提供してほしい」については、道の駅に出店していないの回答が無かった。

問14 改修した後、貴社(団体等)で活用してみたいと思う取組みはありますか。

選択肢	道の駅に出店している	道の駅に出店していない	無記入	回答合計
商品を展示販売したい	8	2	0	10
パネル等を用いて自社(団体等)のPRを行いたい	3	2	0	5
情報(協力した結果等)を提供してほしい	2	0	0	2
社員等の研修の場として利用したい	0	2	0	2
企業説明会や商談の場として使いたい	0	0	0	0
その他	1	3	1	5
小計	14	9	1	24

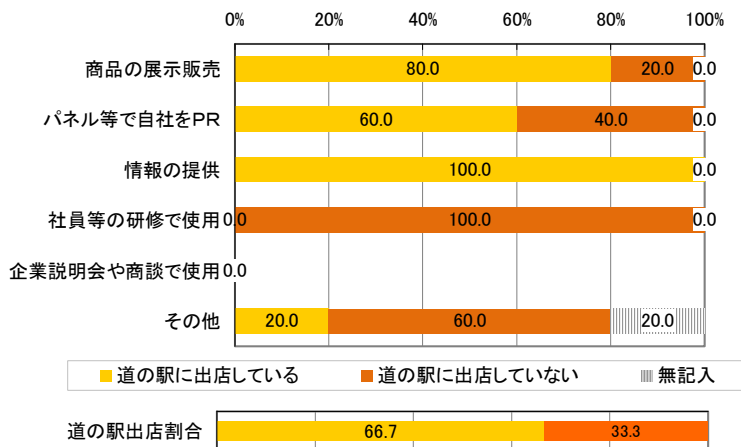


図 77 道の駅出店別クロス集計結果(問 14)

3-3-3.ファンドに集まる金額の算定(各種意識調査結果のまとめより)

(1)試算の考え方

市民アンケート調査と地域企業への調書調査の結果から得られた寄付の口数(市民アンケート調査では1,000円/口・年、地域企業への調書調査では10,000円/口・年)を基に、寄付の合計金額を算出する。

ただし、実際の寄付行為で集まる金額は、アンケート調査や調書調査の用紙に記載された口数あるいは金額から目減りすることが予想される。しかし、その割合を想定する根拠や参考値は持ち合わせていない。

一方、ファンドを創設した際、藤川地区以外の地域からの賛同者がいることも想定でき、そうした賛同者からの寄付金が基金に集まる可能性もある。

このように、一方では減額が予想され、他方では増額が予想されることから、ここでは、それらの減額、増額の予測は行わず、市民アンケート調査と地域企業への調書調査の結果のみを用いて試算することとする。

なお、こうした中、今回の調査では、市民アンケート調査で27.5%(529世帯/1923世帯)、地域企業への調書調査で42.3%(22団体/52団体)の回収率を得ている。この調査で回答(返信)頂けなかった方の中に寄付行為を行っても良いと考える方がいることを想定し、それぞれの調査における無回答者の割合に対して、アンケート等から得た寄付行為の割合(金額)を乗じた数値を、寄付金額の上限として算出しておくこととする。

(2)ファンドに集まる金額の試算

①市民(地域住民)から集まるファンドの試算

上記の試算の考え方を踏まえて、市民アンケート調査の結果から得られた寄付の合計金額は、以下のとおりである。

307,000円

(寄付金額を記入した人184人、回答者に占める割合34.8%)

なお、市民アンケートに回答(返信)頂けなかった方は1,394件(1,923件 - 529件)いる。この件数に、上記の回答者に占める割合34.8%を乗じ、さらに一人当たりの寄付平均額(1,668円 $307,000円 \div 184人$)を乗じて、上記金額(307,000円)に加えたものを寄付金額の上限とする。

$(1,394件 \times 34.8\% \times 1,668円) + 307,000円 = 1,116,167円$

つまり、地域住民から得られる可能性のある寄附金額は、307,000円～1,116,167円となる。

②地域企業から集まるファンドの試算

上記の試算の考え方を踏まえて、地域企業への調書調査の結果から得られた寄付の合計金額は、以下のとおりである。

830,000 円

(寄付金額を記入した団体 4 団体、回答者に占める割合 18.2%)

なお、地域企業への調書調査に回答(返信)頂けなかった団体は 30 団体(52 団体 - 22 団体)ある。この件数に、上記の「回答者に占める割合 18.2%を乗じ、さらに一団体当たりの寄付平均額(207,500 円 830,000 円 ÷ 4 団体)を乗じて、上記金額(830,000 円)に加えたものを寄付金額の上限とする。

$(30 \text{ 団体} \times 18.2\% \times 207,500 \text{ 円}) + 830,000 \text{ 円} = 114,125,000 \text{ 円}$

つまり、地域企業から得られる可能性のある寄附金額は、830,000 円 ~ 114,125,000 円となる。

ただし、ここで注意しなければならないこととして、今回の地域企業への調書調査の結果における「直接寄付額」をみると、寄付行為を行っても良いと回答した 4 団体のうち、1 団体が 800,000 万円/年の寄付金額を提示していることである。

これは、他の 3 団体がそれぞれ 1 万円/円であるなか、特異な金額であることから、無回答者を想定した寄付金額の上限を算出する際には除外して検討する。

これらの考え方から、再度、設定すると、地域企業への調書調査に回答(返信)頂けなかった団体は 30 団体(52 団体 - 22 団体)とする。この件数に、上記の「回答者に占める割合 18.2%を乗じ、さらに一団体当たりの寄付平均額(10,000 円 30,000 円 ÷ 3 団体)を乗じて、上記金額(830,000 円)に加えたものを寄付金額の上限とする。

$(30 \text{ 団体} \times 18.2\% \times 10,000 \text{ 円}) + 830,000 \text{ 円} = 884,600 \text{ 円}$

つまり、地域企業から得られる可能性のある寄附金額は、830,000 円 ~ 884,600 円となる。



③ファンドに集まる金額の合計

上記 と より、地域住民と地域企業からファンドへ集まる金額の合計は、以下とおりとなる。

1,137,000 円(=①307,000 円+②830,000 円) ≒ 約 1,150,000 円

(なお、寄付金額の上限は、2,000,767 円(=①1,116,167 円+②884,600 円)となる)

3-4.小規模ファンド運営のためのスキーム検討

3-4-1.藤川地区におけるファンド運用の仕組み等の検討

(1)藤川地区の地域特性を踏まえたファンドパターンの比較

ファンド運用の仕組みを検討する上で基本となるものは、金銭の流れである。

特に、ファンドへの「入口」とファンドからの「出口」がどのような仕組みにより行われるかによって、集まる金額の規模や使い方の制約等を受けることがある。

ここでは、藤川地区におけるファンド運用の仕組み等の検討として、多岐にわたるファンドパターンをファンドの「入口」と「出口」に着目して分類し、それぞれの長所・短所等を示して比較し、藤川地区にふさわしいの組み合わせを探るものとする。

①藤川地区の主な特徴と課題

なお、「藤川地区にふさわしい」とは、以下に示す藤川地区の主な特性や課題等を踏まえたものとする。

表 29 藤川地区の主な特性と課題

旧東海道沿いに形成されたまちなみであり、近年観光客も訪れている。

旧東海道沿いに歴史的建造物が点在し、歴史的な趣を今に伝えている。

そうした歴史的建造物の中にあつて、地域住民等で構成された「藤川まちづくり協議会」が所有者から借りて、各種催しを開催するなど、歴史まちづくりの拠点として活用している「米屋」がある。

空き家となった「米屋」は老朽化が激しく、早急な改修を必要としている。

岡崎市は、景観法に基づく景観計画を策定しており、当該地区は、その中で景観形成を重点的、積極的に進めていく「景観形成重点地区」に指定されている。

飲食を中心とした地域企業が、地場産品を活用した独自の商品開発を行い、販売している。

今年度、地区内に開設した「道の駅藤川宿」が、藤川地区の情報の発信や地場産品の販売を行っている。

地域住民等で構成された「藤川まちづくり協議会」が、地区内の祭りをはじめとした各種イベントの実施、まちなみ案内ボランティアの活動、地域資源「むらさき麦」の栽培・販売、旧東海道松並木等の保存・清掃活動等の、歴史まちづくりに取り組んでいる。

市民アンケートや地域企業への調書調査の結果からは、寄付を行うことに対して積極的である。

地元大学の学生が各種まちづくり活動等を支援している。

②ファンドの「入口」について

ファンドの「入口」として、市民アンケートや地域企業への調書調査においても回答の多かった「直接寄付」や「間接寄付」のほか、事例調査から、緊急性・重要性の高い事業に対して短期集中的に多額な寄付が得られる方法として、企業、団体、行政等が地域住民等とともに協力しあって寄付できる仕組みの「マッチングギフト」が考えられる。また、他都市でも活用されている「財団法人民間都市開発推進機構の制度（民都機構型）」の利用が考えられる。

また、こうしたファンドの「入口」を、ファンド運営組織の短中期スケジュール等に合わせて、効果的に組み合わせながら運用する「複合型」が考えられる。

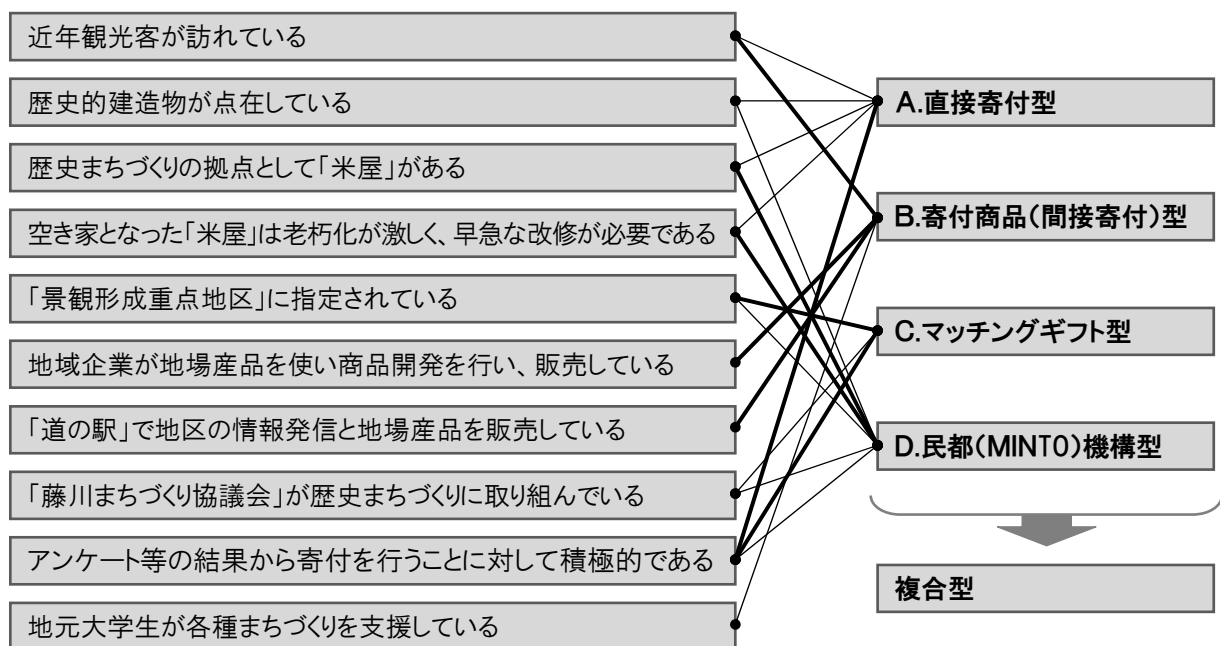


図 78 藤川地区の特性を踏まえて整理したファンドの「入口」

表 30 藤川地区の特性を踏まえて整理したファンドの「入口」の特性

型	特性	事例
A.直接寄付型	ファンドの目的を明示し、その目的に賛同する個人や企業、団体等がファンド運営団体に金銭を直接寄付するタイプ。	京都地域創造基金等
B.寄付商品型 (間接寄付型)	自動販売機の飲料品をはじめ、菓子類、土産物、またイベント参加料や施設利用料等の、多様な商品の売り上げのうち、あらかじめ設定した割合を寄付するタイプ。	京町家まちづくりファンド
C.マッチングギフト型	企業や団体、行政が社会貢献を目的に寄付等を募る際、寄せられた金額に対して企業や団体、行政等が一定比率の額を上乗せして、寄付金額を増やした上で寄付するタイプ。	Qpeace
D.民都(MINTO)機構型	財団法人民間都市開発推進機構が設ける制度(住民参加型まちづくりファンド支援)を活用するタイプ。 具体的には、資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業の助成等を行う「まちづくりファンド」に対して、MINTO 機構が資金拠出による支援を行う。	ぎふ景観まちづくりファンド
複合型	上記のA～Dを、目的、金額、時期等に応じて適時適切に組み合わせ、複合的に取り組んでいくタイプ。	-

③ファンドの「出口」について

ファンドの「出口」として、市民アンケートや地域企業への調書調査においても回答の多かった米屋等の歴史的建造物の改修等を対象とした「歴史的建造物限定型」が考えられる。また、これまで「藤川まちづくり協議会」が無償で取り組んできた各種歴史まちづくり等が対象となる「ハード・ソフト混合型」が考えられる。さらに、事例調査でも着目した、地域企業や団体等による地域資産を活用した各種取り組みを発展させた「事業収益型」が考えられる。

また、こうしたファンドの「出口」は、地域がその時に必要としている事柄に、的確に対応していくことができるよう、ファンド運営組織の判断によって効果的に組み合わせながら運用できる「複合型」も考えられる。

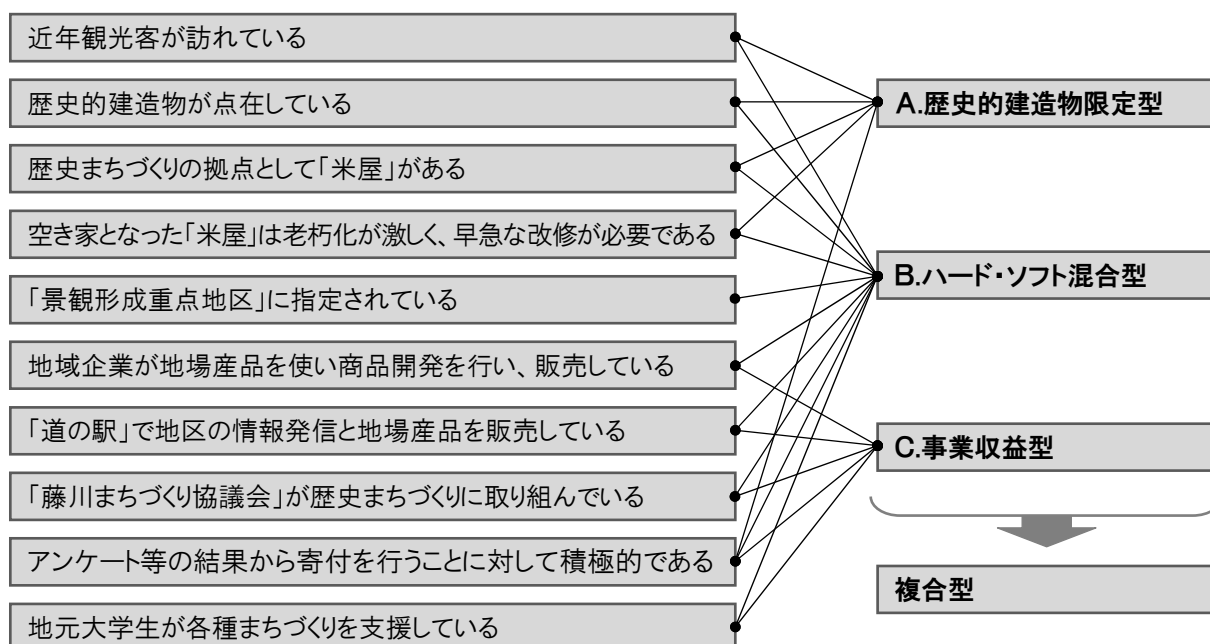


図 79 藤川地区の特性を踏まえて整理したファンドの「出口」

表 31 藤川地区の特性を踏まえて整理したファンドの「出口」の特性

型	特性	事例
A.歴史的建造物限定型	集めた寄付金を、歴史的建造物の改修を目的として限定的に使うタイプ。	京町家まちづくりファンド ぎふ景観まちづくりファンド
B.ハード・ソフト混合型	歴史的建造物だけでなく、歴史まちづくり等の大きなテーマ(目的)を掲げて、その目的に沿ったものであれば、ハードに限らず、人材育成等のソフト的なことにも使うタイプ。	公益信託世田谷まちづくり ファンド
C.事業収益型	生産性のある事業を進めるためのハードまたはソフト的なことに対して寄付金を使い、その事業を通じて得た利益の一部をファンドに還元(資金が循環)するタイプ。	-
複合型	上記のA～Cの特性踏まえて適時適切に組み合わせ、複合的に取り組んでいくタイプ。	-

(2) 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のためのスキーム案

① 継続的な小規模ファンド運営のための基本スキーム(複合型)

「ファンドの『入口』」に示したA～Eの方法を長所と短所に分けて整理すると、下表のようになる。

それぞれの方法で長所と短所があるなか、これらの長所を活かしながら、藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のためのスキーム案を検討すると以下ようになる。

表 32 ファンドの「入口」に対する評価

	評価		総合評価
	長所	短所	
A.直接寄付型	<ul style="list-style-type: none"> 地域に対する想いを行動に表しやすい。 イベント時等で呼びかけやすく、まちづくりのPRとしても活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に寄付を行う者は、少数あるいは限定される。 同一人物からの継続的な寄付が得られにくい。 集められる金額は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 直接寄付だけでは、高額となる改修費用を得られない。
B.寄付商品型(間接寄付)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民だけでなく、観光客も寄付者の対象となる。 気軽に寄付ができる。 継続的に集められる。 多様な商品、取組みに対して寄付商品を設定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の協力が難しい。 添加される寄付割合を高く設定できず、集められる金額は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に寄付でき、継続性があるが、集められる金額は少ない。
C.マッチングギフト型	<ul style="list-style-type: none"> 行政や企業からの協力が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民等の寄付金額に相応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政や企業の協力が得られるが、地域住民の協力も必要である。
D.民都(MNTO)機構型	<ul style="list-style-type: none"> 短期で高額が得られやすく、歴史的建造物の改修等が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 得られる額は地域住民や企業、行政の寄付金額に左右する。 長期にわたる継続的な寄付金が得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> 高額が得られるが、継続性がない。
複合型	<ul style="list-style-type: none"> 寄付参加の機会を広く設定できる。 ファンド運営機関が、目的、必要金額、時期等に応じて多様な方法を設定できる。 継続的に集められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な寄付参加の機会を寄付者に上手く情報発信し、コントロールすることが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な寄付機会を設けることができ、また継続性もある。

歴史的建造物(米屋)の改修に対して、外装(ファサード)のみを改修した場合のファンドの目標規模で約3,400万円であり、また内外装全てを改修した場合のファンドの目標規模は、約1億3,300万円である(共に5年間の運用益を含めた金額)。

年間約115万円集まることが想定される(市民アンケートと地域企業への調査の結果より)

「A.直接寄付」だけでは、歴史的建造物(米屋)の改修は困難である。

歴史的建造物(米屋)の改修にあたっては、事業初年度に多額の改修費が必要となり、その後は施設の管理運営費が経年的に必要なになっていくという事業スケジュールを念頭においた資金確保が必要となる。

このため、例えば、以下に示すような、ファンドの「入口」を「複合型」とした事業スキーム案の実現を目指すことが、持続可能なファンド運用として適当であると考える。

表 33 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のための「複合型」ファンドを適用したスキーム案

Step1.ファンド運営の初年度から「 <u>A.直接寄付型</u> 」と「 <u>B.寄付商品(間接寄付)型</u> 」の運用を行う。
Step2.民都機構の制度を活用するため、地域域住民と企業からの寄付金の合計と同額を、岡崎市から拠出する「 <u>C.マッチングギフト型</u> 」。
Step3.地域住民と企業及び岡崎市からの資金拠出に対して、「 <u>D.民都機構型</u> 」の適用を行う。
Step4.これで得た資金を、地場産品を活用した商品開発と販売を行うための、ハード及びソフト事業に充て、「 <u>E.事業収益型</u> 」を構築する。 さまざまな事業展開を行い、そこで得た収益を基金としてファンド運営組織に寄付する。
Step5.景観法に基づく景観重要建造物の保全活用に対する補助金「 <u>F.補助金型</u> 」。 なお、これはファンド扱いにならない。
Step6.こうして、様々な基金収入を基に、歴史的建造物(米屋)の改修を行う。

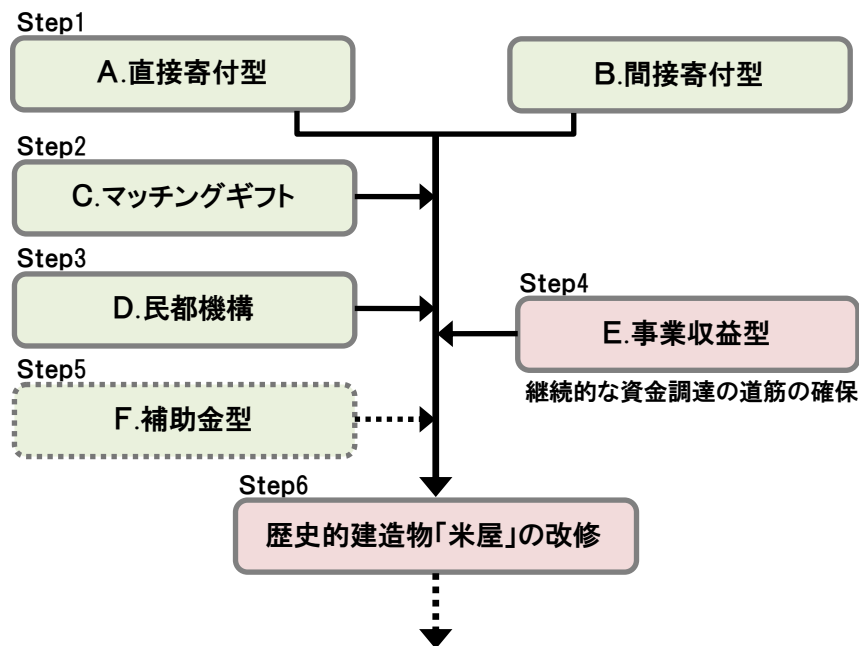


図 80 継続的な小規模ファンド運用のための「複合型」ファンドを適用したスキーム(Step)案のイメージ

スキームの仮説

つまり、ここに整理したスキーム案は、多額な費用が必要となる歴史的建造物の改修を行おうとする際は、民都機構等で得た多額な資金をすぐさま利用して歴史的建造物の改修を行うのではなく、その施設の継続的な管理運営費の確保も想定し、まずは、民都機構等で得た資金を用いて事業収益など継続的な資金調達の道筋を確保した上で、当該歴史的建造物の改修を行おうとするものである。

②藤川地区における継続的な小規模ファンド運営のためのスキーム案

前項の「継続的な小規模ファンド運営のための基本スキーム(複合型)」を踏まえ、藤川地区における継続的な小規模ファンド運営のためのスキーム案を以下に示す。

ここでは、事例調査や継続的にファンドの資金を確保・運営するスキームの検討で整理した結果、また藤川地区における地域資源や地域住民等によるこれまでの取組み、現在取り組もうとしている事柄のうち、実現性の高い取組みを想定してスキーム案の設定を行っている。

ア.「A.直接寄付型」について

「直接寄付」とは、市民(地域住民)や地域企業から直接、現金等で寄付を受けるものである。

前掲のとおり、藤川地区内で実施した市民アンケート調査と地域企業を対象とした調書調査の結果から、約115万円/年を得ることができる想定である。

イ.「B.間接寄付型」について

「間接寄付」とは、土産物や日常商品の販売価格に寄付金を含めて販売し、その売り上げ額の中から寄付を受けるものである。

地域企業を対象とした調書調査の結果より、現在、藤川宿に隣接する「道の駅 藤川宿」で販売している各土産物業者等より約75万円/年を得ることができる(地域企業を対象とした調書調査より)想定である。

その他、地区内に寄付金付きの自動販売機の設置や、公共施設の利用料金から寄付金を得る仕組み等が考えられるものの、調整不十分であることから、ここでは想定しない。

ウ.「C.マッチングギフト型」について

「マッチングギフト」とは、一般的に、企業が社会貢献の一環として、市民の寄付行為に対して同額を寄付するものである。

ここでは、これを行政(岡崎市)が行うものとし、地域住民と企業により寄附(直接寄付、間接寄付)される金額と同額を拠出するものである。

エ.「D.民都機構型」について

「民都機構」とは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」(民都法、昭和62年施行)に基づく民間事業者による都市開発を支援するための主体として国土交通大臣の指定を受けた財団法人「民間都市開発推進機構」の略称である。

この財団は、都市開発推進の政策の担い手として、融資・出資等の資金面をはじめ、情報提供、実施手法のアドバイスなど都市開発事業に対し多様な支援を行っている。

ここでは、ファンド運営組織に対する行政(岡崎市)の資金拠出額と同額の融資を民都機構から得ることができる制度の活用を図る。

なお、融資額は上限2,000万円(条件に応じて5,000万円が条件)であるが、複数年の申請が可能であるため、ファンド運営組織の事業計画及び行政(岡崎市)の資金拠出額に応じて、小額の申請を複数年に分けて行うことが可能である。

オ.「E.事業収益型」について

上記ア～エの取組みが、寄付金や補助金によるものであるのに対して、「事業収益型」は、ファンド運営組織が地域資産等を活用しながら資金を得る取組みである。

特に、藤川地区では、「2-1.活用可能な地域資産の整理」で整理したように、「むらさき麦」が地域資産として着目され、うどん、パン、クッキー、ケーキ、焼酎等の食料品をはじめ、菓細工等の加工品等を土産物として生産している。

このため、「むらさき麦」に関わる取組みを、ファンド運営組織の事業収益に組み込み、持続可能なファンド運営のスキームとして検討する。

なお、スキームの検討は、行政に頼ることなく、地域において、持続可能な景観まちづくりを進めていくことの可能性を探るため、「1.まちづくりファンドの現状把握」の結果(概要)としてまとめた「1-2.(4)調査結果の概要」に基づいて、地域資産を活かした取組み、情報技術を活かした取組み、参加・体験を通じた取組みの、3つの取組みから進めるものとする。

具体的には、現在、藤川地区で検討が進む、以下に示したスキーム案で検討を行う。

地域資産を活かした取組み	→ 「むらさき麦」の栽培と加工、販売
情報技術を活かした取組み	→ 「むらさき麦」商品等のブランド認証
参加・体験を通じた取組み	→ 「むらさき麦」畑のオーナー制度

カ.「F 補助金型」について

行政(岡崎市)の支援制度を活用して、歴史的建造物(米屋)の改修を行う。

具体的には、景観法に基づく景観重要建造物に指定された建造物に対して、改修費の補助を行う制度に基づいて実施するものである。

想定補助額は、上限 300 万円、補助率 1/2 とする。

なお、当該補助は、建築物(所有者)に直接行われるものであるため、ファンド扱いの対象とはならない。

③「事業収益型」のスキーム案

「3-4-1.(2). .オ. 『E.事業収益型』について」で整理した、3つの取組みを基に、以下にそれぞれのスキーム案を示す。

ア.地域資産を活かした取組み

藤川地区における地域資産には、歴史的建造物や史跡等の地域に残る歴史・文化だけでなく、現在、地区内外から着目されているものに「むらさき麦」がある。

「むらさき麦」は、「2-1.活用可能な地域資産の整理」で示したとおり、地域のまちづくり組織である「藤川まちづくり協議会」が中心となってむらさき麦粉等の原料供給を行い、各食品加工業者によってうどんや焼酎等に加工され、販売されている。

なお、現在、作付け場所や収穫作業の担い手、脱穀・精麦等商品加工費用、販売経路等の課題が組織内で指摘され、全体の見直し検討が行われている。

このため、ここでは、こうした藤川地区特有の地域資産である「むらさき麦」を対象にして行う収穫、商品加工、販売等の事業を「E.事業収益型」のスキーム案の一つとして位置付けて、検討を行うものとする。

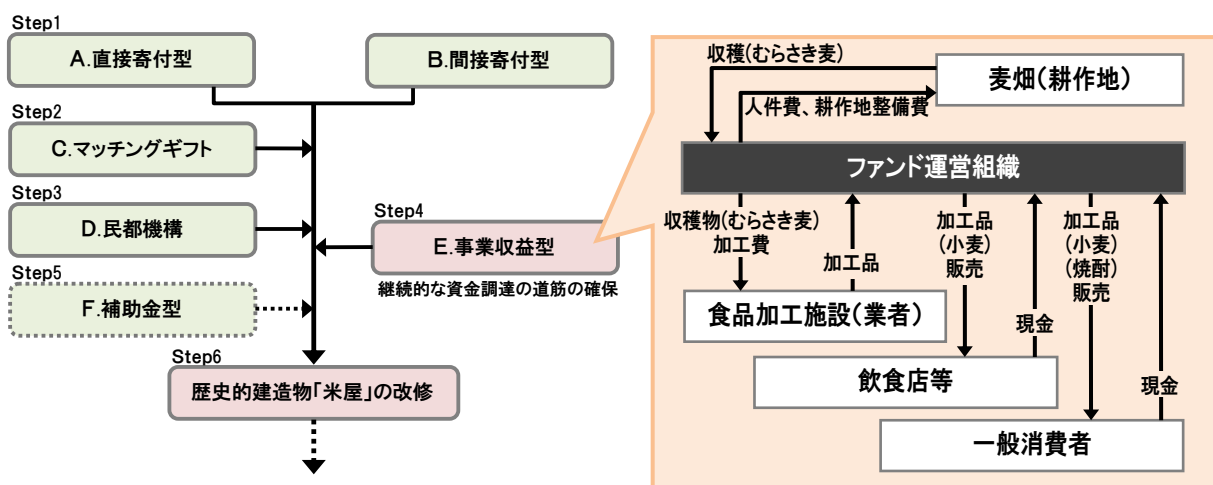


図 81 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のための「複合型」ファンドのスキーム案(その 1)



写真 23 むらさき麦



写真 24 むらさき麦の加工品

イ.情報技術を活かした取組み

情報技術を活かしたファンド運営の事例は、事例調査等でも整理したとおりである。しかし、そうしたファンドの多くがインターネットによるものという特性から、基金収集の対象を全国としたものであり、今回のファンドスキーム検討の目的の一つである「小規模ファンド運営の検討」から漏れてしまう。

こうした中、ファンドへの参加機会を増やすのに大切なのは、「情報技術」に頼るだけでなく、「扱う商品」や「行う取組み」を如何に地域内外の人に知ってもらうか、またその価値に共感してもらうかであるといえる。(これらは、「2-3.情報技術を活かした取組みの検討」に記載。)

このため、ここでは、インターネット等の情報技術的側面ではなく、商品の高付加価値化に関する取組みに着目し、地域資産を用いた商品に対して称号を付与する「ブランド認証」に関する事業を「E.事業収益型」のスキーム案の一つとして位置付けて、検討を行うものとする。

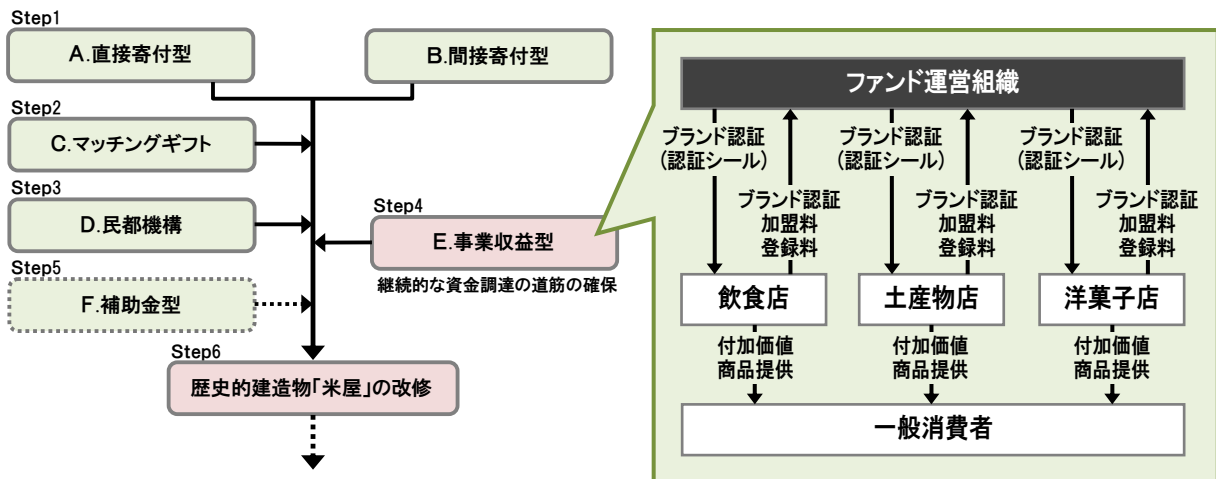


図 82 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のための「複合型」ファンドのスキーム案(その 2)



写真 25 ブランド認証マークがついた特産品 (愛知県豊根村の事例)



写真 26 道内産小麦を扱う店舗等が使用できるマーク (北海道の事例)

ウ.参加・体験を通じた取組み

参加・体験を通じた取組みとしては、音楽イベントや美術鑑賞等の入場（参加）料に含めて徴収するケースが多くみられる。

藤川地区において、こうした取組みのスキーム案を検討しても良いが、現在、「藤川まちづくり協議会」が、「むらさき麦」の種まきから刈取りまでの一連の取組みを、耕作地の「オーナー制度」という仕組みによって、参加・体験できる機会にしようとして検討しているところである。

このため、ここでは、藤川地区に無縁の取組みではなく、地域資産を活かしつつ、参加・体験できる取組みに着目した、「むらさき麦のオーナー制度」に関する事業を「E.事業収益型」のスキーム案の一つとして位置付けて、検討を行うものとする。

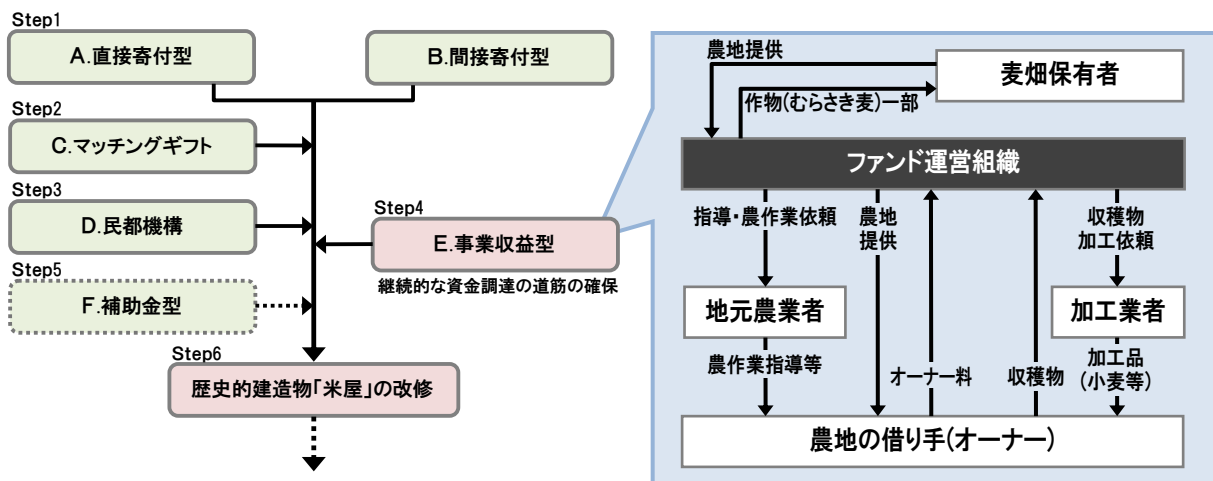


図 83 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のための「複合型」ファンドのスキーム案(その 3)



写真 27 園児の麦踏み体験
(広島県広島市の事例)



写真 28 むらさき麦の挽き臼体験

エ.3つの取組みを総合的に運用した場合のスキーム案

前項ア～ウに示したスキーム案は、「地域資産を活かした取組み」「情報技術を活かした取組み」「参加・体験を通じた取組み」の3つの視点から整理したものであるが、それぞれの取組みは、地域資産である「むらさき麦」を介したものであり、相互に関連した内容となっている。

この3つのスキーム案を合わせた、総合的な運用を示したスキーム案を以下に示す。

総合的なスキーム案では、「ファンド運営組織」が中心となり、直接寄付や間接寄付を受けつつ、民都機構や行政からの補助金により投入した資金を活用して、地域資産の一つである「むらさき麦」を基にした持続可能な事業展開を行うことになる。

これらの複数の事業による収益が安定した時点で、当初の目的である「歴史的建造物(米屋)」の改修を行い、さらに改修した歴史的建造物(米屋)も、当該建造物の場所貸しによる収入によって「E.事業収益型」の仕組みの一端を担う資産の一つとなる。

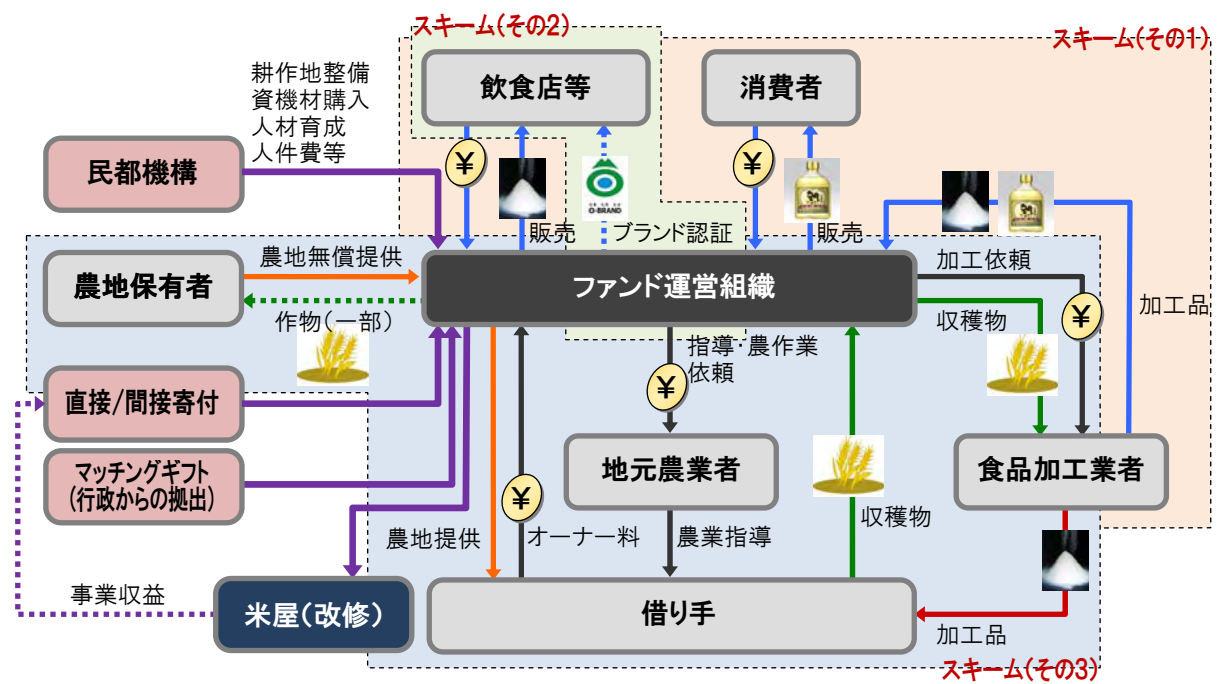


図 84 スキーム案(複合型)

(3) 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のためのスキーム案の試算

ここでは、「(2) 藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のためのスキーム案」で示した3つのスキーム案に対して、それぞれの事業化を目指した概略試算を行い、その実現性について検証を行う。

① 地域資産を活かした取組み（「むらさき麦」の栽培と加工、販売）

ア.スキーム案

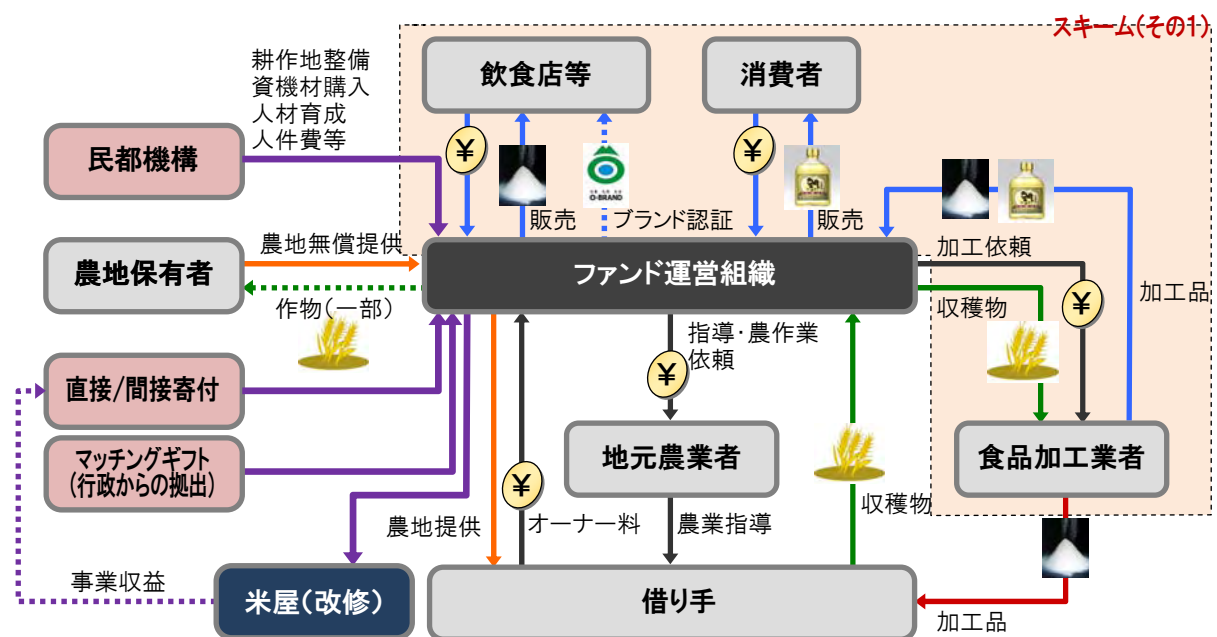


図 85 スキーム案(複合型) [「むらさき麦」の栽培と加工、販売]

イ.前提条件

「地域資産を活かした取組み」(「むらさき麦」の栽培と加工、販売)のスキーム案を検討する上での前提条件を以下に示す。

ここでは、スキーム案を分かりやすくするため、むらさき麦を用いた「焼酎の加工・販売」のみに着目して、試算を行うものとする。(むらさき麦粉としての販売を除く)

なお、最大耕作地面積は9ha(地域住民が所有)あるが、耕作に係る人材等の都合上、当初は1haでの耕作を想定する。



写真 29 むらさき麦焼酎

表 34 前提条件

項目	単位当たりの値	1ha当たりの値	備考
①耕作地面積	—	1 ha	最大耕作地面積 9haのうち、当初は 1ha。
②耕作地借地料	0 円/ha	0 円	0 円/ha(所有者無償提供)
③むらさき麦栽培管理費	0 円	0 円	種まき～刈取りの管理等(地元無償作業)
④むらさき麦の収穫量	1,200 kg/ha	1,200 kg	①×1ha当たりの収穫量
⑤収穫費	1,000 千円/ha	1,000,000 円	トラクターやコンバイン等のオペレーター料
⑥税金	0 円/ha	0 円	固定資産税(所有者負担)
⑦麦収穫必要経費	833 円/kg	1,000,000 円	⑤+⑥
⑧焼酎加工必要麦量	0.315 kg/本	1,200 kg	収穫量全てを焼酎にする(1 本=720ml)
⑨総製作本数	—	3,800 本	1,200kg÷1 本当たり加工必要麦量
⑩麦材料費	394 円/本	1,497,200 円	⑨×1 本当たり麦材料費
⑪加工・瓶詰費	850 円/本	3,230,000 円	⑨×1 本当たり加工瓶詰費
⑫製作費(支出)	1,244 円/本	4,727,200 円	⑩+⑪
⑬卸価格(収入)	1,600 円/本	6,080,000 円	⑨×卸価格(小売店販売価格 2,100 円)
⑭利益	356 円/本	1,352,800 円	⑬-⑫

ウ.試算の検討結果

最大耕作地面積 1ha の農地から年間 1,200kg の「むらさき麦」を収穫できる。これを、焼酎に加工して販売する。なお、1,200kg の麦からは、焼酎(720ml)が約 3,800 本製作できる。

これらに必要な費用のうち、耕作地借地料、むらさき麦栽培管理費、税金(固定資産税)は、所有者の協力により無償とする。

製作費は、焼酎 1 本(720ml)当たりの麦材料費が 394 円となり、また焼酎 1 本当たりの加工・瓶詰費が 850 円/本であることから、これらを合計して 1,244 円/本となる。

卸価格は小売店販売価格 2,100 円/本より想定して 1,600 円/本とし、差額の 356 円/本(3,800 本で 1,352,800 円)をファンド運営組織の人件費等や将来の歴史的建造物(米屋)の改修費に充てる利益とする。

なお、ここに示した、むらさき麦の収穫量や焼酎 1 本当たりの必要麦量、加工瓶詰費等の値は、過去の実績を基に設定したものである。

②情報技術を活かした取組み（「むらさき麦」商品等のブランド認証）

ア.スキーム案

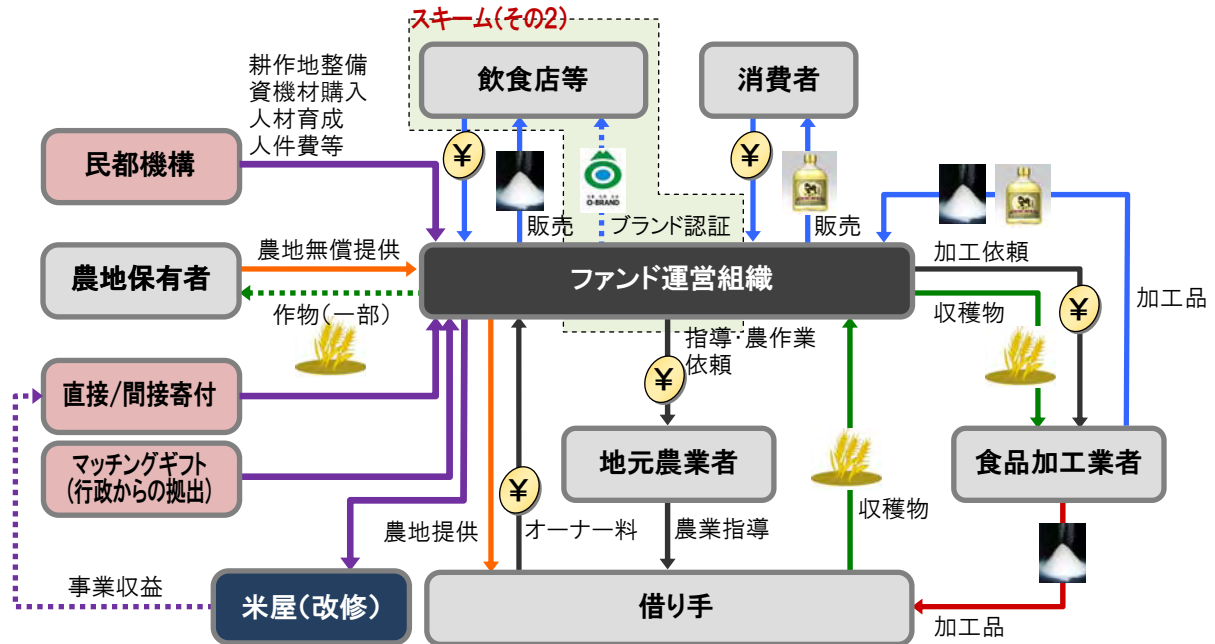


図 86 スキーム案(複合型) [「むらさき麦」商品のブランド認証]

イ.前提条件

「情報技術を活かした取組み」(「むらさき麦」商品のブランド認証)のスキーム案を検討する上での前提条件を以下に示す。

なお、「ブランド認証」とは、地域の特産物や特産物を加工した商品に対し、基準に照らして一定の条件を満たしたものを認証する制度のことである。認証された商品は、認証マークを商品に表示することができ、当該地区の特産物であることや、地域が認めた安全・安心な商品であることなどをPRできるというメリットがある。



盛岡特産品ブランド認証商品

図 87 認証マーク例(青森県盛岡市)

表 35 ブランド認証の主なメリット

<p>藤川地区の特産品であることを広くアピールし販売促進が図れる</p> <p>岡崎市が主催する物産展等において藤川ブランドとしてPRされる</p> <p>岡崎市や観光協会発行の観光パンフレットやインターネットで優先的にPRされる</p>

表 36 前提条件

項目	単位当たりの値	50 企業当たりの値	備考
①認証マークの作成費	—	10,000 円	検討、デザイン代一式
②シール製作費(事業所)	100 円/シート	5,000 円	50 枚/年、200×200mm、(1 枚/シート)
③シール製作費(商品)	100 円/シート	100,000 円	20 万枚/年、20×20mm、(200.枚/シート)
④認証申請基本料(事業所)	5,000 円/所	250,000 円	事業所登録の申請手数料(年)
⑤商品申請手数料(商品)	1,000 円/回	50,000 円	商品認証の申請手数料(10 品/回)(年)
⑥認証シール(事業所)	300 円/枚	15,000 円	店舗の入口や窓等に貼る認証シール
⑦認証シール(商品)	2 円/枚	400,000 円	認証商品に貼る認証シール
⑧認証シール製造費(支出)	—	115,000 円	①+②+③
⑨認証費等(収入)	—	715,000 円	④+⑤+⑥+⑦
⑩利益	—	600,000 円	⑨-⑧

ウ.試算の検討結果

藤川地区及びその周辺に立地している店舗や事業所等を対象に、藤川地区ブランド認証制度を運用する。なお、近接して建つ「道の駅藤川宿」で、「むらさき麦」等の地域の特産物あるいはその加工品を販売している店舗が 30 店舗あり、それらを含めた約 50 店舗を、本制度の対象として試算した。

本制度の運用に必要な費用には、認証マークの検討やデザイン等の 作成費、 認証シールの製作費がある。認証シールは、店舗の入口や窓等に貼る「事業所タイプ(200×200mm)」と、個々の商品に貼る「表品タイプ(20×20mm)」の 2 種類を想定し、認証マークの検討とデザイン費用とそれぞれの製作費の合計を 115,000 円と試算する。

一方、認証には、事業所を対象とした 認証申請基本料 5,000 円/事業所・年と、商品に対して行う 商品申請手数料 1,000 円/回・年を設定する。なお、商品申請手数料は、申請回数に応じて行うことを想定しているが、1 回当たり 10 商品までの申請を可能とする。つまり、11 商品の申請を行おうとする場合は、10 商品と 1 商品に分けて 2 回の申請を行うこととする。これにより 2 回分の申請手数料(2,000 円)が発生することになる。

また、認証した事業所に貼る 認証シール(事業所)300 円/枚と、商品に貼る 認証シール(商品)2 円/枚を設定し、それぞれの事業者が対象となる店舗や商品に添付する。

これらの支出と収入の差額(600,000 円)をファンド運営組織の人件費等や将来の歴史的建造物「米屋」の改修費に充てる利益とする。

③参加・体験を通じた取組み（「むらさき麦」畑のオーナー制度）

ア.スキーム案

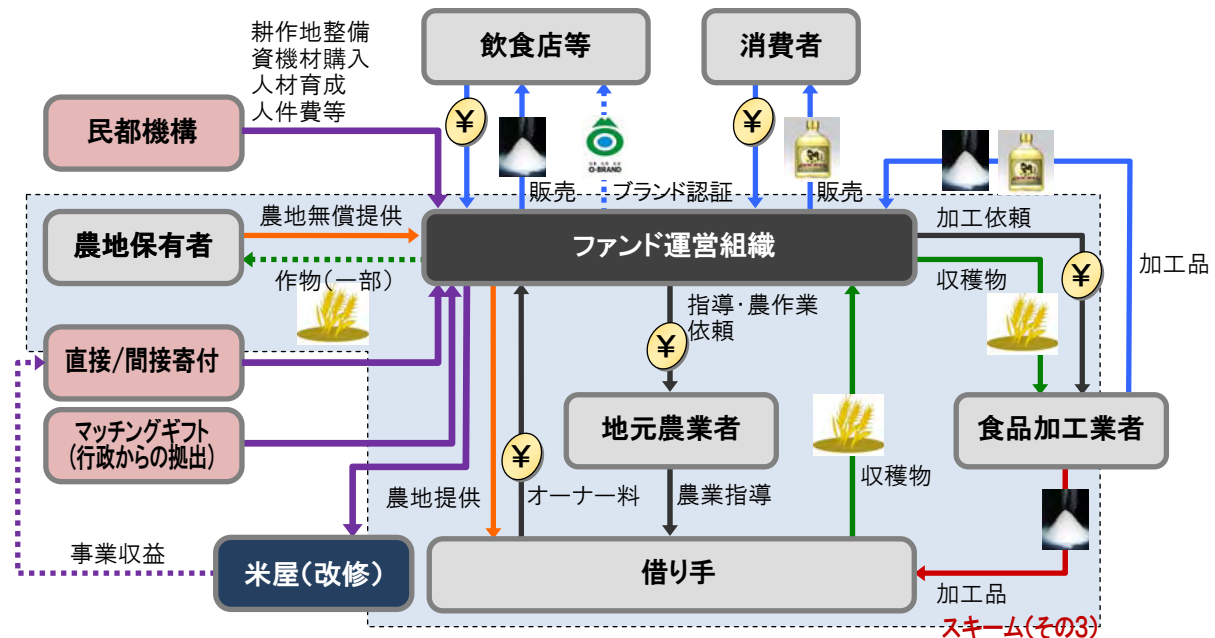


図 88 スキーム案(複合型) [「むらさき麦」畑のオーナー制度]

イ.前提条件

「参加・体験を通じた取組み」(「むらさき麦」畑のオーナー制度)のスキーム案を検討する上での前提条件を以下に示す。

オーナー制度とは、一般的に、主に都市部に暮らす人たちに一定区画の農地を貸して、作物を栽培、収穫してもらう仕組みを言う。

藤川地区では、これを基本に、地域の特産物である「むらさき麦」の畑を一定区画に区分し、それぞれの区画を一定料金で貸して、「むらさき麦」の栽培、収穫を体験してもらう。また、種まきから収穫までの期間は、藤川地区の農家の指導やイベントの開催を準備し、参加・体験の楽しさを加える。さらに最後は、精麦や籾付麦等のプレゼントを行う。



写真 30 オーナー制度

表 37 前提条件

項目	単位当たりの値	0.6ha当たりの値	備考
①耕作地面積	—	0.3 ha	耕作地面積を0.3haとする。残りは畦道等。
②耕作地借地料	0 円/ha	0 円	0 円/ha(無償提供)
③耕作地の区画整理費	0 円	0 円	区画割り、札立て作業等、無償ボランティア
④耕作地の区画数	—	50 区	
⑤1区画当たりの面積	20 m ²	1,000 m ²	残りの2,000 m ² は畦道や管理用通路等
⑥地元農業者手当	10,000 円/人	50,000 円	10,000 円/人×5人程度
⑦収穫麦加工費	—	20,000 円	一式
⑧管理事務費	1,000 円/区	50,000 円	④×1,000 円/区、通信費、肥料費、その他
⑨オーナー料	5,000 円/区	250,000 円	④×5,000 円/区
⑩農地貸し出し準備費(支出)	2,400 円/区	120,000 円	⑥+⑦+⑧
⑪オーナー料(収入)	5,000 円/区	250,000 円	⑨より
⑫利益	—	130,000 円	⑪-⑩

ウ.試算の検討結果

耕作地面積 0.3ha の農地を、1区画当たりの面積 20 m²の広さの、耕作地の区画 50 区画に分割する。なお、残りの 2,000 m²は、畦道や管理用通路、駐車場等として利用する。

この 50 区画を オーナー料 5,000 円/区として貸し出し、利用者から収入を得る。一方で、当該農地を維持管理するために、地元農業者に協力をいただく費用として 地元農業者手当 50,000 円、オーナーへの通信費やイベント料を含んだ 管理事務費 50,000 円、また 収穫麦加工費 20,000 円を計上する。

これらの支出と収入を差額の約 130,000 円をファンド運営組織の人件費等や将来の歴史的建造物(米屋)の改修費に充てる利益とする。

3-4-2.藤川地区におけるファンドの目標値設定

(1)継続的な小規模ファンド運営のために必要な目標値等の見直し

当初の「スキームの仮説」のとおり、事業収益により得られる資金を加えたファンドの合計額を元手にして、歴史的建造物(米屋)の外装のみの改修(1,500万円(運用益を加えると1,873万円))を行おうとすると、施設整備は3年後となる(補助金を想定すると2年後となる)。また、内・外装全ての改修(1億2,390万円(運用益を加えると1億2,577万円))を行おうとすると、10年以上後となること分かる。「表 ファンドに集まる想定基金」より)

これは、歴史的建造物(米屋)の改修を行うにあたっては、集まった基金を初年度から全て投じてしまうのではなく、事業収益等継続的な資金調達の道筋を確保した上で、当該歴史的建造物(米屋)の改修に取り掛かろうとした仮説が基になっている。

表 38 歴史的建造物(米屋)の改修等に必要なファンド規模

項目	歴史的建造物(米屋)の改修費	年間運用益※	ファンド規模(その1) (米屋改修費+1年目の運用益)	ファンド規模(その2) (米屋改修費+5年間の運用益)
内・外装全てを改修	1億2,390万円	▲186.6万円	1億2,577万円	約1億3,300万円
外装のみを改修	1,500万円	▲373.3万円	1,873万円	約3,400万円

運用益：改修した歴史的建造物(米屋)を活用して、場所(部屋)貸し、宿泊体験、小箱ショップを行った際に得られる「収入」から、人件費と管理運営費の「支出」を差し引いた額。

なお、「外装のみを改修」の場合は、場所(部屋)貸しが土間空間に限定されること、また宿泊体験ができないことから、「内・外装全てを改修」の場合と金額が異なっている。

表 39 ファンドに集まる想定資金

項目	年間の基金収入	備考・解説
直接寄付	115万円	市民アンケート調査、地域企業調書調査の結果より
間接寄付	75万円	地域企業調書調査結果より
マッチングギフト	190万円	直接寄付と間接寄付の合計と同額
民都機構	190万円	行政(岡崎市)の資金拠出と同額(複数年可能)
事業収益	208万円	スキーム①(135万円)+②(60万円)+③(13万円)
合計	778万円	
(補助金)	300万円	景観重要建造物の修理・修景補助(上限300万円、補助率1/2)
合計	1,008万円	補助金を加えた額。(補助金はファンド扱いにならない)

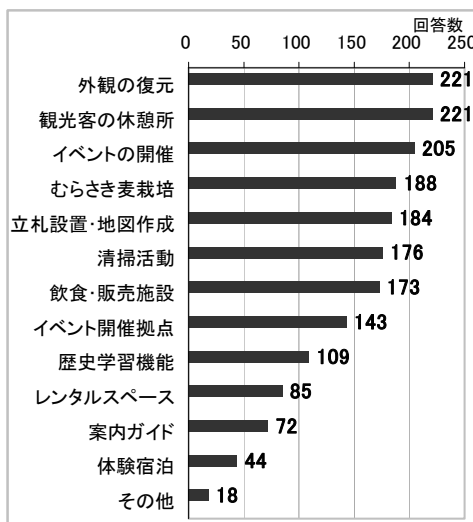
こうした取組みは、継続的な小規模ファンドの運営のためには効果的であると言えるが、一方で、寄付行為の効果がすぐさま目に見えて現れないため、寄付者にとっては、モチベーションが持続しづらく、経年的な寄付行為につながりにくいという恐れがある。

このことは、市民アンケート調査において、「問2.寄付金の使い道」を聞いた結果の第1位が「外観の復元」であったこと、また「問4.寄付に対する返礼方法」を聞いた結果の第1位が「情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供)」であったことから推察できる。寄付者は、その金額の大小にかかわらず、自身が行った寄付行為の結果(寄付金

がどのように使われたか)を知りたがっており、言いかえれば、寄付行為の結果の扱い次第では、継続的な寄付行為にもつながったり、今回限りの寄付行為にもなったりしかねない。

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	割合(%)
通りに面した外観を復元する	221	45.6%
観光客等のための休憩所を設ける	221	45.6%
各種イベント(むらさきまつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	205	42.3%
むらさき麦の栽培等	188	38.8%
案内立札の設置や散策マップの作成配布	184	37.9%
旧東海道(松並木等)や十王堂等の地域資源の清掃	176	36.3%
喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	173	35.7%
各種イベント等が開催できるようにする	143	29.5%
博物館や歴史資料館の機能を設ける	109	22.5%
地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	85	17.5%
案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	72	14.8%
宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	44	9.1%
その他	18	3.7%
小計	1,839	379.2%
回答者数(割合)	485	(91.7%)
無回答者数	44	



問4 「問3」で、「必要である」を選んだ方にお伺いします。どのような「お返し」が必要であると思いますか。

選択肢	回答数	割合(%)
情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など)	154	66.4%
交流(むらさきまつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など)	103	44.4%
物(缶バッジ等の記念品、むらさき麦を使った商品等をプレゼント など)	50	21.6%
その他	6	2.6%
小計	313	134.9%
回答者数(割合)	232	(99.1%)
無回答者数	2	

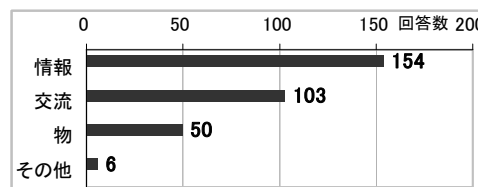


図 89 市民アンケート調査の結果

こうしたことから、当初の「スキームの仮説」を、以下とおり一部見直すものとする。

このため、再度、前掲の「歴史的建造物(米屋)の改修等に必要な規模」と「ファンドに集まる想定基金」より、ファンドの目標値を検討する。

スキーム
の設定

歴史的建造物(米屋)の改修を行うにあたっては、事業収益等の資金還流など継続的な資金調達の道筋を確保しつつも、他方では、初年度より少しずつ外観修景を行って寄付行為が目に見えて現れるよう取組み、寄付者の継続的な寄付行為を促していくものとする。

(2)ファンドの目標値

前項の「(1)継続的な小規模ファンド運営のために必要な目標値等の見直し」(スキームの設定)を踏まえて、ファンドの目標値を以下の経年収支等を基に再設定を行う。

なお、下表の各項目は、以下に示す考え方や根拠によるものとする。

①直接寄付:	「市民アンケート調査」、「地域企業を対象とした調書調査」の結果から、毎年の直接寄付額を算出。
②間接寄付:	「地域企業を対象とした調書調査」の結果から、間接寄付額を算出。
③マッチングギフト:	「①直接寄付」と「②間接寄付」の合計の同額を、行政(岡崎市)より拠出。
④民都機構:	行政の資金拠出(③マッチングギフト)と同額。(民都機構の規定に基づく)4年程度の資金拠出を想定。
⑤事業収益:	むらさき麦を活用した事業スキーム「①むらさき麦の栽培と加工、販売」、「②むらさき麦商品等のブランド認証」、「③むらさき麦畑オーナー制度」の3つの事業により得られる事業収益の合計。
⑥補助金:	岡崎市制度に基づく補助金(景観法に基づく景観重要建造物への修景補助)(想定:外観のみ。上限300万円、補助率1/2。同一建造物に対しては10年間で上限600万円までの補助が可能であることを想定するが、1年目を300万円、2年目を100万円計上することで外観改修が完了する。)
⑦人件費等:	歴史的建造物(米屋)の常駐1名に対する人件費、管理運営費、施設の賃貸料、火災保険料の合計。 「人件費」と「管理運営費」は、当該歴史的建造物(米屋)で行う事業(部屋貸し(土間部分のみ)、小箱ショップ)の収入分を差し引いた額となっている。(当初は外観修景のみであるため、一部の部屋貸しと宿泊に関する収益は除いている。) 「施設の賃貸料」と「火災保険料」は、所有者へ支払う額。
⑧米屋改修費等:	米屋の外観修景と内部改修、またその他藤川地区内の歴史的建造物の外部修景に充てる費用。 なお、ファンド運営組織開設後の1~4年目までは、歴史的建造物(米屋)の外観修景に充てる(歴史的建造物(米屋)の外観修景の費用は約1,500万円)。5年目以降は、米屋の内部改修とその他の歴史的建造物の外観修景に充てる。
⑨その他建造物の改修費等:	3年目からは、米屋に対しては内装の改装を行うこととする。また、他の歴史的建造物の外観の改修を合わせて行う。
その他:	①直接基金、②間接基金、⑤事業収益、⑦人件費等の経年増減は見込まない。

表 40 ファンドの目標値設定に関する収支

		ファンド運営組織開設後の経年収支[概算] (万円)						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
収入	①直接寄付	115	115	115	115	115	115	115
	②間接寄付	75	75	75	75	75	75	75
	③マッチングギフト	190	190	190	190	190	190	190
	④民都機構	190	190	190	190	0	0	0
	⑤事業収益	208	208	208	208	208	208	208
	合計	778	778	778	778	588	588	588
	⑥補助金	300	100	0	0	0	0	0
	合計(補助金を含む額)	1,008	878	778	778	588	588	588
支出	⑦人件費等	360	360	360	360	360	360	360
	⑧米屋改修費等	418	418	200	200	100	100	100
	⑨その他建造物の改修費	0	0	218	218	138	138	138
	合計(ファンドの目標値)	778	798	798	798	598	598	598

3-4-3.藤川地区におけるファンド創設の手順とスケジュール案の検討

(1)藤川地区におけるファンド創設の基本的な考え方

藤川地区においてファンドの創設を行う際は、藤川地区の地縁組織であり、これまで当該地区で各種のまちづくり活動や具体の収益事業を行ってきた「藤川まちづくり協議会」を中核に据え、地域交流センターの指定管理者の支援を受けて、NPO や各種団体等と連携して取り組んでいくものとする。

なお、藤川地区でのファンド創設には、当該ファンドが個人からの寄付だけに頼るものではないということを示すことから、先に整理した収益事業を並行して行うこととする。

(2)ファンド創設のスケジュール案

前項の基本的な考え方を踏まえて、藤川地区におけるファンド創設（ファンド運営組織創設）のスケジュール案を示す。

表 41 ファンド創設(ファンド運営組織創設)のスケジュール

	運営主体	備考
平成 25 年度	①藤川まちづくり協議会内に運営委員会を設置 ②藤川まちづくり協議会＋地域交流センター・指定管理者＋各種団体＋岡崎市等で準備会設立	・外観の改修を少しずつ進めながら、目に見える形で取組みの効果を感じてもらいつつ、組織づくりを検討する。 ・社会実験的に参加体験を進めつつ、各種団体との連携のあり方も模索しながら進めることとする。
平成 26 年度	①事務局の設置(法人化の検討)	・寄付を募る場合は、あらかじめ用途を明示して集めるやり方も検討を行う(外観改修など)
平成 27 年度	①公益財団法人検討 (非常勤職員の設置、事務局機能の委託等検討)	

3-4-4.ファンド創設の手順等に対する関係者ヒアリング等のまとめ

(1)調査趣旨

ファンドの創設やスキーム案等に対してご意見を伺い、必要に応じて検討中の案の見直しや反映を行うものとする。

(2)調査方法(調査対象を含む)

藤川地区及び岡崎市内の地域企業や団体・組織に対して、ヒアリング形式にてご意見を伺うものとする。

(3)調査結果

■企業や団体等のメリットについて

社会貢献だけではなく、企業や各団体側のメリットを享受しつつ、具体的な手段もある程度煮詰めていただきたい。

■ファンドの理解について

ややファンドというものが、まちの人の思いより先行して動いていると感じている。

■収益事業の目的とファンドとの関係について

事業の目的が「町中の人をつなげたい」なのに、ファンドで地域外の人を巻き込むというところの目的と手段が一致しているのかわかりにくい。外部から人が訪れてお金を落とさせていただく必要があることは分かるが、事業展開の方向性が見えにくい。

■収益事業としてのブランドマーク認証について

ブランドマークに関心がある。とある道の駅では、マークの大きさによって価格が異なっている。藤川に恩返ししたいと思っているので、マークを貼るのは歓迎だが、たくさんになるような手で貼っては大変で、印刷してしまいたい。

■ボランティアへの声かけについて

私は、ボランティアというキーワードに関心があった。寄付金でリレー・フォー・ライフというがん患者支援を行っている。個人的には、いずれ寄付の一部が自分のところ（例えば、藤川地区のがん患者支援）に回ってくるといいと思っている。採算をとりにくい事業だが、積極的にボランティアへ声掛けをしてみてもどうか。

4.他地域が留意すべきポイントの整理

4-1.持続可能な小規模ファンド創設に向けた留意点

(1)ファンド運用に求められる基本的事項

現存する歴史的建造物をまちなみ景観の核として活かしていくことを目的に、持続可能な小規模ファンドの創設、運用を行っていくためには、立場や利害を超えた大勢の人や企業等によって、様々な形で投資が行われることが必要である。そのためには、当該地区が、そうした投資に値する魅力ある地域（空間）であり続けることが必要であり、次に示す視点を持ってハードとソフトの両面から取り組んでいくことが重要である。

①地域固有の資産の発掘と価値の創出

歴史的建造物の改修だけにとどまらないファンドの運営に関しては、その題材となるべく地域の歴史や文化、景観資源など地域固有の資産の発掘を行うとともに、付加価値の付与により、他にはない魅力ある地域づくりを目指していくことが必要である。

②持続可能な地域経済循環の構築

持続可能な小規模ファンドの運営に関しては、地域住民や企業の寄付行為だけに頼ることなく、地域固有の資産や地場産業、地域活動との連携等により、地域のヒト、モノ、カネが循環する地域経済を構築することが必要である。

③地域住民・企業の主体的な取り組み

持続可能な小規模ファンドの運営を支えていくためには、自らの暮らしの場に目を向けて、自分たちの課題を自分たちで解決するという気概を持って、主体的に取り組んでいくことが必要である。

(2)ファンド創設に向けた留意点

岡崎市藤川地区における持続可能な小規模ファンドの創設、運用に関する検討を行ってきた結果と、前項に示した「(1)ファンド運用に求められる基本事項」を踏まえて、持続可能な小規模ファンドの創設、運用に向けた留意点を以下の観点から整理する。

- ①まずは、「ファンド」という言葉から
- ②3つのファンドレイジングに着目
- ③事業収益型ファンドの可能性
- ④求められる目に見える成果
- ⑤住民や企業が主体、そして共有、共感から

①まずは、「ファンド」という言葉から

ファンド創設に関する検討においては、ファンドのスキームや資金循環等の具体の検討を行う以前に、地域住民等の「ファンド」という言葉や仕組み、運用意義等に対する興味や理解が十分ではない場合が考えられる。

このため、まずは、地域が抱える課題やその解決方法の検討から始まり、次いで、解決方法の一つに「ファンド」の運用があることを理解や認識してもらう必要がある。

しかし、「ファンド＝投資」から連想される良くない印象を持つ地域住民も決して少なくなく、複数回に及ぶ勉強会や講演会、さらにはパンフレットやチラシの配布等を通じて、着実に意識の醸成を図っていくことが必要であると考えられる。

②3つのファンドレイジングに着目

藤川地区では、既に地域固有の資産である「むらさき麦」があり、既に、それを活用した多数の商品開発が進められ、中には商品として販売されているものもある。

藤川地区においては、この資産に着目し、ファンド運用に関するさらなる発展的な取組みとして、「地域資産を活かした取組み」、「情報技術(発信)を活かした取組み」、「参加・体験を通じた取組み」の3つの視点から取り組むファンドレイジングに沿って検討してきたことは、「藤川地区における継続的な小規模ファンド運用のためのスキーム案」で示すとおりである。

地域を限定することで、活用可能な地域資産が限られる小規模ファンドの運用においては、一つの視点から取り組むのではなく、全国で既に展開されているファンド運用の様々な視点を当該地区の地域資産に照らして、効果的、効率的な観点から複数を組み合わせて取り組んでいくことが持続可能な取組みとして有効であると考えられる。

③事業収益型ファンドの可能性

歴史的建造物の内・外部の改修には、多額の資金が必要であることは他都市の事例を見れば疑う余地がない。また外観の修理・修景のみでも、下見板張り、格子、漆喰塗り壁、なまこ壁、大木戸など外壁や建具等に至る個所での歴史的な趣の再現には、その技術や材料をどの程度で施行するかによって、修景費用は高額になる。

こうした費用を地域住民や企業等の直接寄付や間接寄付だけで充当しようとしても困難であり、また、行政による補助金や民都機構による資金調達を想定しても、昨今の緊縮財政の中では難しいのが実情である。

このため、ファンド運営組織は、地域固有の資産の発掘と、持続可能な地域経済循環の構築を目指し、地域資産を活用した事業収益型ファンドの可能性を模索することが考えられる。ファンド運営組織（事業実施団体）が収益事業を実施し、人件費等の経費を除いた収益をファンドに還元することで、持続性を担保する仕組みである。

しかし、こうした地域資産を活用した事業収益型ファンドの構築には、地域固有の資産の発掘・

再発見と加工、販売経路の構築もさることながら、収益事業に従事する人材の確保と人件費の課題も合わせて検討すること求められる。

④求められる目に見える成果

地域のまちづくりの核となる歴史的建造物の外観は、誰でも容易に見ることができる。

こうした中、ファンドに直接寄付を行った地域住民や企業にとっては、その金額の大小にかかわらず、自身が行った寄付行為の結果（寄付金がどのように使われたか）を知りたがっており、言い換えれば、寄付行為の結果の扱い次第では、継続的な寄付行為にもつながったり、今回限りの寄付行為にもなったりしかねない。

このため、歴史的建造物の外観修景等を対象とする場合は、僅かな資金でも初年度より投じて、少しずつ修景しながら目で見て景観が良くなっていくこと、また、「私たちが寄付したお金が適切に使われている」という評価や効果を得ていくことが、寄付者が身近にいる小規模ファンドを運用していく上での留意点の一つであり、継続的な寄付行為を得るために必要なことであると考えられる。

⑤住民や企業が主体、そして共有、共感から

小規模ファンドは、歴史的建造物等の寄付対象を日常生活の中で身近に感じられることから、対象物件との関わりを持たば持つほど、広域ファンドよりも継続的に寄付を集めることが可能になると考える。

そうした中、ファンドの対象を、今回のような歴史的建造物という切り口に限定されない、様々な住民層の暮らしと結びついた多様なまちづくり活動(景観まちづくり)に展開していくことで、広く地域住民や企業の関心と共感を集めることも不可欠となる。

特に、歴史的建造物に対するファンドの運用においては、個人所有の建造物に基金を投じることに対して、建造物の外観は地域の財産であるということに皆が共感することが欠かせない。

持続的な小規模ファンドとは、特定の地域を対象としている強みを活かして、地域に暮らす子ども、若者、大人、お年寄りなど、様々な生活者の関心や営みを、歴史的風致の保全・活用に丁寧に結びつけていく仕組みを、住民や企業が主体となって取り組んでいくことが必要であると考えられる。

4-2. 今後に向けて

行政(岡崎市)の景観関連の補助は「外観修景」に限定している。

一方、「内部改修」には多大な費用が想定されるため、内部改修は一般公開を規定した協定を所有者と市で締結した場合に限り、「社会資本整備総合交付金」の「街なみ環境整備事業」等を活用して補助対象とすることが想定できる。

しかし、「内部改修」は、当該建造物を利用した収益事業を伴うことが想定されるため、行政による補助を適用することは不適切な可能性がある。

このため、「内部改修」は、収益事業の一環として整理することが望ましく、行政の補助ではなく、民間資金を活用することを前提とすべきである。

このことは、地元住民から個人財産の歴史的建造物の改修に対して、寄付金を充てることに少なからず疑義が生じていることにも着目すべきである。

特に、「外観修景」に民間資金や税金が使われることについては、景観法に基づく「景観重要建造物」の指定による、除却や現状変更の許可制等の厳しい「規制」によって、所有者の意向のみで外観が壊されたり、改変されたりすることがないように、法的担保がとれる。しかし一方で、「内部改修」については、個人財産である以上、まちづくり協議会等や NPO が、一時的にまちづくりの拠点として当該建造物を活用していたとしても、賃借期間がある中では、内部に寄付金を充当することに対して、地域住民から理解が得られにくい状況がある。

したがって、歴史的建造物の「内部」に関しては、行政(岡崎市)が間に入らず、所有者と事業者や NPO との間で賃借契約を行い、「民間活用」すべきである。景観行政において、歴史的建造物の「内部」は自由に利用できることから、施設の維持管理も想定した中で事業収益を考えた場合は、「内部」は行政による補助金等の投入や買い取り等による束縛を行わない、「自由」にしておくほうが、当該歴史的建造物を含めた地域の展開の幅が広がると考える。

藤川地区においては、「現存する歴史的建造物をまちなみ景観の核として活かす」ことが、将来像の実現に向けた方針(手段)であることから、米屋を代表とする歴史的建造物の外観が、維持、向上されていくことを望むものである。また、そうした取組みの一翼を担うものが、今回検討した持続可能な小規模ファンドであると信じて、今後、具体の検討、取組みを進めていくこととする

持続可能な景観まちづくりファンド検討調査/岡崎市藤川地区

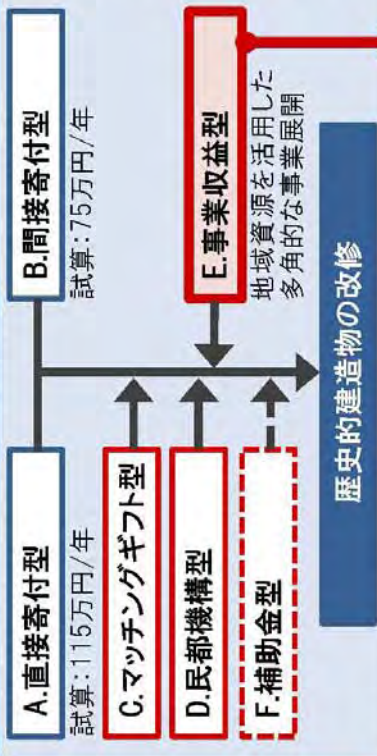
1. 調査の目的

民間資金の導入による歴史的建造物を修理・活用する町家等の歴史的建造物の修理、活用等を促進するための新たな仕組みづくりについて検討を行う。

藤川地区をモデルとして検証し、その結果等を踏まえたファンド創設と活用上のノウハウを確立する。

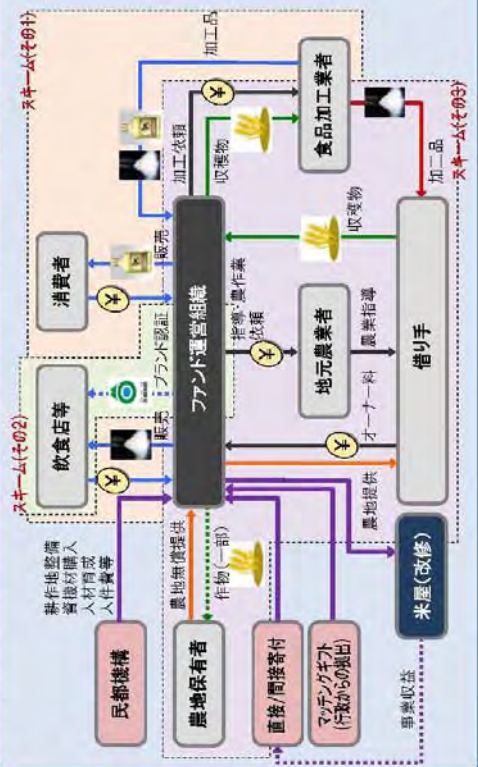
2. 検証

(1) 新たな仕組みづくりの検討



- AとBの寄付だけでは困難なのはアンケートより明らか
- Cは、民都機構の制度を活用するため、AとBの合計と同額を市より拠出
- Dは、民都機構の制度を活用して、Cと同額を機構より拠出
- Eは、地域資産(むらさき麦)を活用した事業展開
- Fは、景観重要建造物の保全活用に對する補助金 (※ファンド扱いにならない)

(2) 藤川地区をモデルとして検証 (E. 事業収益型)



- 地域資源「むらさき麦」の活用を基本とし、以下の3つの観点から取り組むスキームを設定。
 - スキーム1. 地域資産を活かした → むらさき麦の栽培と加工、販売 (約135万円/年の収益)
 - スキーム2. 情報技術を活かした → むらさき麦商品等のブランド認証 (約60万円/年の収益)
 - スキーム3. 参加体験を通じた → むらさき麦畑のオーナー制度 (約13万円/年の収益)
- 合計 約208万円/年の収益

3. 結論 (ファンド創設と活用上のノウハウ)

持続可能な小規模ファンドの創設、運営には、立場や利害を超えた大勢の人や企業によって、様々な形で寄付が行われる必要がある。

そのためには、当該地区が寄付に値する魅力ある地域であり続けることが必要であり、以下の視点を持ってハード・ソフトの両面から取り組むことが重要である。

- ① 地域固有の資産の発掘と価値の創出**
歴史的建造物の改修だけでなくまらさないファンドの運営に関しては、その題材となる地域の歴史や文化等地域固有の資産の発掘を行うとともに、付加価値の付与により、他地域にはない魅力ある地域づくりを目指す必要がある。
- ② 持続可能な地域経済循環の構築**
持続可能な小規模ファンドの運営に関しては、地域住民や企業の寄付行為だけに頼ることなく、地域固有の資産や地場産業、地域活動との連携等により、地域のヒト、モノ、カネが循環する地域経済を構築することが必要。
- ③ 地域住民等の主体的な取組み**
持続可能な小規模ファンドの運営を支えていくためには、自らの暮らしの場に向けて、自分たちの課題を自分たちで解決するという気概を持つて、主体的に取り組んでいくことが必要。

～ファンド創設に向けた留意点～

- ① まずは、「ファンド」という言葉から
- ② 3つのファンドレイジングに着目 (地域資産、情報技術、参加体験の3つファンドレイジング)
- ③ 事業収益型ファンドの可能性
- ④ 求められる目に見える成果
- ⑤ 住民や企業が主体、そして共有、共感から

持続可能な小規模ファンドとは、特定の地域を対象としている強みを活かして、地域に暮らす子ども、若者、大人、お年寄りなど、様々な生活者の関心や営みを、歴史的風致の保全・活用に丁寧に結びつけていく仕組みのデザインである。

資料編

1. アンケート調査関連

1-1. 市民アンケート調査票

「市民アンケート調査票」及び「アンケート調査のお願い文」は、次頁に示すとおりである。

3.あなたのことについて教えてください。

問7. あなたの性別は？

- 1. 男性
- 2. 女性

問8. あなたの年齢は？

- 1. 20歳代
- 2. 30歳代
- 3. 40歳代
- 4. 50歳代
- 5. 60歳代
- 6. 70歳代
- 7. 80歳以上

問9. あなたは藤川学区にお住まいになって、おおよそ何年ですか？

- 1. 5年未満
- 2. 5年以上10年未満
- 3. 10年以上20年未満
- 4. 20年以上

問10. あなたがお住まいの町内会は？

- 1. 藤川西部
- 2. 藤川東部
- 3. 藤川台
- 4. 市場
- 5. 藪川一区
- 6. 藪川二区
- 7. 藪川新町
- 8. その他

問11. あなたがお住まいの場所は、旧道(東海道または吉良道)に面していますか？

- 1. 面している
- 2. 面していない

問12. あなたは「藤川まちづくり協議会」について知っていますか？

- 1. おおよその活動内容を知っている
- 2. 名前だけ知っている
- 3. 知らない

問13. 自由記入 (ご意見等ございましたら、お願いいたします。)

ご協力、ありがとうございました。
12月20日(木)までに、
 アンケートにご回答の上、同封の封筒でご返送ください。切手は不要です。

藤川学区の歴史文化を活かす、地域住民によるまちづくり活動の貯金箱
「(仮称)藤川宿むらさき基金」の可能性を検討するアンケート調査

かつて藤川に暮らした一人ひとりの営みが積み重なって、このまちの歴史がつくられ、今があります。そして10年後、20年後……100年後、「今の暮らしや風景」が新たな歴史となり引き継がれていきます。

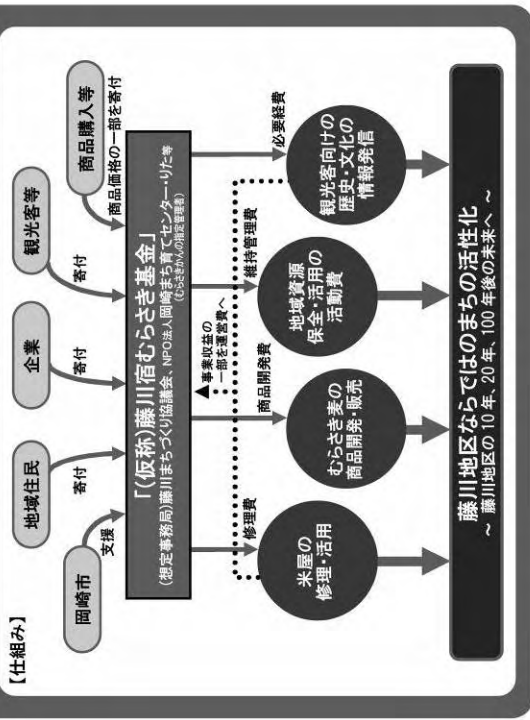
先人が築き、遺してくれた藤川の財産を未来につなげ、私たち一人ひとりのまちに対する思いを実現し、子どもたちが誇りに思える、藤川ならではのまちをつくるべく、つくるための活動資金(仮称)藤川宿むらさき基金」の仕組みを考えています。

皆さんのお気持ちやご意見をこれからのまちづくりの参考に反映するため、アンケートにご協力ください。なお、お答えいただいた内容は、個人が特定できないかたちで統計的に処理し、集計・分析を行います。

まず見てネ

「(仮称)藤川宿むらさき基金」とは

地域の住民をはじめ、藤川のまちづくりを応援する人たちが企業、団体等から寄付を得て設立される基金です。その寄付金や運用益が、歴史的建物の保全や活用、藤川ならではの取り組みの活動費として使われる、まちの活性化を目的とした「まちの貯金箱」です。



【お問い合わせ】
 藤川地区景観まちづくりファンド推進協議会
 (藤川まちづくり協議会、岡崎市、特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター)りた、(併創建)
 担当：特定非営利活動法人岡崎まち育てセンターりた 天野、山田
 電話：0564-23-2888 ファクシミリ：0564-23-2898

図 90 市民アンケート調査票(1/2)

1. 「むらさき基金」の集め方と使い道等について

問1 「むらさき基金」への寄付金の集め方としては、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(該当するものを全てに○印)
また、集め方の「1」を選んだ方は、もし、自分が寄付する場合、毎年、いくらなら寄付できますか。「寄付金額」欄に口数でご記入ください。

寄付金の集め方	集め方の選択 (該当するものに○印)	寄付金額(毎年)
(1)直接、寄附する仕組み	1	□/年
(2)特定の施設利用や商品購入をした際、その料金や価格の一部が「むらさき基金」へ自動的に寄付される仕組み	2	一口=1,000円で、口数をお答えください
(3)その他 ()	10	

※左記②～⑨は、各事業者に個別にヒアリング調査予定

「むらさき基金」への寄付金の「集め方」案

- ①「むらさき基金」に直接寄付する
- ②むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付する
- ③地区内に自動販売機を設置し、得られた収入の一部を寄付する
- ④むらさき妻等地域資源を活かした商品を販売し、収入の一部を寄付する
- ⑤むらさき妻のオーナー制度を設け、収入の一部を寄付する
- ⑥藤川地区のガイドブック等を販売し、得られた収入の一部を寄付する
- ⑦各種イベントを開催し、入場料金の一部を寄付する
- ⑧レンタサイクルを貸出し、貸出料金の一部を寄付する
- ⑨パンフレット等に広告掲載し、掲載料金の一部を寄付する
- ⑩その他 ()

問3 より多くの人から「むらさき基金」へ寄付し続けていただくためには、寄付していただいた方への「お返し」は必要だと思いますか。

1. 必要である
2. 不要である

問4 「問3」で、「1」を選んだ方にお伺いします。どのような「お返し」が必要だと思いますか。

1. 情報(情報誌等を配布して寄付金の使い道、使った結果どうなったか等を提供 など)
2. 物(缶バッジ等の記念品、むらさき妻を使った商品等をプレゼント など)
3. 交流(むらさき妻まつり、収穫祭、各種イベント等へ招待 など)
4. その他 ()

問2 藤川学区の活性化を目的に集めた寄付金の使い道は、下表のうち、どの方法がよいと思いますか。(該当するものを全てに○印)

寄付金の使い道	「むらさき基金」に集まった寄付金の「使い道」案	使い道の選択 (該当するものに○印)
(1)地域のまちづくりの拠点となる「米屋」の修理・活用等	①通りに面した外観を復元する	1
(2)その他歴史文化資源の活用等	②喫茶店(カフェ)等の飲食施設や農産物等を販売するコーナーを設ける	2
	③観光客等のための休憩所を設ける	3
	④博物館や歴史資料館の機能を設ける	4
	⑤各種イベント等が開催できるようにする	5
	⑥宿泊し、昔の生活を体験できるようにする	6
	⑦地域住民のためのレンタルスペース(塾、習い事、集会、手芸品販売等ができる場)を設ける	7
	⑧旧東海道(並木等)や土壁等の地域資源の清掃	8
	⑨案内立札の設置や散策マップの作成配布	9
	⑩案内ガイドの組織づくり(育成、派遣)	10
	⑪各種イベント(むらさき妻まつり、ライトアップ、収穫祭、音楽祭等)の開催	11
	⑫むらさき妻の栽培等	12
(3)その他 ()	⑬その他 ()	13

基金利用の目的 藤川学区の活性化 わたしたち、将来の子どもたち、みんな一人ひとりが、誇りと愛着を持てるまちづくりのために…

問5 アンケート用紙の表紙に示した「仕組み」を基に、「問1」と同じに示した「寄付金の集め方」と「寄付金の使い道」等を検討している「むらさき基金」の運用について、あなたは、どう思いますか。(○印は1つ)

1. ぜひ取り組んでほしい
2. もつ少し話し合ったうえで、取り組んでほしい
3. あまり取り組んでほしくない
4. 取り組んでほしくない
5. わからない

問6 「問5」で、「3」、「4」又は「5」を選んだ方にお伺いします。なぜ、そう思いましたか。

1. 税金や町内会費を納めているのに、さらにお金を出すことはあからずから
2. 実際にお金が集まるとは思えないから
3. 仕組みを詳しく理解していないから
4. まちづくりに興味がないから
5. まちづくりは行政が全て行うべきだから
6. その他 ()

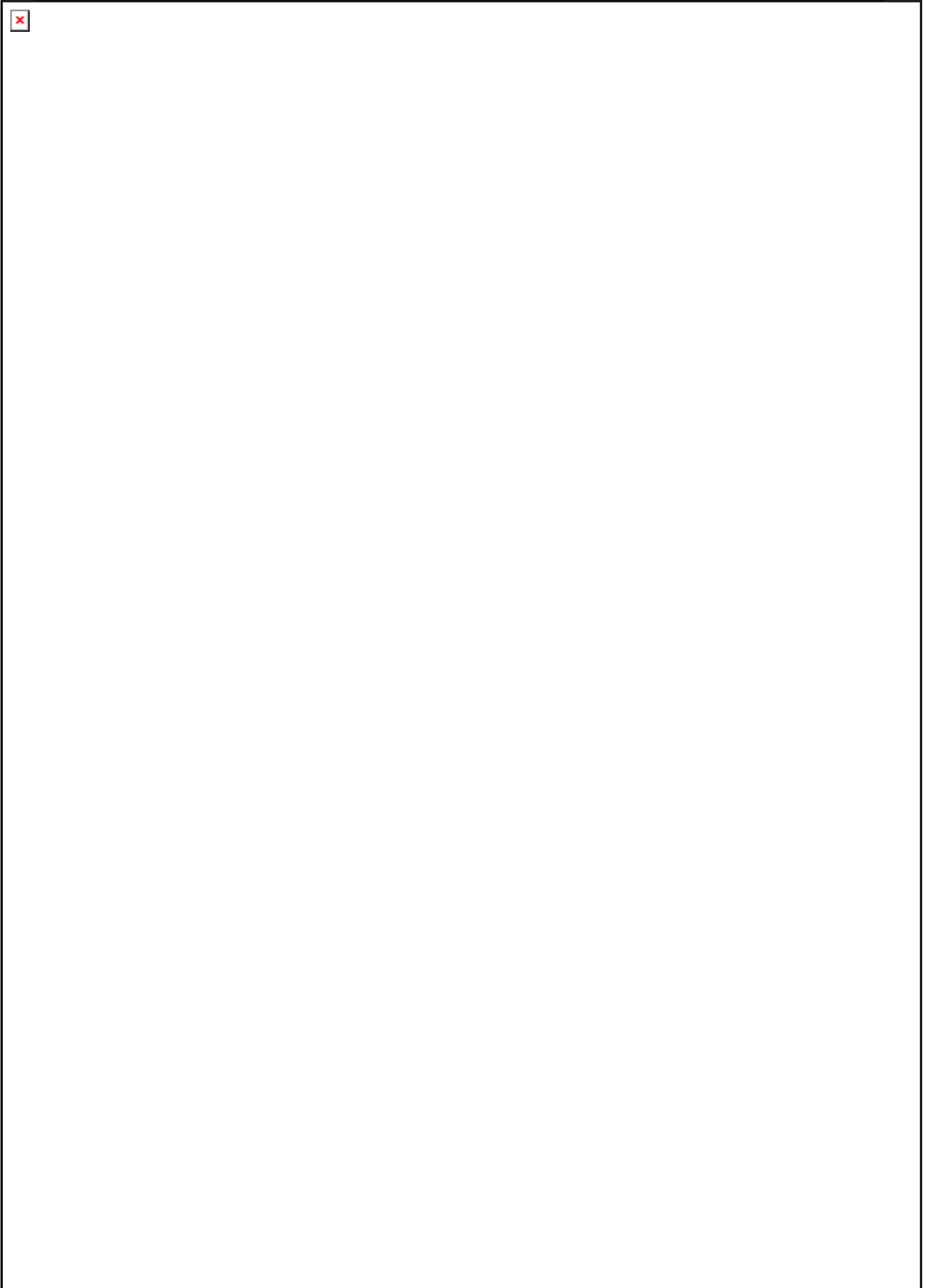


図 92 市民アンケート調査に同封したアンケート調査のお願い文

1-2.地域企業への調書調査票

「地域企業への調書調査票」、「調書調査のお願い文」、「米屋の概要」、「藤川まち協だより」は、次頁に示すとおりである。

全ての貴社(団体等)にお願いします。

問14 現在、「むらさき基金」を使って、旧東海道沿いに残る空き家(歴史的建造物)の改修を行い、地域のまちづくり拠点として活用していくアイデアを持っています。改修した後、貴社(団体等)で活用してみたいと思う取組みはありますか。

- 1. 出店したい (具体的に:)
- 2. 商品を展示販売したい
- 3. パネル等を用いて自社(団体等)のPRを行いたい
- 4. 企業説明会や商談の場として使いたい
- 5. 社員等の研修の場として利用したい
- 6. その他 ()

問15 貴社(団体等)の業種は?

- 1. 農業・林業
- 2. 建設業
- 3. 食料品・飲料製造業
- 4. 繊維・衣料品製造業
- 5. 家具・木製品製造業
- 6. 金属製品製造業
- 7. 電気製品製造業
- 8. その他製造業
- 9. 情報通信・運輸業
- 10. 卸売・小売業
- 11. 飲食店・宿泊業
- 12. 医療・福祉業
- 13. 教育・学習支援業
- 14. サービス業
- 15. その他 ()

問16 貴社(団体等)の資本金は?

- 1. 個人営業のため無し
- 2. 300万円未満
- 3. 300万~500万円未満
- 4. 500万~1000万円未満
- 5. 1000万~3000万円未満
- 6. 3000万~5000万円未満
- 7. 5000万~1億円未満
- 8. 1億~3億円未満
- 9. 3億円以上

問17 貴社(団体等)の従業員数は?

- 1. 1~4人
- 2. 5~9人
- 3. 10~19人
- 4. 20~29人
- 5. 30~49人
- 6. 50~99人
- 7. 100人~199人
- 8. 200~299人
- 9. 300人以上

問18 貴社は、道の駅「藤川宿」に出店されていますか。

- 1. 出店している
- 2. 出店していない

問19 差し支えなければ、貴社名(団体名等)と問合せ先をお教えてください。

貴社名(団体名) _____

電話番号 _____

担当部署、担当者名 _____

ご協力、ありがとうございます。
1月18日(金)までに、アンケートにご回答の上、同封の封筒でご返送ください。(切手不要)

藤川学区の歴史文化を活かす、地域住民によるまちづくり活動の貯金箱
 「(仮称)藤川宿むらさき基金」の可能性を検討するアンケート調査

現在、岡崎市藤川地区では、「失われゆく地域の財産を自分たちで守り、未来につなげていきたい」という想いから、全国でも注目されている“市民ファンド”の仕組みを参考に、「(仮称)藤川宿むらさき基金」の設立を検討しています。

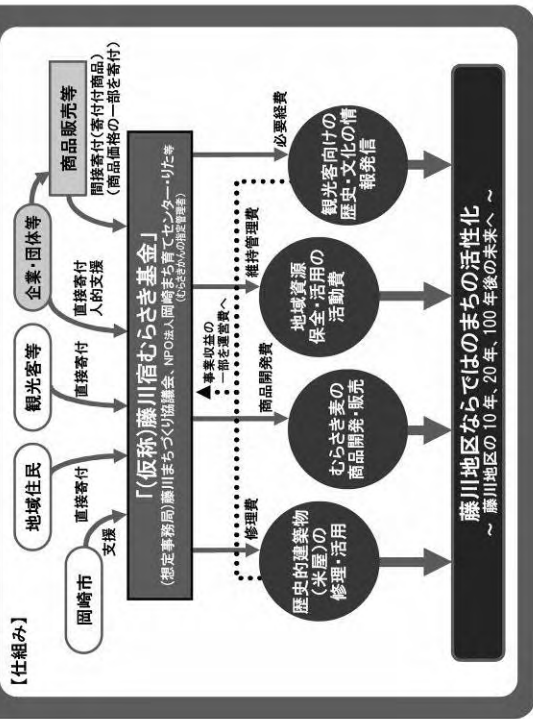
地域の企業、専門家、教育機関など、様々な団体に協力を呼びかけていく中で、どのような形であればご支援いただけるか、皆さまのご意見を参考に検討していきたいと思っております。ぜひ、アンケートへのご協力をお願いいたします。

また、遠くまで電話にて補足のヒアリングをさせていただく場合がございます。お忙しいところ、誠に恐縮ですが、あわせてご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

なお、回答結果は、団体が特定できないかたちで統計的に処理し、集計・分析を行います。

「(仮称)藤川宿むらさき基金」とは

地域の住民をはじめ、藤川のまちづくりを応援する人たちが企業・団体等から寄付を得て設立される基金です。その寄付金や運用益が、歴史的建造物の保全や活用、藤川ならではの取組みの活動費として使われる、まちの活性化を目的とした「まちの貯金箱」です。



【お問い合わせ】
 藤川地区景観まちづくりファンド推進協議会
 (藤川まちづくり協議会、岡崎市、特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター)より、(仮組)建
 担当：株式会社 創建 平井 尊、長谷川 三記
 電話：052-682-3082 ファクシミリ：052-682-0636

以下の設問の流れに沿ってお答えください。

問1. 北海道「藤川宿」のことは知っていますか。
 1. 名前だけ知っている
 2. 名前と町の様子を知っている
 3. 最近の出来事や住民の取組み知っている
 (例: 道の駅オープン、藤川まちづくり協議会の発足等)

問2. 地域が自らの地域活性化や地域振興に対して「基金」を設立し、積極的に取り組むことについて、どう思いますか。
 1. 良い
 2. まあ良い
 3. あまり良くない
 4. よくない

問3. アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」の仕組みは、地域活性化や地域振興につながると思っていますか。
 1. つながる
 2. まあつながる
 3. あまりつながらない
 4. つながらない

問4. 藤川地区の地域活性化や地域振興を進めることは、貴社(団体等)にとってメリット(良い効果)があることですか。
 1. 大にある
 2. 少しある
 3. あまりない
 4. ない

問5. アンケート表紙で紹介した「むらさき基金」という仕組みができたなら、協力してもよいと思いますか。
 1. 協力してもよい
 2. 協力したくない
 3. わからない

問6. 貴社が「むらさき基金」に参加していただけだとしたら、どんな方法が考えられますか。
 (該当するもの全てに○印)
 1. 「むらさき基金」に直接、寄付する
 2. 「むらさき基金」に間接的に寄付する
 (例: 寄付商品)を販売、販売額に応じて寄付する
 3. 会社等の知恵や技術、人手で協力する
 4. その他 ()

問7. なぜ、そう思いますか。
 (該当するもの全てに○印)
 1. 実際にお金が集まると思えないから
 2. 仕組みを詳しく理解していないから
 3. 興味が無いから
 4. 企業側にメリット(利益や効果)がないから
 5. その他 ()

問8. 年間、いくらまでなら寄付できますか。
 ※一口＝10,000円、口数でお答えください。
 () 口/年

問9. 継続的に寄付し続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。
 1. 情報(基金の使い道等)を提供してほしい
 2. ホームページ等で寄付者を公表してほしい
 3. 企業の社会貢献の一環として寄付したことを自社のPRに使わせてほしい
 4. 寄付した証としての記念品がほしい
 5. 異業種交流の場へ招待してほしい
 6. 寄付の際の控除等、税制優遇してほしい
 7. その他 ()

問10. 観光客向けの「土産物」
 (ア. 飲料 ウ. 食材 ヴ. 菓子
 エ. 衣料 ホ. 小物 カ. その他)
 ()% → ()円/年

問11. 地域住民向けの「日用品」
 (ア. 飲料 ウ. 食材 ヴ. 菓子
 エ. 衣料 ホ. 日用品 カ. その他)
 ()% → ()円/年

問12. 寄付ではなく、会社等の知恵や技術、人手で協力いただけるとすると、どんなことが考えられますか。
 1. 地場産品の開発への協力
 2. 地場産品のパッケージ作成への協力
 3. 各種イベントの開催への協力
 4. 歴史的建造物の改修方法へのアドバイス
 5. 旧東海道の歴史の資源の清掃活動
 6. 案内ボランティアへの参加
 7. その他 ()

問13. 継続的に人手等を提供いただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。
 1. 情報(協力した結果等)を提供してほしい
 2. ホームページ等で協力を公表してほしい
 3. 企業の社会貢献の一環として協力をすることを自社のPRに使わせてほしい
 4. 協力した証としての記念品がほしい
 5. 異業種交流の場へ招待してほしい
 6. 地域住民との交流の場を設けてほしい
 7. その他 ()

問14. 継続的に間接的な寄付を続けていただくためには、どんな工夫が必要だと思いますか。
 1. 情報(基金の使い道等)を提供してほしい
 2. ホームページ等で寄付者を公表してほしい
 3. 企業の社会貢献の一環として寄付したことを自社のPRに使わせてほしい
 4. 寄付した証としての記念品がほしい
 5. 異業種交流の場へ招待してほしい
 6. 寄付の際の控除等、税制優遇してほしい
 7. その他 ()

裏面に続きます。

図 94 地域企業への調査票(2/2)

藤川学区の歴史文化を活かす、地域住民によるまちづくり活動の貯金箱
 「(仮称) 藤川宿むらさき基金」の可能性を検討するアンケート調査のお願い



▲江戸時代から続く松並木



▲地元で育てる幻の麦「むらさき麦」



▲旧東海道を楽しく学ぶウォークラリー



▲地域学習に非常に熱心な藤川小



▲米屋の復元イメージ図

藤川地区には、江戸から続く松並木や、旧東海道宿場町の風情を今も残すまちなみが残っていますが、歴史的建物は維持・管理に費用がかかり、昨今の経済状況では、よほどの文化財的価値がない限り、行政が個人所有の建物等を手厚く保護することも難しいため、徐々に失われていっているのが実情です。

藤川まちづくり協議会は、先人たちが遺したまちの財産を次世代につなげるため、「幻の麦」むらさき麦の栽培や、歴史的建物「藤川宿米屋」の一般公開【「米屋」の建築的特徴、景観的特徴 参照】、むらさき麦まつりの開催等を通じて、「住んでよかった」と思えるふるさとづくりのために活動をしています。【藤川まち協だより Vol.1 参照】

昨年、道の駅「藤川宿」、岡崎市東部地域交流センター・むらさきかんが整備されたことを追い風に、現在、国土交通省の委託を受け、地元住民が中心となり、周辺の教育機関（藤川小学校、愛知産業大学など）、企業、専門家、市民団体・NPO、岡崎市に連携を呼びかけながら、自分たちが必要なまちづくり活動の資金を調達する「(仮称) 藤川宿むらさき基金」(以下、むらさき基金) の設立を検討しています。

皆様におかれましては、添付の資料もご覧の上、

- ①むらさき基金への協力の可能性や、
- ②そのあり方（「直接寄付」や、商品等の売り上げの一部を寄付する「間接寄付」、知恵や技術、人手を提供する「人的支援」など）
- ③「藤川宿米屋」の活用イメージ

について、ご意見をいただき、今後の藤川地区のまちづくりに活かして参りたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

[お問い合わせ]

藤川地区景観まちづくりファンド推進協議体

(藤川まちづくり協議会、岡崎市、NPO 法人 岡崎まち育てセンター・りた、(株)創建)

担当：(株)創建 平井・長谷川 電話 052-682-3082 FAX052-682-0636

図 95 地域企業への調書調査に同封した調書調査のお願い文

旧東海道の三十七番目の宿場として栄えた藤川宿の面影を伝える町家のひとつ「米屋（野村家住宅）」。（間口約二八メートル×奥行約三二メートル）

米穀商であった建物は、戦後薬局となり、格子が外され外観は大きく改修されましたが、内部は日本の伝統建築である堅牢な柱や梁の構造、間取りなど当時のくらしを十分に偲ぶことができます。

「米屋」の景観的特徴

「米屋」は、藤川宿資料館（旧跡本陣）近くに建設されており、この敷地は、現地での目視によれば、藤川宿街道筋でも最も高い地形にある。また、近隣には宿場町の名残をとどめる町家が現存しており、非連続的ではあるが、宿場町の景観を保全する観点からは、極めて重要な位置にある。

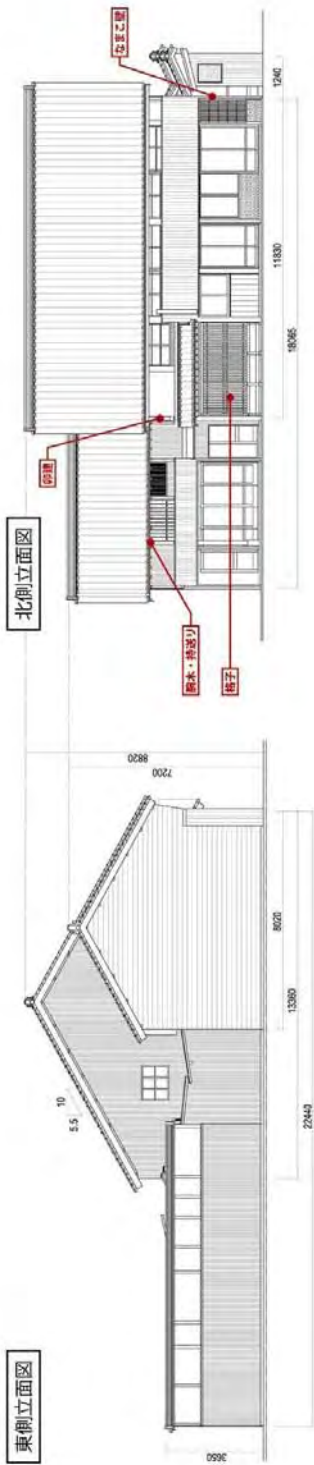
藤川宿の痕跡をとどめ、往時の賑わいを想起させる建造物等は現状では僅かであり、こうした資産については可能な限り現存させることが重要である。特に、「町並み」としての景観を整備することが東海道筋に形成された宿場町である藤川には必要不可欠であり、現存する歴史的建造物を核にし、ここから見出される歴史的形態モチーフを用いた町並み修景により、町並み景観の向上が図られるからである。こうした観点から、「米屋」のもつ景観的特徴は今後の町並み景観整備に極めて重要な役割を果たしている。

町並み景観整備の観点からみた「米屋」の景観的特徴は、屋根勾配、軒先高さ、開高、階高、格子天井など、今後の町並み整備に参考となるさまざまな形態情報を得ることができる。現存する他の町家との比較を通して、藤川地区の景観形成基準の策定に重要な情報をもたらしている。

「米屋」の現状外観は何度かの改修を経ており、町家の典型的な外観とは言い難い。従って、現状外観からのみ景観的重要性を判断すれば、積極的保全の声はあがりにくいと思われる。しかし、全面改築や大規模修繕によらずとも、小規模な修景を行うことにより町家としての様態を回復することはさほど困難ではないと思われ、景観の復原可能性は高い。

「米屋」は視覚的景観にとつて重要な資産であるにとどまらず、建築的特徴を述べたように、内部空間での構成や生活、敷地の活用など、かつての藤川宿の姿につながる資産であり、住民の記憶や感情に根ざす「風景」という意味的景観の向上にとつても重要な資産である。文化庁「文化的景観」制度が物的景観のみならず、そこに展開された生活・生業の歴史や文化の側面を重視していることと同様に、景観的重要性の判断には、視覚的要素以外の歴史的・文化的要素をも十分に考慮すべきである。

（岡崎市行政アドバイザー・レポート 東海道藤川宿の町家の保全活用について（愛知産業大学学長 小川英明 著より抜粋）



なまこ壁
平瓦を貼った目的地に漆喰を盛り上げる筋塗りの断面が海鼠（なまこ）に似ていることからそう呼ばれます。耐火性も外壁を強化するほか、その出来栄は、近隣のにも家の格をあらわすものとなっています。



ごうし格子
角材を縦横の格子状に組み上げた通風確保のための珪光と通風を確保しつつ、外部からの侵入と視線を遮る役割を持っています。米屋には太くて丈夫な格子もみられます。



うだつ卯建
本来、町家が隣り合い連続して建てられている場合に隣家からの火事や煙が移るのを防ぐための防火壁としての役割が、江戸時代中期頃に必要と認識されたことにより、重きが置かれるようになります。



うでぎ もちおこし 腕木・持送り
庇や軒を支えるために外壁面より外に出した桁を支えるために柱や梁などから腕木に突き出させた腕木を「腕木」、それを支持するための部材を「持送り」といいます。



図 96 米屋の構想(1/2)

「米屋」の建築的特徴

本建築は、瓦葺き・切妻屋根の木造二階建て、平入り、一階階付きの外観であり、一部に木組格子のフアサド（建物の正面デザイン）を持ち、町家の面影を一部にとどめている。建ちの低い二階の窓は原型をとどめず、近年の改修が行われている。また、外観は、大きく西側、中央側、東側に分かれており、最も古い西側部、増築された中央部及び東側部で、外観意匠の差異を見せている。

平面構成では、西側部は東海道に面する北側の「米屋」としての店（ミセ）及び南側の居住部に分かれるという典型的な「町家」の構成である。中央部はこの町家に後世時代（不明）に増築された建物で、所有者によれば二階では養蚕が行われていた。この部分の奥行きは狭く、南側は庭（ニワ）となっている。東側の建設年代も不明であるが、ごく最近までは「カラ紡」が行われていた。さらに南側には間口の狭く、奥行き長い便所等が配されている。

西側の「町家」は、京都等の間口の狭い町家とは異なり、極めて間口の大きな建築であるが、内部の構成は、いわゆる「三ツ間取り」となっていると思われる（近年まで営まれてきた「米屋」のため、その構成は必ずしも明瞭ではない）。町家東側は、木戸（現在は改築、撤去されている）からミセをとおし、クド、さらに奥の二ツに広がる「通り庭」でありこの通り庭を通じて敷地南側の蔵（クラ・現存せず）に米が運ばれていた。中央部は北側の商いのための商業空間と、南側の日常生活のための居住空間がつながっている。西側部は、中央部より格式の高いタタミ敷きであったと思われる部屋が四室つながり、南から北に廊下、床の間を持つ客間、仏間、ほか二間の構成である。

一階部分へは通り庭に設けられた幅の広い緩勾配の階段がかけられており、この上に居室が設けられている。これらの二階居室は一般の町家の場合には「丁稚」等の奉公人の居室となることが多いが、現況からは用途は不明である。

構造は和小屋の軸組であり、極めて長尺の一本物の材が使用されていること、瓦屋根下の垂木の木割りが極めて大きいこと、などの特徴が散見されるが、壁や天井の張替、屋根の葺き替えが行われており、当初の部材と後の修繕部材とは明確には区別しがたい状況である。しかし、築後、推定約七十年の構造躯体は外見からは強固な状態を維持していると思われる。

敷地南側の二ツは、榎木や下草が繁茂しており、旧況は判別しがたい。二ツにはクラ二棟が建築されていたらしいが、その位置は不明である。また、深井戸が、クドの南側に現存し、炊飯や風呂に利用されていたらしい。客間南側の二ツには小池があったかもしれない。また、客間南の廊下から渡り（廊下？）が設けられた「茶室」が敷地南西側にあったが、現存していない。



図 97 米屋の概観(2/2)

2.進捗報告・中間報告関連

2-1.進捗報告

(1)第1回進捗報告（平成24年9月13日）

会議録	
平成24年9月13日 天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)	
件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 中部地方整備局調整会議【記録】
日時	平成24年9月13日(火) 14:30-16:00
場所	国土交通省中部地方整備局5階 建政部会議室
出席者	川村、小池(以上、中部地方整備局)、木下(岡崎市)、平井、片岡、長谷川(以上、(株)創建)、山田、天野(以上、岡崎まち育てセンター・りた)
資料	(1) 業務内容確認資料① (2) 業務内容確認資料②年間スケジュール (3) まちづくり資金等の集め方の事例 (4) 藤川地区の地域資源 (5) 藤川地区景観まちづくり協議体 会議記録(8月10日開催分) (6) 推進ワークショップ①記録(8月13日開催分) (7) 実務者会議①記録(8月17日開催分)
次第	1. 事業の進捗確認 2. 質疑応答 3. 事業実施上の確認事項 4. その他
要旨	
<p>1. 事業の進捗報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平井(創建)より、資料(1)~(4)に基づいて、事業骨子およびスケジュールについて説明した。 <p>2. 質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(3)「まちづくり資金等の集め方の事例」に挙げられているファンドと、藤川で目指すファンドはどういう点が異なるのか？ <p>小学校区という小規模な範囲で歴史的建造物や関連するまちづくり活動を支えるファンドという点が特徴である。小規模であることにより、当事者意識が高まることが期待される。愛知県でも広域の市民ファンド創設の動きがある。いかに地元の当事者意識が高めることと、広域ファンドとの連携する仕組みの構築が実現のカギとなる。</p>	

- ・どの程度先進事例の調査を行うのか。

6/14 の本省ヒアリングからも、事例調査の要望が高いことは承知しているが、事業の全体像の中で事例調査は藤川でファンドを検討するための素材としての位置づけであり、事業予算もそれ以上の計上はしていない。全国的にファンドは多数存在するが、基礎的調査として Web 等で把握できる主要な事例を 25 程度ピックアップした。これらを資金の集め方で類型化し、助成対象・使途、支援対象の規模（ローカルなものか、全国を対象としているか）、ネット活用の有無等を整理した。この中から藤川地区の参考になりそうな事例を 3 件程度抽出し、アンケートおよび電話ヒアリング調査を行う予定である。

- ・資料(3)のリストの中でどの事例に注目しているか。

京町家まちづくりファンドは、複合的な資金確保の手段を持ち、歴史的建造物の保全・活用を行う代表的な先進事例である。京都地域創造基金は、様々なテーマや目的を持つ小さなファンドの複合体であり、運営主体が資金の出し手と使い手をうまくマッチングすることで地域課題の解決を行っている。ぎふ景観まちづくりファンドは、近隣自治体であり、民都機構の「住民参加型まちづくりファンド助成」の仕組みを使って創設され、歴史的まちなみの保全を目的としている点で、いわば王道の景観まちづくりファンドであり、参考になる点が多いと思われる。また、ミュージックセキュリティーズのような、ネットを活用した事例が、藤川の参考になるかについても検討したい。

- ・藤川でファンドを創設する可能性はどの程度か。

京都や高山のような、歴史的まちなみの「トップランナー」ではない、全国に数多くある歴史的資源がかるうじて残っており、それを何とか遺したいという地区のお手本となるような仕組みを考えたい。歴史というテーマでは、共感者の母数が限られてしまうので、子どもや教育、福祉など、より広く共感の得やすいテーマと歴史を結びつけ、資金調達の幅を広げる工夫が必要になる。藤川では、むらさき麦を使った食料品の開発を進めており、むらさき麦商品を 12 月に藤川駅前に開駅する道の駅で販売し、収益の一部をファンドに積み立てる仕組みを検討している。また、藤川小学校では、総合学習で米屋やむらさき麦の学習などの地域学習に力を入れており、小学生の視点で藤川の地域資源を PR してもらったり、障がい者の授産施設との連携やボランティアガイド、米屋活用を通じて、地域内外から複合的な資金源を確保する方策を検討していきたい。

- ・現状どういった課題があるか。

江戸時代後期の歴史的建造物である米屋の改修がファンドの主要な対象の一つであるが、個人所有であるため、ファンドの拠出先としての妥当性を広く理解してもらう必要がある。また、ファンド運営の担い手の体制がまだ不明確である。地元のまちづくり協議会だけでは難しいと思われるので、NPO や行政と連携して運営母体をつくることを考えているが、人件費をどう捻出できるか、どの程度の業務が必要なのか、拠出先の選定の方法など、他の事例からも学びたい。

3 . 業務実施上の確認事項

- ・協議体構成団体の業務日誌については、なにか指定があるか。
市の監査があれば、こういった形でも問題ない。
- ・旅費交通費について、在来線の領収証も必要か。
必要ない。

4 . その他

- ・国交省の「空き家再生等推進事業」について情報提供をいただいた。

以上。

(2)第 2 回進捗報告（平成 24 年 12 月 26 日）

会議録	
平成 25 年 1 月 10 日 天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)	
件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 中部地方整備局調整会議【記録】
日時	平成 24 年 12 月 26 日(水) 10:00-12:00
場所	国土交通省中部地方整備局 5 階 建政部会議室
出席者	川村、小池、片山、伊神（以上、中部地方整備局）、木下（岡崎市）、平井、長谷川（以上、(株)創建）、天野（以上、岡崎まち育てセンター・りた）
資料	(1) 業務内容確認資料①+業務内容確認資料②年間スケジュール (2) 国交省中間報告振り返り (3) 第一部「まちづくりファンド」の現状把握（報告書（※作成中）抜粋） (4) 市民・地域住民アンケート調査 単純集計結果（速報値） (5) 企業・団体アンケート票（内容調整中） (6) 米屋（野村家住宅）の改修費 ※参考資料 歴史的建造物の修景費用（概算）算出検討資料
次第	1. 事業の進捗確認 2. 質疑応答 3. 事業実施上の確認事項 4. その他意見交換
要旨	
<p>1. 事業の進捗報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平井（創建）より、資料(1)に基づいて、事業骨子およびスケジュールについて説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務内容「(3) 市民・地域住民アンケート調査」は、当初郵送による配布を想定していたが、回収率をあげるため、町内会、藤川まちづくり協議会の協力を得て回覧板を活用して配布を行った。ただし回収数がまだ目標の数字に届かないため、締め切りを延長して提出を呼びかけている。 ➢ 業務内容「(3) 地域企業への調書調査の実施」は、道の駅出店者と業界団体を対象としてリストアップし、調査の準備を進めている。 ➢ 業務内容「(3) 藤川地区におけるファンド創設の手順とスケジュール案の検討」, 「(3) ファンド創設の手順等に対する関係者ヒアリング等の実施とまとめ」については、着手が予定より遅れている。 ・ 天野（りた）より、資料(2)に基づいて、中間報告時の指摘事項について、長谷川（創建）より、資料(3)、(4)に基づいて、修正点について説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 卯月先生の指摘に対応して、資料(3)P2 の「表 ファンド等のまちづくり資金収集の主な事例」の分類タイトルを変更、事例として「11 土蔵へどうぞ」, 「12 Qpeace（マ 	

ツチングギフト制度)」を追加した。

- 市民・地域住民アンケートは、具体的にいくら出せるのかを問う質問を追加した。
- ・ 長谷川より、市民・地域住民アンケートの中間報告を行った。
 - 12月21日の時点で回収数は373通で、回収率は19.1%。
 - 【問1】寄付の集め方として多いのが「公共施設の利用料金」「商品販売の収入」であるが、「直接寄付」も33.4%が『よい』と回答している。
 - 寄付する額は「1~2口」が多く、中でも91名が「1口」と回答。寄付額計は191,000円。
 - 【問2】寄付金の使い道は拮抗している。「(歴史的建造物の)外観の復元」は2番目に多い。
 - 【問3】寄付への対価は過半数が「不要である」と回答。
 - 【問4】問3で「必要である」とした人のもっとも多かったお返しは「情報」であった。
- ・ 平井より、資料(5)に基づき、企業・団体アンケートについて説明した。
 - 道の駅出店者約30、地元企業、各種組合・協会、教育機関などの団体約20の計50団体を対象とし、年始に郵送により配布、回収を行う。
 - 直接寄付や寄付つき商品でどれくらいの寄付が集まるか、またどんな対価を求めるか、米屋活用の意向等について尋ねる。
- ・ 平井より、資料(6)、参考資料に基づき、歴史的建造物の改修費について説明した。
 - 資料(6)は、11/22中間報告に配布したものだが、「米屋以外の一般的な改修費のバリエーションを示してほしい」という指摘を受け、参考資料ではいくつかの改修事例から算出した間口1mあたりの費用を挙げている。これらを精査してシミュレーションの数字を導き出す。

2. 要望事項(中部地整 協議体)

- ・ 本事業の成果としては、他地域でも使えるよう、ファンドのスキームのバリエーション(選択肢)を示した上で、藤川ではアンケート調査や地域特性を踏まえ、いずれを選択した、という見せ方をしてほしい。ただし、必ずしも今回の報告通りにスキームを組まないといけない訳ではないので、アンケートの結果を踏まえて、柔軟にスキーム案を考えてほしい。
- ・ 地域が求めているもの = 「藤川がどう変わっていくのか」というビジョンを(できれば短・中・長期で)示してほしい。
- ・ 2/18 報告会では、藤川の特徴(歴史まちづくりのトップランナーではない点、住民も頑張っているが現状インフラ整備が先行しておりソフトが追い付いていない点、藤川小学校の精力的に地域学習を行っている点など)について、具体的に触れること。

3. 業務実施上の確認事項

- ・ 報告書のアウトライン（目次案）を1月15日あたりを目途に作成する。
- ・ 1月末に本省との調整会議を持つ。（2月1日に決定）

4. その他意見交換

- ・ 米屋は「自らが歴史的建造物を遺していく」という想いを伝える場として、様々な取組みの受け皿になるとよい。現在の取組みを進展させて、成功例を積み上げていけるとよい。
- ・ 民都機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」の活用や、行政の基金への拠出の規模や名目なども具体的に検討する。
- ・ 藤川のスキームの特徴として、小規模の地域ファンドであること、採算性を念頭においた市民事業（むらさき麦オーナー制度、米屋「小箱ショップ」など）を軸に持続性を担保するという点を表現したい。

以上。

2-2.中間報告

(1)第 1 回中間報告（平成 24 年 11 月 22 日）

会議録	
平成 24 年 11 月 22 日 天野 裕（岡崎まち育てセンター・りた）	
件名	平成 24 年度 歴史的風致維持向上推進等調査 中間報告【記録】
日時	平成 24 年 11 月 22 日（木）13:10-15:20
場所	岡崎市東部地域交流センター・むらさきかん 防災活動室
出席者	卯月（評価委員）、地下、栗原（国交省都市局）、片山、伊神、川村、早川（国交省中部地方整備局）、木下、鈴木（岡崎市）、所、長谷川（㈱創建）、天野（岡崎まち育てセンター・りた） 計 12 名
資料	（1）業務概要 （2）藤川宿のあらまし（資源分布図） （3）米屋(野村家住宅)の概要次第 （4）業務内容確認資料 （5）「まちづくりファンド」に関する事例調査 （6）米屋(野村家住宅)の改修費 （7）市民アンケート調査の概要 （8）藤川地区におけるファンドのスキーム(案) （9）むらさき麦商品開発の状況
次第	1. 事業概要について …資料(4)業務内容確認資料 2. 藤川地区の活用可能な地域資産について…資料(2)藤川宿のあらまし（資源分布図） 3. 「まちづくりファンド」の事例調査について…資料(5)「まちづくりファンド」に関する事例調査 4. 歴史的建造物(藤川宿米屋)を保全・活用するための修理費や活用による収益等について …資料(6)米屋(野村家住宅)の改修費 5. 地元まちづくり組織の意向調査について…資料(7)市民アンケート調査の概要 6. 本地区におけるスキームの方針について …資料(8)藤川地区におけるファンドのスキーム(案) 7. 地場産品(むらさき麦)開発によるファンド資金集めの方策について …資料(9)むらさき麦商品開発の状況 ※会議に先立ち、旧東海道藤川宿および米屋の現地視察を行った（11:00～13:00）。
要旨	
<p>1. 事業概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創建・所より、資料（4）に基づき、事業概要および事業進捗について説明した。 	

2 . 藤川地区の活用可能な地域資産について

- ・ 創建・所より、資料(2)に基づき、現地視察を補足する形で、藤川地区の活用可能な地域資産について説明を行った。

3 . 「まちづくりファンド」の事例調査について

- ・ 創建・長谷川より、資料(5)に基づき、「まちづくりファンド」の事例調査および進捗状況について説明した。

卯月先生指摘事項：先進事例調査について

- ・ 世田谷、高知は行政の資金がほとんど(95%~)だから、「社会貢献...」という分類に入っているのに違和感がある。
 - 「行政が出資して創設されたファンド」としたらどうか
 - (参考)世田谷は、行政が最初にどーんとお金を出しているのだから、民間から集まらないという矛盾を抱えている。
- ・ 他のファンド事例
 - 世田谷ではソフトのために始まったが、MINTO 機構の仕組み(半分補助)を使って、途中からハードに展開が広がった。
 - 「ヨコハマ市民まち普請事業」はハード整備を行う助成事業として代表的な事例。
 - 寄付つき商品で町家をなおす輪島の事例輪島では、ネットで全国に呼びかけ、対価としてお酒を送るというのが好評。
 - マッチングギフト方式 民間が集めた同額を行政が上乗せして2倍にする。
 - 行政が主導してやるのはよくない。
 - 「こうちこどもファンド」では、寄付を集める上で、子どものために寄付を集めるのが現実的。商工会女性部に任せている。
- ・ 藤川の将来ビジョンは何か？
 - ファンドを創るうえで、「何に使うのか」を明確にする。ハードなのか、ソフトなのかによって調査の内容が変わってくるのではないか。

協議体より

- ・ 町家の改修といったハード整備を目指すのが、ハードの整備費用は高額になるため、他の事例でもファンドを切り崩しているところが多い。ソフトで多くの人を巻き込みながら収益性のある計画に投資し、その収益でハードを整備することで持続性を担保したいと考えている。

4 . 歴史的建造物(米屋)を保全・活用するための修理費や活用による収益等について

- ・ 創建・所より、資料(6)に基づき、歴史的建造物(藤川宿米屋)を保全・活用するための修理費や活用による収益等について説明を行った。

卯月先生指摘事項：米屋活用について

- ・ 誰が管理するのか？

- ・ ターゲットを観光客にするのか、地元の子どもの体験学習の場とするのか。
- ・ 子どもの宿泊体験施設 たとえば、「岡崎で育った子どもは一度はあそこに泊まったことがある」という状態を目指す。
 - Ex) ボストンのチルドレン・ミュージアム 体験型
 - 教育委員会が予算をつける（例：一泊 1,000 円） ベーシックな収入源になる。
 - 特殊解の中に普遍性を見出す。

5 . 地元まちづくり組織の意向調査について

- ・ 創建・所より、資料（7）に基づき、地域住民を対象としたアンケート調査の骨子について説明した。

卯月先生指摘事項：住民アンケートについて

- ・ 「あなたはいくら出せますか？」と仮定でも突っ込んで聞いた方がよいのではないか。
 - 1回ならこれくらい、1年に1回ならこれくらいという額を明確に出してもらう。
- ・ 前文が、行政が書いたような固い文章。もっと共感を呼べるような文にした方がよい。
 - 行政だけではもう限界。市民が出せるのは、お金か知恵か汗か、いずれかを迫るような問いかけにしてはどうか。
- ・ これまでの取り組みをしっかり伝える。
 - 「藤川のまちづくりって何？」というところを明確にしないと、ごまかされているような気がする。「まち協」がむらさき麦の事業収益を上げている実績があることをPRした方がよいし、まちシゴトの取り組みについても触れた方がよいのではないか。

6 . 本地区におけるスキームの方針について

7 . 地場産品(むらさき麦)開発によるファンド資金集めの方策について

- ・ りた・天野より、資料（8）（9）に基づき、ファンドのスキームと、資金集めの方策について説明を行った。

卯月先生指摘事項：ファンドの方向性について

- ・ 子どもの関わり
 - 子どもはやはりキーワードだと考えている。
 - 佐渡の教育景観賞：地元の子どもたち（中学生、高校生）がボランティアガイドをする。
 - 掛川市長（早稲田出身）が、地元の人から新幹線の駅を創るための寄付を募るときのセリフ「地元に戻ってきてくれないでしょ？新幹線の駅ができると子どもが戻ってきやすくなりますよ。」が殺し文句だった。
- ・ 運営主体
 - 公益信託にやってもらうのがある意味効率的。しかしファンドレイジングはやってくれない。商工会議所など既存のところに担ってもらうという手も。

国交省より：推進ワークショップの中身について

- ・ 推進ワークショップについて説明してほしい。

協議体より

- ・ りた・天野より、資料（10）に基づき、推進ワークショップおよび推進会議について説明した。
 - 8月より、藤川まちづくり協議体メンバーを対象に、月に1回推進ワークショップを開催してきている。
 - 藤川地区におけるまちづくりの方向性と市民ファンドの必要性について意見交換し、どのように地域住民にファンドの必要性を啓発するかという課題に対して、まずまちづくり協議会の認知度を高めることが必要だという意見が多く出され、「藤川まち協だより」を発行し、町内会加入全世帯に配布し、まちづくり協議会とファンドの紹介・啓発を図った。
 - 11/14には、推進会議として、地域住民のほか、すでに自販機収入を集めたファンドを実施している岡崎青年会議所と岡崎市観光課、また今後ファンド創設に協力してもらいたい事業者（商工会議所、建築家、地元事業者等）を対象として、現在愛知県で広域ファンドの立ち上げを行っているコミュニティ・ユース・バンク momoの木村氏を講師に迎え、「藤川未来まちづくりフォーラム」を行った。当日の会場との質疑やアンケート結果から、ファンドの理解は深まったが、まだ具体的にどう関わったらいいのかのイメージができていないことが課題。

国交省より：推進ワークショップの中身について

- ・ 本事業では、こういったスキームで、具体的にどれくらいの資金が集められそうなのかを調査してもらいたい。アンケートでは、しっかりと事業のスキームを説明した上で、いくら出せるのかを聞いてほしい。
- ・ むらさき麦を代表とする「生産」もひとつの入口であるが、もっと幅広く資金確保するためのバリエーションを列記し、そのひとつひとつをシミュレートし、出口もいろいろな「歴史まちづくり」におけるバリエーションが具体的に明示できるように。
- ・ これらの全体のモデルに金額がのってくるシミュレーションが欲しい。

8. 卯月先生総括

- ・ 藤川は歴史的資源がそれほど残っているわけではないが、かつての暮らしを彷彿とさせるものがいくつかあった。建物の中に入って昔の生活を聞いたり、子どもの取り組みを見て初めて、心が動かされる。ハードだけではなく、訪れた人の心に残るような体験や活動に触れられるようなソフトにも力を入れてほしい。
- ・ 伝建地区じゃない場所でいいまちづくりの場所 = 谷中では、ちょっとこだわりの店。古本屋、外国人のお店がまちの魅力となっている。
 - チャレンジショップに出資するとか、まちなみに配慮した改修計画をすとか、戦

略的な事業者誘致を仕掛けるのも手。

9 . 今後の課題：中間報告を終えて

- ・ 住民対象のアンケート調査では、こういった活動に対してどの程度のお金が出せるのかを具体的に尋ね、直接的な寄付と、寄付つき商品（むらさき麦商品、自販機等）を道の駅等の販売、むらさき麦オーナー制度等からどの程度の資金確保ができるかをシミュレーションする必要がある。
- ・ また、何にどれくらいの費用が必要かも具体化し、米屋だけでなく、一般的な歴史的建造物の外観の修理費用等や改修プランのバリエーション、運用をあげるモデル事業のパターン、それらを踏まえたシミュレーションも今後検討していく。

以上。

3.進捗WS・推進会議関連

3-1.進捗WS

(1)推進WSの概要

ファンドの推進に関する意見交換や検討を行う市民参加の機会の場として、またファンドレイジングの啓発及び将来的な担い手発掘・育成の場として、協議体委員、藤川まちづくり協議会を中心とした地域住民を対象の「推進WS」を開催した。

- WS1 ファンドとは何か？
- WS2 ・ファンドの可能性 by あいちコミュニティ財団・木村真樹氏
・ファンドの事例を学ぼう：「京都地域創造基金」ファンドレイジングが必要な取組みを具体化する
- WS3 まちづくり協議会の活動とファンドを、地元住民に啓発する機関紙「藤川まち協だより」の編集企画
- WS4 ・「藤川まち協だより」の校正
・ファンドフォーラムの企画

(2)推進WSの記録

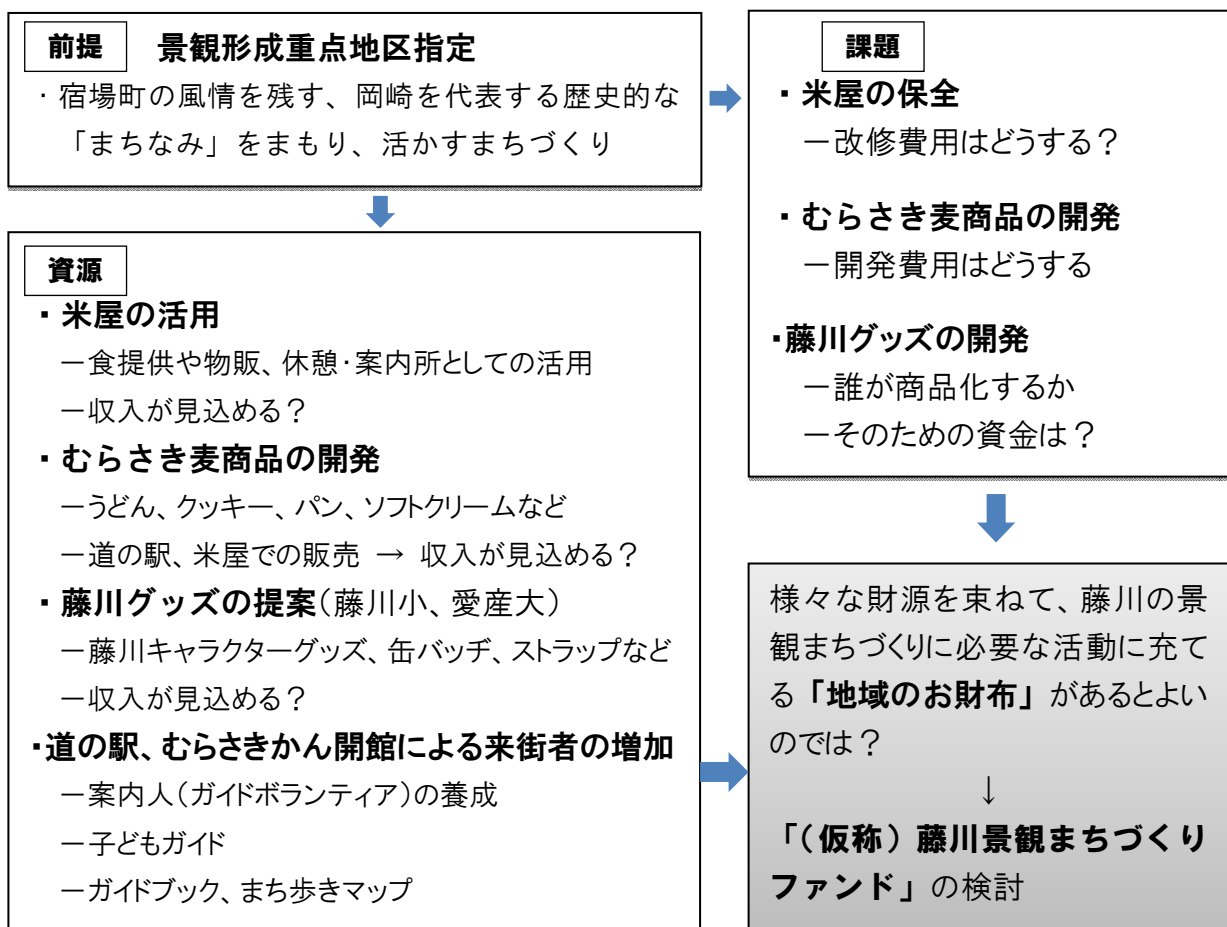
①第1回推進WS（平成24年8月13日）

国交省委託事業

「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」について

120813 岡崎まち育てセンター・りた

1. はじめに：これまでの取り組みと本事業の位置づけ 【10分】



[参考]まちづくりファンドとは？：京都市「京町家まちづくりファンド」の紹介【5分】

- ・京町家の保全・改修や、まちなみ整備（室外機の修景など）に 1/2 補助（上限 500 万円）
 - ・設立当初の積み立て総額は、京都市などから計 1 億 5,000 万円
 - ・キャッチフレーズ「失いたくない風景がある。つないでいきたい文化がある。」
 - ・さまざまな寄付つき商品
 - 書籍「京町家の再生」の印税
 - ハッ橋の販売（1 箱につき 1 円）
 - クレジットカード（利用額の 0.2%）
 - バナナ（1 袋につき 1 円）
 - 自販機の手数料の一部（1 本につき 2～7 円。市内に 3 台設置）
 - ポストカードの売上
 - まち歩きツアー参加費
- 年間 100 万円以上の寄付収入

2. ファンドの名称を考えよう 【15分】

- ・ファンド？基金？ 親しみの持てる名前を考えよう
- ・ほかのファンドの名称は...
 - みらいファンド沖縄
 - まるごと松戸ファンド
 - ゆめ風基金（大阪府）
 - 中央ろうきん社会貢献基金（東京都）
 - 京都未来創造基金

3. 本事業の目的と役割分担 【5分】

- ・事業の進め方
 - 藤川では、「何に対して」「どうやって」寄付を集められるか、アンケート調査や意見交換会、他都市の事例調査を通して、考えていきます。
- ・役割分担

	まち協	りた	岡崎市	創建
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・藤川ならではの寄付の集め方の検討 ・藤川に必要な取組みを考える ・情報の受発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤川ならではの寄付のあり方の検討 ・藤川の課題と資源の発掘、担い手の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でまちづくりに必要なお金が調達できる、岡崎ならではの制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市のファンドの種類と課題の整理 ・藤川ではどんなファンドが適切かを把握するアンケート調査

詳しくは別紙参照

4. アンケートについて 【30分】

以下に、アンケート用紙に掲載する設問の骨子を示します。

1. 藤川地区の将来像と地区の課題等に対する取り組みについて
藤川地区でファンドを創設する際、将来、どんなことを目指したファンドとすべきかを探ります。
 - (1) 将来、藤川地区をどんなまちにしていきたいか？
 - (2) 現在および将来の不安や課題に対し、今、どんな対策が必要だと思うか？
 - (3) あなた自身ができる取り組みは何か？
2. 「米屋」の保全と活用について
藤川地区において、地区の貴重な歴史的資源の代表である「米屋」を活かしたまちづくりを行おうとした際、地域の方々が考えていることを探ります。
 - (1) 「米屋」を活用するとしたら、どのような使い方をしたいか？
 - (2) 保全や活用を進める上で、どのような課題があるか？
3. まちづくりに対する「寄付」制度の開設・運営について
藤川地区において、「寄付」制度を開設・運営する際の方向性を探ります。
 - (1) まちづくりを進めていく際に「寄付」制度の導入は必要だと思うか？
 - (2) 何に対して寄付したいか？
 - 寄付したいと思う地域は？
(自身が暮らす町内、小学校区、中学校区、市域全体、他)
 - 寄付したいと思うテーマは？
(町家改修、まちなみ保存、むらさき麦商品・藤川グッズの開発、他)
 - (3) どんな方法だったら寄付できる/しやすいと思うか？
(自販機の飲料水代金の一部を寄付、各種商品の販売価格の一部を寄付、直接の寄付、他)
 - (4) どんな対価があると寄付したい/しやすいと思うか？
(商品等がもらえる、イベント等への優待、会報送付、税優遇措置、何もなし)

5. その他 【5分】

- ・市民ファンドの勉強会（ワークショップ）のお知らせ

「NPOの財政基盤を整備する仕組みをつくる
～市民ファンドでどんな課題を解決し、どんな未来を創造するか？～」
日時：9月14日（金）18:30～20:45
会場：東部地域交流センター・むらさきかん 第6活動室

以上。

会議録

平成 24 年 8 月 13 日

天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)

件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 推進ワークショップ①【記録】
日時	平成 24 年 8 月 13 日(月) 13:30-15:30
場所	藤川学区市民ホーム会議室
出席者	小林会長、鈴木副会長、原田、江坂、牧野、鈴木、福山、野村、石原、加藤、西脇、鈴木(以上、藤川まちづくり協議会)、平井(創建)、木下、(以上、岡崎市都市計画課)、天野、山田、深田、川端(以上、りた)
資料	(1) レジユメ「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査について」
次第	1. はじめに：これまでの取り組みと本事業の位置づけ 2. ファンドの名前を考えよう 3. 本事業の目的と役割分担 4. アンケートについて 5. その他

要旨

1 . はじめに：これまでの取り組みと本事業の位置づけ

資料 に基づき、これまでの藤川地区の景観まちづくりの取り組みから、米屋やむらさき麦などの地域資源を活かし、歴史的建築物の保全・活用やむらさき麦商品開発などの課題解決のために必要な持続可能な資金の調達方法を検討する必要性が出てきたことが確認された。

また、京町家まちづくりファンドの事例を紹介し、まちづくりファンドのイメージを共有した。

2 . ファンドの名前を考えよう

地区住民がイメージを持ちやすく、親しみが持てるようなファンドの名称案を考案した。

【名称案】

- ・「藤川宿むらさき麦基金」
- ・「藤川宿振興基金」
- ・「藤川宿むらさき基金」
 - むらさき麦やむらさきかんにちなんで「むらさき」をつけたい(むらさきは藤の花とむらさき麦を表している)
 - ファンドより基金の方がわかりやすいのでは？
 - 「藤川」という言葉を入れた方がいい。

・その他の案

「むらさき麦ファンド」「藤川宿むらさきファンド」「むらさき麦基金」

今回は候補案を出すだけとし、正式名称は後日決定する。

3．本事業の目的と役割分担

資料 に沿って、藤川まちづくり協議会、岡崎まち育てセンター・りた、岡崎市、株式会社 創建の役割分担について説明をし、参加者全員に承認された。

4．アンケートについて

資料 に基づき、アンケートの骨子を説明し、意見交換を行い、アンケートを実施する前に、アンケートの回答率を上げるために、まずは地区住民にファンドの理解を深めること、藤川まちづくり協議会の認知度を高めることが必要であり、そのための広報物を作成することが決定した。これに伴い、住民対象のアンケート時期を12月ごろに変更することとした。

【意見交換】

- ・わかりやすい選択肢を用意してほしい。
- ・「ファンド」や「寄付」について、わかりやすい説明が欲しい。
- ・まち協の存在が藤川の住民に浸透していないのが現状なので、アンケートも返事がもらえないのでは？事前にPRなど徹底しなければならない。
- ・全体に理解してもらうために広報をおこなうなど、工夫をすべき
- ・どのように宿場町をうりだすのかという大きなビジョンを共有してからのアンケートでないかと答えにくいのではないか。
- ・まちづくり協議会をPRするイベントを開催していく。むらさきかん開館日に米屋を活用して夕涼み会を開催する

5．その他

その他、気になった点、気付いた点等について意見交換を行った。

運営主体の形態について

- ・どのような団体がファンドを運営するのか、あるいはふさわしいのかを調査・検討していく。

むらさき麦の栽培と商品化について

- ・現在、むらさき麦の栽培は、一部老人クラブが無償でやっているのと、オペレーターに委託しているものとある。商品開発は進んでいるが、販売価格が決まっていないため、供給量と価格について、検討しなければならない。
- ・むらさき麦の栽培や商品開発で、藤川で雇用が生まれ、地域内でお金が循環するような仕組みを考えていく。

以上。

②第2回推進WS（平成24年9月14日）

会議録	
平成24年9月14日 天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)	
件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 推進ワークショップ②【記録】
日時	平成24年9月14日(金) 13:30-15:30
場所	岡崎市東部地域交流センター・むらさきかん 第4活動室A・B
出席者	小林、鈴木忠、野村、川口、鈴木、石原、牛田、福山、新実、原田、江坂、牧野、加藤、西脇ほか、一般参加者計36名 平井(創建)、木下(岡崎市)、天野、山田、深田(以上、岡崎まち育てセンター・りた)
次第	1. プレゼンテーション:「市民ファンド」という解決策の可能性 2. 意見交換(ワールドカフェ):市民ファンドでどんな課題を解決し、どんな未来を創造するか?
要旨	
<p>概要</p> <p>コミュニティユース・バンク momo が実施する「地域内"志金"循環(お金の地産地消)推進事業」と連携し、藤川地区のファンド運営の担い手となる地域住民を集め、ファンドの可能性や手法についての学習と意見交換を実施した。</p> <p>「地域内"志金"循環(お金の地産地消)推進事業」は昨年度から2年間、愛知県が実施している「新しい公共支援事業」のNPO等活動基盤整備支援事業のテーマのひとつ『寄付・融資の増進』に選定された事業である。NPO等への寄附増進に関する講座や市民ファンドの検討を行って、NPO等の財政基盤が整備されるような仕組みを構築することを目的としている。</p> <p>1. プレゼンテーション:「市民ファンド」という解決策の可能性 コミュニティユースバンク・momo 代表理事 木村真樹 ・市民ファンドが必要とされている背景と仕組み、どんなことができるかを、事例紹介を交えて解説した。</p> <p>2. 意見交換(ワールドカフェ):市民ファンドでどんな課題を解決し、どんな未来を創造するか?</p> <p>【気づいたこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お金の出口(使い途)はあるが、お金の入り口が不足している。 ・小さなファンドと大きなファンドの必要性は少し異なる。小さな(地域ごとの)ファンドが大きなファンドをうまく活用できるような形が望ましい。 ・今の「当たり前」は、誰かの「ほっとけない」から始まっている。世の中には「ほっとけな 	

いこと」がまだまだたくさんある。それを誰かほかの人に頼るのではなく、自分たちで取り組んでいくことができるといいと思う。

- ・公平性の中にある自由と自由の中にある公平性の難しさ。
- ・ファンドという名前がわかりにくいので、もっとわかりやすい名前が必要。
- ・お酒を飲む、家を建てる、車を買うなど日常の行動が寄付につながっているのは非常に良いこと。
- ・お金だけではなく、仲間や情報なども一緒に循環していくことが重要。
- ・いろんな人が関わりやすい、参加しやすい形。
- ・行政に頼っているだけではダメ。
- ・寄付した先の活動が本当に良いものなのかを知る権利がある

【もっと知りたいこと】

- ・ファンドを運用する組織について。
- ・市民ファンドの人材（動く人たち）はどう集めるのか？
- ・他地域の事例（成功、失敗）
- ・寄付をどのように募っていくのか。ある程度は集まると思うが、もっと大きなお金が必要になるときは、それなりの行動が必要なのでは？
- ・寄付で集まったお金を誰がどのように使うのか。それは誰がどのように決めるのか。
- ・行政とのかかわり

添付資料「120914 推進 WS2 アンケート集計」参照

以上。

③第3回推進WS

国交省委託事業「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」

「(仮称) 藤川宿むらさき基金」検討ワークショップ 次第

0. はじめに 5min

【会議概要】

日時 2012年10月9日(火) 13:30-15:30

場所 藤川学区市民ホーム

参加 まちづくり協議会、各町総代、まちシゴト化会議メンバー

目的 次世代に伝え遺していく藤川の魅力(まちなみ、米屋、むらさき麦、子どもなど)を伝えるための通信の中身を考える

1. 今年度の全体スケジュール 5min

時期	内容	関係者	備考
7/24	推進 WS	まち協	調査事業の概要説明
8	先進事例調査	他地域の団体	
8/9	中心人物のヒアリング	鈴木総代	現状の把握
9/14	推進 WS	まち協	ファンドの可能性とは?
10/9	推進 WS	まち協	ファンド通信企画検討 まち協とは?、ファンドとは?
10/9	むらさき麦商品化 進捗報告会議	鈴木総代、 まちシゴトメン バー	むらさき麦商品化にむけた戦略会議 の報告
10下	ファンド通信発行	まち協	地域住民へ配布
11頭	推進 WS	まち協	寄付の集め方、フォーラム内容について
11中	ファンドフォーラムの 開催	まち協 地元住民、企業	藤川ファンドの可能性とは? いろいろな人の関わり方を学ぶ
12	住民アンケート調査	地域住民	地域住民の意向調査
1	推進 WS	まち協	調査状況の報告、今度の展開について
1	まとめ	まち協、市	ファンドの仕組みと運用体制の取りまとめ
2	報告会	国交省	国交省への報告
2	推進 WS	まち協、市	次年度の体制について

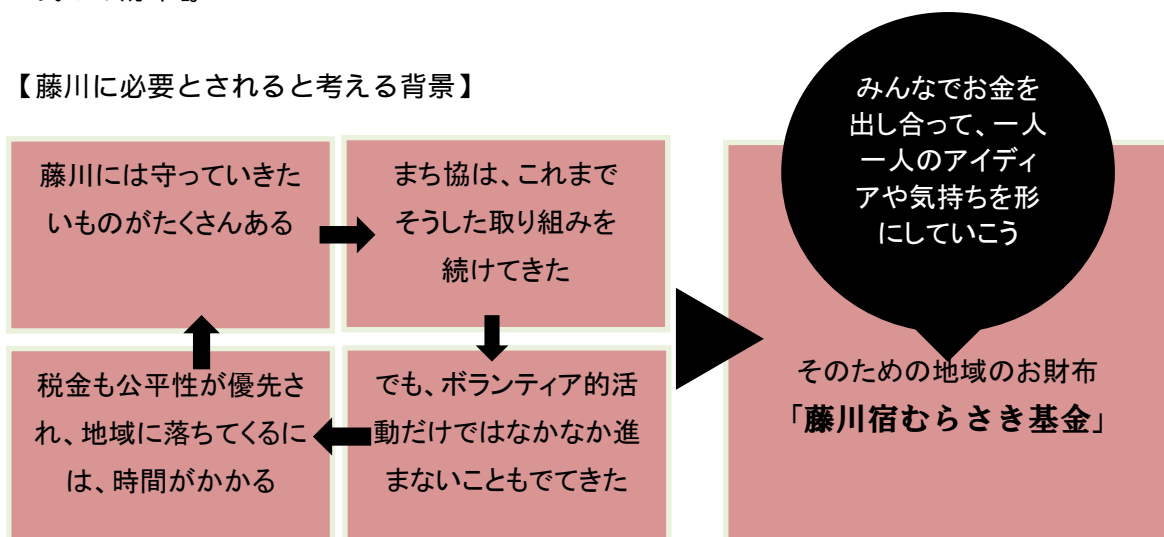
2. 前回の市民ファンドワークショップの振り返り ...別紙参照 5min

3. 「(仮称) 藤川宿むらさき基金」について 5min

【ファンドとは?】

市民が中心となり、行政や企業と連携しながら、社会や地域の課題解決のために資金(志金)を広く募り、その資金を活用して、次世代に向けた持続可能な社会をつくっていく「市民のお財布」。

【藤川に必要とされると考える背景】



4. 「(仮称) ファンド通信」発行に向けて ...別紙参照 80min

5. その他 10min

次回の推進WSについて

11月頭を予定

場所 東部地域交流センター・むらさきかん

対象 まち協、岡崎市、創建

内容 寄付の集め方について、フォーラムの中身について

ファンドフォーラムについて

日時 11月14日(水)の夜

場所 東部地域交流センター・むらさきかん

対象 地元住民、地元企業、行政など

内容 小規模ファンドの可能性について探る

参加する人たち（住民、企業、行政など）のファンドの関わり方が見えてくるような内容とする

講師 〔第一候補〕深尾さん（京都地域創造基金）

〔第二候補〕寺田さん（京町家まちづくりファンド）

〔第三候補〕土肥さん（世田谷まちづくりファンド）

会議録	
平成 24 年 10 月 9 日	天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)
件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 推進ワークショップ③【記録】
日時	平成 24 年 10 月 9 日(火) 13:30-15:30
場所	藤川学区市民ホーム
出席者	小林、鈴木忠、野村、川口、鈴木、石原、牛田、福山、新実ほか計 12 名 平井、長谷川(創建)、天野、鈴木(岡崎市) 天野、山田、深田、小嶋(以上、岡崎まち育てセンター・りた)
資料	(1) 次第 (2) 市民ファンドワークショップの振り返り (3) 「(仮称) ファンド通信」発行に向けて (4) ワークシート①、②
次第	1. 今年度の全体スケジュール 2. 前回の「推進ワークショップ②(市民ファンド WS)」の振り返り 3. 「(仮称) 藤川宿むらさき基金」について 4. 「(仮称) ファンド通信」発行に向けて 5. その他
要旨	
<p>1. 今年度の全体スケジュール (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山田(りた)より、資料(1)「1. 今年度の全体スケジュール」に基づき、事業全体の流れとそれぞれの概要について説明した。 <p>2. 前回の「推進ワークショップ」の振り返り (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(2)に基づき、同 WS のアンケートにより把握した参加者の感想を抜粋し報告し、意見交換を行った。 <p>(意見交換)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの大枠はわかったが、説明に具体性がない。地元は何を期待されているのかまだピンと来ない。 ・ファンドの説明はよくわかった。必要性和発展の形はわかったが、地域の関わり、地域のファンドと広域ファンドの関係性をしっかりと理解したい。 <p>3. 「(仮称) 藤川宿むらさき基金」について (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(1)「3.(仮称) 藤川宿むらさき基金」についてに従い、藤川にファンドが必要になってきた経緯について説明し、藤川でファンドを創設するにあたり、疑問点や課題について意見 	

交換を行った。

(意見交換)

- ・ なぜ藤川にファンドが必要か、共感・理解してもらう必要がある。
 - 子どもたちが、藤川宿やむらさき麦、米屋を通じて「いい故郷だ」と思ってもらえるまちづくりをしたい。
 - しかし、現状、人手も資金も不足している。
 - まちづくりの担い手と資金は、どうやったら集まる？
 - 100年後の藤川地区のことについて考えていく
 - ◇ 里山整備、山綱川の整備、藤の栽培、街道・散策路の整備、空き家の活用など
これらの財産をみんな(地域)の財産にしていこう
- ・ 米屋の改修について
 - 個人の財産だと、「なぜみんなのお金を個人のものに使うのか？」という声があがるのでは？
 - 寄付者に納得してもらえるような目的、理由が必要。
 - 建物の改修となると、一度に消費されて持続しないのではないか。生産性のあるもの、事業性のあるもの(たとえば、むらさき麦を販売したり、焙煎や製粉を体験できる「むらさき麦工房」や、観光客向けのガイドを養成し(有松ではガイド料1,000円を徴収)、それを収入源にするなど)にファンドを使うなどの工夫も必要。
- ・ 藤川まちづくり協議会の課題について
 - これまでまち協は、メンバーの善意・ボランティアでやってきた。が、むらさき麦の栽培などは、もう善意でやるには限度に近い。米屋の一般公開も、日数を増やすとすると当番が増えて負担も増える。ボランティアでやるのは限界。その手助けになるならファンドはいいと思う。まち協の運営にも当然お金が必要。今の活動を継続するだけでもお金と人材が必要。たまたまこれまでむらさき麦が売れて収入があったが、今はそれもない。正直きつい時期に差し掛かっている。
- ・ どうやって集めるのか(入口)、何に使うのか(出口)をはっきり示す必要がある。
 - (入口)寄付なのか、出資なのかをはっきりさせる。
 - (出口)「これのために使います」という目的(単発的)な使い方と、年会費や寄付つき商品などで集めたお金を継続的に集め、審査してお金を出す使い方とある。
 - 資金の目途(をするのに 円必要)をつける。
- ・ 誰が審査をしたり、運営をするのか？
 - 識者も交え、公平性と透明性のある審査体制が必要。運営体制については、どういった団体の形式がよいのか(任意団体、NPO法人、一般/公益社団法人、一般/公益財団法人)またそのための要件や利点などについて調査を進める。他の事例からも学ぼう。

4. 「(仮称) ファンド通信」について

- ・ 広報誌の名称について
 - 藤川まちづくり通信
 - ふじかわ未来通信
 - 藤川まちづくり通信
 - 藤川まち協だより
 といった案の中から「～100年後の未来に向けて～藤川まち協だより」に決定した。
- ・ ファンドありきで進めるという印象がある。なぜ必要か、何ができるのかをしっかりと説明した方がよい。
- ・ Q&A方式でわかりやすく解説しよう。
 - なぜファンドが必要？
 - 寄付なの？出資なの？
 - 何ができるの？

5. その他

- ・ 次回推進ワークショップ を、11月6日(火)18:30より、東部地域交流センター・むらさきかんで開催することが決定した。

総括

特定地域において景観まちづくりという(個人や特定の人に関心のある)不動産的な資源を遺していくには、そこに対してダイレクトなお金の流れではなく、生産性のある地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネス的な活動(むらさき麦の商品化や工房の設置、遊休地や空き家の活用)を通じた、不特定多数の人が関心を持つような資金循環をイメージすることが有効な手立てと考えられる。

以上。

④第4回推進WS（平成24年11月6日）

国交省委託事業「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」
「（仮称）藤川宿むらさき基金」検討ワークショップ 次第

0. はじめに 5min

【会議概要】

日時 2012年11月6日（火）18:30-20:30
 場所 むらさきかん
 参加 まちづくり協議会、各町総代、まちシゴト化会議メンバー
 内容 まち協だより発行に向けた最終確認
 藤川未来まちづくりフォーラムの目標と内容の確認
 地域住民アンケートの内容の確認

1. 今年度の全体スケジュールの確認 5min

時期	内容	関係者	備考
7/24	推進 WS	まち協	調査事業の概要説明
8	先進事例調査	他地域の団体	
8/9	中心人物のヒアリング	鈴木総代	現状の把握
9/14	推進 WS	まち協	ファンドの可能性とは？
10/9	推進 WS	まち協	ファンド通信企画検討 まち協とは？、ファンドとは？
10/9	むらさき麦商品化 進捗報告会議	鈴木総代、 まちシゴトメン バー	むらさき麦商品化にむけた戦略会議 の報告
11/6	推進 WS	まち協	アンケート内容、フォーラム内容について
11/8	ファンド通信発行	まち協	地域住民へ配布
11/14	ファンドフォーラムの 開催	まち協 地元住民、企業	藤川ファンドの可能性とは？ いろいろな人の関わり方を学ぶ
12	住民アンケート調査	地域住民	地域住民の意向調査
1	推進 WS	まち協	調査状況の報告、具体的な内容の検討
1	まとめ	まち協、市	ファンドの仕組みと運用体制の取りまとめ
2	報告会	国交省	国交省への報告
2	推進 WS	まち協、市	次年度の事業展開と実施体制について

2. まち協だより発行に向けた最終確認 ...別紙参照
3. 藤川未来まちづくりフォーラムの目標と内容の確認
4. 地域住民アンケートの内容について ...別紙参照
5. その他

3-2.推進会議

(1)推進会議の概要

ファンドの仕組み等について意見交換を行うと同時に、ファンド創設の側方支援者、市内他地域への展開を図る担い手を発掘する場として、協議体委員及びファンドへの資金提供想定団体、専門家機関等で構成する会議体を開催した。

4.実務者会議

(1)実務者会議の概要

本業務を実施するにあたり、岡崎市、岡崎まち育てセンター・りた、(株)創建の3者で実務者会議を行い、事業の進捗確認及び調査内容の検討等について、以下の要領で討議を行った。

- ①第1回実務者会議(平成24年8月17日)
- ②第2回実務者会議(平成24年9月14日)
- ③第3回実務者会議(平成24年10月25日)
- ④第4回実務者会議(平成24年11月28日)
- ⑤第5回実務者会議(平成24年12月4日)
- ⑥第6回実務者会議(平成25年1月10日)
- ⑦第7回実務者会議(平成25年2月6日)
- ⑧第8回実務者会議(平成25年2月20日)

(2)実務者会議の記録

①第1回実務者会議（平成24年8月17日）

藤川景観まちづくりファンド
実務者会議 次第

120817 岡崎まち育てセンター・りた

1. 確認事項

(1) 地元の中心メンバーへのヒアリング調査について

- ・むらさき麦関連商品の状況
- ・まちづくり協議会の小委員会と部会展開について

2. 検討事項

(1) 本事業を通じて目指すべき成果イメージの検討・共有

- ・ファンドの出し手の範囲や属性はどのようなものか？
- ・ファンドの受け手の範囲や属性は？
- ・ファンドの運営体制は？
- ・どんなテーマ、取り組みがあるか？

(2) 全体の事業スケジュールの見直しについて

- ・先進事例調査
- ・識者（木村さん／土肥さん）を呼ぶ位置づけ及び時期
- ・会議体の位置づけ、呼びかけメンバー及び時期
- ・アンケートの位置づけ及び時期
- ・アンケートの結果とファンドの形のひもづけ

(3) 調査に先立ち、住民に発信すべき内容と方法

- ・市民ファンドとは何か？：ファンド啓発情報誌の検討
- ・藤川まちづくり協議会の認知度向上に向けて

3. その他

- ・次回日程と役割分担について

会議録

平成 24 年 8 月 17 日

天野 裕(岡崎まち育てセンター・りた)

件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 実務者会議
日時	平成 24 年 8 月 17 日 (金) 9:50-12:15
場所	岡崎市役所西庁舎 B1F 会議スペース
出席者	木下 (岡崎市)、平井、長谷川 (創建)、山田、天野 (りた)
資料	(1) 業務内容確認資料① (2) 業務内容確認資料②年間スケジュール (3) まちづくり資金等の集め方の事例 (4) 藤川地区の地域資源
次第	1. 確認事項 (1) 地元の中心メンバーへのヒアリング調査について 2. 検討事項 (1) 本事業を通じて目指すべき成果イメージの検討・共有 (2) 全体の事業スケジュールの見直しについて (3) 調査に先立ち、住民に発信すべき内容と方法 3. その他

要旨

1. 決定事項

(1) 住民アンケートの方向性

- ・ 地域住民にファンドの妥当性を問うためのアンケートとする。
 - 賛同が得られれば創設に向けてそのまま詰めていく。賛同が少なければ修正が必要。
- ・ 実施時期は 12 月を予定 (調査、制度設計後に実施)。「年間スケジュール」の『4. 新たな仕組みの効果の検証』『5. 実証的な検討に基づくノウハウの確立』を若干前倒しにして、その後アンケートをする。
- ・ アンケート実施に先立って、啓発用ニュースレター「(仮称)ファンド通信」を発行。
 - まち協の PR 広報紙として、印刷費を捻出してもらえないか打診。

(2) 事例調査について

- ・ 直接ヒアリングに行く旅費は積んでいないので、アンケートや電話ヒアリングを主軸に考える。
- ・ 半分は共通項目、もう半分は特徴に合わせた個別項目とする。
- ・ アンケートで知りたいこと
 - 寄付の集め方のバリエーションと効果
 - 寄付の対象となるテーマについて
 - どのように対価を設定しているか

- どのように事務局を運営しているか
 - ・ 掘り下げたい事例候補
 - 選定基準：事務局が横断的な主体（行政、NPO等）によって運営されているか
 - 3. 京都地域創造基金
 - 8. ぎふ景観まちづくりファンド
 - 21. 京町家まちづくりファンド
 - 24. 環境保全金付き酒
 - 地域創造基金みやぎ、沖縄みらいファンド等は京都地域創造基金に近い。情報収集は可能（山田）
 - 6. 上越市歴史的建造物等整備支援基金は、国交省助成調査の「わが国における歴史まちづくりを目的としたまちづくりファンドの到達点と課題」で取り上げられている。
 - ・ 現状の担い手は横断的でなくても、創設背景にはいろいろな主体が関わっている可能性もある。
 - 7. 東京歴史まちづくり基金も、いろいろな担い手が関わっているのでは？
 - ・ 市民ファンド推進連絡会に調べるべき事例について聞いてみよう。
 - ・ 市民ファンドを網羅的に調べた調査・研究がないか、識者に聞いてみよう。
 - Momo・木村さん
 - 世田谷まちづくりファンド運営委員長・土肥さん
 - MINTO 機構
 - ・ 事業名にも謳っている「持続可能」をどう定義づけるか。資金総額の推移？支援プロジェクトの成果？
 - いかに運営資金を担保しているかに着目する。
 - ◇ 他事例で「運営資金のためにお金を出しているわけではない」という声もある。
 - ・ 町会費を活用してファンドをしているところはないか？
 - ・ 宝くじを活用してファンドにしているところはないか？
- (3) 運営主体のイメージ
- ・ 藤川まちづくり協議会+りた+識者
 - どのように運営資金を捻出するかがカギ。小規模だと組織マネジメントコストに圧迫される。
 - ・ 公益財団法人になると寄付控除が受けられる。
 - ・ 運営主体は、中間支援機能を有しているべき。その部分をりたが担う。
 - 調査の成果として明記できるとよい。
- (4) 役割分担
- ・ 創建のミッション
 - ファンド事例調査

- 改修試算
- ファンドで活かせる地域資源のリストアップ
- ・ いたのミッション
 - ファンド事例に関する事前ヒアリング
 - 「ファンド通信」の企画

(5) 事例リスト(創建作成)について

- ・ 設立年も項目として加える。
- ・ この4つの分類で妥当かどうかは引き続き検討する。
- ・ このリストは、当面内部用の資料としてバージョンアップさせていき、ゆくゆくは調査成果としてまとめる。
- ・ 「集め方」の事例だけでなく、資金の使われ方・テーマにも留意したい。

(6) その他

- ・ 会議体について
 - 実施時期：中間報告(10月末)と住民アンケート(12月)の間とする。
 - 出し手と受け手、双方の啓発を考える機会としたい。
- ・ 次回実務者会議について
 - Momoの木村さんをお呼びして、最近の市民ファンドの動向や、参考にすべき事例について話をしてもらおう。
 - 日程：9月14日(金)15:00~
- ・ 関連する制度等について
 - 名古屋や豊田では、地域委員会がお金の使途を決められる。行政の持っている補助金を一つのパッケージにすれば、同様の自由度のあるお金の使い方ができるのではないか。
 - 過疎化が深刻な自治体では、ふるさと納税の対価のデザインが考えられている。岡崎も対価を検討すべき。
 - 毎年、市に寄付をしてくれる人が相当程度いる(お金だけでなく、建物、土地、山など)。寄付者に対して何の目的に使ってほしいかを聞いて、ファンド的に使えたらよいのでは？
 - ◇ 「地域のお財布」があればそこに寄付したいという人も出てくるだろう。
- ・ 愛知県のファンド調査について
 - 調査対象は、支援対象がNPO・市民団体のファンド限定。
 - 次の会議は2ヶ月以内で調整中。

2. 検討事項

(1) 全体の事業スケジュールの見直しについて

・ 先進事例調査

- 「社会貢献等に熱心な…」の事例は公共主体
- 集め方での分類に対して、ファンドの対象（テーマ限定か否か）
- （仕様書より）行政との絡み、
- 設立年も情報としてほしい。
- オーナー制度
- バランス・シート
- みやぎ復興創造基金
- 新しいファンドは「いいとこ取り」になるのでは？まったく新しい発想で
- 大垣も作る動き
- スポンサーがつく基金はわかりにくい。最初はわかりやすく設計し、段階的にお金の集め方を
- シンボルがはっきりしていた方がよいのでは？総代は米屋以外の用途も考えていたが、最初は米屋に絞った方がよいのでは？
- 最初は数千万という公的資金を入れて象徴的な改修を行い、第2、第3の動きは民間資金メインで行うというシナリオを描く。
- 行政のお金は取り崩し、民間のお金で積んでいく。
- 岐阜ではイベント「木曾川日和」の収入を景観まちづくりに使おう
- MINTO 機構
- 藤川の子供たちは米屋への想いが強い。
- MINTO 機構がファンドに入れる意味
 - ◇ 共益的
- アンケート項目
 - ◇ オーナー制度
 - ◇ 寄付つき商品
 - ◇ イベント
 - ◇ テーマ
- どんな運営主体？
 - ◇ まち協+りた？
 - ◇ 公益財団法人になると寄付控除
 - ◇ 運営主体と中間支援者がセットになるとよい
 - 調査の成果として明記したい
 - ◇ 名古屋や豊田では地域委員会がお金の用途を決められる
 - ◇ 行政の持っている様々な補助金を一つのパッケージにしたい意向はある。
 - ◇ 補助金にもレビュー・審査が必要
 - ◇ 宝くじは？

- ◇ それぞれにお金の集め方に対して、運営主体としての条件があるのでは？
- ◇ ふるさと納税の対価のデザイン
- ◇ 毎年、市に寄付してくれる人は結構いる。用途を聞いてみるといいかも。
- ◇ 地域のお財布があれば、そこに寄付したいという人も出てくるだろう。
- 愛知県のファンド調査はいつごろできそう？
 - ◇ 次の会議は2ヶ月以内で調整中
 - ◇ 調査対象ファンドは、支援対象がNPO・市民団体限定
 - ◇ 京都地域創造基金、世田谷まちづくりファンドは調べなくてもわかる。
 - ◇ Just giving や Readyfor?などはファンドレイジングの手法。ほかの事例とは異なるのでは。
 - ◇ 直接ヒアリングに行く旅費は積んでないので、アンケートを主軸に考える。アンケートはたくさん
- アンケートで得る成果
 - ◇ 寄付の集め方の妥当性
 - ◇ テーマの妥当性
 - ◇ 対価の妥当性
 - ◇ MINTO 機構
- 国が求める調査の成果
 - ◇ 歴史的な発展の研究する？
 - ◇ 藤川のための事業であり、そんな事業費をもらっていない。
- 4つの分類で妥当か？
- 事例選定基準：組織（事務局）が横断的な主体（行政、NPO等）によって運営されているか。
 - ◇ 3．京都地域創造基金
 - ◇ 8．ぎふ景観まちづくりファンド
 - ◇ 21．京都町家まちづくりファンド
 - ◇ 24．環境保全金付き酒
 - みやぎ復興創造基金、沖縄みらいファンド等は、京都地域創造基金に近い形。情報収集はすぐにできる（山田）。
 - 6．上越市歴史的建造物等整備支援基金は、PDF論文で取り上げられている。
- 創設背景にはいろいろな主体が関わっている可能性もある。
 - ◇ 7．東京歴史まちづくり基金も、
- 連絡協議会に聞いてみる
- 網羅的な調査・研究がないか聞いてみる。
 - ◇ Momo 木村さん、世田谷まちづくりファンド土肥さん、日本ファンドレイジング協会・鶴尾さん
- 事務局の担い手の持続性

- 「持続性」をどのように定義づけるか
 - ◇ 資金総額の推移
 - ◇ 支援プロジェクトの成果
- 運営資金の担保方法
 - ◇ 運営主体アンケートで聞きたい。「運営資金のためにお金を出しているわけではない」という声も。
- アンケート対象が4, 5個であればそれほど負担はない。
- 半分共通項目、半分個別項目
- このリストは、当面内部検討資料としてまとめていく。ゆくゆくは調査成果としてまとめる。
- Momoの木村さんに話をしてもらってまとめてみよう。
- ・ 運営主体のイメージ
 - まち協+りた+学識経験者
 - どのように運営資金を捻出するか。小規模だと組織マネージメントコストに圧迫されるのでは。
- ・ スケジュールの見直し
 - アンケートを意識調査
 - ◇ 賛同が得られれば創設可能。賛同が少なければ修正が必要。
 - ◇ 年間スケジュールの「4」「5」の検証が終わった後、12月にアンケート実施。
 - ◇ 「4」「5」を前倒し。
 - ◇ 啓発用ニューズレター「ファンド通信」の発行をアンケートに先行して行う。
 - まち協通信として、印刷費も捻出してもらおう
 - ◇ 米屋の動きをどう作るか
 - ◇ 道の駅の開駅に合わせて何かしたい。
 - ◇ 事例調査：10月末を目途
 - ◇ 創建の3つのミッション：ファンド事例紹介、改修試算、ファンドで活かせる地域資源
 - ◇ りたのミッション：ファンド事例のヒアリング、ファンド通信の計画
 - ◇ 識者の招へい時期
 - 改めて選定し直すか
 - アンケート前の住民啓発をねらうか、運営の仕組みを学ぶことをねらうか
 - 前者であればMomo木村さんでもよいかも。
 - 中間報告（10月末）とアンケート（12月）の間
 - 町会費を活用してファンドしているところはないか？
 - ◇ 岡崎は町会加入率が高い。
 - ◇ 地元の団体との折り合いをどうつけているか？
 - 推進WS2の日程

➤ 会議体の時期

◇ 先進事例調査の後

◇ 出し手の啓発と受け手の啓発を考えていく

- ・識者（木村さん／土肥さん）を呼ぶ位置づけ及び時期
- ・会議体の位置づけ、呼びかけメンバー及び時期
- ・アンケートの位置づけ及び時期
- ・アンケートの結果とファンドの形のひもづけ

(2) 調査に先立ち、住民に発信すべき内容と方法

- ・市民ファンドとは何か？：ファンド啓発情報誌の検討
- ・藤川まちづくり協議会の認知度向上に向けて

3. その他

- ・次回日程と役割分担について
9月14日（金）15時より

以上。

②第2回実務者会議（平成24年9月14日）

藤川景観まちづくりファンド
実務者会議 次第

120914 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成24年9月14日（金）15:30～17:30

場 所：岡崎市東部地域交流センター・むらさきかん 防災活動室

出席者：木村（コミュニティ・ユース・バンク momo）、木下（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、
山田、深田、天野（岡崎まち育てセンター・りた）

資 料： 委託業務実施要領、年間スケジュール、まちづくり資金等の集め方の事例

1．確認事項：「持続可能な景観まちづくりファンド検討調査」について …資料、

2．検討事項：本事業を通じて目指すべき成果イメージの検討・共有

- ・ファンドの出し手の範囲や属性はどのようなものか？
- ・ファンドの受け手の範囲や属性は？
- ・ファンドの運営体制は？
- ・どんなテーマ、取り組みがあるか？

以上。

③第3回実務者会議（平成24年10月25日）

藤川景観まちづくりファンド 実務者会議 次第

121025 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成24年10月25日（木）13:00～15:00

場 所：岡崎市役所西庁舎地下1階会議室

出席者：木下（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（岡崎まち育てセンター・りた）

資 料： 推進WS3記録

1．推進WS3振り返り（Lita）

- ・ なぜ藤川にファンドが必要か、共感・理解してもらう必要性がある。
 - 子どもたちが、藤川宿やむらさき麦、米屋を通じて「いい故郷だ」と思ってもらえるまちづくりをしたい。
 - しかし、現状、人手も資金も不足している。
 - まちづくりの担い手と資金は、どうやったら集まる？
 - 100年後の藤川地区のことについて考えていく
 - ◇ 里山整備、山綱川の整備、藤の栽培、街道・散策路の整備、空き家の活用などこれらの財産をみんな（地域）の財産へ
- ・ 米屋の改修について
 - 個人の財産だと、「なぜみんなのお金を個人のものに使うのか？」という声があがるのでは？
- ・ どうやって集めるのか（入口）、何に使うのか（出口）をはっきり示す必要がある。
 - （入口）寄付なのか、出資なのかをはっきりさせる。
 - （出口）「これのために使います」という目的（単発的）な使い方と、年会費や寄付つき商品などで集めたお金を継続的に集め、審査してお金を出す使い方とある。
 - 資金の目途（ をするのに 円必要）をつける
- ・ 誰が審査をしたり、運営をするのか？
 - 他の事例を学ぼう
- ・ 広報誌名称：「～100年後の未来に向けて～藤川まち協だより」に決定
 - 広報誌：10月末発行予定（現在作業中）
- ・ 総括
 - 特定地域において景観まちづくりという（個人や特定の人に関心のある）不動産的な

資源を遣していくには、そこに対してダイレクトなお金の流れではなく、生産性のある地域資源を活かした CB 的な活動（むらさき麦の商品化や工房の設置、遊休地や空き家の活用）を通じた、不特定多数の人が関心を持つような資金循環をイメージすることが有効な手立てと考える

2．ファンドフォーラム（推進会議）進捗（Lita）

・ファンドフォーラムで目指すもの

ファンドというものがどういうものかを知ってもらう

基調講演 40min 【講師】

- ファンドとは何か？
- 資金の集め方
- ファンドの用途と成果
- 助成対象の選定方法
- 運営主体と助成先への支援
- ファンドの運営上の課題

ファンドによって地域がどのように変わったかという成功事例（イメージ）を共有する
事例紹介（先進事例調査から 3～4 個） 20min 【創建】

今の藤川とこれからの藤川の可能性を知ってもらう

まち協の紹介 10min 【まち協】

この取り組みを自分たち事に変えてもらうような意識変革を起こす

分科会形式（テーマなり関わり方ごとに分ける）40min 【Lita + まち協】

・対象

- 藤川学区住民
- 資金の出し手（商工会議所、青年会議所、青経連、ライオンズ、ロータリークラブ、岡崎パブリックサービス、おかしん等各種団体）

・基調講演の講師

- 第 1 候補：京都地域創造基金・深尾さんが調整の末、不調に終わる。
- 第 2 候補：京町家まちづくりファンド担当者に打診。
◇ 現在、ファンド立て直しのため、かなり多忙。市から依頼する方がよさそう。
- 第 3 候補：世田谷まちづくりファンド土肥さん / momo 木村さん

3．先進事例アンケート調査進捗（創建）

4．住民アンケートの骨子について（創建）

5 . 推進 WS 4 の内容について (Lita)

6 . 今後の進め方

7 . その他

- ・まちシゴト化プロジェクト

以上。

会議録	
平成 24 年 10 月 27 日 天野 裕 (岡崎まち育てセンター・りた)	
持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 実務者会議	
平成 24 年 10 月 25 日 (木) 13:00~15:00	
岡崎市役所西庁舎 B1F 会議スペース	
木下 (岡崎市)、平井、長谷川 (創建)、山田、深田、天野 (岡崎まち育てセンター・りた)	
資料	(1) 業務内容確認資料① (2) 業務内容確認資料②年間スケジュール (3) まちづくり資金等の集め方の事例 (4) 藤川地区の地域資源
次第	1. 確認事項 (1) 地元の中心メンバーへのヒアリング調査について 2. 検討事項 (1) 本事業を通じて目指すべき成果イメージの検討・共有 (2) 全体の事業スケジュールの見直しについて (3) 調査に先立ち、住民に発信すべき内容と方法 3. その他
要旨	
1 . 推進 WS3 振り返り (Lita) <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌名称 : 「 ~ 100 年後の未来に向けて ~ 藤川まち協だより 」 に決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広報誌 : 10 月末発行予定 (現在作業中) ➢ どういう経緯で立ち上がったのか <ul style="list-style-type: none"> ◇ 木下さんにヒアリング ➢ まち協だよりって何 ? <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自己紹介的な文章を入れる。 ➢ 愛産大に手伝ってもらう <ul style="list-style-type: none"> ◇ 編集、デザイン、取材 ➢ みんなが欲しい情報、伝えたい情報を取りに行く。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ むらさき麦商品開発者の想い ・ 総括 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定地域において景観まちづくりという (個人や特定の人に関心のある) 不動産的な資源を遺していくには、そこに対してダイレクトなお金の流れではなく、生産性のある地域資源を活かした CB 的な活動 (むらさき麦の商品化や工房の設置、遊休地や空 	

き家の活用)を通じた、不特定多数の人が関心を持つような資金循環をイメージすることが有効な手立てと考える

2. ファンドフォーラム(推進会議)進捗(Lita)

(1) 今の藤川とこれからの藤川の可能性を考える。

- ・ まち協があること自体、特別なこと。
 - 遺したいものがある。

(2) ファンドの成功事例の紹介【momo 木村氏】

(3) 手法の紹介【創建】

(4) 分科会

- ・ ファンドフォーラムで目指すもの

ファンドというものがどういうものかを知ってもらう

基調講演 40min 【講師】

- ファンドとは何か？
- 資金の集め方
- ファンドの用途と成果
- 助成対象の選定方法
- 運営主体と助成先への支援
- ファンドの運営上の課題

ファンドによって地域がどのように変わったかという成功事例(イメージ)を共有する
事例紹介(先進事例調査から3~4個) 20min 【創建】

今の藤川とこれからの藤川の可能性を知ってもらう

まち協の紹介 10min 【まち協】

この取り組みを自分たち事に変えてもらうような意識変革を起こす

分科会形式(テーマなり関わり方ごとに分ける) 40min 【Lita + まち協】

- ・ 対象

- 藤川学区住民
- 資金の出し手(商工会議所、青年会議所、青経連、ライオンズ、ロータリークラブ、岡崎パブリックサービス、おかしん等各種団体)

- ・ 基調講演の講師

- 第1候補：京都地域創造基金・深尾さんが調整の末、不調に終わる。
- 第2候補：京町家まちづくりファンド担当者に打診。

◇ 現在、ファンド立て直しのため、かなり多忙。市から依頼する方がよさそう。

➤ 第3候補：世田谷まちづくりファンド土肥さん / momo 木村さん

3. 先進事例アンケート調査進捗（創建）

・ ぎふファンド

- 問14の「委託費200万円」は、何の委託費か、また、200万円の内訳を聞く
- あいち市民ファンド=300人の賛同人、300万円の設立資金を目指している。300万円は設立金絵助成金として、用途をあらかじめ設定して募る。
- 市民からの寄付が52万円（設立時）は少ない感じがする。

・ 住民アンケート

- 11/14 ファンドフォーラムで、アンケートの骨子（いつごろ、誰を対象に）を説明する。
- ファンドの必要性を尋ねる。
 - ◇ 必要だと感じる人は、どういう形で
 - ◇ 関心がない人には、「なんで関心がないのか」を聞く
- ファンドフォーラム参加者は、どれだけ多くても200人。まち協だよりが全戸配布するとすると、そこで配るより、まち協だよりで周知した方がよいでは。

4. 住民アンケートの骨子について（創建）

- ・ 何問までいいか？
- ・ 何年か使用するような
- ・ 個人財産だけど、どういう条件か？
- ・ 米屋がどういう状況だったら寄付するか？
- ・ 米屋の改修は、あくまでまちづくり活動全体の一つの事例として位置付ける。
- ・ まったく関心のない人の声は有効票か？
- ・ 賛同しない人は、「どうしたら賛同できるか」を尋ねる。
- ・ 河川整備は行政、でも河川に花を植えるのは市民
- ・ アンケートは「調査」よりも「啓発」
- ・ スケジュール
 - 10月中：タタキを川村さんへ
 - 11/6：WS でまち協+住民へ打診
 - 11/22：

以上。

④第4回実務者会議（平成24年11月28日）

藤川景観まちづくりファンド 実務者会議 次第

121128 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成24年11月28日（水）13:00～15:00

場 所：岡崎市役所西庁舎地下1階会議室

出席者：鈴木（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（岡崎まち育てセンター・りた）

資 料： ファンド推進会議振り返り、 国交省中間報告振り返り

1．ファンド推進会議（藤川未来まちづくりフォーラム）振り返り【資料1】

2．国交省中間報告振り返り【資料2】

3．住民アンケートについて

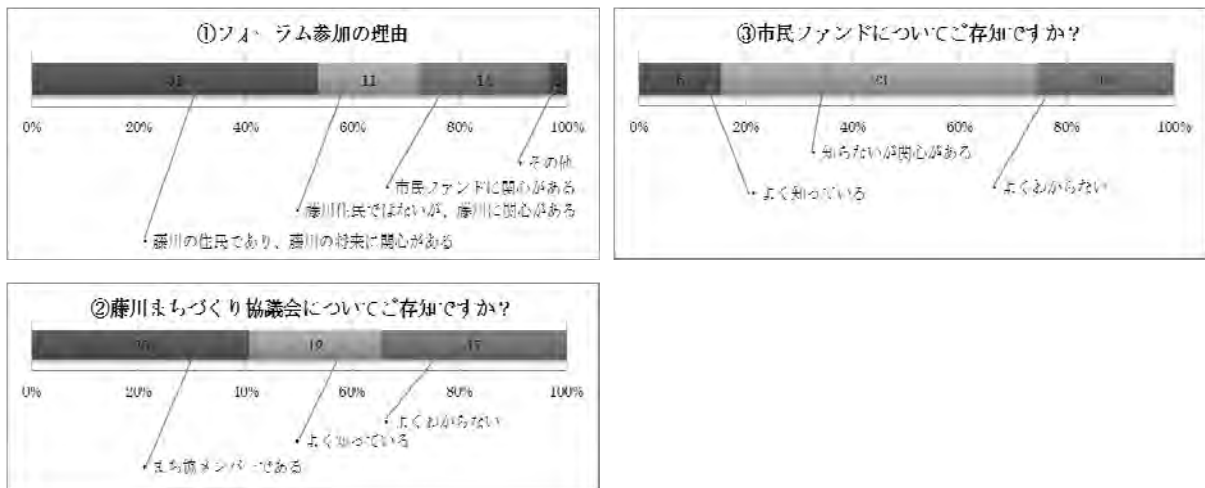
- ・具体的な寄付の対象となるテーマ・活動の設定
 - 米屋改修と利用イメージ
 - むらさき麦オーナー制度
 - むらさき麦工房
 - 子ども・学生の取り組み
- ・寄付方法
 - 定例的
 - 単発的
 - 寄付つき商品
- ・上記テーマの具体的な収支シミュレーションをした上で「いくら出せるますか」設問追加
 - スキームまで示すか要検討
- ・紙面ボリュームと体裁
- ・配布方法
- ・スケジュール

4．その他

資料 1

藤川景観まちづくりファンド実務者会議 資料
 ファンド推進会議（藤川未来まちづくりフォーラム）振り返り

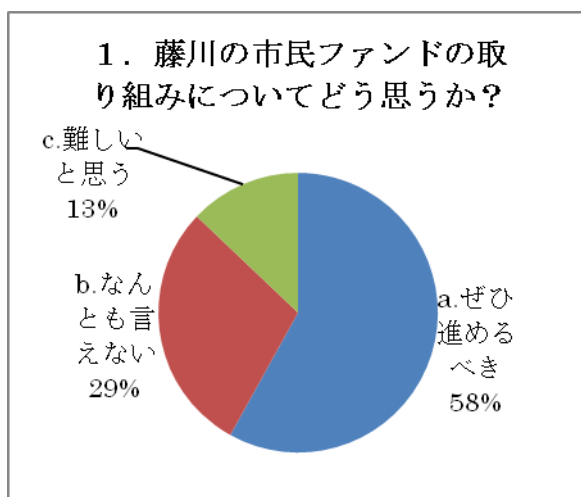
1. 入口アンケート



2. アイスブレイク～意識ゲーム～（momo 木村さん講演後の × アンケート）

- ファンドについてなんとなくわかった : 52、× : 2
- こうした取り組みを自分のまちでやるのも面白うそうだと : 42、× : 10
- 具体的に何をするのかまだ見えてこない : 37、× : 9

3. 藤川未来まちづくりフォーラム（ファンドフォーラム） アンケート



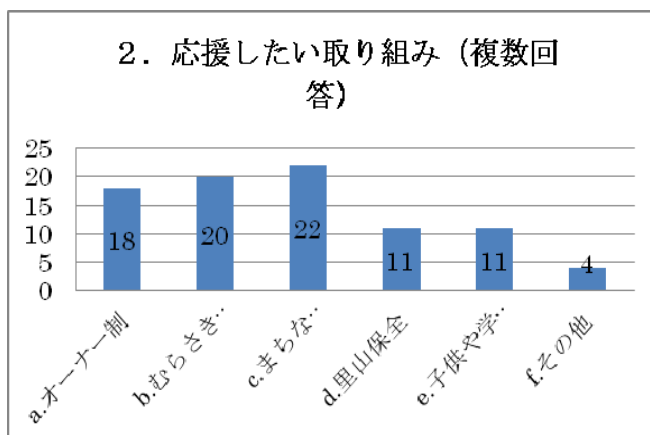
- 「1. 藤川ファンド...」が難しいと思う理由
- ・継続的に進める体制作りが課題になる？（藤川）
 - ・何から始め何をすることが具体的によくわからない。（藤川）
 - ・産業がない。経済活動がない。（上地）
 - ・どの家庭もどんな方々も財布の中は乏しい中で「よし、これに寄付してみよう！」と思わせて共感を得ることは、さほどの魅力が伝えられないと難しいのでは？（甲山）

「2. 応援したい…」その他の意見

- ・働く場の提供
- ・学校給食にむらさき麦うどんを使用してもらいたい。
- ・川の利用が、環境美化は当然ながら、外来者を呼ぶから。
- ・オーナー制度を発展させて、むらさき麦を6次産業化まで事業化に発展させる。

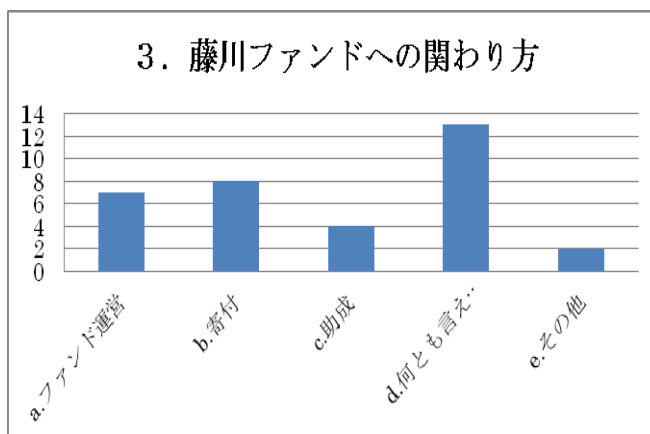
100年後の「藤川の姿」を明確にしたまちづくり

藤川を交流人口を増やす機会、場所を増やす活動も進めたい。



「3. 関わり方」その他の内容

- ・むらさき麦麺(きしめん、ラーメン、そば、焼きそば)を製造販売したいから。(岩瀬食品)
- ・空き家を簡単にリフォームして、そこに大学の学生が暮らすしくみを作れたら、と考えています。(愛産大生)
- ・地域美化作業(まち協メンバー)



4. 自由記述欄（抜粋）

- ・「むらさき麦」の活用法、魅力作りを第一に考えたい。(藤川・八木さん)
- ・活動に若い人を組入れる方法を考えたい。(まち協・稲森さん)
- ・むらさき麦の栽培に当たり人手不足等の手当てに当てる。(まち協・石原さん)
- ・藤川に住む人間は少なくない。が、藤川だけでは地域が小さいと思うんだが・・・。経済活動は、する気があるのか？(上地学区)
- ・ファンドで資金をどの位必要か、何をするのにどの位かかるのか具体的に出してほしい。(まち協・新実さん)
- ・むらさき麦のオーナー制度、興味がありますが、収穫後の活用法等、個人で使うのが難しいので、それも含めたアドバイスとか、イベントがあると良いと思いました。健康を気にしている人等ターゲットにしたらどうでしょうか？(しまうまカフェ)
- ・ファンドで募ったお金だけでなく、お金を提供した人々の思い等も寄せられると思う。その思いも大切にしてほしい。(パブリック・武笠さん)

(4) momo 木村さん指摘事項

- ・ どのくらいの費用が必要か (米屋の年間賃料、むらさき麦工房の(麦加工のための)設備

費、むらさき麦一色にする仕掛け等) 規模感を明確にする。

- ・ どんな人が寄付してくれそうか、ターゲットを明確にする。
- ・ ファンドは 1 回きりの寄付ではなく、寄付を集め続けることが重要。お願いごとをし続けるのはお互い辛くなってくる。どう地域がよくなったのか、情報を共有し、共感を得ることが必要。

(5) 概括

- ・ 参加者のうち、まち協メンバーが全体の 4 割、藤川住民が 5 割強。
- ・ momo 木村氏の事例紹介で市民ファンドの理解はある程度深まったが、具体的な関わり方についてはまだイメージできていない。これは協議体としても、具体的なイメージが定まっていないため、関わり方のメニューの具体化を進める必要がある。
- ・ また、アンケート作成に向けて、資金を必要な活動と寄付の規模を明確し、寄付の規模感やテーマに応じて、ファンドレイジングの対象の設定を明確にする必要がある。

資料 2

藤川景観まちづくりファンド実務者会議 資料
国交省中間報告振り返り

121128 岡崎まち育てセンター・りた

1. 卯月先生指摘事項

先進事例調査について

- ・ 世田谷、高知は行政の資金がほとんど（95%～）だから、「社会貢献…」という分類に入っているのに違和感がある。
 - 「行政が出資して創設されたファンド」としたらどうか
 - 世田谷は、行政が最初にどーんとお金を出しているのだから、民間から集まらないという矛盾を抱えている。

藤川ファンドの方向性について

- ・ 藤川の将来ビジョンは何か？
- ・ ファンドを創るうえで、「何に使うのか」を明確にする。ハードなのか、ソフトなのかによって調査の内容が変わってくるのでは？
- ・ 他のファンド事例
 - 世田谷ではソフトのために始まったが、MINTO 機構の仕組み（半分補助）を使って、途中からハードに展開が広がった。
 - 横浜「まち普請事業」はハード
 - 寄付つき商品で町家をなおす事例（輪島） ネットで全国に呼びかけ、対価としてお酒を送る。
 - マッチングギフト方式 民間が集めた同額を行政が上乘せして2倍にする。
 - 行政が主導してやるのはよくない。
 - 「こうちこどもファンド」では、寄付を集める上で、子どものために寄付を集めるのが現実的。商工会女性部に任せている。
- ・ 運営主体
 - 公益信託にやってもらうのが意味効率的。しかしファンドレイジングはやってくれない。商工会議所など既存のところに担ってもらうという手も。
- ・ 子どもの関わり
 - 子どもはやはりキーワードだと考えている。
 - 佐渡の教育景観賞：地元の子どもたち（中学生、高校生）がボランティアガイドをする。
 - 掛川市長（早稲田出身）が、地元の人から新幹線の駅を創るための寄付を募るときのセリフ「地元に戻ってきてくれないでしょ？新幹線の駅ができると子どもが戻ってきやすくなりますよ。」が殺し文句だった。

米屋活用について

- ・ 誰が管理するのか？
- ・ ターゲットを観光客にするのか、地元の子どもたちの体験学習の場とするのか。
- ・ 子どもの宿泊体験施設 たとえば、「岡崎で育った子どもは一度はあそこに泊まったことがある」という状態を目指す。
 - Ex) ポストンのチルドレン・ミュージアム 体験型
 - 教育委員会が予算をつける（例：一泊 1,000 円） ベーシックな収入源になる。
 - 特殊解の中に普遍性を見出す。
- ・ 伝建地区じゃない場所でいいまちづくりの場所 = 谷中では、ちょっとこだわりの店。古本屋、外国人のお店
 - チャレンジショップに出資するとか、まちなみに配慮した改修計画をするとか、戦略的な事業者誘致を仕掛けるのも手。

住民アンケートについて

- ・ 「あなたはいくら出せますか？」と仮定でも突っ込んで聞いた方がよいのではないかと。
 - 1回ならこれくらい、1年に1回ならこれくらいという額を明確に出してもらおう。
- ・ 前文が、行政が書いたような固い文章。もっと共感を呼べるような文にした方がよい。
 - 行政だけではもう限界。市民が出せるのは、お金か知恵か汗か、いずれかを迫るような問いかけにしてはどうか。
- ・ これまでの取り組みをしっかりと伝える。
 - 「藤川のまちづくりって何？」というところを明確にしないと、ごまかされているような気がする。「まち協」がむらさき麦の事業収益を上げている実績があることをPRした方がよいし、まちシゴトの取り組みについても触れた方がよいのでは。

2. 国交省指摘事項（木下さんより：中間報告後、大樹寺視察中のやり取り）

（1）全体

- ・ 国土交通省としては、卯月先生の視点も当然必要であるが、国の調査という観点から仕様書に記載事項については、しっかりと履行義務を果たすこと。
- ・ 感想としては、ファンドのスキームの精度や工夫等が期待以下。アンケート調査ももっと内容のあるしっかりとしたものでないと意味がない。米屋ばかりであるが、一般的な外観の修理費用等や改修プランのバリエーション、運用をあげるモデル事業のパターン、それらを踏まえたシミュレーションも必要。

（2）事業

- ・ むらさき麦を代表とする「生産」もひとつの入口であるが、もっと幅広く資金確保するためのバリエーションを列記し、そのひとつひとつをシミュレートし、出口もいろいろ

な「歴史まちづくり」におけるバリエーションが具体的に明示できるように。

- ・ これらの全体のモデルに金額がのってくるシミュレーションが欲しい。
- ・ 現段階の調査報告では、米屋を直して何に使い、何のメリットがあるのかまで説明しきれていない。直した米屋でどのような事業を展開していくのかという事業モデルをいくつか示す必要がある。

(3) アンケート調査

- ・ 賛成か反対かの問いは望ましくないが、いくら出せるかの問いはないと調査の意味がないのでは。当然、資金の拠出の問いに対しては、しっかりと資料によって事業モデルの説明をすることが欠かせない。ボリュームが多くとも実のあるアンケート調査にしなければ意味がない。

⑤第5回実務者会議（平成24年12月4日）

藤川景観まちづくりファンド
実務者会議 次第

121204 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成24年12月4日（火）9:00～11:00

場 所：岡崎市役所西庁舎地下1階会議室

出席者：木下（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（岡崎まち育てセンター・りた）

1．国交省のリクエストとのすり合わせについて...木下

残っている建物は、ちゃんと遺して行きましょう

金と知恵と汗を地元で出していけないとどうにもならない。

前文で触れる。

ぼやっとした話ではなくて、

まち協の実績もある程度書いたら。むらさき麦栽培だけでなく、

アイデアは出ているが、もっと事業に落とし込んでいけないと...

広く薄くと言うが、むらさき麦の生産性に偏っている。入口と出口を整理する。

検討

- ・ 出口について（何に使うか）アンケートで尋ねるべきか？
- ・ 仕組みはアンケートで問うものではなく、こちらで最終的に構築すればよい。

2．住民アンケートについて...創建

- ・ 具体的な寄付の対象となるテーマ・活動の設定
 - 米屋改修と利用イメージ
 - むらさき麦オーナー制度
 - むらさき麦工房
 - 子ども・学生の取り組み
- ・ 寄付方法
 - 定例的
 - 単発的
 - 寄付つき商品
- ・ 上記テーマの具体的な収支シュミレーションをした上で、「いくら出せるますか」設問追加

- ・紙面ボリュームと体裁
- ・配布方法
- ・スケジュール

3 . その他

⑥第6回実務者会議（平成24年1月10日）

藤川景観まちづくりファンド 実務者会議 次第

130110 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成25年1月10日（木）14:00～16:00

場 所：岡崎市役所西庁舎地下1階会議室

出席者：木下、鈴木（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（りた）

1．12/26 中部地整打合せ振り返り

- ・ 本事業の成果としては、他地域でも使えるよう、ファンドのスキームのバリエーション（選択肢）を示した上で、藤川ではアンケート調査や地域特性を踏まえ、いずれを選択した、という見せ方をしてほしい。ただし、必ずしも今回の結果通りにやらないといけない訳ではないので、柔軟に考えてほしい。
- ・ 地域が求めているもの＝「藤川がどう変わっていくのか」というビジョンを、（できれば短・中・長期で）示してほしい
 - 次回推進 WS で検討
 - 住民の努力（むらさき麦オーナー制度、米屋「小箱ショップ」など）＋企業・団体の協力
- ・ 2/18 報告会では、藤川の特徴（トップランナーではない、住民も頑張っているがインフラ整備先行、小学校の地域学習など）について、具体的に触れること。

2．今後のスケジュールの検討・調整

- 1/8：住民アンケート（再）〆切
- 1/10：実務者会議
- 1/11：企業アンケート送付
- 1/15：報告書アウトライン（目次）作成
- 1/28：報告会用データ送付
- 2/1：本省調整会議
- 2月初旬：推進 WS（藤川まち協）
- 2/15?：推進会議（藤川まち協＋藤川住民＋企業＋団体等）
- 2/18：報告会

3．住民アンケート進捗 ... 創建

- ・ 計529通（回収率27%） 1/5～10までの25通分追加した数

4 . 企業・団体アンケート ... 創建

5 . ファンドスキームの具体化

- 入り口（お金の集め方）
- 出口（お金の使い道）
- 規模：300万～数千万
- 運営組織：まち協、りた、パブリックサービス、学識経験者、観光協会、商工会議所、青年

会議所

(1) 入口のタイプイメージ

- a. 民都機構頼みの大規模ファンドタイプ（岐阜型）
- b. 多様な寄付つき商品で持続性を担保タイプ（一部京町家型）
- c. 多様な事業指定型ファンドを束ねたタイプ（京都地域創造基金型）
- d. マッチングギフト
- e. bをベースにc,dを組み合わせ、生産性のある事業を育てて資金の還流を目指すタイプ（藤川型）

(2) 集め方の種類と規模

収入費目	収入見込	根拠
①「むらさき基金」に直接寄付	25万+ 万円	住民／企業アンケート
②むらさきかん等公共施設の利用料金の一部を寄付		
③地区内に自動販売機を設置し、収入の一部を寄付	10万円？	観光課自販機実績
④むらさき麦商品販売収入	100万円？	道の駅実績
⑤むらさき麦のオーナー制度	50万円	5,000円/年×100区画
⑥ガイドブック等の販売収入		500円？× 冊
⑦各種イベントの入場料金の一部		
⑧レンタサイクル		
⑨パンフレット等の広告収入		
⑩その他(米屋「小箱ショップ」など)		
行政の拠出		
民都機構		
計	？	

(3) 出口のタイプイメージ

- A. 歴史的建造物限定タイプ（岐阜、京町家型）
- B. 事業ハード/ソフト混合タイプ（世田谷型）
- C. 事業指定型タイプ
- D. 生産性のある事業を育てて資金の還流（循環）を目指すタイプ（藤川型）

6 . 米屋の改修パターン

外観修復、屋根補修などから漸進的に改修

一気に全部改修

民間業者に委託

7 . 2/18 報告会の発表イメージ

藤川の地域特性とこれまでの取り組み

調査（まちづくりファンドの先進事例、住民アンケート、企業・団体アンケート）の報告

ファンドのスキームの検討（バリエーションの提示）

藤川の100年ビジョン

今後の取り組み

8 . 今年度の成果イメージと来年の動き

会議録

平成 25 年 1 月 10 日

天野 裕（岡崎まち育てセンター・りた）

件名	持続可能な景観まちづくりファンド検討調査 実務者会議【記録】
日時	平成 25 年 1 月 10 日（木）14:00-17:15
場所	岡崎市役所西庁舎地下 1 階会議スペース
出席者	木下、鈴木（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（岡崎市）
資料	（1）次第 （2）企業アンケート式 （3）報告書タタキ （4）「藤川地区景観まちづくりファンド推進協議体」の開催イメージ （5）地域資源を地域資産へ変換し、地域による持続可能なまちづくりの安定的な財源確保
次第	1. 12/26 中部地整打合せ振り返り 2. 今後のスケジュールの検討・調整 3. 住民アンケート進捗 4. 企業・団体アンケート 5. ファンドスキームの具体化

要旨

1. 決定事項

（1）今後のスケジュールについて

- ・ 1/15（予定）：報告書アウトライン（目次）送付 川村さん【創建】
- ・ 1/18：企業・団体アンケート〆切
- ・ 1/28：報告会用データ一次送付（発表用 PP20 枚 + 参考資料）【創建】
- ・ 2/1 10:00：本省打合せ【市・創建・りた】
- ・ 2月初旬（4日夕方/6日/7日のいずれか）：推進WS 6日（水）17時に決定
 - まち協と調整【りた・深田】
 - 今後のスケジュール周知 まち協
 - 住民/企業アンケート調査報告
 - スキーム案の提示・検討
 - 「藤川がどう変わっていくのか」というビジョンは、地元の参加を経て作られた景観計画の内容を再確認
- ・ 2/12：報告会用データ完成版送付
- ・ 2/18：報告会
- ・ 2/20 10:00：実務者 + momo 木村さん会議（スキームの検討）
- ・ 2/28、3/1のいずれか：推進会議 3/1（金）17時に決定
 - まち協・主要メンバーと調整【りた・深田】

➤ 観光課自販機の報告

- ・ 3/8：事業終了
- ・ 3月中：来年度以降の動きについて地元と調整【りた】
 - 役割分担の明確化
 - まち協・町会のまちづくり活動の透明化
 - むらさきかんの地域支援業務に組み込む

(2) アンケート調査について

- ・ ≪住民アンケート≫ 母数(=藤川学区の世帯数)は、1,923 とする。
- ・ ≪企業アンケート≫ 道の駅出店者に対しては、パブリックサービスからフォローをしてもらうよう市から要請。その他の各団体については、電話にて趣旨についてフォローする。

(3) ファンドのスキームについて

- ・ ≪出口≫ 何にいくら必要か、実際の活動(むらさき麦まつり、ライトアップ、俳句大賞、松並木の清掃など)や、米屋の改修、住民アンケートの使い道の選択肢からリストアップし【りた】、各々の事業費を試算する。
- ・ ≪入口≫ アンケート結果等から試算し、1年目、2年目...という時間軸に落とし込む。支援する対象とその成果がはっきりすれば、寄付の増加も見込めるはず。
- ・ ≪運営≫ 小規模の地域ファンドの宿命として、運営コスト割合が高くなることを説明し、運営を委託する「管理費」を計上するか、広域ファンドの「事業指定型ファンド」の一つに組み込むことの必要性、有効性を、他地域への展開マニュアルに入れる。
- ・ 持続的なファンド運営のために、中間支援 NPO や、市民活動・地域活動を支援する拠点(地域交流センター)の優位性、有効性について触れる。
- ・ ≪表現≫ 先進事例のスキームの表現を統一して、藤川モデルを作成。「資料(5)地域資源を地域資産へ変換し、地域による持続可能なまちづくりの安定的な財源確保」を参考に、情報を整理。
- ・ 入口と出口、ハードとソフトという分類で、1年ごとの時間軸でスキームの推移を表現する。出口の固定費(運営にかかる費用)を積んでおく。

(4) 米屋改修費用の参考資料について

- ・ 屋根の修繕費は別にする。
- ・ 間口 1m あたりの改修費用は、前面間口ではなく、改修が及んでいる壁面の長さで割る。

(5) 2/18 発表会について

- ・ プレゼン資料は、創建が作成したたたきを基にりたが修正。発表はりた。
- ・ りたは、地元へわかりやすく報告するための資料として援用することを念頭に、発表会資料を作りこむ。

2. 要確認事項

- ・ 民都機構の助成金「住民参加型まちづくりファンド支援事業」は、複数年にわたって助成を受けることが可能か。
- ・ 藤川学区にこれまで何に対して、どんな助成金・補助金があったかを調べる。
- ・ 地域住民、企業・団体、NPO・市民活動団体、有識者等、それぞれが、どんな役割を果たすべきか、何を求められるのか、一般論を創建が、藤川での具体的な役割をりたが詰めていく。

以上。

⑦第7回実務者会議（平成24年2月6日）

藤川景観まちづくりファンド
実務者会議 次第

130206 岡崎まち育てセンター・りた

0. 概要

日 時：平成25年2月6日（水）15:00～16:50

場 所：むらさきかん

出席者：木下（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（りた）

資 料： 推進WS次第、 発表資料、 発表資料校正確認シート、 3/1 推進会議骨子

- ・ 2/6：推進WS
 - 今後のスケジュール周知 まち協
 - 住民/企業アンケート調査報告
 - スキーム案の提示・検討
- ・ 2/12：報告会用データ完成版送付
- ・ 2/13：まち協小委員会
- ・ 2/18：報告会
- ・ 2/20 10:00：実務者+momo 木村さん会議（スキームの検討）
- ・ 3/1のいずれか：推進会議
 - ステークホルダーと意見交換
 - 観光課自販機の報告
- ・ 3/8：事業終了
- ・ 3月中：来年度以降の動きについて地元と調整【りた】

1. 国交省会議振り返り

指摘事項

- ・ 全体プロセスの中で、住民アンケートを行う前に地区住民を対象にワーキング（推進WS、推進会議）をやって地ならしをした点に触れるべき。
 - 報告書の「資料編 5. 推進WS」を本編に入れる。
 - 発表でも、地ならししながらやっていかないと地元はついてこない、という点に触れる。
- ・ 卯月先生の間接指導の対応を示す。
 - 基金の使い道を、歴史的建造物の外観改修だけではなく、まちづくり的な要素を入れた点。
 - 使い道の選択肢に「 宿泊し、昔の生活を体験できるようにする」を追加し、全体的な支持は少ないものの、親世代から比較的多くの支持を得た。

藤川小児童にヒアリング？

- ・ 市民アンケートの「使い道」を分野でまとめられないか。
- ・ 宿場町から離れた人の使い道の希望の傾向が顕著に表れていれば、範囲を広げた的にある程度有効な策が見えてくるのでは？
 - 旧市街（藤川西部、藤川東部、市場町）とその他新市街で傾向を見る。
- ・ 具体的に、どの使い道ならばいくら集まるのかがわかると良かったが、高額寄付者はどんな使い道を望んでいるかのクロスをして、有意な差が出るかを確認。
- ・ フロー図だけでは何をやったかわからない。
 - 年次でどのようなステップを踏んでいくのかを示せると良い。
- ・ 寄付だけで歴史的建造物の改修・保全をやるのは道が遠い。外観を部分的にでも改修していき、成果を見せながら関心とお金を集めていく必要がある、ということに触れる。
- ・ 発表会での先生方のコメントは、報告書にできる範囲で盛り込み、難しいことは次年度以降の課題として対処してもらえばよい。
- ・ 結構人が来るので、発表の準備をしっかりとすること。地方公共団体、建築士会が多い。

2 . 推進 WS 進行確認【資料 】

3 . 2/18 発表資料校正【資料 、 】

4 . 3/1 推進会議について

- ・ 企業・団体アンケートの被験者に声掛けをし、「むらさき基金」の集め方・使い道や疑問についてざっくばらんな意見交換の場とする。

日時：2013年3月1日（金）18:30～20:30

会場：むらさきかん第4活動室

⑧第8回実務者会議（平成24年2月20日）

藤川景観まちづくりファンド
実務者会議 次第

130220 岡崎まち育てセンター・りた

0．概要

日 時：平成25年2月20日（水）10:00～12:00

場 所：岡崎市役所地下1階会議スペース

出席者：木下（岡崎市）、平井、長谷川（創建）、山田、深田、天野（りた）、木村（コミュニティ・ユース・バンク momo）

1．本事業の概要と振り返り

本事業（歴史的風致維持向上推進等調査）の目的 国交省のねらい

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保全・活用するため、民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、地方都市の歴史的なまち並み形成において隘路となっている共通課題等に対応する調査により対策を実証し、歴史的風致の維持向上を推進する。

岡崎市藤川地区の提案

文化的価値が高い訳ではないが、地域にとって愛着ある名もなき資源（建物、まちなみ等）を、特定の地域（一小学校区）において関心や共感を喚起しながら地域資源を発掘、活用していく持続的な地域ファンドの仕組みづくりを検討する。

先進事例調査でわかったこと

- ・全国27のファンドについて基礎調査 その中から特に特徴的と思われる4つを抽出し、追調査。
- ・例えば、京町家まちづくりファンドは、5,000万円の篤志家からの寄付、京都市の予算5,000万円に、民都機構のまちづくりファンド助成制度から5,000万円、合計1億5,000万円でスタート
- ・ハッ橋やバナナの売り上げの一部が寄付される「寄付つき商品」や、専用の自販機の手数料、募金箱等多様な集め方。

住民アンケートからわかったこと

- ・藤川小学校区に住む約 2,000 世帯を対象にアンケート実施、529 通の回答（回答率 27.5%）。
- ・「どんな寄付金の集め方がよいか」という問いに対し、多かったのが「公共施設の利用料」「商品販売の収入」
- ・「直接寄付」は 33%。これは 10 世帯に 1 世帯が寄付してくれる計算。
- ・総額 30 万円。 ぎふ景観まちづくりファンドでは、全市で 52 万円。
- ・寄付金の使い道： 外観の復元、 既存のまちづくり活動、 来街者のための機能充実
寄付の動機づけは多様。

企業アンケートからわかったこと

- ・道の駅出店者、商工会議所、青年会議所、建築士会等 52 団体中、22 団体の回答。
- ・「協力してもよい」「まだわからない」の 2 極化。 情報
- ・直接寄付 = 83 万円
- ・間接寄付 = 75 万円 主に道の駅

米屋改修費

- ・内部 + 外部改修 = 1 億 5000 万円
- ・外部改修のみ = 1,500 万円
- 外部修景費用内訳
- ・解体・仮設費 50 万円
- ・庇設置 80 万円
- ・建具改修 240 万円
- ・外壁改修（漆喰塗） 650 万円
- ・大木戸設置 80 万円
- ・格子設置 250 万円
- ・諸経費 150 万円
- 計） 1,500 万円

藤川地区における収入の試算

- ・直接 / 間接寄付：190 万円 直接寄付：110 万円（住民 30 万 + 企業 80 万）
間接寄付：80 万円
- ・むらさき麦の販売：170 万円
- ・ブランド認証：60 万円
- ・オーナー制度：15 万円
- 小計） 435 万円
- ・その他、民都機構、行政
外観改修費にも届かない。

結論

- I. 小規模な地域ファンドは、対象を身近に感じられるため、理解を得れば得るほど広域ファンドより高い割合で継続的に寄付を集めることが可能となる。
- II. ただし、歴史という切り口に限定されない、様々な住民層の暮らしと結びついた多様なまちづくりの活動を展開することで広く関心と共感を集め、日常生活の中で直接寄付や間接寄付の機会をつくっていくことが大切。
- III. しかし、それでも大規模改修に必要な金額には届かない。
- IV. したがって、ファンドの用途を歴史的建造物の改修ありきではなく、収益性のある活動にファンドの資金を投じ、資金を還流させることで、建物の改修に充てられる資金を増幅する仕組みづくりが必要。
- V. 小規模な地域ファンドでは、地域に暮らす子ども、若者、大人、お年寄りなど、目に見える様々な生活者の関心や営みが寄付行為と結びつき、「出し手」＝「活かし手」となる。
- VI. 小さくとも目に見える成果（部分的な外観改修含む）を積み重ねることで、持続的な寄付行為の担保とさらなる寄付者の発掘を繰り返していく。その循環の中に、歴史的風致の保全・活用を無理なく丁寧に位置づけることで、地域に必要な景観が保たれ、つくられていく。

2. 地元の意向

- ・ 個人資産である「米屋」の改修に、寄付や公金を投入することの理解が十分に得られていない。
- ・ 寄付に対する拒否感も散見され（住民アンケートの自由記述より）、そもそもまち協の活動をもっと知ってもらう必要がある。
 - 愛産大と連携して「まち協だより」の発行。
- ・ むらさき麦オーナー制度の試行開始
 - 1口20㎡5,000円で縁故者中心に50口集める。25万円の収入
- ・ 米屋に「小箱ショップ」整備。棚設置費用約15万円を町会+まち協から捻出。
- ・ むらさき麦収入が今年度80万～100万円程度あり。
- ・ 「基金」を掲げて寄付を募るよりも、できるところからお金を集め、必要なところに投じた方がよいのでは？

3. むらさき麦の情報整理

- ・ もともと4トンのストックがある。
- ・ 現在のむらさき麦の耕作地面積：6,000㎡ うち鈴木総代所有の田畑：3,000㎡
 - 1,000㎡あたり100～120kgの収穫量

- したがって、5月には600～720kgの収穫見込
- ・ 耕作地最大面積：9ha（90,000㎡）
 - 最大収穫量：10,800kg=10.8トン
- ・ 精麦コスト
 - 28万円/3トン（袋詰め含む）=93円/kg 0.1円/g
- ・ 販売価格

		籾付麦	精麦	粉(生)	焙煎麦	香煎	
kg単価		¥300	¥400	¥500		¥700	
売上実績							計
12月	kg	0	212	237	0	8	457
	%	0.0%	46.4%	51.9%	0.0%	1.8%	100.0%
	売上	¥0	¥84,800	¥118,500	¥0	¥5,600	¥208,900
1月	kg	0	60	168	0	5	233
	%	0.0%	25.8%	72.1%	0.0%	2.1%	100.0%
	売上	¥0	¥24,000	¥84,000	¥0	¥3,500	¥111,500

- Kg単価平均470円程度（0.47円/g）
- 月5万円：年間60万円（1,280kg）の売り上げ見込み
- ・ 今後、どう生産コストと販売価格をバランスさせていくかが課題。